

## D. 原子力損害に係る賠償責任

### 1. 原賠法と中間指針

#### (1) 原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）

- ・ 原賠法上の賠償責任は無過失責任であり、原子力事業者に責任集中。

#### (2) 原子力損害賠償紛争審査会による中間指針

- ・ 当社が賠償すべき損害のうち、一定の類型化が可能な損害項目や範囲を示したもの。
- ・ 何れの損害項目も、従来の裁判実務や相当因果関係の議論等と整合しており合理的。

### 2. 損害総額の理論的推計

#### (1) 推計結果

- ・ 【前提】中間指針の損害項目に沿って、統計的手法等も用いつつ損害額を理論的に推計。したがって、個々の損害の積み上げによる算定ではない。前提条件等によって大きく変動する可能性が高い推計額も含まれる。

※ なお、前提条件によって推計額が相対的にも大きく変動する可能性がある損害項目についてはグレーハイライトを付した。特に、風評被害及び間接被害については大きな変動幅が見込まれる。

	分類	損害項目	初年度分	2年度以降分	資産分・一過性分
a	政府による避難等の指示等に係る損害	検査費用（人）、避難費用、一時立入費用、帰宅費用、生命・身体的損害、精神的損害、営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物）、財物価値の喪失又は減少等	7372 億 3600 万円	6097 億 7900 万円	5774 億 6100 万円
b	政府による航行危険区域及び飛行禁止区域の設定に係る損害	営業損害、就労不能等に伴う損害	(被害実態が明らかでなく現時点では推計不能)		
c	政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害	営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物）	(営業損害及び就労不能等に伴う損害：風評被害の内数として推計) (検査費用（物）：少額のため考慮せず)		
d	その他の政府指示等に係る損害	営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物）	(営業損害及び就労不能等に伴う損害：被害実態が明らかでなく現時点では推計不能) (検査費用（物）：少額のため考慮せず)		
e	いわゆる風評被害	農林漁業・食品産業、観光業、製造業・サービス業等、輸出			1 兆 3039 億 4700 万円
f	いわゆる間接被害	第一次被害者と一定の経済的関係にあった者に生じた被害	2874 億 100 万円	2874 億 100 万円	7370 億 2200 万円
g	放射線被曝による損害	生命・身体的損害	(2011 年 8 月現在、該当者不存在)		
h	その他	地方公共団体等の財産的損害等	(地方公共団体は年度末に損害額を公表するため、現時点では推計不能)		
	推計額の合計		1 兆 246 億 3700 万円	8971 億 8000 万円	2 兆 6184 億 3000 万円

## D. 原子力損害に係る賠償責任

- ・ 不確実性が比較的小さい項目の合計で、初年度分約 7372 億円、2 年度以降分約 6098 億円、資産分・一過性分約 3832 億円。
- ・ 中間指針で実費額を賠償するとされた項目については、本補償に係る当社の内部基準（標準単価、目安額等）を参考に推計。  
→ これらの損害項目の賠償額は、現実には当社の内部基準に定められた額に収斂していくと想定される。
- ・ なお、下記表は、将来に渡り継続的に生じ得る損害（初年度分、2 年度以降分）と単発的であるがいつ生じるかが明らかでない損害（資産分・一過性分）に分けて記載している。

### (2) 中間指針では取り上げられていない損害項目

- ・ 例えば、自主避難に係る損害、事業者が対象区域外で被った本事故と相当因果関係の認められる損害等  
→ もっとも、その範囲や規模、損害発生の確実性が不明であるため、推計にあたっては考慮しないこととした。

### (3) 当社による試算

- ・ 2011 年度第 1 四半期決算に当たり、当社の財務状況を明らかにする目的で試算が行われた。
- ・ 現時点で合理的に試算可能なものとして、約 3984 億円。  
→ 政府による避難等の指示等に係る損害
  - ・ 精神的損害（約 882 億円）、営業損害（約 1021 億円）、就労不能等に伴う損害（約 1413 億円）政府による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害
  - ・ 営業損害（約 668 億円）
- ・ その他の損害項目については、現状では合理的な見積もりが困難として試算せず。

## 3. 機構による資金援助の対象となる範囲

- ・ 「当該原子力事業者が損害を賠償する責めに任ずべき額」（支援機構法 41 条）  
→ 中間指針で示された各損害項目に該当する損害については、原則として原子力事業者が損害を賠償する責めに任ずべき損害に該当すると考えられる。もっとも、個別の損害が中間指針で示された各損害項目に該当するかは個別の事情による。  
→ 但し、国や地方公共団体が放射性物質環境汚染対処特別措置法に基づいて行った廃棄物処理や除染の費用については、法律上、原子力事業者が損害を賠償する責めに任ずべき損害であるとされている。

## **D. 原子力損害に係る賠償責任**

### **4. 仮払いの状況、本補償の概要について**

#### **(1) 当社が行った仮払いの状況：9月7日現在で合計約1175億円**

- ・ 個人に対する仮払補償金請求の受付は9月11日で終了し、9月12日以降に受け付けたものは本補償に移行。
- ・ 農林漁業関係者及び中小企業者に対する仮払補償金請求の受付は現在も継続中。

#### **(2) 当社により行われる本補償**

- ・ 当社の公表した基準は、中間指針の内容と整合するもので基準として合理的であると思料される。
- ・ 財物価値の喪失又は減少等、就労不能等に伴う損害の一部、地方公共団体等の財産的損害等及び牛肉からセシウムが検出されたことに起因する風評被害等に関する本補償の基準は8月30日には公表されず、後日改めて当社より公表される予定。
- ・ 個人に係る損害については、9月12日を目途に請求書用紙等の発送及び本補償の受付を開始。10月の早い段階での支払開始を目指すとする。
- ・ 法人及び事業者に係る損害については、9月21日、より詳細な補償基準をプレスリリースで公表し、本補償の受付を案内。

### **5. 今後の課題**

- ・ 中間指針に内在する問題（損害の終期、風評被害、間接被害の算定等）
- ・ 中間指針では取り上げられなかった損害につき、当社において基準を策定する必要性が生じる可能性

### **6. 本事故に係る損害賠償の支払いを求める訴訟が日本国外において提起された場合に想定されるリスク**

- ・ 現時点で、国外における訴訟係属なし。
- ・ CSC（現時点で未発効）に日本が加入し、発効した場合、条文上は日本に専属的裁判管轄  
→ 但し、発効前の事故については、日本の専属的裁判管轄は否定される可能性あり。
- ・ 日本国外において当社に対し訴訟提起された場合  
→ 外国裁判所に訴訟が係属する可能性  
→ 外国法が準拠法となる可能性  
→ 外国判決が外国・日本・第三国で執行される可能性

## 目 次

Ⅲ.	原子力発電所の事故に伴う被災者等に対する損害賠償	… G-1
1.	関係法令及び制度等	… G-1
(1)	原賠法の沿革、関係条文の解釈について	… G-1
(2)	補償契約に関する法律の概要	… G-14
(3)	原賠法と他の賠償に関連する法令との関係について	… G-16
(4)	原子力災害対策特別措置法をはじめとする法令に基づく行政機関による救済措置と原賠法による損害賠償の関係について	… G-19
2.	原子力損害賠償紛争審査会による指針について	… G-28
(1)	原子力損害賠償紛争審査会の位置づけ	… G-28
(2)	原賠法に基づく損害賠償に関する基本的な考え方	… G-29
(3)	中間指針の検討	… G-32
3.	中間指針において取り上げられなかった損害項目について	G-123
(1)	指針外の損害（建設・不動産分野（不動産業関係））	… G-124
(2)	指針外の損害（上水道分野）	… G-125
(3)	指針外の損害（製造業分野）	… G-125
(4)	指針外の損害（運輸・物流分野（物流（トラック輸送）関係））	… G-125
(5)	指針外の損害（運輸・物流分野（航空関係））	… G-126
(6)	指針外の損害（情報通信分野）	… G-126
(7)	指針外の損害（農林漁業分野）	… G-126
(8)	指針外の損害（食品産業分野）	… G-127
(9)	指針外の損害（その他の分野）	… G-127
4.	損害総額の理論的推計のための試算	… G-127
(1)	専門委員による調査により判明した損害の概要	… G-129
(2)	損害総額の推計	… G-234
5.	当社による試算について	… G-292

(1)	当社による損害賠償額の試算状況	G-292
6.	当社が行った仮払いの状況	G-306
(1)	仮払補償金の支払状況等	G-306
(2)	申請に当たっての提出書類及び確認事項	G-318
(3)	支払いまでの事務手続	G-322
(4)	本補償の概要	G-323
(5)	資金繰りへの影響	G-353
7.	今後の課題	G-354
(1)	中間指針において示された損害賠償指針について	G-354
(2)	中間指針で取り上げられなかった損害について	G-354
8.	本事故に係る損害賠償の支払いを求める訴訟が日本国外に おいて提起された場合に想定されるリスク	G-355
(1)	海外における訴訟の状況	G-355
(2)	原子力損害賠償に関する条約	G-355
(3)	日本国外において当社に対する訴訟が提起された場合	G-356

### Ⅲ. 原子力発電所の事故に伴う被災者等に対する損害賠償

#### 1. 関係法令及び制度等

##### (1) 原賠法の沿革、関係条文の解釈について

###### a. 原賠法の沿革

原子力損害の賠償に関する制度は、1957年（昭和32年）、原子力の平和利用にいち早く着手した米国において初めて確立された。そして、原子力の平和利用が各国に広がるに従って、各国においても原子力損害の賠償に関する問題が取り上げられるようになり、原子力損害の賠償に関する法制度が整備されていったとされる。各国が採用した損害賠償の枠組みに共通して見られる特徴は、賠償責任が原子力事業者に集中され、更に、被害者による損害賠償請求権の立証を容易にするために、原子力事業者の責任を無過失賠償責任としている点等であるが、賠償責任が原子力事業者に集中されることとなった背景としては、各国が米国との国際協力の下で原子力の平和利用を推進していたところ、米国が、原子力損害に関し、製造者が賠償責任を負わないような制度を作ることを原子力資材輸出の条件として要求したことが指摘されている<sup>1</sup>。

我が国において原子力損害賠償の問題が初めて注目されることとなったのは、1956年（昭和31年）の日米原子力協定に基づく細目協定の締結において、米国から「濃縮ウランの引渡しがあった後は、それから生じる一切の責任から米国政府を免責する。」旨の条項が要求されたときであるとされ、結局、同年11月に締結された細目協定には、このような免責条項が含まれることとなった。

更に、1957年（昭和32年）、英国から原子炉を導入するに際して日英原子力協定を締結する際にも、英国は、「提供された燃料の生産、加工を原因として生ずる損害に対する責任、特に第三者損害に対する責任について、その燃料の引渡し後は、日本政府が英国政府又は英国原子力公

<sup>1</sup> 科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』14頁。

社に対し、その責任を免れさせ、且つ損害を与えないようにする。」との条項を置くことを要求し、同条項が含まれた協定が締結されるに至った。

このように、我が国においても原子力の平和利用が開始されるのと同時に、原子力損害の賠償に関する枠組み策定の必要性が認識されるようになり、原子力委員会は、1958年（昭和33年）10月に至り、故我妻榮東京大学名誉教授を部会長とする専門部会を設置し、原子力損害の賠償に関する制度の検討を開始した。

専門部会の答申が原子力委員会に提出されたのは、1959年（昭和34年）12月12日のことである。

答申においては、①賠償責任は原子力事業者に集中すること、②賠償責任は無過失責任とし、免責は異例な事由に限定すること、③原子力事業者に責任保険を中心とする損害賠償措置を強制すること、④責任保険等の填補し得ない損害及び損害賠償措置の金額を超える損害については国が補償するものとし、国は補償料を徴収することが提案されていた。

答申を受けた原子力委員会は、1960年（昭和35年）3月26日、原子力損害賠償制度の骨格を記した「原子力損害賠償制度の確立について」と題する決定を行い、閣議においても原子力損害賠償制度の早期確立が了承された。

これを受け、科学技術庁原子力局において立法化作業が行われ、「原子力損害の賠償に関する法律」及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」の2つの法律案を立案し、これらの法律案は、1961年（昭和36年）3月1日に第38回国会に提出され、同年5月18日に衆議院、同年6月8日に参議院において可決、成立し、同年6月17日に交付されるに至った。

原賠法及び原子力損害賠償補償契約に関する法律（以下「補償契約法」とする。）は、1962年（昭和37年）3月15日に施行され、以後、数次の改正を経て現在に至っている。

#### b. 原賠法の目的、特徴

原賠法1条は、同法律の目的につき、以下の通り規定し

ている。

原賠法第一条 この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。

原賠法の目的は、原子力損害を被った「被害者の保護を図り」且つ「原子力事業の健全な発展に資する」ことである。

そして、その目的を達成するために、原賠法は原子力損害に係る「損害賠償に関する基本的制度を定め」ることとされている。

ここでいう「損害賠償に関する基本的制度」の柱をなすのは、①賠償責任の厳格化と賠償責任の集中、②損害賠償措置の強制及び③賠償履行に対する国の援助その他の措置であり、以下それぞれについて若干の解説を加える。

### c. 賠償責任の厳格化と賠償責任の集中について

#### (a) 原賠法3条1項本文について

原賠法第三条第一項 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

原賠法3条1項本文は、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる」と規定しているところ、この規定は、「原子炉の運転等」と原子力損害の発生との間に相当因果関係が認められれば、原子力事業者の主観的要素（故意、過失、重過失等）の如何を問わず、原子力事業者が賠償責任を負わせる旨の規定であると



解されている<sup>2</sup>。

(b) 「原子炉の運転等」の意義

前記規定からも明らかなように、原賠法に基づき、原子力事業者が賠償責任を負うためには、「原子炉の運転等」の際に、「当該原子炉の運転等」により原子力損害が生じることが必要であり、まず、「原子炉の運転等」の意義が問題となり得る。

この点、「原子炉の運転等」の定義は、原賠法2条1項及びこれを受けた原賠法施行令1条に規定されている。それぞれの規定は以下の通りである。

原賠法第二条第一項 この法律において「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに付随してする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。第五号において同じ。）の運搬、貯蔵又は廃棄であつて、政令で定める<sup>3</sup>ものをいう。

一 原子炉の運転

二 加工

三 再処理

四 核燃料物質の使用

四の二 使用済燃料の貯蔵

五 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄

原賠法施行令第一条

原子力損害の賠償に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定めるものは、次の行為（第一号から第五号までに掲げる行為については、それぞれ、当該行為が行われる工場又

<sup>2</sup> 科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』53頁、54頁。

<sup>3</sup> 政令の規定からも明らかなように「政令で定める」との文言は、「次の各号に掲げるもの」という文言にもかかっている。

は事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶。以下同じ。）において当該行為に付随してする第六号イからハまでに掲げる物の運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）とする。

一 原子炉の運転

二 次に掲げる核燃料物質の加工

イ ウラン二三五及びウラン二三八に対するウラン二三五の比率が天然の比率をこえ百分の五に達しないウラン及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつてウラン二三五の量が二千グラム以上のもの

ロ ウラン二三五及びウラン二三八に対するウラン二三五の比率が百分の五以上のウラン及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつてウラン二三五の量が八百グラム以上のもの

ハ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつてプルトニウムの量が五百グラム以上のもの

三 再処理

四 第二号イからハまでに掲げる核燃料物質の使用

四の二 使用済燃料の貯蔵

五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。次号において「規制法」という。）第五十一条の二第一項第三号に規定する廃棄物埋設及び廃棄物管理（以下それぞれ「廃棄物埋設」及び「廃棄物管理」という。）

六 前各号に掲げる行為が行われる工場又は事業所の外においてそれぞれ当該行為に付随してする次に掲げる物の運搬、貯蔵又は廃棄（前各号に掲げる行為が行われる他の原子力事業者の工場又は事業所において当該他の原子力事業者がそれぞれ当該行為に付随してするものに該当する場合におけるものを除く。）

イ 第二号イからハまでに掲げる核燃料物質

ロ 規制法第二条第八項に規定する使用済燃料

ハ 核燃料物質によつて汚染された物（原子核分

裂生成物を含む。)

原賠法2条1項及び原賠法施行令1条の規定を総合するに、「原子炉の運転等とは、①原子炉の運転、②核燃料物質の加工、③再処理、④核燃料物質の使用、⑤使用済燃料の貯蔵、⑥廃棄物の埋設・管理、⑦①乃至⑥の行為が行われる工場若しくは事業所又はそれらの外において、①乃至⑥の行為に付随してなされる核燃料物質、使用済核燃料又は核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄をいうこととなる。

なお、本件では、原子力発電所が運転を停止した後の事故処理の過程において放射性物質が漏出したと考えられることから、原子炉の運転停止後の一連の処理、具体的には、(i) 原子炉格納容器を冷却するための処理、(ii) 事業所内の使用済燃料プールを冷却するための処理、(iii) 核燃料物質によって汚染された水や物の廃棄処理が「原子炉の運転等」に該当するかが問題となり得る。

この点、原賠法施行令1条にいう「付随して」との文言については、同条1号乃至5号に規定される行為の終了後に行う行為も含むと解されている<sup>4</sup>ことから、原子炉の運転の終了後に行われている前記(i)乃至(iii)の行為は、「原子炉の運転」に「付随」する行為と観念し得る。そして、(i)は、原子炉の運転に付随する核燃料物質の貯蔵(原賠法2条1項1号、原賠法施行令1条1号)に、(ii)は、原子炉の運転に付随する使用済核燃料の貯蔵(原賠法2条1項4の2号、1号、原賠法施行令1条4の2号、1号)に、(iii)は、事業所の内外において原子炉の運転に付随する核燃料物質によって汚染された物の運搬又は廃棄(原賠法2条1項1号、原賠法施行令1条1号、6号ハ)に該当すると考えられる。

<sup>4</sup> 科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』40頁。

(c) 「原子力損害」の意義

続いて、原賠法に基づき原子力事業者に賠償責任が認められるためには、「原子力損害」が発生したと認められなければならない。「原子力損害」は原賠法2条2項において定義されている。

原賠法第二条第二項 この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう。ただし、次条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者の受けた損害を除く。

原賠法2条2項に規定されている通り、原子力損害とは、①核燃料物質の原子核分裂の過程の作用、②核燃料物質等の放射線の作用、③核燃料物質等の毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう（但し、原子力事業者の受けた損害は除かれる。）。

そして、「原子力損害」の範囲については、民法上の損害賠償の一般原則に従って、原子炉の運転等と相当因果関係がある損害全てがこれに含まれることになり、直接損害のみならず、間接損害も、相当因果関係

がある限り原子力損害に当たるものと解されている<sup>5</sup>。

(d) 原賠法3条1項但書について

既に述べた通り、原賠法3条1項本文は、原子炉の運転等と原子力損害の発生との間に相当因果関係が認められれば、原子力事業者の主観的要件の如何を問わず、原子力事業者に賠償責任を負わせる規定であると解されている<sup>6</sup>。即ち、同項は無過失責任を定めたものであり、過失責任の原則を定めた民法の規定（民法709条、415条等）の特則といえる。

但し、原賠法3条1項但書において、「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」によって原子力損害が生じた場合には、原子力事業者は免責されるとされている<sup>7</sup>。

この点につき、2011年（平成23年）3月11日に発生した福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電

<sup>5</sup> 竹内昭夫「原子力損害二法の概要」ジュリスト236号31頁、科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』46頁。原子力損害賠償紛争審査会による中間指針においても、（原子力事業者が責任を負うべき原子力損害）「の範囲につき、一般の不法行為に基づく損害賠償請求権における損害の範囲と特別に異なって解する理由はない。したがって、指針策定に当たっても、東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故（中略）と相当因果関係のある損害、すなわち社会通念上当該事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲のものであれば、原子力損害に含まれると考える。」（中間指針3頁、4頁）とされている。

<sup>6</sup> 科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』54頁。

<sup>7</sup> 原賠法3条1項但書は「ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。」と規定するのみである。このため、傍論ではあるが、文理解釈としては、異常に巨大な天災地変や社会的動乱によつて損害が生じた場合には、原子力事業者は同条本文に規定する無過失責任を負わないものの、別途民法等に規定する過失責任を負う余地はあるとの解釈も可能であるが、科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』56頁は、かかる場合には、原子力事業者は免責となる旨解説している。もっとも、かかる天災地変や社会的動乱によつて損害が発生した場合に、原子力事業者に過失責任が認められる場合は現実には想定し難いようにも思われる。

所における事故（本Ⅲにおいて、以下「本事故」とする。）発生直後には、今般の地震及び津波は、同条に規定する「異常に巨大な天災地変」に該当し得るとの議論もみられたところであり、法文上、「異常に巨大な天災地変」が意味するところは必ずしも明確とはいえないことから、その意義について若干の検討を加える。

この点、原賠法3条1項但書の趣旨については、「原子炉の運転等と相当因果関係を有する原子力損害は、全て原子力事業者が賠償しなければならないこととなり、危険責任の考え方に基づく責任としては酷に過ぎる場合も有り得る。（中略）しかし、一方では、不可抗力による免責が軽々に認められるようでは、被害者の保護を図るというもう一つの法目的が損なわれることになる。そこで、（中略）非常に稀な場合に限って原子力事業者を免責することとした」等と説明されている<sup>8</sup>。

また、原賠法の国会審議に際し、参考人として意見を述べた故我妻榮東京大学名誉教授は、「超不可抗力」といった表現を用いている。

これらの説明からも明らかなように、原賠法3条1項但書は、単に不可抗力であれば原子力事業者を免責することとしたわけではなく、極めて希有な、不可抗力性の特に強い場合に限って原子力事業者を免責することとしたものであると考えられ、少なくとも立法者の意図又は立法趣旨としては、単に「想定を越える天災」というだけでは免責の対象となるわけではないと整理されていたと考えられる。

もちろん、具体的に如何なる天災地変が免責の対象となるかについては、最終的には、裁判所において、個別具体的な事実関係を基に判断すべき事柄であり、抽象的な基準を掲げることは困難である。

もっとも、参考までに紹介すると、脚注8において紹介した科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』55頁は、「異常に巨大な天災地変」とは「日本の

<sup>8</sup> 科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』55頁

歴史上余り例のみられない大地震、大噴火、大風水災等をいう。」とし、「例えば、関東大震災は巨大ではあっても異常に巨大なものとはいえず、これを相当程度上まわるものであることを要する。」としている。

また、故我妻榮東京大学名誉教授は、国会審議に際して「とうてい予想し得ないような巨大な天災地変」「人類の予想していないような大きなもの」等と表現し、中曽根康弘科学技術庁長官は「関東大震災の三倍以上の大震災」等と例を挙げ、原子力局長も「安全審査の点でも、関東大地震の二倍ないし三倍の地震に耐え得るといふ非常な安全度をとっておるわけでありませぬ。それさえももつと飛び越えるような大きな地震というふうにお考えいただければいいのではなかろうか」「異常に巨大な天災地変、即ち関東大震災を例に取りますならば、その三倍や四倍にも当たるような、そのような天災地変」等と答弁している。

更に、1998年（平成10年）8月28日に開催された第2回原子力損害賠償制度専門部会議における事務局作成に係る配付資料<sup>9</sup>においても、「「異常に巨大な天災地変」とは、一般的には日本の歴史上余り例の見られない大地震、大噴火、大風水災等が考えられる。例えば、関東大震災を相当程度（約3倍以上）上回るものをいうと解している。」とされている<sup>10</sup>。

ここで、関東大震災の3倍といっても、具体的に如何なる数値を基準に3倍であるかが問題となり得、1998年（平成10年）9月11日に開催された第3回原子力損害賠償制度専門部会議においてもその点が問題

<sup>9</sup> <http://www.aec.go.jp/jicst/NC/senmon/old/songai/siry0/siry003/siry03-6.htm>。

<sup>10</sup> もっとも、専門部会議における事務局の説明内容をみるに、「3倍」とは事務局において何らかの根拠をもって算定した数字ではないように思われる。事務局は「過去の国会答弁では、関東大震災の3倍以上と述べられており」等と発言しており、過去の国会答弁を基に「関東大震災を相当程度（約3倍以上）上回るもの」と述べているに過ぎないと思われる

（<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/senmon/old/songai/siry0/siry003/siry03-1.htm>）。

となったが、専門部会の構成員であった下山俊次氏（日本原子力発電（株）最高顧問）は「一般的には、震度・マグニチュード・加速度であろうが、三倍といったときには、おそらく加速度をいったものである。関東大震災がコンマ2くらいなので、コンマ6程度のものか。発生した損害の規模でなく、原因、主に地震の規模であろう。」としている。

もっとも、そもそも「とうてい予想し得ない」といえるか否かは、様々な要素を総合考慮して決すべきものであり、数値的に基準を示すことにはなじまないものであると思われるし、前記国会答弁において、対象となる数値や具体的計算根拠を示すことなく「3倍」等といった表現が用いられていることから、国会答弁等で言及された「3倍」等といった数字そのものに意味を読み取ろうとすることは相当ではないと思われる<sup>11</sup>。

何れにせよ、「異常に巨大な天災地変」に該当するか否かの判断は、最終的には、個別具体的な事実関係を前提に裁判所において判断されるべき事項である。

#### (e) 賠償責任の集中について

原賠法第四条第一項 前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。

<sup>11</sup> なお、下山俊次氏の指摘に従い、本地震において観測された加速度（ガル）を関東大震災等の他の地震の加速度と比較するに、報道によれば、本地震においては、宮城県栗原市築館で2933ガルの加速度を計測したとされているところ、関東大震災では330ガル、阪神・淡路大震災では800ガルの加速度が生じた等といわれている（<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/sidouka/data14774.html>）。

もっとも、報道によれば、2008年（平成20年）の岩手・宮城内陸地震に際し、岩手県一関市で最大加速度4022ガルが計測されており、また、2004年の中越地震でも2516ガルが計測されている

（<http://www.asahi.com/science/update/0111/TKY201101110375.html>）。



原賠法3条1項は、原子炉の運転等に起因して生じた原子力損害につき原子力事業者が無過失責任を負う旨定めているが、その原子力損害の発生につき原因を与えている他の者が、民法又はその他の法律に基づいて責任を有する場合においては、これらの者もまた賠償責任を有するものとされる余地がある。

そのため、原賠法4条1項は、無過失責任を負う原子力事業者以外の者が、原子力損害について一切責任を有しない旨を明白にした規定と解されている<sup>12</sup>。

更に、原賠法5条は、「第三条の場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する」と規定し、原賠法3条に基づき原子力事業者が賠償した損害を第三者に求償することができる場合を、第三者に故意がある場合に限定している。

#### d. 損害賠償措置の強制について

原賠法6条は、以下の通り規定して、原子力事業者が原子力損害を賠償するための措置を講ずることを義務付けている。

原賠法第六条 原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「損害賠償措置」という。）を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。

損害賠償措置を講じる義務は、各国の原子力損害の賠償に関する枠組みに共通して存在する要素であり、我が国の原賠法においても大きな柱の1つとなっている。

そして、7条は、損害賠償措置の具体的種類や金額について規定しているところ、損害賠償措置の種類としては、①原子力損害賠償責任保険契約（以下「責任保険契約」とする。）及び原子力損害賠償補償契約（以下「補償契約」とする。）、②供託、③①や②に相当する措置であり文部

<sup>12</sup> 科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』59頁。

科学大臣の承認を得たものが挙げられているが、現在まで①以外の措置がとられたことはない。

損害賠償措置の金額は、原子炉の運転等の種類によって異なるが、福島第一原子力発電所あるいは福島第二原子力発電所のように、熱出力が1万キロワットを越える原子炉の運転を行う場合には1工場あるいは1事業所当たり1200億円を措置しておかなければならない。

損害賠償措置は、1工場又は1事業所当たりで1つの措置を講ずることとされており、1工場又は1事業所で複数の原子炉の運転等を行う場合でも、損害賠償措置は1つで足りる（サイト主義）<sup>13</sup>。

e. 賠償履行に対する国の援助その他の措置について

前記のように損害賠償措置をとったとしても、その措置額を超える原子力損害が発生する可能性がある。

確かに、原子力事業者の損害賠償責任は無制限であり、原子力損害が損害賠償措置額を超えたとしても、依然として原子力事業者が損害賠償の責任を負うことには変わりはないが、その一方で、損害賠償措置を越えた原子力損害が発生した場合にあくまで原子力事業者による損害賠償のみしかねないとすると、被害者保護及び原子力産業の育成の観点から問題が生じかねない。

そこで、原子力損害の額が賠償責任額を超過した場合の備えとして、原賠法は、以下の通り、政府による援助措置に関する規定を置いている。

原賠法第十六条 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。

<sup>13</sup> なお、1つの事業所の中に複数の原子炉が存在する場合、そのうちの最大の熱出力を持つものを基準に損害賠償措置の金額を決定する（原賠法施行令2条但書）。

2 前項の援助は、国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行なうものとする。

原賠法 16 条 2 項が規定するように、援助はあくまで国会の議決に基づいて政府に与えられた権限の範囲内で行わなければならない。例えば、政府による援助が補助金の交付、利子補給等、財政支出を伴う場合には、それについて国会の承認を得る必要がある（憲法 83 条、85 条）。その意味では、支援機構法は、政府が原賠法 16 条に基づいて必要な資金の交付を行う際の根拠法となることを意図して制定された法律であると位置づけられる。

この他、原賠法 17 条は、異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって原子力損害が発生した場合等について、政府が被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずる旨定めている。

## (2) 補償契約に関する法律の概要

### a. 補償契約に関する法律の沿革

原賠法 7 条の規定により、原子力事業者は損害賠償措置を講じなければならないところ、その典型は、責任保険契約及び補償契約の締結であり、この両者を締結しなければ損害賠償措置を講じたとは認められない。

責任保険契約と補償契約の関係は、原則として、並列的な関係に立っており、原子力損害をその性格によって区分し、その一部を責任保険契約が填補し、他の一部を補償契約が填補し、両者が一体となって原子力損害全体を填補するという構造となっている。

そして、原賠法 10 条 2 項は、補償契約に関する事項は別に法律でこれを定めるとしており、これを受けて補償契約の基本的事項について定めたのが補償契約法である。

### b. 責任保険契約と補償契約の関係

補償契約法 3 条は、補償契約が補償の対象とする原子力損害について以下の通り規定する。

補償契約法第三条 政府が前条の契約（以下「補償契約」という。）により補償する損失は、次の各号に掲げる原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失（以下「補償損失」という。）とする。

一 地震又は噴火によつて生じた原子力損害

二 正常運転（政令で定める状態において行なわれる原子炉の運転等をいう。）によつて生じた原子力損害<sup>14</sup>

三 その発生の原因となつた事実に関する限り責任保険契約によつてうめることができる原子力損害であつてその発生の原因となつた事実があつた日から十年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかつたもの（当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかつたことについてやむをえない理由がある場合に限る。）

四 原子力船の外国の水域への立入りに伴い生じた原子力損害であつて、賠償法第七条第一項に規定する損害賠償措置その他の原子力損害を賠償するための措置（賠償法第七条の二第一項に規定する損害賠償措置の一部として認められるものに限る。）によつてはうめることができないもの<sup>15</sup>

五 前各号に掲げるもの以外の原子力損害であつて政令で定めるもの

更に、同条5号において規定されている「政令で定める」ものとしては、補償契約法施行令2条が以下の通り規

<sup>14</sup> 正常運転によつて原子力損害が発生することは通常考えられないが、原子力については今後の研究によつて新たな知見が得られることも考え得るところであり、現在の最高の知識をもつて正常なものと考えていても、損害が発生する可能性を全面的には否定できないために、正常運転による原子力損害を補償契約で填補することとしたとされている（科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』147頁）。

<sup>15</sup> 4号は、我が国の原子力船が外国の水域に入る場合、当該外国政府と合意した額まで損害賠償措置を講じなければならないので（原賠法7条の2第1項）、当該合意した額のうち、原賠法7条1項の損害賠償措置及びその他の原子力損害を賠償するための措置によつては埋められない損害について、補償契約の対象とし得ることとしたものである（科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』144頁）。

定している。

補償契約法施行令第二条 法第三条第五号に規定する原子力損害であって政令で定めるものは、津波によつて生じた原子力損害とする。

以上に述べたところからも明らかなように、本件のように地震や津波によって原子力損害が引き起こされたと認められる場合には、責任保険契約ではなく、補償契約による填補の対象となる（当然のことながら、当該地震や津波が異常に巨大な天災地変に該当しないことが前提となる。）。

### (3) 原賠法と他の賠償に関連する法令との関係について

#### a. 民法上の契約責任又は不法行為責任との関係

原子力事業者の無過失責任や原子力損害についての責任の集中等を規定した原賠法2章の規定は、民法の損害賠償に関する規定の特例であり、その範囲において、民法の規定<sup>16</sup>は適用を排除されると解されている<sup>17</sup>。

近時の裁判例<sup>18</sup>においても、「原賠法に規定する原子力損害の賠償責任は、原子力事業者に対して原子力損害に関する無過失責任を規定するなどした民法の損害賠償責任に関する規定の特例であり、民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除され、その類推適用の余地もない」と判示されている。

したがって、原子力事業者に対し、原子炉の運転等によ

<sup>16</sup> 具体的には、民法415条（債務不履行の要件）及び同法709条から724条までの不法行為に関する規定のうち、同法709条（不法行為の要件）、715条（使用者責任）、716条（注文者責任）及び717条（土地工作物責任）。

<sup>17</sup> 科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』52頁。

<sup>18</sup> 水戸地判平成20年2月27日判例タイムズ1285号201頁。なお、かかる判示は、控訴審である東京高判平成21年5月14日法律時報2066号53頁においても引用されている。

り生じた原子力損害について、民法に基づく契約責任や不法行為責任を追及する余地はないと考えられる。他方で、原子力損害以外の損害については、原賠法の適用がないため、民法に基づく責任追及を行うことは可能である。

更に、原子力損害に関する限り、原子力事業者以外の者に対して民法に基づく不法行為責任や契約責任を追及することもできない。

即ち、前記の通り、原賠法4条1項は、原子力事業者が原賠法3条の規定により損害を賠償する責任を負う場合には、「原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。」と規定して、原子力損害については、原子力事業者のみが損害賠償の責任を負うこととしている。

したがって、原子力損害について原子力事業者以外の者が民法上の損害賠償責任を負うことはない。

#### b. 国家賠償法との関係

前記 a. と同様の理由により、原子力損害について、国が国家賠償法に基づく損害賠償責任を負うこともない。

#### c. 製造物責任法との関係

前記 a. から明らかなように、原子力損害については、製造物責任法に基づいて原子炉製造業者が賠償責任を負うこともない<sup>19</sup>。

---

<sup>19</sup> なお、原賠法4条3項は、原子力損害については「製造物責任法（平成六年法律第八十五号）の規定は適用しない。」旨規定している。このように原賠法が製造物責任法のみを取り上げて適用を排除していることから、その反対解釈として、原子力事業者以外の者が民法や国家賠償法の規定に基づいて損害賠償の責任を負うことはあり得るのではないかとの疑義が生じかねないが、原賠法4条1項により、原子力事業者以外の者が民法や国家賠償法、更には製造物責任法に基づいて原子力損害の責任を負うことがないことは明白であるというべきであって、原賠法4条3項はあえて注意的に又は確認的に製造物責任法を取り上げて、その適用が排除される旨規定したと考えるべきであろう。

#### d. 労働者災害補償保険法との関係

原子力事業者の従業員が原子力発電所の事故により損害を被った場合には、当該従業員は労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」とする。）に基づき給付を受けることが可能な場合がある。このような場合、当該従業員は、労災保険法に基づく給付に加えて、原賠法に基づき使用者である原子力事業者に対して損害賠償請求をすることができるのかが問題となる。

この点、原賠法の立法当初は、原子力損害から、原子力事業者自体の損害と併せて、その従業員の業務上受けた損害も原子力損害から除外されていたため、従業員は、労災保険法に基づく給付に加えて、使用者に対して原賠法に基づく請求を行うことはできなかった。しかしながら、1979年（昭和54年）の原賠法改正により、原賠法2条2項は、従業員の受けた損害を原子力損害から除外しないこととされたため、理論上は、従業員による前記の損害賠償請求は可能となった。もっとも、同時に、原賠法と労災保険法との間の調整規定が設けられた（原賠法附則4条）<sup>20</sup>。

即ち、原賠法附則4条によれば、原子力事業者は、被害者の労災給付等を受ける権利が存続する間は、全損害から将来の労災給付等相当額を控除した額を賠償すれば足りることとし（同条1項1号）、現実に労災給付等が支給されればその都度、その分の賠償の責めを免れることとされた（同条1項2号）。

したがって、原子力事業者は従業員の受けた損害について賠償の責めを負うが、労災給付等により将来補填が予定されている部分の相当額については、賠償の履行を猶予され、全損害から当該相当額を除いた金額につき賠償すれば足りることとなり、更に、実際に労災給付等がなされれば、前記で支払いを猶予された額から差し引かれ、猶予額は減少することとなる。

かかる調整規定が適用される結果、原子力事業者の従業員が労災保険法に基づく給付と原賠法に基づく損害賠償の二重取りをすることは防止される。

<sup>20</sup> 科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』47頁、48頁。

(4) 原子力災害対策特別措置法をはじめとする法令に基づく行政機関による救済措置と原賠法による損害賠償の関係について

a. 行政機関による救済等を定めた法律

(a) 原子力災害対策特別措置法

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」とする。）は、原子力災害の特殊性に鑑み、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、災害対策基本法等を補完し、原子力災害に対する対策強化を図った法律である。

本件では、原災法 15 条 2 項に基づき、2011 年（平成 23 年）3 月 11 日に福島第一原子力発電所につき、翌 3 月 12 日に福島第二原子力発電所につき、それぞれ原子力緊急事態宣言<sup>21</sup>が発せられており、原災法 15 条

<sup>21</sup> 原子力緊急事態宣言は、原子力緊急事態が発生したと認められる旨の主務大臣の報告があった場合に内閣総理大臣により発せられる（原災法 15 条 1 項、2 項）。原子力緊急事態とは、原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態のことをいう（原災法 2 条 2 号）。そして、主務大臣は①原子力事業所の区域内の一定の場所において、一定の水準以上の放射線又は放射性物質が検出された場合（原災法 15 条 1 項 1 号、2 号、同法施行令 6 条 4 項 1 号、2 号）、②原子炉の運転等のための施設内部において（原子炉本体の内部を除く。）、核燃料物質が臨界状態にある場合（同法 15 条 1 項 2 号、同法施行令 6 条 4 項 3 号）、③原子炉の運転中に、原子炉の全ての停止機能、給水機能又は冷却機能が喪失する等した場合（同法 15 条 1 項 2 号、同法施行令 6 条 4 項 4 号、同法施行規則 21 条 1 号上欄イ乃至へ）、④原子炉容器内の炉心の溶解を示す放射線量又は温度が検知された場合（同号上欄ト）、⑤原子炉の停止中に、原子炉容器内の燃料が露出した場合若しくは原子炉の残留熱を除去する機能が喪失した場合（同号上欄チ、リ）、又は⑥原子炉を停止する機能若しくは原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合（同号上欄ヌ）において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、内閣総理大臣に報告を行い、報告を受けた内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行うこととなる。なお、前記の②乃至⑥の事象は、放射線又は放射性物質が原子力事業所外へ放出されたことを示すわけではないため、原賠法 2 条 2 号に定義される原子力緊急事態の発生を直ちに意味するわけではないが、その蓋然性が極めて高いため、原子力緊急事態の発生を示す事象として規定されたものと思われる。



3項に基づき、避難指示や屋内退避指示等がなされている。また、原災法 20 条 3 項によれば、原子力災害対策本部長には広範な指示権限が認められているところ、本件では、同条項に基づき、原子力災害対策本部長である菅内閣総理大臣により、農林水産物の一部の出荷制限・摂取制限の指示がなされている。他方で、地方自治体は、原子力緊急事態宣言があった場合で、急を要すると認める場合には、避難指示・屋内退避の指示を行うことができ、また、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、救助その他原子力災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施しなければならないとされる（原災法 28 条 2 項、災害対策基本法 60 条 1 項、62 条 1 項、70 条 1 項）。

こうした指示や地域防災計画に基づき、地方自治体は、避難所の開設準備、住民輸送車両の確保、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染、環境放射線モニタリング、住民の健康調査、県警による立入制限等を実施する。こうした措置に要する費用は一時的には地方自治体が負担することになるが（原災法 28 条 2 項、災害対策基本法 91 条乃至 93 条）、法令又は予算の範囲内で国が負担し又は補助することができる（原災法 28 条 2 項、災害対策基本法 94 条）。

(b) 災害救助法

災害により、一定数以上の世帯の住家が滅失する等した区域においては、都道府県知事は救助を行うこととされている（災害救助法 2 条、同法施行令 1 条）。

「災害」の意義は、災害対策基本法と共通であると考えられるところ、災害対策基本法の災害には、津波や地震のみならず、放射性物質の大量の放出も含まれる（災害対策基本法 2 条 1 号、同法施行令 1 条）。具体的な救助の種類には、避難所の設置、応急仮設住宅の供与、食品の供与、飲料水の供与、生活必需品の供与・貸与、医療・助産、被災者の救出、住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、遺体の捜索・処理、障害物の除去等がある（同法 23 条、同法施行令 8 条）。

こうした救助に要する費用は、救助が行われた地の都道府県が負担し、そのうち一定額が国庫の負担となる（同法 33 条、36 条）。

(c) 被災者生活再建支援法

地震や津波等の自然災害によって、住宅が全半壊したり、長期間居住が不能となる等の被害を受けたりした世帯は、申請により、都道府県から被災者生活再建支援金を受け取ることができるとされる（被災者生活再建支援法 2 条、3 条）。

当該支援金は、都道府県と国とで、2 分の 1 ずつ負担することになる（同法 8 条、18 条）。

なお、同法は、自然災害のみを対象としているため、放射性物質の影響そのものを捉えて被災者生活再建支援法の救済の対象とすることはできない。

(d) 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「環境汚染対処特別措置法」とする。）

環境汚染対処特別措置法は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質（事故由来放射性物質）により、広範囲にわたり環境汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者等の責務を明らかにすると共に、国や地方公共団体等が講ずべき措置について定め、放射性物質による環境汚染の影響を速やかに低減することを目的として制定された法律である。

環境汚染対処特別措置法により、国は事故由来放射性物質による環境汚染への対処に関し、必要な措置を講ずる責務を負うものとされ、地方公共団体は、国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たす義務があるものとされている。

また、本事故に関係する原子力事業者は、環境汚染

への対処に関し、誠意を持って必要な措置を講ずると共に、国や地方公共団体の施策に協力する責務を負っている。

環境汚染対処特別措置法は、大きく分けて廃棄物の処理と除染等の措置について規定を設けており、まず廃棄物の処理については、環境大臣は、地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質によって汚染されているおそれがあると認められる等といった事情を勘案して、汚染廃棄物対策地域を指定できるとされている。そして、汚染廃棄物対策地域を指定した場合には、対策地域内の廃棄物処理計画を定め、当該計画に従って廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をすることとされている。

この他、環境大臣は、汚泥や焼却灰等の廃棄物のうち、事故由来放射性物質による汚染の程度を勘案して特別な管理が必要であると認められるものについて指定を行うこととされており、指定廃棄物については、国が収集、運搬、保管及び処分をしなければならないものとされている。

また、除染等の措置については、環境大臣は、地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められること等の事情を勘案し、国が除染等の措置等を実施する必要がある地域を特別地域として指定することができるとし、その場合には、特別地域内除染実施計画を策定し、国が除染等の措置等を実施しなければならないとされている。

この他、環境大臣は、事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める要件に適合せずまたそのおそれが著しいと認められる場合には、重点的な調査測定が必要な地域として汚染状況重点調査地域を指定することとしている。調査測定は都道府県等によって行われ、調査測定の結果により汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認められた場合には、都道府県等は除染実施計画を策定し、当該計画に従って除染等が実施されることとなる。

国は、地方公共団体が事故由来放射性物質による環境汚染への対処に関する施策を推進するために必要な

財政上の措置その他の措置を講ずるものとされているが、同時に、環境汚染対処特別措置法に基づき講ぜられる措置は、原賠法3条1項により原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、原子力事業者の負担の下に実施されるものとするとしている（環境汚染対処特別措置法44条）。

また、国は、地方公共団体等が滞りなく必要な措置を講ずることができ、且つ、当該措置に係る費用の支払いが原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を講ずることとされている。

b. 原賠法と行政機関による救済等を定めた規定との関係

前記の通り、環境汚染対処特別措置法の施行後、環境汚染対処特別措置法に基づいて国や地方公共団体を実施する措置については、何れも原賠法3条1項に規定する損害に該当する旨定められており、当該措置に要した費用について、国や地方公共団体が当社に損害賠償請求することが認められることは明らかである。

もっとも、国や地方公共団体は、放射性物質により汚染された廃棄物を処理したり、除染等の措置を講じたりするのみならず、原災法や災害救助法に基づき、住民が避難するための手立てを講じ、避難中の衣食住に係る費用を支出する等しており、これらの国や地方公共団体が支弁した費用についても、当該国や地方公共団体が、原賠法に基づき、原子力事業者である当社に損害賠償請求をすることが認められるか否かが問題となり得ることから若干の検討を加える。

この点、原賠法18条第1項に規定される原子力損害賠償紛争審査会（本Ⅲにおいて、以下「紛争審査会」とする。）においても議論がなされたところであるが、国や地方公共団体は、本来、その機能として国民や住民に対して一定の行政サービスを提供することとされており、たとえば、本件の福島第一、第二原子力発電所事故に起因して国や地方公共団体が一定の財政支出を余儀なくされたとしても、それらの財政支出の全てが原子力発電所の事故と相当因果関係を有する支出であるとして損害賠償の対象となる

と解することは相当ではないと思われる。

例えば、これらの支出の中には、国や地方公共団体が行政としてその機能を果たす上で当然に支出すべきものも含まれていると思われる。また、事後的に翻って評価したならば福島第一、第二原子力発電所事故との間で条件関係（一般用語としての因果関係）は認められるものの相当因果関係までは認められないような損害を住民らが被っている場合、通常の行政サービスからは逸脱するとも評価し得るとはいえ、司法判断を待つことなく早期の救済が必要とされるような状況下においては、国や地方公共団体がその裁量の範囲内でこれらの損害を被った住民らを早急に救済するための措置を講じることも考えられる。したがって、国や地方公共団体の行政機関が住民らに対して提供した救済措置等であるからといって直ちに当社が賠償責任を負担すべき原子力損害と認定することは早計であることは明らかであり、これらの支出が全て当社に対する損害賠償請求の対象と解することは相当たり得ない。

そして、国や地方公共団体による支出と民間企業（私人）への損害賠償請求に関して参考となるのが、「田子の浦ヘドロ訴訟」といった名称で知られる最判昭和 57 年 7 月 13 日（民集 36 巻 6 号 970 頁）である。

この事案における原告は静岡県の住民であり、Y1 等被告 4 社は、紙・パルプの製造を主たる目的とする株式会社であった。被告 4 社は自然公物である河川に工場廃水を排出していたところ、当該河川が注いでいる田子の浦港に、当該廃水によるヘドロが堆積した。静岡県は、県費から 1 億 2000 万円を支出して、田子の浦港の浚渫事業を行った。原告である X 等は、Y1 等 4 社の廃水によるヘドロの堆積が河川、港、海の汚染をもたらしたと主張し、県を代位して Y1 等 4 社に対する 1000 万円の損害賠償請求（（当時の）地方自治法 242 条の 2 第 1 項 4 号）等<sup>22</sup>の住民訴訟を提起したという事案である。

<sup>22</sup> その他、①静岡県知事 Y2 が Y1 等 4 社の汚水の排出及びその汚水の田子の浦港への流入を停止することを怠る事実の違法確認請求（地方自治法 242 条の 2 第 1 項 3 号）、②静岡県知事 Y2 に対する 1000 万円の損害賠償請求（同法 242 条の 2 第 1 項 4 号）及び③ Y1 等 4 社に対する汚水を河川・排水路を経由して田子の浦港へ排出することの差止め請求がなされている。

最高裁は、「一般に河川港湾等いわゆる自然公物に対する汚水の排出は、社会通念上右一定の限度までは許容されているものと解され、右限度を超えない汚水排出の結果生じた汚染ないしヘドロの堆積等は、当該自然公物の管理権者である地方公共団体の行政作用により処理されるべきものである。また、右汚水の排出が社会通念上右一定の限度を超えた結果汚染ないしヘドロ堆積等が生じた場合であっても、そのような状態に至った原因の中に行政上の対策の不備等があつて、汚水排出者に全ての責任を負わせることが必ずしも適当でない場合もありうるのであるから、右汚染ないしヘドロ堆積等の除去又は予防のために講ずべき浚渫作業又は施設の設置・改善等の措置、そのために支出すべき費用及びその分担についてはなお公物管理権者の合理的且つ合目的な行政裁量に委ねられている部分があるものと言うべく、したがつて、汚染ないしヘドロ堆積等の除去に要する費用の支出中に、本来的には当該地方公共団体の負担すべきものとされない部分がある場合であっても、公物管理権者において、行政上の見地から、諸般の具体的な事情を検討し、行政裁量により特別の支出措置を講ずることが許されることもあると解するのが相当である。」とした上で、最高裁は、「このように見てくると、汚染ないしヘドロ堆積等の除去に要する費用の支出についても、  
（１）当該地方公共団体が行政上当然に支出すべき部分、  
（２）当該地方公共団体がその行政裁量により特別の支出措置を講ずるのを相当とする部分、（３）汚水排出者の不法行為等による損害の填補に該当し終局的には当該汚水排出者に負担させるのを相当とする部分に区分して考えなければならない。そして、住民が当該地方公共団体に代位して汚水排出者に対し損害賠償請求権を行使しうるのは、右（３）の部分に限られるものというべきである。」と判示した。

前記最高裁が判示するように、一見、第三者の不法行為に起因して地方公共団体が財政支出をしているように見える場合であっても、その中には、まず、当該地方公共団体が行政上当然に支出すべき部分が存在し得、その場合には当該部分は損害賠償の対象とはなり得ないというべきである。

そして、その余の不法行為等による損害の填補に該当するといえる部分については、損害賠償の対象となり得るといえるが、その中でも、地方公共団体がその行政裁量により特別の支出措置を講ずるのを相当とする部分が存在し、それらの部分については、地方公共団体において、不法行為を行った第三者に対して支出分について損害賠償請求を行わないとすることも許容されるというべきである。

以上を、本件に当てはめるに、国や地方公共団体が原災法や災害救助法等に基づいて行った財政支出の全てについて、当社が損害賠償責任を負うと解するのは相当ではない。

これらの支出の中には、国や地方公共団体が行政上当然に支出すべき部分も観念し得、それらの支出については、当社による損害賠償の対象とはなり得ないというべきである。

もちろん、原災法や災害救助法は、原子力発電所事故等の原子力災害やその他の災害が起きたことを前提とした法律であり、当該法律に従ってなす財政支出については、どこまでが国や地方公共団体が行政上当然に支出すべき部分であるといえるか、その分水嶺を定めることは極めて困難であると言わざるを得ない。

もっとも、国や地方自治体が当社に対して損害賠償請求を行うという観点からは、最高裁も指摘しているように、国や地方自治体が行う財政支出について本来当社が賠償責任を負うべき損害の填補といえるかどうかという観点から、個別の支出について検討を行う必要があると思料される。

この点で、後記の通り、国や地方公共団体が住民の避難の為に交通費等を負担したり、避難中の住居を提供したりした場合、これらの費用については、本来当社がその賠償責任を負うべき費用であるといえる部分も多いと思われ、国や地方公共団体が当該費用について当社に対して損害賠償を求めることも十分に考え得るとのことである。

その一方で、国や地方公共団体が負担した費用の中には、同じ避難費用であっても、福島第一、第二原子力発電所事故に起因する避難ではなく、地震や津波に起因する避難のための費用が含まれることも想定される。通常の行政

サービスからは逸脱するとも評価し得るものであらうと、司法判断を待つことなく早期の救済が必要とされるような状況下にある以上、国や地方公共団体がその裁量の範囲内で窮状にある住民らを早急に救済するための措置を講じることが寧ろ当然であるし、震災の際にも、本事故による被害者と震災罹災者とを区別する時間的余裕があったとも想定しにくい。更に問題を複雑化させることに、震災及び本事故に関しては、その双方が個々の住民の損害・損失の原因となっている場合も当然に想定され得る。福島第一、第二原子力発電所事故に起因する避難のための費用と地震や津波に起因する避難のための費用が混在し、その区別をすることが困難な場合も想定されるのである。そのような場合には、国や地方公共団体が当社に対して当該費用について当然に損害賠償請求を求めることはできないと思われる。

財物の除染等に要した費用については、本来当社がその賠償責任を負担すべきものも多いと思われるところであり、やはり、国や地方公共団体が当該費用について当社に対して損害賠償を求めることも十分に考え得る。

前記の通り、環境汚染対処特別措置法 44 条は、同法に基づき国や地方公共団体が講じる措置に要した費用については、原賠法 3 条 1 項に規定する損害に該当する旨規定している。もとより、個別の財産的支出が原賠法 3 条 1 項に規定する損害に該当するか否かは、個別具体的な事実関係によって決定されるべきものである。例えば、放射性物質により汚染された廃棄物を処理したとしても、当該廃棄物が（放射性物質による汚染が生じる前に）津波等で破壊された建造物に由来するような場合であれば、法的に相当因果関係の有無を分析すれば、その撤去等に要した費用については、福島第一、第二原子力発電所事故がなかったとしても国や地方公共団体において負担を余儀なくされたともいえ、廃棄物の処理に要した費用の全額について、原賠法 3 条 1 項に規定する損害に該当する損害であるとはいいたいのではないかとの議論もあり得るところである。

その意味で環境汚染対処特別措置法 44 条は、当社の損害賠償責任を創設的に規定したともいえるところであるが、その一方で財物の除染等に要した費用については、本



来当社がその賠償責任を負担すべきものがほとんどであると思われるところであることに鑑みると、同条の規定は、当然の理を確認的に規定したものに過ぎないとも評価し得るところである。

## 2. 原子力損害賠償紛争審査会による指針について

### (1) 原子力損害賠償紛争審査会の位置づけ

原子力損害が発生したときは、損害の認定に専門的知見を要し、また、当事者間で話し合いがつかない場合も予想されることから、損害賠償の円滑且つ適切な処理を図るため、特別の紛争処理機関を設ける必要がある。そこで、原賠法は、18条1項において、「文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会を置くことができる。」と定め、2項において紛争審査会の処理すべき事務として、「原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと。」及び「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること。」と規定して、紛争審査会を設置して和解の仲介を行わせると共に、大量処理の効率のため指針を定めることとしている。

2011年（平成23年）4月11日、内閣は、原賠法18条1項の規定に基づき、紛争審査会の設置に関する政令を制定し、即日施行された（平成23年4月11日政令第99号）。

紛争審査会は、2011年（平成23年）4月15日以降、2011年8月5日まで、計13回開催され、2011年8月5日、それまでの議論をもとに、中間指針を定めた（紛争審査会において参照された資料について別紙第2-Ⅲ-2-(1)参照）。

もとより、中間指針は、あくまで、本事故により発生した原子力損害の賠償の指針を抽象的に示したものであり、個別具体的な紛争の解決に当たる裁判所を拘束するものではないし、自主的な紛争解決に当たる当事者を当然に拘束するものでもない。

しかるに、その一方で、中間指針は、法律上、原子力損害の賠償に関する指針を定めることとされている紛争審査会が定めた指針である上、法律家のみならず関係する各分野から選ばれた専門家が、膨大な資料やヒアリング結果を踏まえ、徹底的な議論を行った上で作成したものであり、その事実上の影響力は極めて大きいというべきであり、後述するように当社が中間指針に沿った形で損害賠償の一部仮払を行っていることから窺われるように、当社の賠償方針に与える影響は特に大きいと思われる。

以下、中間指針の内容を紹介すると共にその妥当性について、中間指針が示した各損害項目に従って検討する。

具体的な検討に当たっては、まず、前提として、原賠法に基づく損害賠償に関する基本的な考え方、特に相当因果関係についての考え方を整理し、その後、中間指針の個別の指針についての検討を行うこととしたい。

中間指針の個別の指針についての検討を行うに当たっては、同指針で示された考え方が、従来の損害賠償に関する裁判実務の考え方と整合するか否かといった視点から検討を加えることとする。

なお、中間指針は、一定の類型化が可能な損害項目を整理した上で賠償の範囲を示すものであり、当然のことながら、そこで取り上げられなかった原子力損害も存在するが、これらの損害については、「3. 中間指針において取り上げられなかった損害項目について」で紹介する。

## (2) 原賠法に基づく損害賠償に関する基本的な考え方

### a. 相当因果関係について

前述したように、原賠法2章の規定は、民法の損害賠償に関する規定の特例であり、無過失責任や責任集中に関する規定と抵触する民法の規定は適用が排除される。

もっとも、原子炉の運転等と原子力損害との間に相当因果関係が認められなければ損害賠償が認められないという意味では、民法上の損害賠償責任と異なるところはなく、中間指針においても「その損害の範囲につき、一般の不法行為に基づく損害賠償請求権における損害の範囲と特別に

異なって解する理由はない。したがって、指針策定に当たっても、本件事故と相当因果関係のある損害、すなわち社会通念上当該事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲のものであれば原子力損害に含まれると考える。」とされている。

因果関係の基本は、「AなければBなし」の公式で示される条件関係であるが、条件関係のみを基準に因果関係の存否を判断したとすると、不法行為を行った者の責任の範囲が過度に拡張され、酷な結果になりかねない。そこで、損害賠償の範囲を画する理論として用いられてきたのが相当因果関係という考え方であり、我が国においては、債務不履行による損害賠償の範囲について定めた民法 416 条の類推適用の可否という形で議論がなされてきた。

即ち、民法 416 条は、損害を「通常生ずべき損害」と「特別の事情によって生じた損害」の 2 つに分け、通常生ずべき損害について損害賠償の対象とする他、特別の事情によって生じた損害については、当事者が当該事情を實際に予見し、又は予見することができたときには損害賠償の対象とすることとしている。

そして、我が国の判例においては、不法行為による損害賠償についても民法 416 条が類推適用されるとの立場がとられているとされている（大判大正 15 年 5 月 22 日大審院民集第 5 卷 386 頁、最判昭和 49 年 4 月 25 日民集 28 卷 3 号 447 頁）。

なお、中間指針においては、相当因果関係について「社会通念上当該事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当である」との言い換えがなされているが、「相当因果関係」という用語を用いていることから窺われるように、判例の立場と齟齬するものではなく、また、損害発生が社会通念上合理的且つ相当か否かの判断に際して、民法 416 条を類推適用することを否定しているわけでもないと思料される。

#### b. 本件特有の問題点

以上の通り、原賠法による損害賠償についても、従来の判例実務がよって立つ相当因果関係の考え方によって損害

の範囲を確定することとなるが、本件については、本事故が東日本を襲った地震及び津波に引き続いて起こったが故の特有の問題点が存在し、個別具体的な事案の処理においては、かかる特殊性を念頭に置いた処理が不可欠となる。

まず本件で問題となるのが、地震ないし津波による被害と原子力損害の切り分けである。例えば、家屋が津波被害に遭い、避難を余儀なくされたところに、避難後に本事故が発生したという場合、避難に伴って発生した損害と本事故との間に因果関係が認められるか議論のあり得るところであるし、仮に因果関係が認められるとしてもどの範囲で因果関係を認めるべきかが問題となる。

同様の問題として、地震及び津波により、農家や漁業者が農業用地や漁業設備に重大な損害を被る一方、本事故により避難を余儀なくされる等した場合、農業や漁業を営むことができないことによる営業損害は本事故と因果関係を有するといえるのかが問題となる。

更に派生して、本事故との間に因果関係が存在することは認められるが、同時に、地震や津波による影響も否定できない場合に、本事故による損害の範囲をどの程度と捉えるかも問題となり得る。例えば、福島県等への旅行客が減少し、旅館等の売上が減少し損害を被ったとした場合、当該損害が本事故によるものなのか、地震や津波の影響によるものなのかについては、おそらくその双方であると考えるのが相当であり、その場合、本事故との間に因果関係を有する損害がどの範囲のものであるかが問題となる。

また、本事故による損害（放射性物質の拡散を含む。）は現在も発生し続けており、未だ損害が確定するには至っておらず、その全体像は明らかとなっていない。その一方で被害者の迅速な救済という要請もあり、かかる状況下で、如何なる形で損害を賠償していくかも問題となる。

更に、本件においては、避難生活の長期化等、被害が長期化することも想定されるところであるが、被害の長期化に伴い、被害者においてもその損害を軽減する措置をとることが可能となる。例えば、本事故により職を失った者も新たな職を見つける等して被害を回復することが可能であり、被害の終期をどこに置くかも問題となり得る。

もちろん、これらの問題点の多くは、紛争審査会が策定

する指針といった類型的な整理に馴染むものではなく、本来は、個別具体的な事案を前にして個別に検討を行うべき性質のものであるが、本事故による損害賠償の範囲及びその程度について考察する上では念頭に置いておくべき視点であろう。

### (3) 中間指針の検討

#### a. 政府による避難等の指示等に係る損害について

前記の通り、中間指針（本（3）において、以下「本指針」とする。）の主要な目的は、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目を整理した上で賠償の範囲を示すことにある。この点、本事故により、政府は、原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の避難を指示したり、住民の屋内退避、計画的避難等を指示している。これらの指示に従うことによって発生した種々の損害については、政府による避難等の指示という明確な事象を間にするが故に本事故との因果関係の存在も比較的容易に判断できる。

したがって、本指針においては、まず、政府による避難等の指示等に従ったことによって発生する損害について類型化の上、損害賠償の考え方について整理を行っている。

本指針が類型化した政府による避難等の指示等に係る損害は以下の（a）から（j）であり、以下その内容を紹介すると共に内容の妥当性について検討を行う。

## (a) 検査費用（人）

### ア. 本指針の内容

本事故の発生以降、避難等対象者<sup>23</sup>のうち避難若しくは屋内退避をした者、又は政府による避難等の指示等の対象となった区域内（以下「対象区域」とする。）<sup>24</sup>内滞在者が、放射線への曝露の有

<sup>23</sup> 「避難等対象者」とは、①本事故が発生した後に対象区域内から同区域外へ避難のための立退き（以下「避難」とする。）及びこれに引き続く同区域外滞在（以下「対象区域外滞在」とする。）を余儀なくされた者（但し、2011年（平成23年）6月20日以降に緊急時避難準備区域（特定避難勧奨地点を除く。）から同区域外に避難を開始した者のうち、子供、妊婦、要介護者、入院患者等以外の者を除く。）、②本事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に生活の拠としての住居（以下「住居」とする。）があるものの引き続き対象区域外滞足を余儀なくされた者、③屋内退避区域内で屋内への退避（以下「屋内退避」とする。）を余儀なくされた者をいうとされている。

#### <sup>24</sup> (1) 避難区域

政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の避難を指示した区域

- ① 当社福島第一原子力発電所から半径20km圏内（2011年（平成23年）4月22日には、原則立入り禁止となる警戒区域に設定。）
- ② 当社福島第二原子力発電所から半径10km圏内（同年4月21日には、半径8km圏内に縮小。）

#### (2) 屋内退避区域

政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の屋内退避を指示した区域

- ③ 当社福島第一原子力発電所から半径20km以上30km圏内

(注) この屋内退避区域について、2011年（平成23年）3月25日、官房長官より、社会生活の維持継続の困難さを理由とする自主避難の促進等が発表された。但し、屋内退避区域は、同年4月22日、後記（3）計画的避難区域及び（4）緊急時避難準備区域の指定に伴い、その区域指定が解除された。

#### (3) 計画的避難区域

政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して計画的な避難を指示した区域

- ④ 当社福島第一原子力発電所から半径 20km 以遠の周辺地域のうち、本事故発生から 1 年の期間内に積算線量が 20 ミリシーベルトに達するおそれのある区域であり、概ね 1 か月程度の間、同区域外に計画的に避難することが求められる区域

(4) 緊急時避難準備区域

政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して緊急時の避難又は屋内退避が可能な準備を指示した区域

- ⑤ 当社福島第一原子力発電所から半径 20km 以上 30km 圏内の区域から「計画的避難区域」を除いた区域のうち、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備をすることが求められ、引き続き自主避難をすること及び特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は立ち入らないこと等が求められる区域

(注) 前記の避難区域（警戒区域）、屋内退避区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域については、その外縁は、必ずしも当社福島第一原子力発電所又は第二原子力発電所からの一定の半径距離で設定されているわけではなく、行政区や字単位による特定等、個々の地方公共団体の事情を踏まえつつ、設定されている。

(5) 特定避難勧奨地点

政府が、住居単位で設定し、その住民に対して注意喚起、自主避難の支援・促進を行う地点

- ⑥ 計画的避難区域及び警戒区域以外の場所であって、地域的な広がりが見られない本事故発生から 1 年間の積算線量が 20 ミリシーベルトを超えると推定される空間線量率が続いている地点であり、政府が住居単位で設定した上、そこに居住する住民に対する注意喚起、自主避難の支援・促進を行うことを表明した地点

(6) 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域

南相馬市が、独自の判断に基づき、住民に対して一時避難を要請した区域（(1)～(4)の区域を除く。）

- ⑦ 南相馬市は同市内に居住する住民に対して一時避難を要請したが、このうち同市全域から前記(1)～(4)の区域を除いた区域

無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要且つ合理的な範囲で検査を受けた場合には、これらの者が負担した検査費用（検査のための交通費等の付随費用を含む。）は、賠償すべき損害と認められる。

対象区域を基準にして、被曝の現実的な恐れが存在するものを類型化した上で、その負担した検査費用を損害賠償の対象としたものである。

## イ. 検 討

(7) 本指針は、避難等対象者のうち、本事故当時、対象区域内におりその後避難した者や、屋内退避をした者や対象区域内に滞在した者等、被曝した可能性が存在する者が実施した放射性物質の被曝量に関する検査<sup>25</sup>について、検査費用等の実費を本事故と相当因果関係のある原子力損害と認めるものである。

(4) 放射線は人体に重大な悪影響を及ぼす危険性がある上、人の五感の作用では知覚できないという性質を有しているところ、本指針（備考）によれば、本事故の発生により、放射性物質に曝露したのではないかという不安感を抱くのが合理的といえる場合には、その不安感を払拭す

---

(注) 南相馬市は、2011年（平成23年）3月16日、市民に対し、その生活の安全確保等を理由として一時避難を要請すると共に、その一時避難を支援した。同市は、屋内退避区域の指定が解除された同年4月22日、前記（6）の区域から避難していた住民に対して、自宅での生活が可能なる者の帰宅を許容する旨の見解を示した。

<sup>25</sup> いわゆる健康診断に要する費用が「検査費用」に含まれるのか、それとも「生命・身体的損害」に含まれるのかについては、紛争審査会でも議論の対象とされてきた（第10回紛争審査会・草間委員発言）。この点、放射線被曝への安心のために受診した健康診断の費用は「検査費用」に含まれる一方、そのような一般的な不安感ではなく何らかの具体的懸念があって受診した健康診断の費用は「生命・身体的損害」に含まれるという整理がなされているところである（能見会長発言）。



るために検査を受診することも合理的な行動と評価することができるとのことである。そこで、如何なる者の被曝への不安感が合理的といえるのかが問題となるところ、本指針（備考）は、「少なくとも避難等対象者のうち、対象区域内から対象区域外に避難し、若しくは同区域内で屋内退避をした者」については不安感を抱くのは合理的であるとし、更に避難等対象者でなくとも、本事故当時、現に対象区域内に滞在していた者についても、当該不安感を抱くのは合理的との判断を示している。

(ウ) なお、検査費用はあくまで財産的損害の1つであり、本指針（備考）によれば、無料の検査を受けた場合には実損はなく、そもそも検査費用に関して損害（財産状態の悪化）が認められないとされている。

(イ) 損害の始期については、本指針（備考）によれば、政府による避難指示等の前に生じた検査費用（検査のための交通費等の付随費用を含む。）についても、本事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認できること、及びこれを賠償対象から除外すべき合理的な理由がないことの2点を前提として、必要且つ合理的な範囲で賠償範囲に含まれ得るとされている。これは、政府による避難指示等が出される前であったとしても、前記（イ）のような被曝への不安感が生じ得ることに基づいているものと推測される。

福島第一、第二原子力発電所については、地震直後に原子力緊急事態宣言が発令され、東日本大震災に係る地震発生当日の3月11日には福島第一原子力発電所の半径3km圏内の避難及び3から10km圏内の屋内退避が指示されており、かかる状況が報道機関により刻一刻と伝えられている状況にあったことに鑑みると、実

際に避難指示等が出される前の段階において被曝等への不安感が生じるというのも至極当然であり、それに対する対処方法として検査を受診するというのもまた至極自然な対応であると思われ、これらについても必要且つ合理的な範囲で賠償範囲に含まれ得るとするのは、従前の相当因果関係に関する議論を踏まえても不自然ではない。

- (オ) なお、2000年（平成12年）3月29日付原子力損害調査研究会最終報告書（以下「JCO指針」とする。）においても、検査費用（人）の損害項目については本指針と同旨の指針が示されている。

## ウ. 結 論

以上のように、本指針は、避難等対象者のうち避難若しくは屋内退避をした者、又は対象区域内滞在者が支出した検査費用等を、本事故と条件関係がある原子力損害のうち、賠償の範囲に含めることが社会通念上相当と認めることができる原子力損害に含まれるとしているが、従前の相当因果関係の議論に照らしても自然な判断であると思料される。

## (b) 避難費用

### ア. 本指針の内容

- I) 避難等対象者が必要且つ合理的な範囲で負担した以下の費用が、賠償すべき損害と認められる。

- ① 対象区域から避難するために負担した交通費、家財道具の移動費用

- ② 対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用（以下「宿泊費等」とする。）
- ③ 避難等対象者が、避難等<sup>26</sup>によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用

Ⅱ) 避難費用の損害額算定方法は、以下の通りとする。

- ① 避難費用のうち交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等については、避難等対象者が現実に負担した費用が賠償の対象となり、その実費を損害額とするのが合理的な算定方法と認められる。

但し、領収証等による損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認められるべきである。

- ② 他方、避難費用のうち「生活費の増加費用」については、原則として、後記（f）の「精神的損害」のア.Ⅰ）①又は②の額に加算し、その加算後の一定額をもって両者の損害額とするのが公平且つ合理的な算定方法と認められる。

その具体的な方法については、後記（f）の通りである。

Ⅲ) 避難指示等の解除等（指示、要請の解除

---

<sup>26</sup> 本指針（備考）によれば、「避難等」とは、「避難」、「対象区域外滞在」及び「屋内退避」とされている。

のみならず帰宅許容の見解表明等を含む。  
以下同じ。)から相当期間経過後に生じた  
避難費用は、特段の事情がある場合を除  
き、賠償の対象とはならない。

## イ. 検 討

(7) 本指針は、一定の避難等対象者が避難等を行なったことにより負担した費用のうち必要且つ合理的な範囲のものを本事故と相当因果関係のある原子力損害と認めるものである。

(1) 紛争審査会の2011年(平成23年)4月28日付「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」(本Ⅲにおいて、以下「一次指針」とする。)では、避難費用のうち交通費及び家財道具移動費用について、実費を賠償する方法が原則であるが、被害者の早期の救済のため一定金額を平均的な損害額と算定した上、対象者全員に一律に支払うことが考えられるとされていた。

しかしながら、その後の紛争審査会の調査により、一回的な支出である交通費についてはこれを自己負担していない者も少なくなく、また、最終避難先が全国に及び、その交通手段が多様化していることから、自己負担している者の間でも負担額には相当の差異があることが窺われ、また、宿泊費等についても、地方公共団体等が負担している場合が多く、継続して自己負担している者は比較的少数であって、負担額も宿泊場所に応じて相当の差異があることが窺われた。そうであるとすると、あらゆる避難等対象者に対して、一定額を避難費用に係る「平均的損害額」として賠償するという方法は必ずしも被害の実態に即しておらず、また、公平でもないと思われる。本指針(備考)においても

同様の考えが示されており、本指針では原則として避難等対象者が実際に支出した交通費等を避難費用として賠償の対象とすることとされた。

また、実費賠償を採用する場合には、被害者の立証負担を軽減することが求められるところ、本指針は、領収証等でその金額を立証することができない場合に、客観的な統計データ等により損害額を推計する方法を認めている<sup>27</sup>。これにより、実費賠償の建前を貫くことにより、逆に避難等対象者に過度の立証の負担をかけることがないように配慮がなされている。

(ウ) 民事訴訟法 248 条は、「損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。」と規定しており、損害額の立証が困難な場合には裁判所が裁量でその損害額を認定できるとしている。

民事訴訟法 248 条を適用して損害額を認定した下級審裁判例としては、火災により動産が焼失した場合の損害額の算定について、焼失した家財道具の購入価格等及び個々の家財道具の減価の程度をその種別等に応じて正確に算定することは困難であるとして、被災者の請求額の 5 割を損害額とした事例（東京地判平成 18 年 11 月 17 日判例タイムズ 1249 号 145 頁）、火災により焼け残った商品の大半に不良返品票が貼付

<sup>27</sup> 紛争審査会の 2011 年（平成 23 年）5 月 31 日付「東京電力（株）福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」（本Ⅲにおいて、以下「二次指針」とする。）によれば、例えば、自己所有車両で避難した場合の「交通費」であれば、避難先までの移動距離からそれに要したガソリン代等を算出することや、「宿泊費等」であれば、当該宿泊場所周辺における平均的な宿泊費等を算出することによって損害額を推計することが想定されている。

されていることから被災者の申告額の2割を損害額とした事例（大阪地判平成15年10月3日判例タイムズ1153号254頁）等が存在する。

本事故の賠償においても、交通費及び家財道具移動費用の損害が生じたことは認められるが、個々の避難等対象者にその額を立証させることが極めて困難であるならば、訴訟になった場合に裁判所が一定の額を相当な損害額として認定することも可能であり、本指針において客観的な統計データ等により損害額を推計する方法を認めていることも従前の損害賠償実務と乖離するものではない。

(イ) 更に本指針は、避難等により生ずる生活費の増加費用について、後記(f)の精神的損害の「ア. I」①又は②の額に加算して算定することが公平且つ合理的であるとの立場を採用している。その理由として、本指針（備考）によれば、生活費の増加費用は、避難等をした者の大多数に発生し、通常はそれほど高額となるものではなく、個人毎の差異も少ない反面、その実費の算定は極めて困難であるから、その立証を強いることは被害者に酷であること、及び、生活費の増加費用は避難等とこれに引き続く対象区域外滞在又は屋内退避における生活状況等に密接に関連していることが挙げられている<sup>28</sup>。

(オ) この点、いわゆる福岡スモン訴訟（第一次）（福岡地判昭和53年11月14日判例タイムズ376号58頁）においては、多項目の損害を

<sup>28</sup> 但し、本指針（備考）によれば、精神的損害の加算要素として一括して算定される生活費の増加費用はあくまで通常の範囲の費用を想定したものであって、これを超える特に高額な生活費の増加費用の負担を余儀なくされた者については、そのような高額な費用を負担せざるを得なかった特別の事情がある場合にのみ、別途、必要且つ合理的な範囲内において、その実費の賠償が認められるとされている点にも留意されたい。

個々に立証していくことが非常に煩瑣であり、特にそれが長期間に及ぶときは事実上困難でさえもある場合には、「これらの諸損害と精神的、肉体的苦痛に対する慰謝料とを併せ包括したものとして、一定の損害額を主張し請求することも、特に将来別訴の提起等によって不都合を生じるおそれ等がない限り、許される」と判示し、同様に、西淀川公害訴訟第一次訴訟（大阪地判平成3年3月29日判例タイムズ761号46頁）において、裁判所は、「本件疾病のごとく発症以来長期間継続する症状の経過は必ずしも一様ではなく、被害は物心各種多方面にわたっており、これら全ての被害を個別に細分しないで、固有の意味の精神的損害に対する慰謝料、休業損害、逸失利益等の財産的損害を含めたものを包括し、これを包括慰謝料として、その限度に応じ社会観念上妥当な範囲内で損害額をある程度区分定額化して算出することも充分合理的で、法律上許されるものと解され、このような意味で包括請求もこれを否定すべき理由はない。特に本件のごとく類似被害の多発している事案においては、右のごとき請求をなす必要があるのみか、むしろ、このような方法での損害額の算定には、公平で、実体にも即しており、より合理性が認められるものといえる」と判示している。

前記の判例は、個々の費目の立証が困難である損害につき、後日それらの費目につき別訴の提起等が許されないことを前提として、財産的損害をも慰謝料に含めて賠償することを許容したものであり、生活費の増加費用と精神的損害とを併せて評価して損害賠償額を算定するとの指針の立場も、これらの裁判例と整合する考え方に基づくものであるとも考えられる。

- (カ) 2011年（平成23年）4月22日に屋内退避区域の指定が解除され、当該区域が避難指示等

の対象外となったことに伴い<sup>29</sup>、対象区域外に滞在をしていた者の一部は、同区域内にある住居に戻ることが可能となっている。そのため、本指針（備考）でも、解除等のあった日から相当期間<sup>30</sup>経過後に生じた避難費用については、もはや必要且つ合理的な範囲内の避難費用とはいえ、特段の事情<sup>31</sup>のない限り、賠償の範囲に含めることが社会通念上相当と認められることができる原子力損害には含まれないとされている。

- (キ) なお、JCO 指針においても、避難費用の損害項目について本指針と基本的に同旨の指針が示されていたが、損害の具体的算定方法等の詳細については、本指針においてはじめて言及されたものである。

## ウ. 結 論

避難費用につき、実費賠償を原則とするとの考え方は、伝統的な損害賠償の考え方にとったものであることはいうまでもない。また、実費の立証が困難な場合に統計等を用いた推計を許容するというのもこれまでの裁判実務において認めら

<sup>29</sup> 南相馬市が、独自の判断に基づき、住民に対して一時避難を要請した区域（避難区域、屋内退避区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を除く。）についても、同日に、同区域内への住居への帰宅が許容されたものとみなすことができるとされている。

<sup>30</sup> 本指針（備考）によれば、ここにいう「相当期間」は、「これらの区域における公共施設の復旧状況等を踏まえ、解除等期日から住居に戻るまでに通常必要となると思われる準備期間を考慮し、平成 23 年 7 月末までを目安とする。但し、これらの区域に所在する学校等に通っていた児童・生徒等が避難を余儀なくされている場合は、平成 23 年 8 月末までを目安とする。」とされている。

<sup>31</sup> 本指針（備考）では、特段の事情として、避難中に健康を害したため自宅以外の避難先等での療養の継続が必要なために、帰宅が許容された日から相当期間経過後であっても帰宅できない場合が想定されている。



れてきたことである。更に、本指針においては避難等による生活費の増加と後述する精神的損害とが併せ考慮された上で賠償額が算定されているが、これについても過去の大規模公害訴訟等において同様の算定方法が採用されていることに鑑みると、従前の損害賠償に関する実務の考え方を踏まえたものであると評価できる。

(c) 一時立入費用について

ア. 本指針の内容

避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」<sup>32</sup>に参加するために負担した交通費、家財道具の移動費用、除染費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。以下同じ。）は、必要且つ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

イ. 検討

(7) 本指針は、警戒区域内に住居を有する避難等対象者が「一時立入り」に参加するために負担した交通費等の実費を本事故と相当因果関係のある原子力損害と認めるものである。

(イ) 本指針（備考）によれば、「一時立入り」の

<sup>32</sup> 本指針（備考）によれば、「一時立入り」とは、避難等対象者のうち、原則として立入りが禁止されている警戒区域内に住居を有している者（福島第一原子力発電所から半径3 km 圏内に住居を要している者等を除く。）が、2011年（平成23年）5月10日以降、当面の生活に必要な物品の持ち出し等を行うことを目的として一時的に住居に戻ることをいうとされている。なお、一時立入りには原子力災害対策本部長による許可が必要であり、かかる許可基準については、2011年3月23日付原子力災害対策本部長作成の「警戒区域への一次立入許可基準」において定められている。

実施方法は、参加者が「一時立入り」の出発点となる集合場所（中継基地）に集合し、地区毎に専用バスで住居地区まで移動することとされているため、「一時立入り」に関する費用は発生しないとも思われる。

しかしながら、対象区域外滞在をしている場所から集合場所までの移動に際して、その往復の交通費等の自己負担が発生する場合、また、集合場所から住居地区までの交通費、人及び物に対する除染費用、家財道具（自動車等を含む。）の移動費用等について、自己負担が発生する場合も否定できないところ、本指針は、このような「一時立入り」への参加に要する費用についても、必要且つ合理的な範囲内において、賠償の範囲に含めるのが社会通念上相当と認めるものである。

(ウ) 本指針（備考）によれば、本指針における賠償額の算定方法は、前記（b）イ．（イ）と同様とされている。

(エ) なお、1999年（平成11年）9月30日に発生した株式会社ジェー・シー・オー（以下「JCO」とする。）東海事業所転換試験棟における臨界事故（以下「JCO事故」とする。）の際には「一次立入り」は実施されていないことから、JCO指針では一次立入費用に関する指針は示されていない。

## ウ. 結 論

従来の相当因果関係の議論を前提としても、当然に因果関係の範疇にある損害であるといえ、また、その算定方法についても、前記「避難費用」についての算定と同様の考え方が採用されており、従来の実務を踏まえた考え方であると評価できる。

(d) 帰宅費用について

ア. 本指針の内容

避難等対象者が、対象区域の避難指示等の解除等に伴い、対象区域内の住居に最終的に戻るために負担した交通費、家財道具の移動費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。）は、必要且つ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

イ. 検 討

(7) 本指針は、避難等対象者が対象区域内の住居に最終的に戻るために負担した費用について、その実費を本事故と相当因果関係のある原子力損害と認めるものである。

(1) 本指針（備考）によれば、2011年（平成23年）4月22日に屋内退避区域の指定が解除されたことに伴い、必要な準備期間である「相当期間」を経過した後は、対象区域外に滞在をしていた者の一部は、同区域内にある住居に戻ることが可能な状態となっているとされる。そのため、本指針では、避難対象者等が、当該期間経過後に最終的に帰宅するために負担した交通費や家財道具の移動費用についても、前記（b）で述べた避難費用と同様に、必要且つ合理的な範囲内において、賠償の範囲に含めることが社会通念上相当と評価したものと考えられる。

(ウ) 本指針（備考）によれば、交通費等の算定方法については、前記（b）イ.（イ）と同様とのことである。

- (I) なお、JCO 指針では、避難費用に関する損害の範囲が示されるにとどまっており（JCO 指針 3 [避難費用]）、その反面である帰宅費用にまでは言及されていない。

## ウ. 結 論

避難費用を損害賠償の対象とする以上は、帰宅費用についても損害賠償の対象とするのは当然であるともいえる。また、その算定方法についても、前記（b）の「避難費用」についての算定と同様の考え方が採用されており、従来の実務を踏まえた考え方であると評価できる。

## (e) 生命・身体的損害について

### ア. 本指針の内容

避難等対象者<sup>33</sup>が負担した以下の費用が、賠償すべき損害と認められる。

- I) 本事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む。以下同じ。）し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等
- II) 本事故により避難等を余儀なくされ、これによる治療を要する程度の健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した診断費、治療費、薬代等

<sup>33</sup> 避難等に関連しない身体的損害として、第2回紛争審査会では、原子力発電所作業員の放射線被曝による身体的損害が賠償の対象となるとの発言がなされており（能見会長発言）、当該賠償と労働者災害補償保険法等に基づく各種保険給付との調整について後記 h. (a) の通り別途指針が提示されている。

## イ. 検 討

(ア) 本指針は、避難等により避難等対象者に生じた生命侵害及び身体的損害を本事故と相当因果関係のある原子力損害と認めるものである。

(イ) 本指針の対象は、あくまで「避難等を余儀なくされた」ことに伴う生命・身体的損害に限定されている<sup>34</sup>。この点で、JCO の作業員 3 名の放射線障害を念頭に置いた JCO 指針 1 [身体の傷害]とは前提を異にしている。

(ウ) 精神的損害については、本指針と後記 (f) の指針の双方で規定されているところ、第 2 回紛争審査会あるいは第 3 回紛争審査会の議論を踏まえるならば、何らかの治療等の必要がある精神的損害に対する賠償については本指針が、治療等の必要がない精神的損害に対する賠償については後記 (f) の指針がそれぞれ対応していると整理されると思われる。

なお、本指針 (備考) によれば、ここにいう「生命・身体的損害を伴う精神的損害」の額は、後記 (f) とは異なり、生命・身体の損害の程度等に従って個別に算定されるべきとされている。

(エ) なお、一次指針では、PTSD (心的外傷後ストレス障害) 等がここでいう「身体的損害」に該当し得るか否かについて問題提起がされており、紛争審査会でも適宜議論がなされてきたと

<sup>34</sup> この点、本指針 (備考) によれば、「避難等により実際に健康状態が悪化したわけではなくとも、高齢者や持病を抱えている者らが、避難等による健康悪化防止のために必要な限りにおいて、従来より費用の増加する治療を受けることも合理的な行動であるから、これによって増加した費用も賠償すべき損害と認められる」とされている。

ころであるが、本指針では特段言及がされていない<sup>35</sup>。

## ウ. 結 論

従来の損害賠償実務においても当然に損害として取り上げられるべき項目であり、またその算定方法も伝統的な算定方法である。

(f) 精神的損害（避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害<sup>36</sup>）について

### ア. 本指針の内容

I) 本事故において、避難等対象者が受けた精神的苦痛（ここでは、「生命・身体的損害」を伴わないものに限る。以下この項に

<sup>35</sup> 第9回紛争審査会によれば、PTSDとは、本来非常に大きな精神的なインパクトを受け、それを何度も想起することによって、長期間にわたり精神的な苦痛を受けることをいうところ、本件では、原発事故が発生した当初は人々はそれほど大きな不安感を持っていなかったものの、その後の経緯で、被曝への不安感が増幅され、精神的苦痛の程度が高まったものであり、厳密にはPTSDとは仕組みが異なるとの指摘がなされている（米倉委員発言）。

<sup>36</sup> 紛争審査会の当初の段階から、避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害の他にも、一定以上の放射性物質に曝露したことによる精神的苦痛等、様々な精神的損害が考えられるとされており、原子力事故や放射性物質の放出に対する一般的・抽象的不安感や危惧感等は精神的損害として認められるものではないが、放射性物質に曝露したものの具体的な健康被害にまでは至っていない場合は、一般的・抽象的不安感や危惧感にとどまらない精神的苦痛があるとして、精神的損害と認めてよいのではないかという意見が出され（第3回紛争審査会・能見会長発言）、他の委員からも特段の異議なく受け入れられていた。もっとも、その後の紛争審査会においては、避難生活等を余儀なくされたことによるものではない精神的損害については、類型化が困難なものも多く、引き続き検討するとされ（第4回紛争審査会・能見会長発言）、本指針（備考）においても「その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得る」と言及されるにとどまっている。

において同じ。)のうち、少なくとも以下の精神的苦痛は、賠償すべき損害と認められる。

① 対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者(又は余儀なくされている者)及び本事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者(又は余儀なくされている者)が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛

② 屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛

Ⅱ) I)の①及び②に係る「精神的損害」の損害額については、前記(b)の「避難費用」のうち生活費の増加費用と合算した一定の金額をもって両者の損害額と算定するのが合理的な算定方法と認められる。そして、I)の①又は②に該当する者であれば、その年齢や世帯の人数等にかかわらず、避難等対象者個々人が賠償の対象となる。

Ⅲ) I)の①の具体的な損害額の算定に当たっては、差し当たって、その算定期間を以下の3段階に分け、それぞれの期間につ

いて、以下の通りとする。

① 本事故発生から6か月間（第1期）

第1期については、一人月額10万円を目安とする。

但し、この間、避難所・体育館・公民館等（以下「避難所等」とする。）における避難生活等を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、一人月額12万円を目安とする。

② 第1期終了から6か月間（第2期）

第2期については、一人月額5万円を目安とする。

但し、警戒区域等が見直される等の場合には、必要に応じて見直す。

③ 第2期終了から終期までの期間（第3期）

第3期については、今後の本事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当であると考えられる。

IV) I) の①の損害発生の始期及び終期については、以下の通りとする。

- ① 始期については、原則として、個々の避難等対象者が避難等をした日にかかわらず、本事故発生日である2011年（平成23年）3月11日とする。但



し、緊急時避難準備区域内に住居がある子供、妊婦、要介護者、入院患者等であって、同年6月20日以降に避難した者及び特定避難勧奨地点から避難した者については、当該者が実際に避難した日を始期とする。

- ② 終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

- V) I) の②の損害額については、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者（緊急時避難準備区域から2011年（平成23年）6月19日までに避難を開始した者及び計画的避難区域から避難した者を除く。）につき、一人10万円を目安とする。

## イ. 検 討

- (7) 本指針は、避難生活等を余儀なくされたことにより避難等対象者が受けた精神的損害を本事故と相当因果関係のある原子力損害と認めた上で、その賠償額の算定方法を具体的に提示するものである。

- (1) JCO指針では、身体傷害を伴わない精神的損害（慰謝料）が一般論として「原子力損害」に含まれ得ることについては見解の一致をみたものの、JCO事故に関する具体的な精神的損害については、「損害の発生及び金額の合理性について請求者側に特段の事情がない限り」損害とは認められないこととされていた（JCO指針8[精神的損害]参照）。

これに対し第2回紛争審査会議事録によれ

ば、紛争審査会においては、当初の段階（一次指針の策定以前）から、本事故による精神的損害が賠償の範囲に含まれることにつき、委員の間で大まかな了解が得られていた。その理由は、本指針（備考）にも記載されている通り、本事故においては、実際に周辺に広範囲にわたり放射性物質が放出され、これに対応した避難指示等があったことから、対象区域内の住民が、住居から避難し、あるいは、屋内退避をすることを余儀なくされる等、日常の平穏な生活が現実に妨害されたことは明らかであり、また、その避難等の期間も総じて長く、更に、その生活も過酷な状況にある者が多数であったことによるものと推測される。即ち、本事故においては、少なくとも避難等対象者の相当数は、その状況に応じて、①避難及びこれに引き続く対象区域外滞在を長期間余儀なくされ、あるいは②本事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされたことに伴い、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、あるいは、③屋内退避を余儀なくされたことに伴い、行動の自由の制限等を長期間余儀なくされる等、避難等による長期間の精神的苦痛を被っており、少なくともこれについては賠償すべき損害と観念することができると考えられたものである。

以上のような理解を前提として、紛争審査会では、精神的損害のうちどこまでを賠償範囲に含めるか、また、どのようにして賠償額を算定するかが主たる議論の対象とされた。

- (ウ) 本指針（備考）によれば、本指針は、精神的損害の賠償について、(i) 損害の賠償について世帯単位ではなく個人を基準とすること、及び(ii) 年齢等により金額に差は設けないことを前提としているとのことである。

第7回紛争審査会議事録によれば、このう

ち、(i)については、世帯の人数が多い場合には1世帯に相当高額の賠償がなされることになる点が紛争審査会において議論されたものの、この点については、精神的損害はあくまで個々人の人格的利益に関する損害であること(大塚委員発言)、個々人を基準にするのが最も分かりやすく、国民の理解を得やすいこと(高橋委員発言・米倉委員発言)等の意見を踏まえ、避難等対象者個々人を基準に損害賠償請求を認める立場が採用されるに至っている。

また、第7回紛争審査会議事録によれば、紛争審査会においては、(ii)については、幼児について大人と同じだけの精神的苦痛を観念できるかが問題とされたものの、年齢で差を設けるのは實際上困難であること(高橋委員発言)、子供の場合、自宅に帰れない苦痛や避難生活の不便さは大人よりも小さいとしても、平穏な日常生活の喪失による精神的苦痛は大人より大きいとも思われること(大塚委員発言・能見会長発言)等の意見を踏まえた上で、年齢等により損害額に差は設けない立場が採用されるに至っている。

(I) 具体的な賠償額の算定方法に関しては、避難場所等で類型化し、段階的に賠償することの是非が当初より議論されてきた。

即ち、一次指針では、「避難等を余儀なくされた経緯(避難指示、屋内退避指示の別等)、避難等の別(避難、対象区域外滞在、屋内退避)、避難等の期間及び避難した施設の居住環境その他の避難等における生活状況等に応じて避難等対象者を類型化した上、段階的かつ合理的な差を設ける等して、類型化された対象者ごとに共通する一定の精神的損害及びこれに対する賠償額を認めることが考えられる」との記載がされており、第5回紛争審査会議事録及び第6回紛争審査会議事録によれば、これを踏まえ

て、避難場所等毎に、①避難所・体育館・公民館等への滞在を余儀なくされている者、②アパート・借家・公営住宅・仮設住宅・実家・親戚方・知人方等への滞在を余儀なくされている者、③ホテル・旅館等への滞在を余儀なくされている者、④屋内退避を長期間余儀なくされた者の4類型に分類する段階的賠償の枠組みが検討されている。

しかしながら、避難場所等に着目する段階的賠償は必ずしも被害の実態に沿ったものではないとの被災地住民・関連団体による意見が紛争審査会において示されたことにより、段階的賠償の是非が再考されることとなり、紛争審査会の2011年（平成23年）6月20日付「東京電力（株）福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針追補」（本Ⅲにおいて、以下「二次指針追補」とする。）では、前記枠組みは採用されないこととなった。

この点、本指針（備考）によれば、避難場所等に応じた段階的賠償の枠組みを採用しなかった理由として、「長期間の避難等を余儀なくされた者は、正常な日常生活の維持・継続を長期間にわたり著しく阻害されているという点では全員共通した苦痛を被っていること、また、仮設住宅等に宿泊する場合と旅館・ホテル等に宿泊する場合とで、個別の生活条件を考えれば一概には生活条件に明らかな差があるとはいえないとも考えられることから、主として宿泊場所等によって分類するのではなく、一律の算定を行い、相対的に過酷な避難生活が認められる避難所等についてのみ、本件事故後一定期間は滞在期間に応じて一定金額を加算することとし、むしろ、主として避難等の時期によって合理的な差を設けることが適当である」との理由が挙げられている。

(オ) 具体的な賠償額についてみると、本指針（備考）によれば、本事故後の6か月間<sup>37</sup>（第1期）は、「地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなど、最も精神的苦痛の大きい期間」であるとして、生活費の増加分も考慮し、一人月額10万円<sup>38</sup>を目安とするのが合理的であると判断したとされている。但し、本指針（備考）によれば、特に避難当初の避難所等における長期間にわたる避難生活が、他の宿泊場所よりも生活環境・利便性・プライバシー確保の点からみて相対的に過酷な生活状況であったことに鑑み、避難所等において避難生活をしてきた期間については一人月額12万円に賠償額が増額されている点にも留意されたい<sup>39</sup>。

<sup>37</sup> 本指針の理論的基礎とされているとは必ずしも思われぬものの、「6か月」という期間の妥当性に関しては、紛争審査会において、借地借家法27条1項が解約による建物賃貸借契約の終了を解約申入れから6か月経過後としていること（即ち、かかる規定の背後には、生活のめどの段取りをつけるのに6か月ぐらい要するという考え方がありと考えられること。）も指摘されている（第7回紛争審査会・中島委員発言）。

<sup>38</sup> 本指針によれば、第1期の「10万円」は、自動車損害賠償責任保険における慰謝料（日額4200円。月額換算12万6000円）を参考にしたとのことである。この点、紛争審査会での議論においては、慰謝料額を決定する拠り所として自動車損害賠償責任保険の基準を参考とするものの、これは身体的な傷害（入院）を伴う場合の慰謝料額の基準であるため、不自由な生活を強いられているとしても自由に行動することはできる本件の避難等に伴う精神的損害の方が少し少ない額になるのではないかと認識が示されていた（第7回紛争審査会・能見会長発言）。

<sup>39</sup> 紛争審査会の議論によれば、実際に過酷な生活状況を強いられた「当初」の期間が具体的に何か月かを客観的に予想又は確定することは困難であると考えられるため、そのような「当初」の期間を直ちに慰謝料額に反映させるのではなく、ある意味で少し広めに見積もることで、6か月という期間を第1期と定めたとのことである（第7回紛争審査会・能見会長発言）。即ち、ここでいう「当初」の期間は、長くとも6か月を超えるものではないという認識の下に本指針が策定されたと考えられる（第7回紛争審査会・事務局発言）。

次に、本指針（備考）によれば、第1期終了後の6か月間<sup>40</sup>（第2期）については、引き続き避難生活等を余儀なくされ、いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛がある一方で、突然の日常生活とその基盤が失われたことからくる混乱等という要素は基本的にこの段階では存せず、避難生活の不便さ等は第1期よりも縮減していると考えられることから、一人月額5万円<sup>41</sup>を目安とすることが考えられるとされている。

最後に、本指針（備考）によれば、第2期終了後、実際に帰宅が可能となる等の終期までの間（第3期）は、何れかの時点で避難生活等の収束の見通しがつき、帰宅準備や生活基盤の整備等、前向きな対応も可能となると考えられるが、現時点ではそれがどの時点かを具体的に示すことが困難であることから、今後の本事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて第3期における損害額の算定を検討することが妥当とされている<sup>42</sup>。但し、既に終期<sup>43</sup>が到来している区域については、この限りではないとされている。

---

<sup>40</sup> 但し、本指針によれば、この期間は必要に応じて見直すこととされている。

<sup>41</sup> 本指針によれば、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準（財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部）による期間経過に伴う慰謝料の変動状況も参考としたとのことである。

<sup>42</sup> 紛争審査会においては、本事故による不安定な状況が長期間にわたって続くこととなれば、先の見通しがつかない不安が精神的苦痛の大部分を占めるようになることも推測され、そのような場合には、改めて本指針の賠償の枠組みを再考する必要があるとの指摘がなされている（第7回紛争審査会・能見会長発言）。

<sup>43</sup> 紛争審査会においては、将来のどこかの段階でもって、元の住居に戻れないという見通しが立つ時点が考えられるところ、それにもかかわらず避難等を続けた場合に慰謝料の支払いも継続されるのは適当とはいえないとの指摘がなされている（第7回紛争審査会・能見会長発言）。

(カ) 慰謝料額の定型化が行われている裁判例は数多い。

ある程度一律に損害賠償額を定めつつ、一定の類型別に賠償額に差を設けた裁判例として、福岡空港を使用する米軍機及び民間航空機から生ずる騒音、排気ガス、振動等により生活妨害、健康被害、家屋の損傷等を受けたとして、空港周辺の住民が国を相手に提訴した事案（福岡地判昭和 63 年 12 月 16 日判例時報 1298 号 32 頁）があるが、裁判所は、原告らの個別具体的状況によることなく、居住地域と居住期間のみを考慮して一律に慰謝料を定め、その際、騒音レベルの値によって、居住 1 か月当たり 2500 円、7500 円、1 万 5000 円の 3 種に分け、更に、危険への接近（騒音を知って居住し始めたか否か）の事例で 2 割減、国の施した防音工事 1 室毎に 1 割減という操作をして、原告らのうち 319 名につき最高 212 万円から最低 2200 円まで総額 1 億 9750 万円の慰謝料を認容した（基地・空港訴訟に関する東京地判平成元年 3 月 15 日判例タイムズ 705 号 205 頁、金沢地判平成 3 年 3 月 13 日判例時報 1379 号 3 頁、横浜地判平成 4 年 12 月 21 日判例タイムズ 808 号 82 頁、那覇地沖縄支判平成 6 年 2 月 24 日判例タイムズ 850 号 72 頁、東京高判平成 6 年 3 月 30 日判例タイムズ 855 号 246 頁、東京高判平成 7 年 12 月 26 日判例時報 1555 号 9 頁、福岡高那覇支判平成 10 年 5 月 22 日判例時報 1646 号 3 頁等も基本的に同様の考え方によっている。）。

本指針のように、避難場所及び避難期間によって避難等対象者を分類し、一律に損害賠償を行うというのも、これらの裁判例と同様の考え方に基づくものであるといえる。

(キ) 本指針（備考）によれば、損害発生の始期については、「上記対象者が実際に避難をした日

はそれぞれの事情によって異なっているものの、避難等をする前の生活においても、本件事故発生日以降しばらくの間は、避難後の精神的苦痛に準ずる程度に、正常な日常生活の維持・継続を著しく阻害されることによる精神的苦痛を受けていたと考えられること」から、2011年（平成23年）3月11日の本事故発生日とするのが合理的であるとされている。

もともと、緊急時避難準備区域内に住居がある子供、妊婦、要介護者、入院患者等<sup>44</sup>であって2011年（平成23年）6月20日以降に避難した者及び特定避難勧奨地点から避難した者については、当該者が実際に避難した日が始期とされている。

(ク) なお、2011年（平成23年）4月22日に屋内退避区域の指定が解除され、当該区域が避難指示等の対象外となったことに伴い、対象区域外に滞在をしていた者の一部は、同区域内にある住居に戻ることが可能となっているところ、本指針（備考）によれば、同日に、当該区域内への帰宅が許容されたものとみなすことができるから、同日から相当期間経過後に生じた精神的損害については、特段の事情<sup>45</sup>のない限り、賠償の対象とはならないとされている。

(ケ) 以上に対し、本指針（備考）によれば、屋内退避を余儀なくされた者の損害額については、自宅で生活しているという点では避難及び対象

<sup>44</sup> 紛争審査会での議論によれば、子供、妊婦、要介護者、入院患者は緊急時避難準備区域であっても避難することが勧められており、ここにいう「等」には、子供が避難する場合の両親や、要介護者が避難する場合の介護者等が含まれるとの理解が示されている（第8回紛争審査会・能見会長発言）。

<sup>45</sup> 本指針（備考）においては、特段の事情の具体例として、避難中に健康を害したため自宅以外の避難先等での療養の継続が必要なために帰宅できない場合が挙げられている。



区域外滞在をした者のような精神的苦痛は観念できないが、他方で、外出等行動の自由を制限されていることから、一人10万円<sup>46</sup>を目安とするのが合理的とされている。

- (コ) なお、本指針（備考）によれば、損害額の算定は月単位で行うのが合理的と認められるが、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではないとされている。

## ウ. 結 論

被害者を類型化した上で、類型毎に一律の損害賠償を行うという考え方は、過去の大規模損害賠償訴訟においても見られた考え方であり、本指針の損害賠償の考え方も従来の裁判実務を踏まえたものであると評価できる。

- (g) 営業損害について

### ア. 本指針の内容

政府による避難指示等に係る損害のうち、営業損害についての本指針の内容は以下の通りである。

- I) 従来、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者又は現に営んでいる者において、避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認めら

<sup>46</sup> 紛争審査会での議論によれば、避難所等に避難をした場合の第1期の損害額（12万円）と比較して若干低額になっているのは、屋内退避指示が出ていたのが約40日間と短期間であったことを考慮したとのことである（第8回紛争審査会・能見会長発言）。

れる。

前記減収分は、原則として、本事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額（本事故により負担を免れた費用）を控除した額（本（g）において、以下「逸失利益」とする。）とする。

Ⅱ） また、Ⅰ）の事業者において、前記のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用（従業員に係る追加的な経費、商品や営業資産の廃棄費用、除染費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等）も、必要且つ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

Ⅲ） 更に、同指示等の解除後も、Ⅰ）の事業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用（機械等設備の復旧費用、除染費用等）も、必要且つ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

なお、営業損害の終期については、本指針（備考）7）において、「基本的には対象者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日<sup>47</sup>とすることが合理的であるが、本件事故により生じた減収分がある期間を含め、どの時期まで

<sup>47</sup> なお、厳密には、対象者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日の前日が経過する時点まで営業損害が発生するものと考えられる。

を賠償の対象とするかについては、現時点で全てを示すことは困難であるため、改めて検討することとされた。但し、その検討に当たっては、「一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があることから、賠償対象となるべき期間には一定の限度があることや、早期に転業する等特別の努力を行った者が存在することに、留意する必要がある。」との解釈が示されている。また、倒産・廃業した場合の営業損害としては、本指針（備考）8）において、「営業資産の価値が喪失又は減少した部分（減価分）、一定期間の逸失利益及び倒産・廃業に伴う追加的費用等を賠償すべき損害とすることが考えられる。」との解釈が示されている。

## イ. 検 討

本指針は、避難指示等に起因する事業者の減収分や追加的費用を、本事故と相当因果関係のある原子力損害と認めるものである。

第2回紛争審査会議事録によれば、紛争審査会における議論の当初から、かかる営業損害を賠償すべき損害に含めることについては基本的には意見の一致を見ていた。ここで「減収分」とは、一次指針第3の5 I）において、「原則として、本件事故がなければ得られたであろう売上高から、本件事故がなければ負担していたであろう（本件事故により負担を免れたであろう）売上原価を控除した額（逸失利益）」と定義されていたところ、本指針においては、本事故による影響が長期化していることから、長期の休業の場合の一般管理費等も費用に含まれるような形にする等、その意味を明確化する目的で修正がなされた。

なお、JCO指針にも営業損害との項目は存在するが、その内容は後記 e. のいわゆる風評被害と同種の損害に対する指針であり、本指針に規定されるような避難指示等に伴い営業が不能になる等事業

に支障が生じる場合の損害に関して JCO 指針が明示的に言及しているわけではない。しかし、これは JCO 事故においてなされた政府等による避難指示等は、半径 350m 圏内の住民に対する避難要請（事故から約 51 時間後に解除）及び半径 10km 圏内の住民に対する屋内退避要請（事故から 18 時間後に解除）のみであることから、本事故のような長期間にわたる避難指示等により事業そのものに支障が生じることがあまり想定できなかったためであり、JCO 指針がかかる損害を明示的に排除する趣旨ではないと推察される。

本指針Ⅱ）及びⅢ）において損害として認められている必要且つ合理的な範囲の追加的費用は、JCO 指針には明示的な記載のない損害であるが、これは他の損害項目でも論じられているように相当因果関係の範囲内であれば賠償すべき損害として認められるという一般的な原則を述べているに過ぎない。

また、本指針（備考）1）後段及び第 2 回紛争審査会議事録によれば、出荷できなかった作物については、廃棄をしなければならないところ、廃棄のための費用が生じるのが通常であり、これは通常生じる損害として損害賠償の対象とすることを明確にする必要があるとの意見が述べられている。

更に、本指針Ⅲ）の減収分には、本指針Ⅰ）の減収分と異なり「合理的な範囲」との限定が付されているが、これは避難指示等が解除される前の営業損害については、その範囲も明確であると考えられるものの、避難指示解除後の営業損害については、避難等対象者の自助努力による被害軽減も一定程度可能となる等、損害の範囲が必ずしも明確でない場合があると思われることから、合理性を欠く損害については相当因果関係が否定される旨、注意的に記載したものであると推察される。

損害の終期について、第 10 回紛争審査会議事録

によれば、一般的には事業者・労働者は、転業による対応が可能であることから、裁判実務では合理的な期間を補償期間として定めているのが通例であるとする一方で、避難区域の指定が続いているため避難区域内での営業又は就労ができないときに何れかの段階で一括して精算するような形で損害を評価して賠償の額を算定することも考えられるとの意見が出された。そして、避難等対象者の予見可能性を高めるため、一定の期限を定めることが必要であるとの点で紛争審査会の議論は一致し、裁判例や公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱を参考にかかる期限を定めることも検討された。しかし、本事故の収束の見通しが見つからない現在の状況の下では一定の期限を定めることは困難であるとして、結局、その具体的な時期等については改めて検討することとされた<sup>48</sup>。

## ウ. 結 論

本指針は、政府の避難指示等に基づいて、営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認めるところ、減収分の考え方は、不法行為がなかったとすればあるべき利益状態と、現在の利益状態を比較してその差額を損害と捉えるという損害賠償についての伝統的な考え方に則ったものであると評価できる。

<sup>48</sup> 第9回紛争審査会議事録によれば、損害の終期について議論の際に考慮すべき事項として、①期限を切らない形でそのまま損害が継続するとした場合に、被害者側の転業や再就職の意欲等との関係をどう考えるか、②被害者のモラルハザードを防ぐ観点から、賠償が行われる期間中に得た他の収入を控除すべきか否か、あるいは控除するとしてもどの程度控除すべきなのか等の問題提起がなされているが、本指針においてかかる議論に対する結論は示されていない。

(h) 就労不能等<sup>49</sup>に伴う損害について

ア. 本指針の内容

政府による避難指示等に係る損害のうち、就労不能等に伴う損害についての本指針の内容は以下の通りである。

対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、あるいは、前記（g）の営業損害を被った事業者に雇用されていた勤労者が当該事業者の営業損害により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要且つ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

イ. 検 討

本指針は、対象区域内からの避難等を余儀なくされたことにより就労不能等となった避難等対象者の給与等の減収分及び必要且つ合理的な範囲の追加的費用を、本事故と相当因果関係のある原子力損害と認めるものである。

この点、紛争審査会議事録によれば、一次指針の策定時から勤労者の給与等の減収分を賠償すべき損害とする点については、特に議論の対象とされることもなく当然に認められている。JCO指針の休業損害の損害項目においても、「行政措置により就労が不能となった場合」に給与等の減収を損害と認めるとの指針が示されており、その後もかかる指針に対する異論は特に見受けられない。

<sup>49</sup> 本指針は「就労不能等」の定義を必ずしも明確にしていないが、本指針（備考）1）は、対象区域内にあった勤務先が本事故により廃業を余儀なくされた場合、避難先が勤務先から遠方となった場合、本事故と相当因果関係のある解雇その他の離職も「就労不能等」に含むとしつつ、本指針（備考）2）は、自営業者や家庭内農業従業者等の逸失利益分については、別途営業損害の対象となり得るから「就労不能等」に伴う損害の対象とはならないとする。

また、本指針においては、JCO 指針と異なり必要且つ合理的な範囲の追加的費用<sup>50</sup>が賠償すべき損害として追加されているが、これは他の損害項目でも論じられているように、本事故と相当因果関係が認められる費用であれば賠償すべき損害として認められる旨述べているものと考えられ、いわば当然の原則を述べているに過ぎないと思われる。

なお、就労不能に伴う損害の終期については、第 10 回紛争審査会議事録によれば、営業損害の終期と同様のものとして議論されており、本指針（備考）8）も、営業損害に関する本指針第 3 の 7（備考）7）と同様に、その損害の終期について改めて検討するとしつつ、賠償対象となるべき期間には一定の限度があることや、早期の転職や臨時の就労等特別の努力を行った者が存在することに留意する必要があるとしている。

## ウ. 結 論

政府による避難指示等のために就労不能となる等した者について、その減収分を損害として認めることは、相当因果関係についての従来からの考え方とも齟齬するものではなく、従前の実務とも整合性を有すると思料される。

### (i) 検査費用（物）について

#### ア. 本指針の内容

政府による避難指示等に係る損害のうち、検査費用（物）についての本指針の内容は以下の通り

---

<sup>50</sup> 本指針（備考）7）によれば、対象区域内にあった勤務先が本事故により移転・休業等を余儀なくされたために、勤労者が配置転換・転職等を余儀なくされた場合に負担した転居費用・通勤費の増加分等、及び対象区域内に係る避難等を余儀なくされた勤労者が負担した通勤費の増加分等も、必要且つ合理的な範囲に含まれるとされている。

である。

対象区域内にあった商品を含む財物につき、当該財物の性質等から、検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的であると認められた場合には、所有者等の負担した検査費用（検査のための運送費等の付随費用を含む。以下同じ。）は必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

## イ. 検 討

本指針は、対象区域内にあった商品を含む財物の検査費用を本事故と相当因果関係のある原子力損害と認めるものである。

この点、紛争審査会議事録によれば、一次指針の策定時からかかる検査費用（物）を賠償すべき損害とすることについては、特に議論の対象とされることもなく当然に認められている。JCO指針の検査費用（物）の損害項目においても、「当該財物の性質等から、検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的であり又は取引先の要求等により検査の実施を余儀なくされたものと認められ、1999年（平成11年）11月末までに検査を実施した場合」には請求者が現実に支払った検査費用を損害と認めるとの指針が示されており、その後にかかる指針に対する異論は特に見受けられない。

一次指針及びJCO指針では所有者等の負担した検査費用（物）は損害と認められるとされている一方で、本指針においては、所有者等の負担した費用は「必要かつ合理的な範囲で」賠償すべき損害と認められるとの限定が付されているが、これは他の損害項目でも論じられているように相当因果関係の法理を明確にするため記載されたに過ぎないと思われる。



## ウ. 結 論

本指針の内容は、相当因果関係についての従来からの考え方とも齟齬するものではなく、従前の実務とも整合性を有すると思料される。

### (j) 財物価値の喪失又は減少等について

#### ア. 本指針の内容

政府による避難指示等に係る損害のうち、財物価値の喪失又は減少等についての本指針の内容は以下の通りである。

財物につき、現実が発生した以下のものについては、賠償すべき損害と認められる。なお、ここで言う財物は動産のみならず不動産をも含む。

- I) 避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に関値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要且つ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の廃棄費用、修理費用等）は、賠償すべき損害と認められる。
- II) I) の他、当該財物が本事故の発生時に対象区域内にあり、
  - ① 財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合又は、
  - ② ①には該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に関値を喪失し又は減少した部

分及び除染等の必要且つ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

- Ⅲ) 対象区域内の財物の管理が不能等となり、又は放射性物質に曝露することにより、その価値が喪失又は減少することを予防するため、所有者等が支出した費用は、必要且つ合理的な範囲内において賠償すべき損害と認められる。

## イ. 検 討

本指針は、財物価値の喪失又は減少並びにこれに伴う必要且つ合理的な追加的費用及び予防費用を本事故と相当因果関係のある原子力損害と認めるものである。

本指針（備考）2）及び（備考）3）並びに第3回紛争審査会議事録によれば、本指針Ⅱ）②は、一定の被曝量に達しない微量のものであっても一般人の感覚からすれば当該財物の価値が失われたと判断される場合はあり得るので、それを含む趣旨であり、それと比較して、本指針Ⅱ）①は、当該財物に付着した放射性物質の客観的な量からして当該財物の価値が減少していると一般にいえるようなものを含む趣旨であるとされている。

そして、本指針（備考）4）に記載されている通り、修理や除染の費用に関しては、当該財物の価値を上回る費用については原則として合理的であるとは認められないが、文化財、農地等代替性のない財物については、例外的に当該財物の客観的価値を超える金額の賠償も認められ得るとされている。この点、例外的に当該財物の客観的価値を超える金額の賠償が認められることの合理性について検討するに、わが国における損害賠償制度は、現在の商品社会において、損害を測定するのに最も便利な金銭によってその賠償を定めること

が合理的であることに基づき、物の交換価格の賠償によって被害者の財産的損害を填補することを基本とする（金銭賠償の原則）。しかし、これを徹底した場合、交換価格の賠償のみでは填補されない損害が残るようなときには、被害者に酷な結果をもたらすことが従前から指摘されている<sup>51</sup>。例えば、代替性がない財物については当該財物の価値を原状回復させることでしか被害者の財産的損害を十分に填補することができず、原状回復に必要な費用を損害賠償の金額とすべきであると考えられる。そうだとすれば、代替性のない財物を原状回復するための修理や除染の費用については、当該財物の価値を上回る金額であっても、相当因果関係の認められる損害に含まれるものと考えられる。したがって、本指針の基本的な考え方自体は損害賠償制度の趣旨と整合するものであって、合理的といえることができる<sup>52</sup>。

なお、JCO 指針の財物汚損の損害項目においては、動産と不動産にそれぞれ異なる指針が策定さ

<sup>51</sup> 加藤一郎編『注釈民法（19）債権（10）』345頁〔沢井裕〕。

<sup>52</sup> 以上を踏まえて、本指針にて例示されている文化財及び農地について代替性の有無を検討するに、文化財に代替性がないことについては特段異論がないと思われるが、農地については見解が分かれると思われる。即ち、農地に「代替性がない」とする考え方の背景には、農家にとっては、当該農地で農業を営んでこそ生計を維持することができるのであり、農地は、農家にとっては代替性のない財物であるとの考え方が存在すると思われるが、かかる考え方は、財物としての農地の価値と農家の被る営業損害を併せ考慮しているようにも考えられる。そうだとすると、本指針の見解とは異なり、被害者の財産的損害の填補は、あくまで当該農地の客観価値を上限とすれば足り、それで填補されない損害については、別途営業損害として賠償の対象とするとの考え方もあり得ないではないと思われる。

一方、本指針は農地に代替性がないとする説明を主とするようにも見受けられるが、これは、農地の時価が、制度上、所有権等の移転又は転用が困難とされていること等、制度的要因により大変低く抑えられているため、その時価を賠償の上限とするとほとんど除去費用が出ないことになるとの日本における農地取引の現実を踏まえた指摘（第10回紛争審査会議事録・中島委員発言）等が考慮されたものと推察される。

れ、動産については本指針Ⅰ)とほぼ同旨の指針が示されていたものの、不動産については不動産の取引締結拒絶に係る損害や不動産賃料の減額による損害等につき「賠償が認められる余地がある」との指針が示されたのみであり、本指針よりも損害の範囲を制限的に解する指針が策定されていた。しかし、JCO指針が策定された際には、JCO事故により放出された放射線又は放射性核種は、財物汚染又は財物汚損をもたらす程度の量(科学的に有意な量)ではなかったことが科学技術庁の調査により報告されていることを前提とすると、原則として財物価値の毀損はなく、例外的に毀損が生じた場合に、相当因果関係が認められる限り損害賠償が認められる余地があるとするのは自然である。他方で、本事故においては、少なくとも数十km圏内に相当程度の放射性物質が飛散しており、財物価値の毀損が広範囲で生じていることは確実な状況であり、指針の表現がJCO事故のそれと異なるのも自然であるといえ、JCO指針と本指針とで相当因果関係について異なる立場をとっているわけではない<sup>53</sup>。

## ウ. 結 論

本指針の内容は、相当因果関係に関する従来の考え方と整合性を有するものであると考えられ

<sup>53</sup> 本指針(備考)6)においては、①不動産売買契約及び不動産賃貸借契約の契約価格の下落に係る損害については、本事故がなければ当初予定していた価格で契約が成立していたとの確実性が認められる場合は、合理的な範囲で現実の契約価格との差額につき賠償すべき損害と認められること、②不動産売買契約及び不動産賃貸借契約の締結拒絶又は途中破棄等に係る損害については、本事故がなければ当該契約が成立又は継続していたとの確実性が認められる場合は、合理的な範囲で賠償すべき損害と認められること、並びに③不動産を担保とする融資の拒絶による損害や不動産賃貸借における賃料の減額を行ったことによる損害等については、本事故がなければ当該融資の拒絶や賃料の減額等が行われなかったとの確実性が認められる場合には、合理的な範囲で賠償すべき損害と認められることが示されている。

る。

b. 政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害について

政府は、福島第一原子力発電所を中心に半径 30km の円内海域や空域について航行危険区域等及び飛行禁止区域を設定したが、これらにより漁業者や航空業者が被った損害については、前記の避難指示等の対象区域と同様、本事故との相当因果関係の存在が比較的明確であるといえ、本指針においては、政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害について類型化した上でその損害賠償の考え方を整理している。

(a) 対象区域

政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害についての対象区域は以下の通りである。

ア. 政府により、2011 年（平成 23 年）3 月 15 日に航行危険区域に設定された、当社福島第一原子力発電所を中心とする半径 30km の円内海域（同海域のうち半径 20km の円内海域は同年 4 月 22 日に「警戒区域」にも設定され、その後の同月 25 日には、同海域全体につき航行危険区域が解除されると共に、「警戒区域」以外の半径 20km から 30km の円内海域は「緊急時避難準備区域」に設定された。以下これらの設定の変更前後における各円内海域を併せて「航行危険区域等」とする。）

イ. 政府により、2011 年（平成 23 年）3 月 15 日に飛行禁止区域に設定された、当社福島第一原子力発電所を中心とする半径 30km の円内空域（同年 5 月 31 日には、半径 20km の円内空域に縮小。）

(b) 営業損害

ア. 本指針の内容

政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害のうち、営業損害についての本指針の内容は以下の通りである。

- I) 航行危険区域等の設定に伴い、①漁業者が、同区域内での操業又は航行を断念せざるを得なくなったため、又は、②内航海運業若しくは旅客船事業を営んでいる者等が、同区域を迂回して航行せざるを得なくなったため、現実に減収があった場合又は迂回のため費用が増加した場合は、その減収分及び必要且つ合理的な範囲の追加的費用が、賠償すべき損害と認められる。
- II) 飛行禁止区域の設定に伴い、航空運送事業を営んでいる者が、同区域を迂回して飛行せざるを得なくなったため費用が増加した場合には、当該追加的費用が必要且つ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

イ. 検 討

- (7) 減収分の算定方法は、前記の政府による避難等の指示等による営業損害の場合と同様（但し、避難等に特有の部分は除く。）とされている。

陸上と海上とで、算定方法に本質的な違いが生じるわけではないことはその通りであり、合理的な算定方法であると思料される。

- (1) 政府による航行危険区域等又は飛行禁止区域設定の前に自主的に制限した場合について、本

指針（備考）２）によれば、本事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、当該制限に伴う減収分等も賠償すべき損害と認められるとされているが、航行危険区域等又は飛行禁止区域設定が行われる場所において事前に自主的に航行又は飛行を制限することには合理性が認められる。

## ウ. 結 論

本指針の内容は、避難等の指示等による営業損害の場合と同様、従来の相当因果関係に関する実務と整合性を有するものと思料される。

### (c) 就労不能等に基づく損害

#### ア. 本指針の内容

政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害のうち、就労不能等に伴う損害についての本指針の内容は以下の通りである。

航行危険区域等又は飛行禁止区域の設定により、同区域での操業、航行又は飛行が不能等となった漁業者、内航海運業者、旅客船事業者、航空運送事業者等の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要且つ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

#### イ. 検 討

減収分の算定方法は、前記の政府による避難等の指示等による営業損害の場合と同様とされている。

## ウ. 結 論

避難等の指示等による営業損害の場合と同様、従来の相当因果関係に関する実務と整合性を有するものと思料される。

### c. 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について

政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害についても、その範囲は政府による指示を介在させているが故に比較的明確であるともいえ、本指針においては、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害につき、損害項目を類型化した上、その算定に関する考え方を示している。

まず、本指針の対象となる「指示」は、後記（a）の通りである。

#### (a) 対象となる「指示」

本指針によれば、農林水産物（加工品を含む。以下本 c.において同じ。）及び食品の出荷、作付けその他の生産・製造及び流通に関する制限又は農林水産物及び食品に関する検査について、政府が本事故に関し行う指示等（地方公共団体が本事故に関し合理的理由に基づき行うもの及び生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で本事故に関し合理的理由に基づき行うものを含む。）に伴う損害につき、損害賠償の対象とするとしている。

ここで、「政府が本件事故に関し行う指示等」には、政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して行う出荷制限指示、摂取制限指示及び作付制限指示、放牧及び牧草等の給与制限指導、食品衛生法の規定に基づく販売禁止、食品の放射性物質検査の指示等が含まれるとされる。

また、「地方公共団体が本件事故に関し合理的理由



に基づき行うもの」には、例えば、特定の品目について暫定規制値を超える放射性物質の検出があったことを理由として、県が当該品目の生産者に対して出荷又は操業に係る自粛を要請する場合等が含まれるとされる<sup>54</sup>。

更に、「生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で本件事故に関し合理的理由に基づき行うもの」には、例えば、本事故発生県沖における航行危険区域等の設定、汚染水の排出等の事情を踏まえ、同県の漁業者団体が同県との協議に基づき操業の自粛を決定した場合等が含まれるとされる<sup>55</sup>。

本指針においては、以上の「指示」に基づいて発生した以下（b）から（d）の損害を賠償の範囲に含めている。

## （b） 営業損害

### ア. 本指針の内容

#### 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に

<sup>54</sup> 第2回紛争審査会議事録によれば、暫定規制値を超える放射性物質が検出された後、速やかに県等が出荷自粛を要請し、その後政府による出荷制限の指示が行われているという例があるとの報告がなされ、これを踏まえると、地方公共団体による出荷自粛要請についても、政府による指示と同等に扱うことが求められていると考えられるとの意見が出されている。

<sup>55</sup> 第2回紛争審査会議事録によれば、漁業者団体の操業自粛要請による操業停止が行われた場合も、政府の航行危険区域等の設定がなされた場合と同様の扱いが必要であるとの意見が出されている。福島県の海域における漁業の実態として、船びき網漁業又は底びき網漁業が、原発の沖合を含め原発近辺の海域の内外にわたる形で広範囲に行われており、また、海流による水の移動、魚介類の移動を考慮すると、食品安全の観点からは漁業者団体による操業自粛には合理性があると考えられる。他方で、本指針は、「生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で本件事故に関し合理的理由に基づき行うもの」との限定を加え、賠償の対象となる損害を合理的な範囲に限定している。例えば、本事故発生県沖における航行危険区域等の設定、汚染水の排出等の事情を踏まえ、同県の漁業者団体が同県との協議に基づき操業の自粛を決定した場合等がこれに該当すると考えられる。

係る損害のうち、営業損害についての本指針の内容は以下の通りである。

- I) 農林漁業者その他の同指示等の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる。
- II) また、農林漁業者その他の同指示等の対象事業者において、前記のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用（商品の回収費用、廃棄費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（代替飼料の購入費用、汚染された生産資材の更新費用等）も、必要且つ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。
- III) 同指示等の対象品目を既に仕入れ又は加工した加工・流通業者において、当該指示等に伴い、当該品目又はその加工品の販売の断念を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたために現実に生じた減収分及び必要且つ合理的な範囲の追加的費用も賠償すべき損害と認められる。
- IV) 更に、同指示等の解除後も、同指示等の対象事業者又はIII)の加工・流通業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用（農地や機械の再整備費、除染費用等）も、必要且つ合理的な範囲内で賠償す

べき損害と認められる。

## イ. 検 討

### (7) 減収分について

本指針によれば、減収分の算定方法は、政府による避難等の指示等による営業損害の場合と同様であるとされている。即ち、本事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本事故により負担を免れた費用を控除した額（逸失利益）となる。

なお、本指針（備考）1）によれば、農林水産物の出荷制限指示は、その作付け自体を制限するものではないが、作付けから出荷までに要する時間、作付けの時点で制限解除の見通しが立たない状況等に鑑み、その作付けの全部又は一部を断念することもやむを得ないと考えられる場合には、作付けを断念することによって生じた減収分等も、当該指示に伴う損害として賠償すべき損害と認められるとされているが、かかる基準は、従来<sup>2</sup>の相当因果関係の基準からしても合理的であると考えられる。

また、本指針（備考）2）によれば、同指示等がなされる前に自主的に当該制限を行っていたものについては、本事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、当該制限に伴う減収分等が賠償すべき損害と認められるとされているが、政府による避難等の指示による営業損害と同様の考え方に基づくものであり、合理性が認められると思料される。

### (1) 必要且つ合理的な範囲の追加的費用について

また、出荷制限指示等により、発生した商品

の回収費用、廃棄費用等の追加的費用についても、必要且つ合理的な範囲のものであれば、相当因果関係が認められることはその通りであり、前記 a. (g) イ. の通り、第2回紛争審査会議事録によれば、紛争審査会の議論においても、出荷できなかった作物については、廃棄をしなければならないところ、廃棄のための費用が生じるのが通常であり、これは通常生じる損害として損害賠償の対象とすることを明確にする必要があるとの意見が述べられている。

(ウ) 出荷制限指示等がなされる前に生じた損害について

本指針（備考）2）によれば、出荷制限指示等がなされる前に自主的に当該制限を行っていたものについては、本事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、当該制限に伴う減収分等が賠償すべき損害と認められるとされているが、出荷制限指示等がなされるような状況下で事前に自主的に出荷制限を行うことには合理性が認められるので、従来 of 相当因果関係の基準からしても合理的であると思料される。

(イ) 対象品目の加工業者ないし流通業者に生じた損害について

本指針においては、対象品目を既に仕入れ又は加工した加工・流通業者において、当該指示等に伴い、当該品目又はその加工品の販売の断念を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたために現実に生じた減収分及び必要且つ合理的な範囲の追加的費用も賠償すべき損害としているが、出荷制限等に伴い、対象作物の加工や流通を担う業者についても、当然減収や追加的

費用が発生するものと考えられ、これらの損害については多くの場合、本事故との相当因果関係が認められるものと思料される。

(オ) 出荷制限指示等解除後に生じた損害について

本指針（備考）３）、本指針第３の７Ⅲ）は、同指示等の解除後も同指示等に伴い事業に支障が生じたために減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められると規定し、また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用も、必要且つ合理的な範囲内で賠償すべき損害と認められるとする。

第６回紛争審査会議事録によれば、出荷制限解除後も、圃場や作物の管理作業等の関係で直ちに出荷できない状況が生じており、出荷制限期間はもちろん、再開までの期間についても、本来得られるべき利益を逸しているという状況があることが報告されており、これらの損害についても一定部分が相当因果関係ありと認められると思料される。

ウ. 結 論

政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について本指針が示す考え方は、相当因果関係に関する従来の考え方と整合するものであると思料される。

(c) 就労不能等に伴う損害

ア. 本指針の内容

政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害のうち、就労不能等に伴う損害についての本指針の内容は以下の通りである。

同指示等に伴い、同指示等の対象事業者又は前記（b）ア．Ⅲ）の加工・流通業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要且つ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

#### イ．検 討

減収分の算定方法等は、前記 a.（h）イ．と同様である（本指針（備考）、本指針第3の8）。

#### ウ．結 論

政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る就労不能等に伴う損害について、本指針は従来の相当因果関係についての考え方とも整合し合理的であると思料する。

#### （d） 検査費用（物）

##### ア．本指針の内容

政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害のうち、検査費用（物）についての本指針の内容は以下の通りである。

同指示等に基づき行われた検査に関し、農林漁業者その他の事業者が負担を余儀なくされた検査費用は、賠償すべき損害と認められる。

#### イ．検 討

本指針は、同指示等に基づき行われた検査に関し、負担を余儀なくされた費用を賠償すべき損害と規定するが、本事故との相当因果関係が認めら

れることに異論はないと思料される。

なお、本指針（備考）によれば、取引先の要求等により検査の実施を余儀なくされた場合は、後記 e. の風評被害に係る損害となり得るとされているが、政府や地方公共団体、生産者団体が検査の必要性を認めないにもかかわらず、取引先において検査を要求しているわけであり、後述する風評被害に分類するのが自然であると思われる。

## ウ. 結 論

本指針は従来 of 相当因果関係に関する議論と整合し合理的であると思料される。

### d. その他の政府指示等に係る損害について

本指針においては、前記政府による避難等の指示等による損害、政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害に加え、事業活動に関する制限又は検査について、政府が本事故に関し行う指示等に伴う損害を検討の対象としている。

これは、政府指示という外延の比較的明確な中間項を用いることで、本事故と相当因果関係を有する損害を明確な形で切り出そうとするものと評価される。

なお、本指針備考により、同指示等は、水に係る摂取制限指導、水に係る放射性物質検査の指導、放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する指導及び学校等の校舎・校庭等の利用判断に関する指導等をいうとされている。

具体的な損害項目として掲げられているのは、以下の (a) 乃至 (d) である。

(a) 営業損害

ア. 本指針の内容

- I) 同指示等の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の制限を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたため、現実に減収が生じた場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる。
- II) また、同指示等の対象事業者において、前記のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用（商品の回収費用、保管費用、廃棄費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（水道事業者による代替水の提供費用、除染費用、校庭・園庭における放射線量の低減費用等）も、必要且つ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。
- III) 更に、同指示等の解除後も、同指示等の対象事業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたために減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用も、必要且つ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。

イ. 検 討

本指針（備考）1）によれば、同指示等がなされる前に自主的に当該制限を行っていたものについては、本事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、当該制限に伴う減収分等が賠償すべき損害と認められる



とされている。

本指針（備考）２）によれば、減収分の算定方法等は、政府の避難等の指示等による営業損害の場合と同様である（但し、避難等に特有の部分は除く。）とされている。

また、本指針（備考）３）によれば、校庭・園庭における土壌に関して児童生徒等の受ける放射線量を低減するための措置について、少なくとも、それが政府又は地方公共団体による調査結果に基づくものであり、且つ、政府が放射線量を低減するための措置費用の一部を支援する場合には、学校等の設置者が負担した当該措置に係る追加的費用は、必要且つ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとされている。

第 12 回紛争審査会議事録によれば、放射性物質が含まれる校庭の土壌処理が現在大きな問題になっているところ、地方公共団体が運営する学校の場合には、後記 h. (b) の指針により処理費用を賠償の対象とすることが可能であるが、私立の学校等の場合には当該指針は適用されないの、明確に記載するのがよいと考えられるとの意見が出されており、かかる意見を反映して前記指摘が本指針（備考）に記載されているものと考えられる。

## ウ. 結 論

政府等の指示に基づいて発生した損害を賠償するものであり、相当因果関係が認められることについて特段の問題はないと思われるし、営業損害の算定方法もその他の損害項目におけるそれと同様であり、合理的なものであると思料される。

(b) 就労不能等に伴う損害

ア. 本指針の内容

政府指示等に伴い、同指示等の対象事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合には、かかる勤労者について給与等の減収分及び必要且つ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められる。

イ. 検 討

減収分の算定方法等は、政府による避難等の指示等による就労不能の場合と同様である（本指針（備考）、本指針第3の8）。

ウ. 結 論

政府等の指示に基づいて発生した損害を賠償するものであり、相当因果関係が認められることについて特段の問題はないと思われるし、減収分の算定方法もその他の損害項目におけるそれと同様であり、合理的なものであると思料される。

(c) 検査費用（物）

ア. 本指針の内容

政府指示等に基づき行われた検査に関し、同指示等の対象事業者が負担を余儀なくされた検査費用は、賠償すべき損害と認められる。

イ. 検 討

政府等の指示に基づき検査を行った場合、その検査費用が本事故と相当因果関係を有する損害で

あることについては、農林水産物等の出荷制限指示等に基づき行われる検査の場合と同様、特段異論のないところであると思われる。

本指針（備考）１）によれば、同指示等がなされる前に自主的に検査を行っていたものについては、本事故の発生により合理的な判断に基づいて実施されたものと推認でき、これを賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、賠償すべき損害と認められるとされている。

また、本指針（備考）２）によれば、同指示等に基づくものではなく、取引先等の要求等により検査の実施を余儀なくされた場合は、後記 e. の風評被害に関する損害となり得るとされている。

これら一連の留意点についても、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等の場合と同様である。

## ウ. 結 論

本指針は従来 of 相当因果関係に関する議論と整合し合理的であると思料される。

### e. いわゆる風評被害について

#### (a) 一般的基準

##### ア. 本指針の内容

- I) いわゆる風評被害については確立した定義はないものの、本指針で「風評被害」とは、報道等により広く知らされた事実によって、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた被害を意味するものとする。

Ⅱ) 「風評被害」についても、本事故と相当因果関係のあるものであれば賠償の対象とする。その一般的な基準としては、消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。

Ⅲ) 具体的にどのような「風評被害」が本事故と相当因果関係のある損害と認められるかは、業種毎の特徴等を踏まえ、営業や品目の内容、地域、損害項目等により類型化した上で、次のように考えるものとする。

① 各業種毎に示す一定の範囲の類型については、本事故以降に現実に生じた買い控え等による被害（Ⅳ）に相当する被害をいう。以下同じ。）は、原則として本事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象と認められるものとする。

② ①以外の類型については、本事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、Ⅱ)の一般的な基準に照らして、本事故との相当因果関係を判断するものとする。

Ⅳ) 損害項目としては、消費者又は取引先により商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた次のものとする。

① 営業損害

取引数量の減少又は取引価格の低下

による減収分及び必要且つ合理的な範囲の追加的費用（商品の返品費用、廃棄費用、除染費用等）

② 就労不能等に伴う損害

①の営業損害により、事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び必要且つ合理的な範囲の追加的費用

③ 検査費用（物）

取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用

イ. 検 討

(7) 本指針は、風評被害についての本事故と相当因果関係のある原子力損害の範囲を検討するに当たり、風評被害に関する一般的な賠償の考え方を明らかにするものである。

(4) まず、本指針（備考）においては、以下の理由に基づき、「風評被害」の意義を、「報道等により広く知らされた事実によって、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた被害」と定義し、賠償の指針を示している。

i. いわゆる風評被害という表現は、人によって様々な意味に解釈されており、放射性物質等による危険が全くないのに消費者や取引先が危険性を心配して商品やサービ

スの購入・取引を回避する不安心理に起因する損害という意味で使われることもある。しかしながら、少なくとも本事故のような原子力事故に関していえば、むしろ必ずしも科学的に明確でない放射性物質による汚染の危険を回避するための市場の拒絶反応によるものと考えらるべきであり、したがって、このような回避行動が合理的といえる場合には、賠償の対象となる。

ii. このような理解をするならば、そもそも風評被害という表現自体を避けることが本来望ましいが、現時点でこれに代わる適切な表現は、裁判実務上も未だ示されていない。また、この種の被害は、避難等に伴い営業を断念した場合の営業損害とは異なり、報道機関や消費者・取引先等の第三者の意思・判断・行動等が介在するという点に特徴があり、一定の特殊な類型の被害であることは否定できない。

iii. その上で、本指針は、風評被害のうち、「消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合」の風評被害について、本事故と相当因果関係のある原子力損害として認めるものである。

この点に関し、第6回紛争審査会議事録よれば、紛争審査会では、以下のA案及びB案が検討されていたところである。

(A案) 消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる

心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。

(B案) 消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、一般に是認できる程度の合理性を有していると認められる場合とする。

かかる紛争審査会での議論でも指摘されている通り、A案は、JCO事故に係る、原子力損害調査研究会のJCO指針（JCO指針が引用する同研究会の1999年（平成11年）12月15日付「原子力損害調査研究会の中間的な確認事項—営業損害に対する考え方—」）が採用した基準であり<sup>56</sup>、B案は、放射性物質の海中への漏出と魚介類の売上減少との間の因果関係について、消費者が魚介類の放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が一般に是認できるものである場合に因果関係を認めると判示した名古屋高裁金沢支判平成元年5月17日判タ705号108頁の基準を踏襲したものである。第6回紛争審査会議事録によれ

<sup>56</sup> 但し、同報告書は、原賠法2条2項にいう「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用」、「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射線の作用」あるいは「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の毒性的作用」により生じた人的又は物的損害を伴わないが、①営業活動の主体又はその相手方らの放射線ないし放射能（「死の灰」と俗称される放射性核種を含む。）に対する著しい危険感・恐怖感、②マスコミ等によってなされる報道、③屋内退避要請及び避難勧告をなした行政当局の対応等の諸要素が複合的に作用し、複雑な過程を辿って発生した営業損害について、原子力事故との間の相当因果関係を判断する基準を示したものである。

ば、両者の内容は基本的には同一であるが、B案は、その表現上、「一般に」是認できる程度か否かを「各人が」判断すると解釈される危険性があることから、A案<sup>57</sup>がより誤解のない表現であり適切であるとされ（大塚委員発言）、その結果、二次指針において採用され、本指針においても採用されるに至ったものである<sup>58</sup>。

- iv. 本指針（備考）5）によれば、本指針において採用された前記基準（A案）に基づき、風評被害の終期は、「平均的・一般的な人を基準として合理性が認められる買い控え、取引停止等が収束した時点」とされているが、未だ本事故が収束していないこと等から、少なくとも現時点において風評被害の終期を一律に示すことは困難であり、当面は客観的な統計データ等を参照しつつ、取引数量・価格の状況、具体的な買い控え等の発生状況、当該商品又はサービスの特性等を勘案し、個々の事情に応じて

<sup>57</sup> 紛争審査会の議論によれば、A案における平均的・一般的な人とは、必ずしも抽象的な人を想定しているのではなく、例えば、消費者が母親の場合には、乳製品等の、子供にとって危険なものについて、男性や他の人より敏感に反応すると考えられ、その意味では多少カテゴリーカルな判断を許容する趣旨であるされている（第6回紛争審査会・能見会長発言）。

<sup>58</sup> なお、本指針では、「風評被害」は、その外延が必ずしも明確ではないことから、本事故との相当因果関係は最終的には個々の事案毎に判断すべきものとしながらも、）本事故に係る紛争解決に資するため、相当因果関係が認められる蓋然性が特に高い類型や、相当因果関係を判断するに当たって考慮すべき事項を示すことが企図されており、Ⅲ）①の類型に該当する損害については、それが本事故後に生じた買い控え等による被害である場合には、それだけで本事故と相当因果関係のある損害と推認され、原則として賠償すべき損害と認められるものとされている。なお、本指針は、Ⅲ）①の類型に該当するものとして本指針第7の2乃至第7の5で個別の損害を掲げているが、その妥当性、合理性については後記（b）乃至（e）で個別に検討する。



合理的に判定することが適当であるとされている。

- v. また、本指針は、風評被害に係る損害項目として、営業損害、就労不能等に伴う損害及び検査費用（物）を挙げている。本指針（備考）によれば、このうち営業損害及び就労不能等に伴う損害における減収分の算定方法等については、本指針の第3の7又は第3の8に同じ（但し、避難等に特有の部分は除く。）であるとされている。

## ウ. 結 論

本指針が提示する風評被害に係る損害賠償の考え方は、以上からも明らかなように従前の裁判例の基準や JCO 指針を参考にしたものであり、従来からの相当因果関係に関する議論を踏まえたものであり合理的であると思料される。

### (b) 農林漁業・食品産業の風評被害

#### ア. 本指針の内容

- I) 以下に掲げる損害については、1Ⅲ)①の類型として、原則として賠償すべき損害と認められる。

- ① 農林漁業において、本事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち

ち、次に掲げる産品<sup>59</sup>に係るもの<sup>60</sup>。

- i) 農林産物（茶及び畜産物を除き、食用に限る。）については、福島、茨城、栃木、群馬、千葉及び埼玉の各県において産出されたもの。
- ii) 茶については、i) の各県並びに神奈川及び静岡の各県において産出されたもの。
- iii) 畜産物（食用に限る。）については、福島、茨城及び栃木の各県において産出されたもの。
- iv) 水産物（食用及び餌料用に限る。）については、福島、茨

<sup>59</sup> 二次指針においては、本事故との相当因果関係が認められる風評被害の産品として、i) 農林産物（畜産物を除く。）に係る政府等による出荷制限指示等（2011年（平成23年）4月までのものに限る。）が出されたことがある区域（県又は市町村単位）において産出された全ての農林産物（畜産物を除き、食用に限る。）、ii) 畜産物に係る政府等による出荷制限指示等（同年4月までのものに限る。）が出されたことがある区域において産出された全ての畜産物（食用に限る。）、iii) 水産物に係る政府等による出荷制限指示等（同年4月までのものに限る。）が出されたことがある区域において産出された全ての水産物（食用に限る。）が挙げられていた。もっとも、専門委員による調査報告書において、「花き」、「お茶」及び「林産物」についても風評被害が生じていることの報告があり（第11回紛争審査会・事務局発言）、更に検討が加えられた結果、本指針において、茶、花き、その他の農林水産物が、原則として、本事故との相当因果関係の認められる風評被害に係る産品として挙げられるに至っている。

<sup>60</sup> 2011年（平成23年）8月19日、茨城県銚田市においてなされた玄米の予備調査（収穫前の立毛段階で、放射性物質濃度の傾向を把握するためになされる調査）により、同市で栽培された玄米から、1kg当たり52ベクレルのセシウムが検出されたとの報道がなされた。当該数値は、政府が定める暫定基準値（当該数値を超えると出荷制限がなされる数値）である1kg当たり500ベクレルの約10分の1であり、直ちに出荷制限の対象となるものではないが、本指針の第7の2I) ①i) に該当する可能性があると考えられる。

城、栃木、群馬及び千葉の各県において産出されたもの。

v) 花きについては、福島、茨城及び栃木の各県において算出されたもの。

vi) その他の農林水産物については、福島県において産出されたもの。

vii) i) 乃至 vi) の農林水産物を主な原材料とする加工品。

② 農業において、2011年（平成23年）7月8日以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、少なくとも、北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根の各道県において産出された牛肉、牛肉を主な原材料とする加工品及び食用に供される牛に係るもの<sup>61</sup>。

③ 農林水産物の加工業及び食品製造業において、本事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、次に掲げる产品及び食品（以下「産品等」とする。）に係るもの。

i) 加工又は製造した事業者の主たる事務所又は工場が福島県に

<sup>61</sup> この損害項目は、セシウム牛問題が世間で取りざたされるのに対応して、急遽、第12回紛争審査会にて議題として取り上げられたものであり、紛争審査会としても、本指針に盛り込みたいという強い希望を有していたことが窺われる（第12回紛争審査会・能見会長発言）。

所在するもの。

ii) 主たる原材料が①の i) 乃至 vi) の農林水産物又は②の牛肉であるもの。

iii) 摂取制限措置（乳幼児向けを含む。）が現に講じられている水を原料として使用する食品。

④ 農林水産物・食品の流通業（農林水産物の加工品の流通業を含む。以下同じ。）において、本事故以降に現実生じた買い控え等による被害のうち、①乃至③に掲げる産品等を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係るもの。

II) 農林漁業、農林水産物の加工業及び食品製造業並びに農林水産物・食品の流通業において、I) に掲げる買い控え等による被害を懸念し、事前に自ら出荷、操業、作付け、加工等の全部又は一部を断念したことによって生じた被害も、かかる判断がやむを得ないものと認められる場合には、原則として賠償すべき損害と認められる。

III) 農林漁業、農林水産物の加工業及び食品製造業、農林水産物・食品の流通業並びにその他の食品産業において、本事故以降に取引先の要求等によって実施を余儀なくされた農林水産物（加工品を含む。）又は食品（加工又は製造の過程で使用する水を含む。）の検査に関する検査費用のうち、政府が本事故に関し検査の指示等を行った都道府県において当該指示等の対象となった産品等と同種のものに係るものは、原則と

して賠償すべき損害と認められる。

- IV) I)乃至III)に掲げる損害の他、農林漁業、農林水産物の加工業及び食品製造業、農林水産物・食品の流通業並びにその他の食品産業において、本事故以降に現実生じた買い控え等による被害は、個々の事例又は類型毎に、取引価格及び取引数量の動向、具体的な買い控え等の発生状況等を検証し、当該産品等の特徴（生産・流通の実態を含む。）、その産地等の特徴（例えばその所在地及び本事故発生地からの距離）、放射性物質の検査計画及び検査結果、政府等による出荷制限指示（県による出荷自粛要請を含む。以下同じ。）の内容、当該産品等の生産・製造に用いられる資材の汚染状況等を考慮して、消費者又は取引先が、当該産品等について、本事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、本事故との相当因果関係が認められ、賠償の対象となる。

#### イ. 検 討

- (7) 本指針は、農林漁業・食品産業に係る風評被害に関して、本事故と相当因果関係が認められる一定の地理的範囲及び被害内容等について記載したものである。
- (4) 本指針（備考）1)によれば、「①農林水産物は、農地、漁場等で生育する動植物であり、放射性物質による土地や水域の汚染の危険性への懸念が、これらへの懸念に直結する傾向があること、②特に食品は、消費者が摂取により体内に取り入れるものであることから、放射性物

質による内部被曝を恐れ、特に敏感に敬遠する傾向があること、③また、食品は日常生活に不可欠なものであり、かつ、通常はさほど高価なものではないから、東日本大震災自体による消費マインドの落ち込みという原因で買い控え等に至ることは通常は考えにくいこと、④花き等は、収穫後洗浄されない状態で流通し、消費者が身近で使用すること等から、接触を懸念する傾向があること、⑤一般に農林水産物も食品も、代替品として他の生産地の物を比較的容易に入手できるので、それに対応して、買い控え等も比較的容易に起こりやすいこと」等、農林漁業及び食品産業に認められる特徴に照らせば、消費者や取引先が一定の範囲においてこれらについて買い控え等を行うことも、平均的・一般的な人を基準として合理性が認められるとされている。

(ウ) 本指針（備考）2）によれば、政府等による出荷制限指示があった区域については、当該指示の対象品目に限らず、同区域内の同一類型（農林産物、畜産物、水産物等）の農林水産物について消費者や取引先が取引等を敬遠するという心情に至ることも、平均的・一般的な人を基準として合理性があると認められるとされている。また、出荷制限指示等があった区域以外についても、地理的特徴（本事故発生地との距離・同指示等があった区域との地理的關係）や当該産品の流通実態（産地表示等）に照らして、同様の心情に至ることも、やむを得ない場合があるとされている。

(I) 本指針（備考）3）によれば、2011年（平成23年）7月8日以降、牛肉やその生産に用いられた稲わらから暫定規制値等を超える放射性物質が検出されたことにより、多くの地域において牛肉の買い控え等が生じているとのこと

である。この点について、放射性物質により汚染された稲わら等<sup>62</sup>が牛の飼養に用いられた等の事情がある都道府県<sup>63</sup>で産出された牛肉については、消費者や取引先が買い控え等を行うことも、平均的・一般的な人を基準として合理性が認められるとされている<sup>64</sup>。

- (オ) 本指針（備考）４）によれば、農林水産物の加工業及び食品製造業では、消費者や取引先が懸念する農林水産物を主な原材料とする食品等の加工品について、消費者や取引先が同様の懸念を有することには合理性があるとされている。なお、「主な原材料」といえるかどうかは、当該農林水産物の原材料に占める重量の割合が概ね 50%以上であるかが目安とされている。

また、本指針（備考）４）によれば、主たる事務所や工場の所在地、原料として使用する水を原因として、消費者や取引先が取引等を敬遠する心情に至ることにも合理性がある場合が認められるとされている。

<sup>62</sup> 本指針（備考）３）によれば、具体的には、暫定許容値を超える放射性物質が検出されたものをいう。

<sup>63</sup> この点について、本指針Ⅰ）②においては、17の道県が具体例として挙げられているところ、本指針（備考）３）によれば、これらは、2011年（平成23年）7月29日までに報告された稲わら等の流通・使用状況、当該道県産の牛肉の取引価格の動向等から具体的に例示されている趣旨であって、これ以外の都道府県でこれらと同様の状況が確認された場合には、これらの道県と同様に扱われるべきとされている。

<sup>64</sup> 第12回紛争審査会においては、本事故発生地から離れた場所で牛の風評被害が生じたような場合にまで、これを損害賠償の範囲に含めるべきか否かが議論された。この点については、農産物等と異なり、牛の風評被害が広範囲に及ぶ可能性があるとの意見（能見会長発言）や、消費者にとっては、仮に追及するとしても原産地までしか追及できないとの意見（中島委員発言）が出されたところである。また、この損害項目については、政府による通知等をはじめとした原因競合の問題が重要になってくるという指摘もあった（大塚委員発言）。

- (カ) 本指針（備考）５）によれば、農林水産物・食品の流通業<sup>65</sup>については、「風評被害に係る産品等を継続的に取り扱っていた事業者に生じた既に仕入れた当該産品等に係る被害」については、買い控え等による被害を回避することが困難である点を考慮し、農林漁業者や加工業者・食品製造業者の風評被害と同様に、本事故と相当因果関係が認められるとしている。
- (キ) 本指針（備考）７）によれば、本指針Ⅱ）の趣旨は、出荷、操業、作付け、加工等には費用が掛かるため、買い控え等による被害を回避・軽減する観点から、事前にこれらの行為を断念することが合理的と考えられる場合に、賠償の対象とするとしている。
- (ク) 本指針（備考）８）によれば、本指針Ⅲ）の具体例として、「政府の指導によって水道水の放射性物質の検査を行っている都県において、食品の製造の過程で使用する水について、取引先からの要求等によって検査を行った場合の費用」が挙げられているところ、かかる検査要求は、平均的・一般的な人を基準として合理性が認められるものと考えられる。
- (ケ) 本指針（備考）９）によれば、本指針Ⅳ）は、本指針Ⅰ）乃至Ⅲ）に該当せず、本指針第７のⅠⅢ）②として検討されるべき損害について、相当因果関係を判断するに当たって考慮すべき事項を示したとのことである。

<sup>65</sup> なお、本指針（備考）６）によれば、風評被害に係る産品等の仕入れができなかったことにより加工・流通業者に生じた損害については、後記 f. のいわゆる間接被害として検討することとされている。



## ウ. 結 論

本指針においては、もともと類型的な分類が極めて困難な風評被害について、一定の類型化を試み、損害賠償の考え方について提示している。何れの項目についても、一般的に本事故から通常生じる損害の範疇に入っていると評価し得る損害であり、従来の相当因果関係の議論と整合性を有すると思料される。

### (c) 観光業の風評被害

#### ア. 本指針の内容

- I) 観光業<sup>66</sup>については、本事故以降、全国的に減収傾向が見られるところ、本事故以降、現実に生じた被害のうち、少なくとも本事故発生県である福島県その他、茨城県、栃木県及び群馬県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が本事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、本事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、前記(a)ア.Ⅲ)①の類型として、原則として本事故と相当因果関係のある損害と認められる。

<sup>66</sup> 第13回紛争審査会においては、例えば、観光地以外にある外国人を対象とした免税店等の風評被害については、観光業とみることも、サービス業とみることも可能であるものの、これらの指針は5月末までの解約分を損害と捉えているため、予約を前提としない小売業は指針の対象から抜け落ちているとの指摘がなされた(中島委員発言)。もっとも、類型的に損害額を算定しやすいものについて指針を明示するという本指針の性質からすれば、このような多少の漏れは避け難いとの趣旨の発言もあり、当初の中間指針(案)の内容が変更されることはなかった。

Ⅱ) I)に加えて、外国人観光客に関しては、我が国に営業の拠点がある観光業について、本事故の前に予約が既に入っていた場合であって、少なくとも2011年(平成23年)5月末までに通常の解約率<sup>67</sup>を上回る解約が行われたことにより発生した減収等については、前記(a)ア.Ⅲ)①の類型として、原則として本事故と相当因果関係のある損害として認められる。

Ⅲ) 但し、観光業における減収等については、東日本大震災による影響の蓋然性も相当程度認められるから、損害の有無の認定及び損害額の算定に当たってはその点についての検討も必要である。この検討に当たっては、例えば、本事故による影響が比較的少ない地域における観光業の解約・予約控え等の状況と比較する等して、合理的な範囲で損害の有無及び損害額につき推認をすることが考えられる。

## イ. 検 討

(7) 本指針は、観光業に係る風評被害に関して、本事故と相当因果関係が認められる一定の地理的範囲及び被害内容等について記載したものである。

(イ) 観光業の特性は、観光客が特定の地域に足を運ぶ点にあるところ、本指針(備考)1)によれば、放射性物質による被曝を懸念し観光を敬

<sup>67</sup> この点、第13回紛争審査会においては、解約率を想定できる場合は解約率で、解約率を想定できない場合は減収分で損害を算定する他ないのではないかとの意見が出されたものの(大塚委員発言)、必ずしも他の委員全員の賛同を得たわけではなく、当初の中間指針(案)の内容が変更されることはなかった。

遠する結果、本事故発生県である福島県その他、茨城県、栃木県及び群馬県への観光を差し控えることは、平均的・一般的な人を基準として合理性を認めることができるとされている<sup>68</sup>。

- (ウ) とりわけ、外国人観光客については、本指針（備考）2）によれば、日本人との間に情報の格差があること、渡航自粛勧告等の措置を講じた国もあること等の理由から、多くの渡航ないし予約のキャンセルが生じているところである。このような事情の下では、本指針（備考）2）によれば、本事故発生から間がない一定の期間内（具体的には、各国の渡航自粛勧告等がある程度緩和されたと認められる 2011 年（平成 23 年）5 月末まで）においてキャンセルがされたものについては、当該外国人観光客の行動には平均的・一般的な人を基準として合理性があるとのことである。

もっとも、観光業におけるキャンセルは、本事故が発生していなくとも一定程度の割合で生じるものであるから、本指針は、平時の状態との差額について相当因果関係の認める趣旨から、原則として、「通常和解約率を上回る解約が行われた部分」についての賠償の範囲に入るものとしている。

- (I) 本指針（備考）3）によれば、風評被害の具体的な影響は多種多様であるため、その損害の判断は個別具体的なものとならざるを得ないといえるが、その中でも、観光業は、特定の地域等において営まれている性質上、被害を一定の種類でもって分類し尽くすことは困難とのことである。そこで、本指針では、前記（a）ア、

<sup>68</sup> また、本指針（備考）1）では、観光業は、その地域に観光客が来ないことによつて、当該地域の観光業全体が網羅的に被害を受ける傾向にあるとも指摘されている。

Ⅲ) ①に該当する類型の他、これらの類型に属さないものについても、個別具体的に、本事故により放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合に、賠償の範囲に含まれるとされている<sup>69</sup>。

## ウ. 結 論

何れの項目についても、一般的に本事故から通常生じる損害の範疇に入っていると評価し得る損害であり、従来<sup>69</sup>の相当因果関係の議論と整合性を有すると思料される。

### (d) 製造業、サービス業等の風評被害

#### ア. 本指針の内容

I) 前記 (b) 及び (c) に掲げるものの他、製造業、サービス業等において、本事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による被害のうち、以下に掲げる損害については、前記 (a) ア.Ⅲ) ①の類型として、原則として本事故との相当因果関係が認められる。

① 本事故発生県である福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品又は提供するサービス等に関し、当該拠点において発生したもの

<sup>69</sup> 本指針（備考）3）によれば、例えば、I）の地域以外に営業の拠点がある観光業であっても、福島県との地理的近接性や当該観光業の活用する観光資源の特徴等によっては、本事故を理由とする解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められる限り、賠償の範囲に含まれ得るとのことである。

- ② サービス等を提供する事業者が来訪を拒否することによって発生した、本事故発生県である福島県に所在する拠点における当該サービス等に係るもの
- ③ 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する政府による指導等につき、
  - (i) 指導等を受けた対象事業者が、当該副次産物の引き取りを忌避されたこと等によって発生したもの
  - (ii) 当該副次産物を原材料として製品を製造していた事業者の当該製品に係るもの
- ④ 水の放射性物質検査の指導を行っている都県において、事業者が本事故以降に取引先の要求等によって実施を余儀なくされた検査に係るもの（但し、水を製造の過程で使用するもののうち、食品添加物、医薬品、医療機器等、人の体内に取り入れられる等することから、消費者及び取引先が特に敏感に敬遠する傾向がある製品に関する検査費用に限る。）

II) なお、海外に在住する外国人が来訪して提供する又は提供を受けるサービス等に関しては、我が国に存在する拠点において発生した被害（外国船舶が我が国の港湾への寄港又は福島県沖の航行を拒否したことによって、我が国の事業者が生じたものを含む。）のうち、本事故の前に既に契約がなされた場合であって、少なくとも 2011 年

(平成 23 年) 5 月末までに解約が行われたこと(寄港又は航行が拒否されたことを含む。)により発生した減収分及び追加的費用については、前記(a)ア.Ⅲ)①の類型として、原則として本事故と相当因果関係のある損害として認められる。

- Ⅲ) 但し、Ⅰ)及びⅡ)の検討に当たっては、例えば、サービス等を提供する事業者が福島県への来訪を拒否することによって発生する損害については、東日本大震災による影響の蓋然性も相当程度認められるから、損害の有無の認定及び損害額の算定に当たってはその点についての検討も必要である。

#### イ. 検 討

- (7) 本指針は、前記(b)及び(c)に掲げるもの他、製造業、サービス業等において、本事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等により生じた損害のうち、相当因果関係が認められる類型を明らかにしたものである。
- (1) 本指針(備考)1)によれば、製造業、サービス業等においては、これまでの具体的な買い控えの事例等に関する調査の結果、福島県で製造されたり提供されたりする物品やサービス等に関する被害や、サービス等を提供する事業者が福島県への来訪を拒否することによる被害が確認されたとのことである。その上で、本指針(備考)1)によれば、本事故の状況に鑑みれば、消費者や取引先が放射性物質による汚染の危険性を懸念し、これら福島県で製造されたり提供されたりする物品やサービス等につき、買い控え等を行うことや、福島県への来訪を拒否することも、平均的・一般的な人を基準として

合理性があると考えられるとしている。

(ウ) また、外国人の来訪については、前記（c）イ、（ウ）の通り、これまでの調査の結果、本事故以降外国人観光客の訪日キャンセルによる被害が生じていることが確認されたとのことである。その上で、外国人観光客については、本事故発生直後から、国際機関等において、本邦が渡航先として安全であるとの情報が提供されてきた一方で、一般に海外に在住する外国人には日本人との間に情報の格差があること、渡航自粛勧告等の措置を講じた国もあることから、少なくとも本事故当時に既に予約が成立しており、各国の渡航自粛勧告等がある程度緩和されたと認められる 2011 年（平成 23 年）5 月末までにキャンセルがされたものについては、外国人観光客が訪日を控えるという心情に至ることには平均的・一般的な人を基準として合理性があると認められるとしている。

(イ) なお、本指針（備考）2）によれば、製造業、サービス業等においてはいわゆる下請取引が見られるが、福島県に下請事業者が所在することを専らの理由として、親事業者が下請事業者の納入した商品の受領を拒むこと又は一旦商品を受領した後にその商品を引き取らせることは、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）に違反するおそれがあることや、2011 年（平成 23 年）4 月 22 日の経済産業大臣による下請中小企業との取引に関する配慮の要請等が出されていることに留意する必要があるとのことである。

(オ) また、本指針（備考）3）によれば、本指針第 7 の 4 Ⅱ）の「外国船舶が我が国の港湾への寄港を拒否したこと」には、外国船舶が我が国のある港湾への寄港を拒否して我が国の別の港

湾に寄港したことが含まれるとしている。

## ウ. 結 論

何れの項目についても、一般的に本事故から通常生じる損害の範疇に入っていると評価し得る損害であり、従来の相当因果関係の議論と整合性を有すると思料される。

### (e) 輸出に係る風評被害

#### ア. 本指針の内容

- I) 我が国の輸出品並びにその輸送に用いられる船舶及びコンテナ等について、本事故以降に輸出先国の要求（同国政府の輸入規制及び同国の取引先からの要求を含む。）によって現実に生じた必要且つ合理的な範囲の検査費用（検査に伴い生じた除染、廃棄等の付随費用を含む。後記イ.（ウ）において同じ。）や各種証明書発行費用等は、当面の間、前記（a）ア.Ⅲ）①の類型として、原則として本事故との相当因果関係が認められる。
- II) 我が国の輸出品について、本事故以降に輸出先国の輸入拒否（同国政府の輸入規制及び同国の取引先の輸入拒否を含む。）がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたもの（生産・製造途中のものを含む。）に限り、当該輸入拒否によって現実に廃棄、転売又は生産・製造の断念を余儀なくされたため生じた減収分及び必要且つ合理的な範囲の追加的費用は、前記（a）ア.Ⅲ）①の類型として、原則として本事故との相当因果関係が認められる。



## イ. 検 討

- (ア) 本指針は、本事故以降に我が国の輸出に関し生じている被害のうち、本事故と相当因果関係の認められるものの類型を、輸出先国の要求によって現実に生じた必要且つ合理的な範囲の検査費用や各種証明書発行費用等、更には輸入拒否によって生じた減収分及び必要且つ合理的な範囲の追加的費用に限定したものである。
- (イ) 本指針（備考）１）によれば、本事故以降、我が国の輸出に関し生じている被害は、外国政府の輸入規制が介在する場合を含めて一般的には、外国人が我が国の輸出品について放射性物質による汚染を懸念し、これを敬遠することによって生じているものといえ、いわゆる風評被害の一類型と考えることができるとしている。その上で、本指針（備考）２）によれば、輸出に係る被害についても、風評被害が平均的・一般的な人を基準に判断の合理性を要件にして、日本人の消費者又は取引先を想定した場合と同じ範囲で「風評被害」を認めることを基本として考えることが適当であるとしながらも、一般に海外に在住する外国人には日本人との間に情報の格差があること、外国政府の輸入規制等国内取引と異なる事情があること等から、輸出に係る被害については、一定の損害項目や時期に限定した上で、農林漁業・食品産業の風評のように都道府県の限定を付さない点等において国内取引よりは広く賠償の対象と認めることが適当であるとしている。
- (ウ) また、本指針（備考）３）によれば、海外に在住する外国人と日本人との間の情報の格差や、輸入拒否による損害の発生を回避する必要性等に鑑みれば、我が国からの輸出品等につい

て、検査や産地証明等の各種証明書を求める心理は一般的には合理性を有していると認められるとし、本事故が収束していない現状においては、当面の間、我が国からの輸出品全般についてそのような検査費用や各種証明書発行費用等は、原則として賠償すべき損害と認められるとしている。

- (イ) 本指針（備考）４）によれば、情報の格差等があるからといって、検査や各種証明書の発行等を要求するにとどまらず、広く我が国からの輸出品全般について輸入を拒否する心理についてまで、一般的に合理性を認めることは困難であるとしている。また、輸入拒否を受けた我が国の事業者においても、一般的には、別の国又は国内において販売する等被害を回避又は減少させる措置をとることを期待し得るので、輸入拒否については、基本的に、日本人の消費者又は取引先を想定した場合と同じ範囲でのみ原則として本事故と相当因果関係のある「風評被害」と認められるとしている。

但し、被害を受けた我が国の事業者において、当該輸入先国による輸入拒否がされる以前に既に輸出し、又は当該国に対する輸出用に既に生産・製造をし、若しくは生産・製造を開始していた輸出品については、当該輸入拒否による損害を回避することは困難であることから、この場合の損害に限って原則として相当因果関係のある「風評被害」と認めることが適当であるとしている。また、その場合であっても、我が国の事業者において損害回避措置をとることが期待されることから、例えば輸入拒否を知り得て輸出した場合に生じた被害は損害として認められないとしている。

- (ロ) なお、本指針（備考）５）によれば、本指針Ⅱ）の「当該輸出先国向けに生産・製造された

もの（生産・製造途中のものを含む。）」とは、当該輸出品の種類、品質、規格、包装、生産・製造方法等を特に当該輸出先国向けとしていることとされており、これは、当該国以外への転売が困難であるか又は転売すれば減収や追加的費用が生じる等、損害回避措置をとることが難しい場合限定して、本事故との相当因果関係を認める趣旨と考えられる。

## ウ. 結 論

本指針は、取引の相手方が外国人であるという輸出取引の特殊性に配慮した上で、前記（a）の風評被害の一般的基準を輸出取引にも適用しようとするものであり、その内容は合理的であるものと思料する。

### f. いわゆる間接被害について

#### （a） 本指針の内容

- I) 本指針において「間接被害」とは、本事故により前記 a.乃至 e.で賠償の対象と認められる損害（以下「第一次被害」とする。）が生じたことにより、第一次被害を受けた者（以下「第一次被害者」とする。）と一定の経済的関係<sup>70</sup>にあった第三者に生じた被害を意味するものとする。

<sup>70</sup> 紛争審査会での議論によれば、ここは当初、「一定の関係」と記載することが検討されており、その理由は、「一定の取引関係」と記載すると、取引関係が既にあるわけではなく、顧客として潜在的に予定されていた人たちが避難してしまったために、顧客や商圏を失った場合が含まれなくなってしまうためであると説明されていた（第11回紛争審査会・能見会長発言）。しかし、「一定の関係」と記載すると、間接被害の範囲が広くなりすぎてしまう問題があることから、より適切な文言を検討する必要性が指摘され（第11回紛争審査会・能見会長発言）、本指針においては、「一定の経済的関係」との文言が採用されるに至っている。

Ⅱ) 「間接被害」については、間接被害を受けた者（以下「間接被害者」とする。）の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、本事故と相当因果関係のある損害と認められる。その具体的な類型としては、例えば<sup>71</sup>次のようなものが挙げられる。

- ① 事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの<sup>72</sup>。
- ② 事業の性質上、調達先が地域的に限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの。
- ③ 原材料やサービスの性質上、その調達先が限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの。

Ⅲ) 損害項目としては、次のものとする。

① 営業損害

第一次被害が生じたために間接被害者において生じた減収分及び必要且つ合理的な範囲の追加的費用

<sup>71</sup> 本指針（備考）1）によれば、本指針で挙げられている具体例の他、第一次被害者との取引が法令により義務付けられている間接被害者において、一次被害者との取引に伴って必然的に生じた被害についても、本事故との間に相当因果関係が認められるとされている。

<sup>72</sup> 紛争審査会の議論においては、この場合を「商圈の喪失」と整理している。

## ② 就労不能等に伴う損害

①の営業損害により、事業者である間接被害者の経営が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び必要且つ合理的な範囲の追加的費用

### (b) 検 討

ア. 本指針は、間接被害が生じた場合において、間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合の間接被害について、本事故と相当因果関係のある原子力損害と認めるものである。

イ. この点については、第9回紛争審査会議事録によれば、間接損害について、これまでの裁判実務では、加害者の「予見可能性」や、第一次被害者と間接被害者との間の「経済的一体性」等によって相当因果関係を判断している傾向があるが、結論として賠償が認められない場合が多いとしつつも、本事故によって各業種に生じている具体的な間接損害の事例を踏まえ、これらを類型化した上で、「代替性」、「被害回避可能性」等の実質的な判断基準を用いて合理的な賠償の範囲を画する方法が適当ではないかとの意見が示された結果、本指針が採用されるに至ったものである。

ウ. また、本指針（備考）2）によれば、本指針Ⅱ）③については、事業者には、一般に、取引におけるリスクを分散する取組みをあらかじめ講じておくことが期待されるため、「原材料やサービスの性質上、その調達先が限られている」場合とは、そのような事前のリスク分散が不可能又は著しく困難な場合、例えば、ある製品に不可欠な原材料が特殊な製法等を用いて第一次被害者で生産

されているため、同種の原材料を他の事業者から調達することが不可能又は著しく困難な場合等が考えられるとされている。もっとも、この場合でも、一定の時間が経過すれば、材料・サービスの変更をする等して、被害の回復を図ることが可能であると考えられるため、賠償対象となるべき期間には限度があると考えられるとされている。

第12回紛争審査会の資料である中間指針（案）のイメージによれば、本指針Ⅱ）③の「原材料やサービスの性質上、その調達先が限られている」場合の解釈につき、「事前のリスク分散がおよそ不可能な場合」に限定する解釈がなされていたところ、第12回紛争審査会議事録によれば、本事故のような原子力事故をリスクとして想定すべきだったといえるかは疑問であることから、「事前のリスク分散がおよそ不可能な場合」に限定するのは絞りすぎであるとの意見が出されていた。かかる意見を受け、本指針（備考）2）では、「原材料やサービスの性質上、その調達先が限られている」場合の解釈につき、「事前のリスク分散が不可能または著しく困難な場合」に緩和する形での解釈が示されることとなった。

また、第12回紛争審査会議事録によれば、本指針Ⅱ）③の文言の解釈について、「事前のリスク分散がおよそ不可能な場合」の解釈を緩和するのであれば、時期の限定をすることが必要になるとの意見があったため、本指針（備考）2）においては、「一定の時間が経過すれば、材料・サービスの変更をする等して、被害の回復を図ることが可能であると考えられるため、賠償の対象となるべき期間には限度がある」旨明記されるに至った<sup>73</sup>。

<sup>73</sup> 紛争審査会では、本指針の「原材料やサービスの性質上、その調達先が限られている」との文言の解釈について、例えば、「事前のリスク分散がおよそ不可能な場合」を緩和した上で、過失相殺等による調整をしてはどうかとの意見も示されていた（第12回紛争審査会・中島委員発言）。

エ. 第9回紛争審査会議事録によれば、過去の裁判例において、いわゆる間接損害が賠償の対象となるかどうか争われた事案のほとんどは交通事故の事案であり、例えば会社代表者が交通事故被害に遭ったため会社の営業に支障が生じたとして会社が営業損失分の損害賠償を求める等した事案である。これらの事案においては、不法行為の直接的な被害者と損害賠償を求める間接被害者の経済的一体性が損害賠償の前提として要求される場合が多い。もっとも、経済的一体性そのものが独立した要件として意味を持つわけではなく、相当因果関係の有無を判断する際のメルクマールの1つとして機能しているに過ぎないというべきである。

本件で問題となっている間接被害は、それとは異なり、販売先や調達先が対象区域等に限定されており、当該区域内の販売先や調達先が事業を休止する等したことにより、間接的に販売や調達に支障を来したという事案であり、これまでの裁判実務においては、間接損害という用語では説明されることが少なかった類型であると思われる。これらの事案において、第一次的な被害者との経済的一体性を要件として求めることが意味を持たないことはいうまでもない。結局のところ、紛争審査会においても指摘されているように、間接被害という言葉に過度にとらわれずに、具体的な事情に基づいて相当因果関係の有無を判断する必要がある。本指針においては、かかる視点から「代替性の有無」「被害回避可能性」といったメルクマールを用いつつ、相当因果関係が認められる損害の範囲を画している。

オ. 本指針（備考）3）によれば、本来は第一次被害者又は加害者が負担すべき費用を第三者が代わって負担した場合の費用は、必ずしも本指針I）で定義する間接被害には当たらないものの、

賠償の対象となるとされている<sup>74</sup>。

本来は第一次被害者又は加害者が負担すべき費用を第三者が立替払いした費用について、賠償の対象とされるに至った経緯については、紛争審査会議事録から必ずしも明らかではない（第12回紛争審査会議事録によれば、これをいわゆる「肩代わり損害」とし、従前の例からしても当然に賠償の対象となるとの発言があるに留まる（事務局発言））。もっとも、いわゆる「肩代わり損害」・「反射損害」に係る学説においては、（理論構成には諸説あるものの、）例えば交通事故で就労不能となった従業員の治療費を企業が肩代わりして支払った場合に、当該企業が当該治療費の賠償を直接交通事故の加害者に対して請求することができるといふ結論において概ね争いはないとされているところであり、紛争審査会の前記の結論も、かかる従前の学説を踏まえたものと推察される。但し、他の損害項目と同様に、賠償の対象と認められる立替払い費用は、必要且つ合理的な範囲で行われたものに限られるべきものと解すべきである。

カ. なお、JCO指針には「間接損害」に関する指針は示されていない。

#### (c) 結 論

必ずしも、従来間接損害という用語で説明されてきた損害には該当しないものの、従来 of 相当因果関係に関する議論を前提とすれば、違和感のない整理がなされていると思われる。

<sup>74</sup> 紛争審査会においては、立替払いについて、通常の間接損害とは性質が異なり、本来、間接被害の項目に記載するのは適当ではない旨の意見が出されている（第12回紛争審査会・大塚委員発言）。



g. 放射線被曝による損害について

(a) 本指針の内容

放射線被曝による損害についての本指針の内容は以下の通りである。

本事故の復旧作業等に従事した原子力発電所作業員、自衛官、消防隊員、警察官又は住民その他の者が、本事故に係る放射線被曝による急性又は晩発性の放射線障害により、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等は賠償すべき損害と認められる。

(b) 検 討

第2回紛争審査会議事録によれば、作業員の放射線被曝による損害の賠償の必要性について、本指針又は別の枠組みで賠償しなければならない損害であることが確認されている。

本指針（備考）1）によれば、本指針の生命・身体的損害を伴う精神的損害の額は、対象区域から避難したことに伴う避難等対象者の生命・身体的損害を伴う精神的損害（前記 a. (e)）と同様、集団的処理ではなく、生命・身体の損害の程度に従って個別に算定されるべきであるとされている。なお、避難等対象者の生命・身体的損害を伴わない精神的損害は集団的処理がなされている（前記 a. (f)）。

本指針（備考）2）によれば、放射線被曝による生命・身体的損害については、晩発性の放射線障害も考えられるが、本事故に係る放射線に曝露したことが原因であれば、これも賠償すべき損害と認められるとされている。これは、本事故と相当因果関係がある損害について賠償の対象とすることを規定したものである。

第12回紛争審査会議事録によれば、紛争審査会で

は、「本件事故に係る放射線被曝による急性または晩発性の放射線障害により傷害を負い」とされている点につき、因果関係を如何に認定するかが問題であるところ、指針としては曖昧であるとの指摘がなされているが、因果関係の認定のあり方について具体的な基準を規定するのは困難であるため、個別の事案で対処することとされた。

なお、第 10 回及び 11 回紛争審査会議事録によれば、本指針は労働者災害補償保険でカバーされない損害部分について補償するものである。なお、各種給付との調整については後記 h. (a) の通りである。

### (c) 結 論

個別の事実認定に残された課題が多いとはいえ、指針自体は相当因果関係についての従来議論を踏まえたものである。

### h. その他

#### (a) 被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整について

##### ア. 本指針の内容

被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整についての本指針の内容は以下の通りである。

本事故により原子力損害を被った者が、同時に本事故に起因して損害と同質性がある利益を受けたと認められる場合には、その利益の額を損害額から控除すべきである。

本指針は、備考により本指針の内容を補足しているが、その内容は以下の通りである。

- (7) 一般の不法行為法上、被害者が不法行為によって損害を被ると同時に、同一の原因によって利益を受けた場合には、損害と利益との間に

同質性がある限り、その利益の額を加害者が賠償すべき損害額から控除すること（損益相殺の法理）が認められている。

- (イ) 具体的にどのような利益が損害額から控除されるべきかについては、個々の利益毎に損害と同質性の有無を判断していく他ないが、少なくとも、以下のものについては、それぞれに掲げた損害額から控除されるべきであると考えられる。なお、この際、同質性のある利益を損害賠償金から控除することができるのは、既に被害者に支払われた、あるいはそれと同視し得る程度に支払われることが確実である利益に限られ、将来受けるであろう利益の額まで控除することはできない。

- ① 労働者災害補償保険法及び厚生年金保険法に基づく各種保険給付（前者については、附帯事業として支給される特別支給金を除く。）並びに国民年金法に基づく各種給付（死亡一時金を除く。）

同質性の認められる損害に限り、各種逸失利益の金額から控除する。

- ② 国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法に基づく各種補償金並びに国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく各種長期給付

同質性の認められる損害に限り、各種逸失利益の金額から控除する。

- (ウ) また、以下のものについては、損益相殺の対象となるものではないが、それぞれに掲げた損害額から控除されるべきであると考えられる。

- ③ 地方公共団体から被害者に支払われた宿泊費又は賃貸住宅の家賃に関する補助

避難費用の金額から控除する。

- ④ 賃金の支払の確保等に関する法律に基づき立替払いがなされた未払賃金

就労不能等に伴う損害の金額から控除する。

- ⑤ 損害保険金

財物価値の喪失又は減少等の金額から控除する。

- (I) 他方、少なくとも、以下のものについては、損害額から控除されるべきではないと考えられる。

- ⑥ 生命保険金

- ⑦ 労働者災害補償保険法に基づき附帯事業として支給される特別支給金

- ⑧ 国民年金法に基づく死亡一時金

- ⑨ 雇用保険法に基づく失業等給付

- ⑩ 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金（損害を填補する目的である部分を除く。）

- ⑪ 各種義援金

- (オ) なお、被害者が、当社に対する損害賠償請求と各種給付金等の請求の何れをも行うことがで

きる場合には、当該被害者は何れの請求を先に行うことも可能である。

## イ. 検 討

本指針は、本指針（備考）1）及び第10回紛争審査会議事録で確認されている通り、損害賠償が重複して支払われ二重取りになるのを防止するために規定されたものである（損益相殺の法理）。損益相殺の法理は法令上、明示的な規定があるわけではないが、公平の観点から判例において認められているものである（最判昭和39年6月24日民集18巻5号874頁、最判昭和53年10月20日民集32巻7号1500頁参照。）。損益相殺により各種給付金が損害額から控除されるか否かは、本指針の趣旨と各種の給付金の趣旨を検討して判断することが必要であるところ、各種給付金は趣旨が明確でないものも存在する。そこで、本指針の備考において、趣旨が明確であるものについて例示をし、各種給付金との調整を図るものである。第11回紛争審査会議事録によれば、控除の対象となる給付金の判断は、裁判例がある場合には裁判例に従い、裁判例がないときには給付金の根拠となっている法律の解釈等をして、また、運用している官庁の意見を参考にしながら判断していくことになるのであり、また、裁判所ではない紛争審査会は、趣旨が明確な給付金のみを本指針の備考において明示し、不明確なものは不明確として整理するという趣旨で前記ア.のような規定がなされたとのことである。

## ウ. 結 論

損益相殺についての従来の議論と齟齬するものではないと思料される。

(b) 地方公共団体等の財産的損害等

ア. 本指針の内容

地方公共団体等の財産的損害等についての本指針の内容は以下の通りである。

地方公共団体又は国（以下「地方公共団体等」とする。）が所有する財物及び地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害については、本指針で示された事業者等に関する基準に照らし、本事故と相当因果関係が認められる限り、賠償の対象となると共に、地方公共団体等が被害者支援等のために、加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合も、賠償の対象となる。

イ. 検 討

(7) 純然たる財産的損害について

本指針（備考）1）によれば、地方公共団体等が被った損害のうち、地方公共団体等が所有する財物の価値の喪失又は減少等に関する損害及び地方公共団体が民間事業者と同様の立場で行う事業（水道事業、下水道事業、病院事業等の地方公共団体等の経営する企業及び収益事業等）に関する損害については、個人又は私企業が被った損害と別異に解する理由が認められないことから、本指針で示された事業者等に関する基準に照らして、賠償すべき損害の範囲が判断されることとなることである。

第1回紛争審査会議事録によれば、地方公共団体は財産権の保有主体としての存在意義もあり、例えば、庁舎管理や公の施設管理という視点から、当然に損害の発生を考慮することができる。また、第11回紛争審査会議事録によれ

ば、本指針が議題となったが、異議は出されなかった。

(イ) 加害者に代わる費用の負担

本指針（備考）１）によれば、地方公共団体等が被害者支援等のために、加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合も、賠償の対象となるとされている。

１（４）b.において紹介した、いわゆる田子の浦へドロ訴訟において最高裁判所が判示したように、国や地方自治体が行う財政支出が、行政機関が当然に支出すべき範囲を超え、本来当社が賠償責任を負うべき損害の填補といえる場合には、国や地方公共団体は当社に対して損害賠償を請求することができるものと解すべきであり、中間指針の示した考え方は、前記最高裁判決の考え方とも整合するものと考えられる。

(ウ) 税金について

本指針（備考）２）によれば、本事故に起因する地方公共団体等の税金の減少については、法律・条例に基づいて権力的に賦課、徴収されるという公法的な特殊性がある上、いわば税金に関する期待権が損なわれたにとどまることから、地方公共団体等が所有する財物及び地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害等と同視することはできない。これに加え、地方公共団体等が現に有する租税債権は本事故により直接消滅することはなく、租税債務者である住民や事業者等が本事故による損害賠償金を受け取れば原則としてそこに担税力が発生すること等にも鑑みれば、特段の事情がある場合を除き、賠償すべき損害とは認められないとされている。第 12 回紛争審査会議事

録によれば、税収が減少したことについては、本指針の賠償の対象にならないことが確認されている。その理由として、租税債権は、法律に基づき一方的に付加徴収する点では通常の債権とは異なり、また、租税債権の当初の見積りというのはあくまで期待される額であって大きく変動し得るという特徴を持つという点で、税収の問題は一般の財産的損害とは対極的なものであることが挙げられている。

#### (I) その他の損害について

本指針（備考）1）によれば、地方公共団体等が被ったそれ以外の損害についても、個別具体的な事情に応じて賠償すべき損害と認められることがあり得るとされている。

第12回紛争審査会議事録によれば、復興支援関連の支出については、自治体の行政サービスの範囲を超えるようなものにつき、必要且つ合理的な範囲で賠償の対象としてよいのではないかの意見が出されている。復興支援関連の支出の賠償については、本指針では、当該損害は明示的に賠償の対象とはされていないが、本指針（備考）1）の記載から、賠償すべき損害と認められる可能性があると考えられる。

#### ウ. 結 論

以上で検討したように、本指針の内容は、従来の不法行為法及び行政法上の議論や裁判例と整合する合理的なものと思料する。

### 3. 中間指針において取り上げられなかった損害項目について

冒頭でも述べた通り、紛争審査会が策定した中間指針は、賠償すべき原子力損害と認められるもののうち、一定の類型のものを取り出しその損害の範囲を示すものであり、当然のことながら、



本事故との相当因果関係が認められる可能性があるものの、中間指針においては取り上げられていない損害項目も存在する。

その代表例が、第13回紛争審査会で配付された「自主避難に関する論点」と題する書面にも記載されている自主避難に係る損害であり、避難指示等の対象区域外に住居がある場合であっても、例えば避難指示等の対象区域に隣接している場合等、自主的に避難することに高い合理性が認められる場合も存在し、そのような場合には、当該避難等によって生じた損害については、本事故との間に相当因果関係を認めることが可能であると思われる。

もっとも、避難指示等の対象区域外の住人が自主避難した場合について、如何なる範囲で本事故との相当因果関係が認められるかについては、実際の事案を前にした個別具体的な検討が不可欠であると思料される。

この他、後述するように、紛争審査会の組織等に関する政令4条1項に基づき、各産業分野別に風評被害を中心とした原子力損害の実態を調査するために専門委員が設置され調査の結果をとりまとめた報告書（以下「調査報告書」とする。）を作成しているところ、同調査報告書においては、以下に掲げるような中間指針の範疇外にあると思料される損害が紹介されている上、これらの損害についても相当因果関係が認められる可能性があると思料される。

(1) 指針外の損害（建設・不動産分野（不動産業関係））

- a. 調査報告書によれば、放射線量の高さや健康への影響を理由に対象区域外の賃借人が自主的に避難し、家賃が未払いのままになっている場合において、賃貸借契約は継続しているため、新しい入居者を入れることができず、貸主の負担が生じていることが確認された。当該賃料債権が回収不能になった場合に、貸主に損害が生じると考えられる。
- b. 調査報告書によれば、対象区域内の金融機関の支店において、契約改定や貸付条件の変更等の動きが見られ、当該金融機関から融資を受けている者には、貸付金利の変更や追加担保提供等の追加的費用が発生する場合があります。

## (2) 指針外の損害（上水道分野）

- a. 調査報告書によれば、モニタリング地域外においても、活性炭処理の導入又は活性炭の増量、水道施設への覆蓋又はシートの設置、降雨後の表流水の取水停止等の水道水中の放射性物質除去対策がなされており、追加的費用が発生していることが確認された。
- b. 調査報告書によれば、モニタリング地域外においても、水道事業者の職員又は委託先社員の放射線防護、線量計による放射線の計測等の防護対策及び健康診断等の健康管理のための追加的費用が発生していることが確認された。
- c. 調査報告書によれば、モニタリング地域外においても、水道水中の放射性物質の測定が行われ、委託費、運搬費（委託先への検体送付費用）、人件費、機器購入費（測定機器）等の追加的費用が発生したことが確認された。
- d. 調査報告書によれば、摂取制限には至らなかったものの、予備水源である地下水使用の準備、ボトル水の備蓄といった摂取制限に備えた対策を行った水道事業者があることが確認された。

## (3) 指針外の損害（製造業分野）

調査報告書によれば、比較的高い放射線量が確認された対象区域外の工場において、側溝の清掃、エアフィルター等の除染費用及び処分ができずに保管している放射性物質で汚染された廃棄物等の保管費用が発生している事例があることが確認された。

## (4) 指針外の損害（運輸・物流分野（物流（トラック輸送）関係））

調査報告書によれば、取引先荷主及び出入荷先が対象区域に存在しないものの自主避難した場合に、輸送量が減少し、収入減となった事例が存在することが確認された。

(5) 指針外の損害（運輸・物流分野（航空関係））

- a. 調査報告書によれば、本事故が拡大して急な経路変更が発生した場合でも到着地までの飛行を可能とするため、予備燃料を追加搭載したことにより、燃費の悪化が発生し、燃料費用が増加したことが確認された。
- b. 調査報告書によれば、本事故の発生時に、外国政府によりなされた渡航自粛勧告等のため休暇から帰任できない外国人パイロットが発生し、一部の便に欠航が発生したため、売上が減少したことが確認された。

(6) 指針外の損害（情報通信分野）

調査報告書によれば、対象区域外のイベント会場が福島県浜通りの避難住民の避難場所になっている等の理由により、多くのイベントが中止に追い込まれ、イベントの主催者の収入が減少している事例が存在することが確認された。

(7) 指針外の損害（農林漁業分野）

- a. 調査報告書によれば、畜産農家からは、原発事故により、ある日突然に避難区域等に指定され、家族の一員のような家畜を置き去りにし、埋葬もできずにいることへの後悔と自責の念や、安楽死により家畜の処分を自らが判断させられたことに対する悩み・苦しみ、家畜の移動による経営継続を断念して販売せざるを得なかった無念さについての声が聞かれた。

特に、繁殖用の家畜（乳用牛も含む。）は、農家自らが長期間にわたって育種改良に努力してきた賜であり、代替することが困難な独自の血統の家畜が消滅してしまう悔しさには計り知れないものがある。

このように、家畜を死亡させることとなった畜産農家等については、財産的損害とは別に、特別の愛着のある動物を喪失した場合に感じる精神的な苦痛ともいうべき損害が生じていることが確認された。

b. 船の修理ができなかったことによる減収（風評被害）

調査報告書によれば、福島県及び茨城県において被災した漁船の補修に関し、原発事故により補修専門業者の出張の拒否により（近隣地域には補修専門業者はなく、遠方の補修業者からは放射能を理由に30km圏外であっても出張を拒否された。）、他に代替手段もなく、著しく遅れたことにより、本来得るべき営業利益の損失が発生した。

(8) 指針外の損害（食品産業分野）

調査報告書によれば、食品産業について、対象区域の周辺の販売先や顧客が一時的に避難したことによる減収等の発生も確認された。

(9) 指針外の損害（その他の分野）

a. 「7月29日以降の原子力事故に係る争訟の提起と対応」と題する書面によれば、福島県二本松市にてゴルフ場を保有する株式会社及びこれを運営する株式会社が、本事故に伴い、ゴルフ場が放射性物質により汚染されたために、操業停止に追い込まれたとして、放射性物質の除去及びこれが完了するまでの間のゴルフ場の維持管理費用の仮払いを当社に対して求め、東京地方裁判所に仮処分命令の申立てを行っていることが確認された。

b. 報道によれば、福島第一原子力発電所から約100kmの距離に位置する福島地方裁判所会津若松支部の敷地内にある側溝の一部で採取された汚泥から、1キログラム当たり約18万6000ベクレルの放射性セシウムが検出されたことが確認された。

4. 損害総額の理論的推計のための試算

これまで、紛争審査会のとりまとめた中間指針において取り上げている各損害項目について、その内容や賠償に関する考え方を

紹介し、更に、中間指針において取り上げられなかった損害のうち、本事故との相当因果関係が認められる可能性のある損害について紹介してきた。

以下、前記の検討を踏まえ、本事故と相当因果関係を有する損害の額について、統計的手法等も用いつつ、理論的推計のための試算を試みるための検討を行うこととするが、かかる損害額の推計的試算に先立ち、本事故により具体的にどのような損害が発生しているのかを具体的なイメージを持って把握する必要があることはいうまでもない。

特に、風評被害を中心として、各産業が如何なる損害を被ったのかについては、にわかには把握できないところである。

この点、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令4条1項に基づき、各産業分野別に風評被害を中心とした原子力損害の実態を調査するために専門委員が設置され、各分野毎の損害について関係各省庁の協力の下調査を行い、報告書を取りまとめている。

もとより、紛争審査会の議論をみるに、かかる調査によっても、本事故によって各産業分野に生じた原子力損害をもれなく拾い上げているとはいえないし、そもそも調査の対象とならなかった産業分野等も存在すると思料される。

しかるに、その一方で専門委員による調査は、関係各省庁の協力もあって、相当程度広範囲且つ詳細にわたって実施されており、本事故によって各産業分野が負った損害の全体像を把握する上では、極めて有用な資料であることはいうまでもない。

そこで、同資料を分析し、各分野毎に如何なる損害が顕在化しているのかについて整理することとした。

これらの検討を加えた上で、可能な限り具体的な損害を念頭に置きながら理論的推計のための試算を試みることとなるが、冒頭に断っておくならば、従来の損害賠償実務の多くがそうしてきたように、個別具体的な損害項目につきその金額を見積もり、それらを積み重ねるという形で損害額の全体像を明らかにすることは、本件においては、極めて困難である。

即ち、損害項目が多岐に渡ることは当然として、未だ、その損害の全体像につき、事業者自身も把握できていない損害も多く、そもそも個別の損害項目について損害額の見積りを行う前提に欠けている状況にある。

更に、現在も原子力損害は発生し続け、一部では未だ拡大して

いるものもあり、損害が確定していないものも多い。

以上から、個別具体的な損害項目につきその金額を見積もり、それらを積み重ねるといふ伝統的な損害賠償額の算定手法は本件においては採り難い。

そこで、具体的な損害額の推計に当たっては、統計データを適宜利用した統計的手法等も用いながら、中間指針において示された損害額算定の考え方に当てはめた上で、損害額の全体像を把握すべく、理論的推計のための試算に努めることとしている。

#### (1) 専門委員による調査により判明した損害の概要

紛争審査会の審議に際しては、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令4条1項に基づき、各産業分野別に風評被害を中心とした原子力損害の実態を調査するために専門委員が設置されている。専門委員は、各分野毎の損害について関係各省庁の協力の下調査を行い、調査報告書を取りまとめて紛争審査会に提出している。

本事故により各産業分野に如何なる損害が発生しているかを知る上では極めて有用な資料であり、以下、各産業分野に如何なる損害が発生したと報告されているか整理する。なお、以下においては中間指針が示した損害項目に従って整理することとしており、例えば調査報告書において政府による避難等の指示等に係る営業損害とされている損害であっても、中間指針に照らせばその実態がいわゆる間接被害と解される場合は、本報告書ではいわゆる間接被害として整理する等、調査報告書における整理とは異なるところがある。

##### a. 政府による避難等の指示等に係る損害について

###### (a) 検査費用（人）

記載なし。

(b) 避難費用

ア. 情報通信分野

調査報告書によれば、本事故発生以後、避難等対象者による電気通信役務の利用に係る負担の増加、とりわけ携帯電話の支払額の増加が確認された。しかしながら、中間指針においては、避難費用のうち生活費の増加費用については、原則として中間指針第3の6（指針）Ⅰ）①又は②の精神的損害の額に加算し、一定額をもって両者の損害額とするのが公平且つ合理的な算定方法と認められるとされており（中間指針第3の2（指針）Ⅱ））、携帯電話の利用料金の支払額の増加分も生活費の増加に包摂されると思われ、独立した項目として損害項目を構成するものではないと考えられる。

イ. 医療・福祉等分野（社会福祉施設等関係）

- ① 調査報告書によれば、対象区域内の社会福祉施設の利用者には、移転先への移動に要する費用（交通費、宿泊費、生活必需品の購入費等）が発生したことが確認された。
- ② 調査報告書によれば、対象区域内の社会福祉施設の職員には、移転先への移動に要した費用（交通費、宿泊費、生活必需品の購入費等）が発生したことが確認された。

(c) 一時立入費用

記載なし。

(d) 帰宅費用

ア. 医療・福祉等分野（社会福祉施設等関係）

調査報告書によれば、対象区域内の社会福祉施設の利用者や職員には、移転先から帰宅・帰所に伴う移動費用が発生したことが確認されている。

(e) 生命・身体的損害

ア. 医療・福祉等分野（社会福祉施設等関係）

調査報告書によれば、対象区域内の社会福祉施設の利用者には、施設の移転等による環境の変化や、サービスの利用機会の低下（個室を相部屋にしたり、定員以上の利用者を受け入れたりしたことによるものや、利用していた事業所等の休業や移転によるもの。）に伴い、健康状態が悪化し治療費が生じたことや、健康状態の重症化を予防するための費用等が発生したことが確認された。

(f) 精神的損害

記載なし。

(g) 営業損害

ア. 農林漁業分野

- ① 調査報告書によれば、森林漁業者につき、政府による避難等の指示があったことにより、事業に支障が生じたために必要となった追加的費用として、商品、営業資産の廃棄費用、事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用、屋外作業時の放射線量の確認等の掛かり増し費用等が発生していることが確認された。

また、避難等指示の解除後においても、営農



再開までには一定の期間が必要であること、営農再開後も直ちに事故前の生産状況に戻れるわけではないこと等から減収が生じることが考えられると共に、営農再開時における機械・施設等の再稼働に係る整備費用、農地等の回復に係る費用、風評被害防止に係る費用等の追加的費用等が生じる可能性があることが確認された。

② 調査報告書によれば、営業損害（減収及び追加的費用）として、事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等の他以下の営業損害が生じていることが確認された。

- ・ 移転先で営農を開始・継続するための費用（移転先畜舎等を探すための費用、事務所等、農業機械等の賃料、備品等の購入費用等）
- ・ なお、減収の内容として、移転先での営農再開後の経営が安定するまでの間の減収（気候・土壌条件によって異なることや、新しい商圈で事業を行うこと等による減収）も考慮すべきであるとの意見が出されている。

また、避難指示等の解除後には、以下の損害が発生する可能性があることが確認された。

- ・ 元の場所に帰還するための費用（家畜等の営業資産の輸送経費等）
- ・ 帰還後、営農を再開するための費用（長期間残置された農地、機械、施設等の復旧・再整備・除染費用等）

③ 調査報告書によれば、避難等区域内的の農協等、森林組合等、漁連・漁協、農業共済、土地

改良区等において、営業損害（手数料収入等の減収、債権管理に係る追加的費用等の追加的費用）が生じていることが確認された。

- ④ 調査報告書によれば、避難等を余儀なくされた農業者等からは、早期の帰還・営農再開を希望しているが、避難指示等の解除の見通しも示されず、このままでは廃業せざるを得ない状況にあることが多く報告された。
- ⑤ 調査報告書によれば、森林管理・環境保全支払制度については、持続的な森林経営の実現や森林整備の促進を図るため、当該制度に定められたところに沿って森林施業や地域活動を行う森林所有者や森林組合等に対し、その経費（人件費、資材費等）について補助金等が支払われるものであるところ、今般、これらの森林所有者等が避難等を余儀なくされ、当該制度に定められた活動等ができなくなったケースにおいては、当該制度により得られていたはずの収入等について、減収の発生が確認された。

#### イ. 建設・不動産分野（建設業関係）

- ① 調査報告書によれば、警戒区域内の建設業者は、遺体捜索や原発敷地内の瓦礫処理といった応急的な業務を行っているものの、警戒区域内において本来業務は全く行うことができない状態となっていることが確認された。また、警戒区域に営業所のある建設業者は、当該区域に機材、資材又は設計図書等を存置しているため、これらを使用して警戒区域外の業務を受注することができなくなり、機会損失が発生していることが確認された。なお、警戒区域内でのかかる応急的な業務については、線量計や放射能汚染防護服等の購入費等の追加的費用が発生している場合があることが確認された。

- ② 調査報告書によれば、警戒区域内の建設案件においては、施主が工事を打ち切るか否かの方針を出すこともできず、仮に工事清算を行う意向があったとしても、現場に立ち入ることができないために出来高査定ができず、支払手続に入ることができない状況であるため、建設業者が工事代金の立替えをしている状態が継続していること、また、工事請負契約が解除された場合の清算について、施主の責任範囲を超える費用増が発生した場合には、当該部分について建設業者が負担しなければならないおそれがあることが確認された。
- ③ 調査報告書によれば、警戒区域への立入りが禁止されているため、相馬—いわき間等営業のための移動に際して警戒区域を迂回する必要があるため、そのための追加的な費用負担と余分な移動時間が発生していることが確認された。中間指針においては、明示的に営業損害の項目に含められてはいないものの、政府による避難等の指示等による損害とほぼ平行な関係に立つ政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る営業損害については、同区域を迂回せざるを得ないために増加した費用については損害として認められており、本件の追加的な費用についても政府による避難等の指示等による営業損害に分類することが可能であると思われる。
- ④ 調査報告書によれば、建設業者は、一定規模以上の工作物の建設生産に際しては、一定期間以上常備している、一定の技術資格者を現場に配置することが関係法令上求められていることから、従業員を継続雇用するため、従業員の避難先からの通勤手当及び借上げ住宅のための追加的な費用等を負担していることが確認された。

なお、調査報告書によれば、かかる一定の技術資格者等の人件費等は、将来の売上高のために継続的に負担せざるを得ない固定費としての性質を有するため補償すべきとの意見があったとされている。

しかし、これらの固定費については本事故の有無にかかわらず何れにせよ負担していた費用であり、本事故との条件関係を欠くものであって、収益の減少額と別の損害項目として賠償の対象となるものではないものと考えられる。

- ⑤ 調査報告書によれば、警戒区域に営業所等を有する企業等は、事業を継続するために警戒区域外に仮事務所等を設置し、これに伴って事務所移転料、賃借料、備品購入費、CAD等ソフトウェアの購入費等の経費が発生していることが確認された。
- ⑥ 調査報告書によれば、建設業者は、本事故当時に着工済みで工事が中断している案件についても、現場事務所、電気設備、機材等のリース料金、建築中の建物のための火災保険料、専任の技術者の人件費等の固定費用を支払い続けなければならない状況にあることが確認された。
- ⑦ 調査報告書によれば、建設業界では、多くの下請建設企業が社内基準等により福島第一原発から30km圏内での工事を行わないとしているため、元請建設企業が工事金額を上積みして協力会社を探している状況にあるが、もしかかる上積み額が施主に転嫁できない場合には、元請建設企業が追加的費用として負担することが確認された。
- ⑧ 調査報告書によれば、避難指示等に伴い、従業員の多くが退職したため業務を縮小せざるを得なくなった企業や、業務上重要な資格を有す

る従業員が退職したために事実上休業せざるを得なくなった企業が存在することが確認された。

- ⑨ 調査報告書によれば、廃業・転業に伴う損害として、逸失利益の他、解散・組織変更等の商業登記の費用及び弁護士報酬等の追加的費用が発生することが確認された。

#### ウ. 建設・不動産分野（不動産業関係）

- ① 調査報告書によれば、警戒区域内に営業の拠点を置く不動産業者については、警戒区域内における取引が行えない状態となり、不動産売買の販売収入や仲介報酬収入、賃貸住宅の賃料収入や仲介報酬収入及び既往の賃貸物件からの家賃収入が途絶する損害が生じていることが確認された。
- ② 調査報告書によれば、警戒区域内に営業の拠点を置く不動産業者について、事故発生前に着工した注文住宅や建築工事が、工事途中のまま解約された事例が生じており、代金の支払いや損害額について紛争が発生していることが確認されており、代金等について損害が発生する可能性がある。
- ③ 調査報告書によれば、対象区域内の資産（賃貸住宅等）を管理する不動産会社等が、（入居者のいなくなった）物件の点検及び巡回を行う際、今後の損害拡大を防止するため、防犯、盗難防止費用や補修費用の他、入居者の安否確認のための費用、避難者の所有物の保管費用等の追加的費用を負担している場合があることが確認された。
- ④ 調査報告書によれば、不動産業者において、

休業している従業員への給与等の費用が発生していることが確認された。

もっとも、かかる従業員への給与等のように本事故の有無にかかわらず何れにせよ負担していた費用は、本事故との条件関係を欠くものであって、賠償の対象となるものではないものと考えられる。

## エ. 製造業分野

- ① 調査報告書によれば、対象区域内での事業継続が不能になったことにより、従業者を他の事業所へ移転させるに当たり、住居確保のための費用、避難支援に係る費用等の追加的費用が発生した事例があったことが確認された。
- ② 調査報告書によれば、対象区域内での製品の製造が不能となったことにより同業他社等へ生産の委託を行うこととなり、技術指導等に係る人件費、宿泊・交通費等が発生した事例があったことが確認された。
- ③ 調査報告書によれば、対象区域等にある、倉庫や生産設備等の設備が使用不能となり、他の地域で代替設備の準備に係る追加費用が発生した事例があったことが確認された。
- ④ 調査報告書によれば、対象区域内にある事業所では、行政機関から屋外作業後にシャワーによる洗浄をするように指示があるが、断水等により水道が使えないため、井戸ポンプ取り付け等の設備設置費用が追加的費用として発生している事例があったことが確認された。
- ⑤ 調査報告書によれば、避難区域内に立地する事業所について、事業活動ができない期間について、固定資産税及び事業税等の事業所に係る

税金が発生している事例があったことが確認された。

この点、中間指針第3の7（指針）I）は、賠償すべき損害と認められる減収分を「原則として、本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ実際に負担していたであろう費用と実際に負担した費用の差額（本件事故により負担を免れた費用）を控除した額」と定義している。即ち、原則として営業損害と認められるのは収益の減少額であり、かかる税金のように本事故の有無にかかわらず何れにせよ負担していた費用は、収益の減少額と別の損害項目として賠償の対象となるものではないものと考えられる。

- ⑥ 調査報告書によれば、今後、避難勧告が解除された後には、搬出した生産設備を戻すための輸送費等、事業を再開するための復旧費用が発生すると推測されている。
- ⑦ 調査報告書によれば、対象区域内の従業員に対して、防護服・放射線検査機器を企業が購入・支給している事例があることが確認された。また、従業員の健康管理を行うため、健康診断項目の追加等、今後も長期間に及ぶ費用が発生すると推測されている<sup>75</sup>。

#### オ. 上水道分野

- ① 調査報告書によれば、警戒区域では、居住者等の立入りが禁止され当該区域からの退去が命じられているため、水道事業（上水道事業のみならず工業用水道事業も含む。以下同じ。）が

<sup>75</sup> なお、従業員について、検査費用（人）に該当する場合にはこの限りではない（中間指針第3の1参照）。

停止し、料金収入が途絶える損害が発生したことが確認された。また、料金収入が途絶えたことに伴い、水道施設の建設・改良に充当した企業債等の償還費用又は人件費や施設の維持管理等に係る経費の支払いができない状態となっていることが確認され、かかる支払いに要する資金を調達するために水道事業者が追加的費用を負担した場合、必要且つ合理的な範囲内で損害と認められるものと推測される。

- ② 調査報告書によれば、水道事業を再開するに当たっての追加的費用として、水源や浄水場といった個別施設及び配水施設の状態確認・点検、かかる結果を踏まえた施設の洗浄・運転計画の作成、施設や管路に滞留した水の排水・洗浄等水道事業者の施設対応に要する費用や、需要者の所有施設である給水装置の取扱いに関する注意や給水開始に関する需要者への広報に要する費用が発生することが確認された。

#### カ. 下水道分野

- ① 調査報告書によれば、警戒区域の住民の避難等によって下水道サービスの停止を余儀なくされたため、警戒区域における下水道使用料収入が減少していることが確認された。
- ② 調査報告書によれば、対象区域内の下水道サービスの再開に当たって、施設の除染等の費用が発生することが推測されている。

#### キ. 情報通信分野

- ① 調査報告書によれば、対象区域に住居を持つ社員及び家族に対して区域外の社宅を提供する支援を行うため、追加的費用が発生していることが確認された。



- ② 調査報告書によれば、対象区域における電気通信の提供に係る設備及び対象区域を通過する中継用設備等に関しては、避難期間中の対象区域への立ち入りが極めて限定されるため、復旧工事が困難であり、実質的に該当地域外へ設備を移転・迂回させる必要があり、又は関連する設備の除却を行わなければならないことが確認された。
- ③ 調査報告書によれば、民間放送事業者において、放射能防護服の購入費用等の取材関連経費の増加が発生していることが確認された。
- ④ 調査報告書によれば、郵便事業において、対象区域内に所在する支店を閉鎖することにより、当該支店で引き受ける国内外の郵便物及び荷物等及び対象区域外から対象区域内へ配達される国内外の郵便物及び荷物等が減少し、売上が減少していること、また、対象区域あて郵便物の避難先への転送・返還のための処理費用が追加的に発生していることが確認された。
- ⑤ 調査報告書によれば、対象区域内所在の保有建物賃貸借による賃料収入が、本事故により発生しなくなっていることが確認された。
- ⑥ 調査報告書によれば、対象区域において、避難期間中に行う予定となっていた新聞広告費で支払い済みのものに関する被害や、ネットワークの本質上、対象区域に存在する設備及び該当設備を提供するに当たり必要な隣接地域等の設備に対して、避難指示等がなされた期間及び避難解除となった時点以降の設備の完全稼働が確認されるまでの期間における減価償却費相当の被害が発生したと報告されている。また、対象区域において、閉鎖中のため使用できない不動

産の賃料や閉鎖中の簡易郵便局受託者への受託手数料等の、収益をもたらす業務が実際に行われなくとも発生する固定経費相当額の損害が発生したと報告されている。しかしながら、これらの費用は、本事故の有無にかかわらず何れにせよ負担していた費用であり、そもそも本事故との間の条件関係が欠けると思われ、収益の減少額と別の損害項目として賠償の対象となるものではないものと考えられる。

- ⑦ 調査報告書によれば、郵便事業者において、対象区域内で業務を停止した支店の業務を対象区域外の近隣の支店で代替するための設備投資費用や車両型の郵便局の派遣・臨時出張所の開設等の臨時的なサービス提供費用、本事故に伴い応援として派遣された人員に対して追加的に支給された人件費や旅費等の費用、追加的な非正規社員の雇用等に要した費用、放射能汚染された国際郵便物の返送費用等の追加的費用が発生したことが確認された。
- ⑧ 調査報告書によれば、対象区域において避難期間中に作業を行った社員や、本事故発生から避難時まで対象区域において勤務していた社員を雇用する企業においては、当該社員らに対して健康診断を実施済みであり、且つ、今後も継続してするため、健康診断に係る費用（検査費用の企業負担分及び交通費等諸経費）が発生していることが確認された。

#### ク. 運輸・物流分野（陸運（旅客輸送）関係）

調査報告書によれば、対象区域に関連して行っていたバス・タクシー事業の営業活動を継続する

ことが、これら事業に係る免許の制度上困難<sup>76</sup>となったことに伴い、営業の不能により収益を喪失し、又は大幅な迂回経路の設定を余儀なくされたことによる追加的費用が発生している事例が存在することが確認された。

#### ケ. 運輸・物流分野（陸運（整備）関係）

調査報告書によれば、警戒区域にある販売会社の営業所について、対象区域外の場所で仮店舗を開設するための移転費用が発生した事例が存在することが確認された。

#### コ. 運輸・物流分野（物流（トラック輸送）関係）

- ① 調査報告書によれば、従来対象区域内を通過していたトラック運送事業者には、避難指示等に伴い、対象区域を迂回するための高速道路料金、燃料等の輸送コスト、走行距離の増加に伴う人件費の増加等の追加的費用が発生したことが確認された。中間指針においては、明示的に営業損害の項目に含められてはいないものの、政府による避難等の指示等による損害とほぼパラレルな関係に立つ政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る営業損害については、同区域を迂回せざるを得ないために増加した費用については損害として認められてお

<sup>76</sup> 調査報告書によれば、いわゆる乗合バス事業、貸切バス事業、タクシー事業を営むには、道路運送法に基づく許可が必要とされており、このうち、乗合バス事業については、事業許可又は事業計画変更認可を受けた路線以外で営業することができず、また、貸切バス事業については、原則として都道府県の区域を単位に設定されている営業区域を、タクシー事業については市郡等を単位とする営業区域に発地・着地の双方又は何れか一方を含む運行しか行うことができない規制となっているという法制度上の規制、旅客自動車運送事業が地域密着型の事業であり、その顧客基盤・営業基盤は路線や営業区域と密接な関係にあるという実態等から、他の地域に移転して営業を行うことは、実態上極めて困難であると報告されている。

り、本件の追加的な費用についても政府による避難等の指示等による営業損害に分類することが可能であると思われる。

- ② 調査報告書によれば、対象区域内のトラック運送事業者において、売上が大幅に減少したこと等が明らかとなっている。

#### サ. 運輸・物流分野（陸運（倉庫）関係）

調査報告書によれば、緊急時避難準備区域内の倉庫事業者は、緊急時避難準備区域内にある特定の企業の製品を中心に倉庫保管業務を行っていたところ、本事故発生後、当該企業が緊急時避難準備区域に指定されたことにより製品の製造を中止したため、当該倉庫事業者が倉庫部門からの収入を完全に喪失している事例が存在することが確認された。

#### シ. 中小企業分野

- ① 調査報告書によれば、対象区域に中小企業の事業所が存在する場合、その対象区域における事業はほぼ休止ないし廃止せざるを得ないことが確認された。
- ② 調査報告書によれば、対象区域にある中小企業であっても、土建業、一部の観光（ホテル）業等では、一時的に景気がよいことが確認された。

#### ス. 卸売・小売業分野（消費流通業関係）

- ① 調査報告書によれば、本事故の際には、福島県の避難等の指示があった区域には 35 の食品スーパーと 61 のコンビニエンスストアが営業していたが、現在は事実上営業することができ

ない状態となっていることが確認された。

- ② 調査報告書によれば、屋内退避区域に指定されたあるスーパーにおいては、14日間の休業を強いられ、約2百万円の粗利益減少の損害が生じていることが確認された。
- ③ 調査報告書によれば、訪問販売企業の中には、対象区域に店舗等があったとした企業は12社確認されており、そのうち、支店の移転閉鎖により損害が生じた企業は3社あることが確認された。また、これらの企業のうち、避難区域内での売上高を算出している企業においては、売上高が前年同月比で大幅に減少していることが確認された。
- ④ 調査報告書によれば、福島県に拠点又は商圏を持つ医薬品・医療機器の小売業・卸売業においても、政府の避難等指示に基づき、事業所等が営業できないことや、避難等指示を受けた地域における入院・外来患者の避難や医療機関の閉鎖により、逸失利益が発生していることが確認された。
- ⑤ 調査報告書によれば、小売業においても、事業運営に支障が生じたために負担した費用（在庫商品・営業資産等の廃棄・撤去費用、リース契約の解約に係る費用、避難による閉店・再開に要する費用、従業員の欠員による追加費用（外国人従業員が退職等した場合に、本社から応援要員を送った場合等を含む）、今後発生し得る店舗等の除汚補修費用、廃業費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加費用（店舗等の移転費用、営業資産の移動・保管費用、物流システムの改変が生じた場合の経費等）が発生していることが確認された。

- ⑥ 調査報告書によれば、小売業においては、本来被害者である従業員やフランチャイズチェーンやボランティアチェーンの加盟店に対して、従業員の勤める会社やフランチャイズチェーンの本部が、速やかな救済を行うため、従業員の就業不能期間の給料や従業員及びその家族の避難（交通費、滞在費等）に係わる一部費用や加盟店主の当面の生活資金の一部を代わりに負担しているケースがあることが確認された。また、加盟者に他の地域（例えば関東圏）で店舗経営を行ってもらった場合の移転費の支給や契約上の必要資金、住居費等の必要資金等を支給しているケースもあることが確認された。
- ⑦ 調査報告書によれば、雑貨卸売業においても、事業運営に支障が生じたために負担した費用（在庫商品・営業資産等の廃棄費用、リース契約の解約に係る費用、商圈の増減による物流システムや受発注システム等対応費用、従業員の欠員による追加費用、拠点等の除汚補修費用、廃業費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加費用（迂回運送等による物流企業への配送委託経費の増加、拠点等の移転費用、営業資産の異動・保管費用等）が発生している可能性があることが確認された。また、これらの追加費用については、流通業の慣行として仕入れ値の値上げを行うことでコスト転嫁を図ることが困難であることが確認された。
- ⑧ 調査報告書によれば、福島県に拠点又は商圈を持つ医薬品・医療機器の小売業・卸売業においては、物流拠点等の移転等に要する費用、移転等により遠方から商品を納品することによる輸送距離、輸送時間等の増加に伴う配送費用の増加、物流拠点等の除汚補修費用、従業員の健

健康管理のための放射線測定器の購入費用等が生じており、これらのコストについては転嫁ができずに自社で負担している事例が多いことが確認された。

- ⑨ 調査報告書によると、小売業については、避難等指示の対象区域内において、やむを得ない事情により屋外で作業を実施するに当たって、ガラスメーターや線量計を使用しているケースがあることが確認された。

#### セ. 卸売・小売業分野（石油製品販売業関係）

- ① 調査報告書によれば、計画的避難区域に所在しているガソリンスタンドのガソリン、軽油、灯油の2011年（平成23年）3月～5月の3か月間の販売数量について、前年同期（2010年3月～5月）と比較した結果、3油種合計の販売数量は、対前年同期比で25%減少していることが確認された。また、調査報告書によれば、緊急時避難準備区域に所在しているガソリンスタンドのガソリン、軽油、灯油、A重油の2011年3月～5月の3か月間の販売数量について、前年同期（2010年3月～5月）と比較した結果、4油種合計の販売数量は、対前年同期比で50%以上減少していることも確認された。
- ② 調査報告書によれば、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に所在しているガソリンスタンドにおけるガソリン、軽油、灯油、A重油の販売先別の販売状況についても、減少していることが確認された。
- ③ 調査報告書によれば、地元自治体等からの要請を受け営業したガソリンスタンドでも、前年同期に比べて売上が減少したことが確認され

た。

- ④ 調査報告書によれば、南相馬市では、地域人口が半減したことや、取引先企業が休業・操業縮小したこと等もあり、ガソリン等の石油製品の売上は半減したこと、緊急時避難準備区域では、病院の入院患者数を5人以下にするよう指示を受けていることや、特養ホーム等の福祉施設も営業停止等していること等から、A重油や灯油の売上も減少したことが確認された。
- ⑤ 調査報告書によれば、規制区域の内外を問わず、ガソリンスタンドにおいて以下の費用負担が発生していることが確認された。
  - ・ ガソリン等を調達する際に、規制区域への立ち入りを制限されるために、迂回道路を経由しないと配送してもらえないケースがあり、通常期に比べて、配送費用の負担額が増えている。
  - ・ その他、サーバイメーター（線量計）、マスク、カップ、食糧等の購入費用や、借入利息等が発生しているケースがある。

## ソ. 金融分野

調査報告書によれば、政府による避難等の対象区域（本ソ.において、以下「避難区域」とする。）に店舗を有する金融機関においては、以下の事実が確認された。

- ① 本事故のため避難を余儀なくされた住民・企業等が失業・長期休職等や廃業・倒産・大幅な営業縮小等したことにより、貸付債権が貸し倒れたり、貸倒れを回避するために金利減免を実施する等、本事故が発生しなければ得られたで



あろう利息収入が逸失した。

- ② 避難区域内の店舗閉鎖の結果、将来にわたって貸付を実行できなくなっており、当該貸付に伴う利息収入を逸失している。
- ③ 避難区域内の店舗閉鎖の結果、例えば以下の役務取引等を行うことができなくなっており、これに伴い、当該取引に伴う手数料利益を逸失している。
  - ・ 為替取引（内国・外国）：送金手数料等
  - ・ 投資信託、保険商品等の窓口販売：仲介手数料、販売手数料等
  - ・ 保護預り、貸金庫：保護預り手数料、貸金庫手数料等
- ④ 本事故に伴い、住民・企業等の避難等や避難区域内の店舗閉鎖の結果、営業収益の減少を防止・軽減するために必要な追加的費用（損害防止費用）や、金融機関としての通常の営業活動を継続するために必要とされる追加的費用（営業継続費用）が生じている。具体的には、地域金融機関においては、法令に基づき顧客基盤が限定されていることから、既存顧客との取引を継続するため、顧客の避難先等（例えば、埼玉県等）まで出向き、相談所や臨時出張所等を開設し、顧客対応を行っている場合がある。
- ⑤ 本事故による店舗閉鎖の結果、過剰となった人員の削減等のため、人員整理に伴う費用が発生している。

## タ. サービス業分野

① 調査報告書によれば、コンサート事業関係において、避難区域に存在する施設、避難所に指定された施設が使用不能になったことで、講演が中止に追い込まれる事例が確認された。

### ② 印刷業関連

・ 調査報告書によれば、避難区域内の工場に残した顧客預かり製品については既に代金決済が済んだ製品であり、自社の責任において弁償又は自社負担による他社での再生産による納品が必要であることが確認された。

・ 調査報告書によれば、福島第一原子力発電所の3 km 圏内の双葉町に立地する印刷会社においては、(i) 避難指示により、工場内に保管していた顧客預かり製品、半製品、資材等の損失や、(ii) 避難後に福島県外の顧客から受注した注文について委託生産を行っているため追加費用が発生していることが確認された。

・ 調査報告書によれば、多くの中小零細企業者に、減価償却を終えた機械に係る損害が発生していることが確認された。

③ 調査報告書によれば、避難区域に所在するリース契約のユーザーは、事業継続の見通しが立たない中でリース料の支払いを継続しており、これらのユーザーが契約を中途解約する場合には、残存リース料の支払いが必要となる場合があることが確認された。リース料の支払いそのものは本事故との条件関係に欠けるとも思われる。もっとも、リース解約に伴い残存リー

ス料を支払った場合には、当該費用が政府による避難等の指示等による営業損害と認められる可能性はあると思われる。

#### チ. 観光分野

調査報告書によれば、対象区域内の宿泊施設及び旅行業者の多くが休業したことに伴い、損害が発生していることが確認された。

#### ツ. 学校・スポーツ・文化分野（学校関係）

##### ① 学校の移転等による損害

###### ・ 応急仮設校舎の設置等に係る経費

調査報告書によれば、対象区域内の公立学校のうち 33 校が対象区域外の地域へ施設整備を伴う一時的な移転を実施し（実施予定を含む。）、22 校は対象区域外の地域において代替施設の確保が困難であるため応急仮設校舎を設置し、また、12 校については、廃校等既存建物を改修して使用していることが確認された。また、調査報告書によれば、これらの対応により、応急仮設校舎の設置に係る経費（リース代又は設置工事費）及び移転先となる既存建物の改修に係る経費（改修工事費）が発生していることが確認された。

###### ・ スクールバスの調達・運行等通学手段の確保に要した経費

調査報告書によれば、県教育委員会や市町村教育委員会に、対象区域内の学校が、  
(i) 対象区域外へ教育活動機能の一時的な移転を行ったことに伴う通学支援や、

(ii) 避難指示等の対象区域内に居住する幼児・児童・生徒が、対象区域外へ生活拠点を移したことに伴う通学支援に係る、スクールバスの運行委託経費、スクールバスを調達し運行する経費（バスの購入代、運転手の人件費、燃料費等）及び幼児・児童・生徒に通学費を補助するための経費（電車、バス等の公共交通機関の乗車料金等）が発生していることが確認された。

- ・ 移転先において学校に備えるべき教材・備品及び学校運営のための消耗品の購入等に要した経費

調査報告書によれば、教育活動の移転先の学校やサテライト校、仮設校舎における授業等の教育活動に使用するため、県教育委員会、市町村教育委員会及び学校に教材等の設備備品類及び学校運営のための消耗品の購入費用等が発生していることが確認された。

## ② 一時休校（休園）による損害

- ・ 公立幼稚園における損害

調査報告書によれば、対象区域内の公立幼稚園の一時休園等により、市町村教育委員会に保育料及び入園料等の収入減が生じていることが確認された。

- ・ 私立学校における損害

- ・ 調査報告書によれば、避難等の対象区域内の幼稚園においては、2011年（平成23年）3月11日以降、学納金が納入されておらず、都道府県からの

助成（補助金）や事業収入についても、一時休園をしたことにより失われており、幼児・保護者・教職員の安否や連絡先の確認等に要する通信経費、連絡事務所や保育活動に係る施設・機器の賃借料・光熱水費、保護者への説明やカウンセリング等に係る追加的費用等が生じていることが確認された。

調査報告書によれば、避難等の対象区域内の高等学校において、同校の在学生の一部を同一の学校法人が設置する県内の別の高等学校において受け入れるための新たな費用（学用品、制服等の支給等学業を継続するために必要とされる物資等の支給、校舎等の施設設備の変更、生徒・教職員の移動のための交通費・住居費等の一部負担等）が生じていることが確認された。

テ. 学校・スポーツ・文化分野（芸術文化・社会教育関係）

- ① 調査報告書によれば、政府による避難指示等の対象区域内の文化施設、社会教育施設、文化財の公開等を行っている施設は、使用不可能のため休館し、文化芸術・社会教育活動等が休止状態となっている。そのため、施設使用料及び入館料・入場料が皆無となり著しい減収となっていること、予定されていた公演等の中止により施設の使用料が得られなくなっていることが確認された。また、施設内にある売店等においても、施設の休館により売上が皆無となり、著しい減収となっていることが確認された。
- ② 調査報告書によれば、対象区域内の文化施設、社会教育施設、文化財の公開等を行って

る施設では、施設等の所有者以外の関係者にも、以下の通り施設を使用できないことに伴う損害が発生していることが確認された。

- ・ 公演等の主催者には、公演等中止の周知に係る広告費、チケットの払戻し及び払戻しに係る人件費や通信運搬費、交通費や会場使用料のキャンセル代、舞台のセットに必要な大道具・小道具の制作費、出演者等との交渉のための出張費用等、新たな費用が発生している。また、内定していた各補助金が不支給となると共に、出演者を斡旋したマネジメント業者にとっては、出演料の減収となっている。
- ・ 出演者や会場を変更した場合、公演等の主催者には代替出演者や会場の斡旋、出演者及び会場変更の周知に係る広告費等、新たな費用が発生している。また、公演等の内容変更・延期に伴い、内定していた各種補助金が取り消されたり不支給となったりする場合は生じている。
- ・ 施設の所有者の許可を得て、第三者が売店等の運営を行っている場合、売上が皆無となり、著しい減収が生じている。

#### ト. 医療・福祉等分野（医療施設関係）

- ① 調査報告書によれば、対象区域の全ての医療機関において、2011年（平成23年）3月以降、昨年同月比での入院患者数及び外来患者数並びに保険請求額（医療機関における主な収益）の大幅な減少が見られ、特に小児科及び産婦人科において、患者減少の影響が大きいことが確認された。

② 調査報告書によれば、対象区域の全ての医療機関においては、患者数の減少以外の本事故の影響による医療機関の主な損害の内容として、以下のものが十分推測される状況にあることが確認された。

- ・ 診療停止中に使用期限を過ぎてしまった医薬品の廃棄に係る損害
- ・ 職員の自主退職、避難、休職により診療体制を縮小・停止・廃止したことに伴う減収
- ・ 職員の退職、避難、休職に伴う退職金や休業手当の支給
- ・ 医薬品、医療機器、衛生材料の配送業務が中断されたことによる保険収入の減少、臨床検査業の集荷業務の中断や、医療機器の修理が遅れたことによる検査収入の減少による損害
- ・ 今後、警戒区域内の医療機関等診療停止中の医療機関が事業を再開する際の原状回復や職員の採用に要する費用、移転費用等

③ 調査報告書によれば、対象区域内の医療関係職種養成所においては、学生数の減少や入学辞退等が確認された。

#### ナ. 医療・福祉等分野（社会福祉施設等関係）

調査報告書によれば、対象区域の社会福祉施設等における営業損害として、以下のものが確認された。

- ・ 利用者の減少に伴う収入の減少

- ・ 施設等の移転に伴う移転費用（交通費、運搬費、滞在費、住居確保費用等）
- ・ 移転先の代替地の取得費、賃借料等
- ・ 新たに職員を確保するための費用
- ・ 職員が長距離通勤を余儀なくされたことによる通勤手当の支給増
- ・ 窓の開放ができないことによる、空調設備等の新設に掛かる費用
- ・ 室内保育のための屋内遊具の設置や玩具購入費等
- ・ 放射線線量計の購入費
- ・ ミネラルウォーターや特別食（カルシウム含有物等）の購入費
- ・ 施設等の建物や敷地の除染、土の入れ替え等に掛かる費用

## 二. 医療・福祉等分野（生活衛生関係）

- ① 調査報告書によれば、対象区域における旅館ホテル業、クリーニング業、美容業、理容業、浴場業、飲食業、食肉・食鳥肉及び冰雪販売業等の生活衛生関係業においては、固有の機械、設備・機器及び備品について、除染や部品交換等が必要となっていることが確認された。
- ② 調査報告書によれば、対象区域における旅館ホテル業、クリーニング業及び社交飲食業の事業者は、顧客から預かったものに関し、放射能汚染のおそれを原因として寄託者から損害賠償



請求を受ける可能性があることが確認された。

(h) 就労不能等に伴う損害

ア. 農林漁業分野

調査報告書によれば、避難等区域内の農協等、森林組合等、漁連・漁協、農業共済、土地改良区等により雇用された者について、就労不能損害等が生じていることが確認された。

イ. 学校・スポーツ・文化分野（芸術文化・社会教育関係）

調査報告書によれば、施設等の休館に伴い、公演等が開催できないことにより、舞台関連の委託契約が解除され、関係者が解雇されている事態が起きていることが確認された。

ウ. 医療・福祉等分野（医療施設関係）

調査報告書によれば、対象区域内の多くの医療機関において、職員の休業、解雇、自主退職等の事例が確認された。

エ. 医療・福祉等分野（社会福祉施設等関係）

- ① 調査報告書によれば、対象区域内の障害福祉分野のサービス提供事業所の一つである就労支援事業所において、事業所を休止せざるを得なくなったり、事業所の移転により通所が困難となったり、屋外作業禁止による下請け作業の減少等のために、利用者が工賃の支給を受けることができない結果、損害が生じていることが確認された。
- ② 調査報告書によれば、対象区域内社会福祉施

設の職員には、離職や休職を余儀なくされた職員がいることが確認された。

#### オ. 勤労者分野

調査報告書によれば、具体的な就労場所や原因は特定されていないものの、本事故に伴い、避難等の対象区域内に勤務先がある勤労者の解雇・給与引下げによる減収、配置転換に伴う通勤費用の増加・転居費用・家賃負担・家財道具の購入費・帰省費用、再就職費用（求職活動に係る経費（交通費等））、内定取消し等の事実が確認された。中間指針によれば、かかる勤労者を雇用する事業者が営業損害を被ったことにより、かかる勤労者の就労不可能等が生じた場合には、前記の勤労者の損害は賠償されるべき損害として認められる。

#### (i) 検査費用（物）

#### ア. 建設・不動産分野（不動産業関係）

調査報告書によれば、不動産業者が対象区域内の賃貸住宅を管理するため、顧客の要請に応じて放射線量の測定を実施するため線量計を購入している例が存在することが確認された。

#### イ. 情報通信分野

調査報告書によれば、民間放送業者が対象区域及びその周辺地域への取材や中継設備の保守点検のために、また、郵便事業者が屋内退避区域での業務継続をするために、放射線線量計等を購入していることが確認された。

#### ウ. 運輸・物流分野（陸運（旅客輸送）関係）

調査報告書によれば、対象区域から持ち出した

車両等に対し直接的な被曝の有無を確認するため、被曝検査機器を購入した事例が存在することが確認された。

(j) 財産価値の喪失又は減少等

ア. 農林漁業分野

- ① 調査報告書によれば、財物である農地については、放射性物質に曝露したこと等による価値の喪失又は減少等の可能性があることが確認された。具体的にその損害は、農地土壌の除染に要する費用（なお、当該費用は営業損害として賠償の対象となる可能性がある。）、除去した土壌の処分等の費用に加え、農地の売却時の価格下落、農地の評価額の下落、農地借賃の減額、解約等により発生するものであることが確認された。
- ② 調査報告書によれば、避難指示等により、農林水産業の機械、施設、漁船等の管理が不能となった場合や放射性物質に曝露した場合に、当該財物の価値が喪失又は減少している可能性がある<sup>77</sup>。
- ③ 調査報告書によれば、永年性作物である果樹については、生産者が避難したこと等に伴い、剪定や防除等継続的な管理が不可能となることから、樹体の生産能力の減耗や喪失による財物価値の喪失・減少の可能性があると確認された。
- ④ 調査報告書によれば、対象区域内の森林につ

<sup>77</sup> もっとも、調査報告書によれば、避難等区域に立ち入りできないため、現時点で対象区域内の農林水産業の機械・施設、漁船等の財物の価値の喪失又は減少による損害を評価することは困難である。

いては、(i) 管理不能となることによる立木の枯死、立木品質の低下、土壌流出、森林作業道の損壊、(ii) 放射性物質への曝露による立木への放射性物質の蓄積、生産される丸太の回避、林地の評価額の低下等が想定される<sup>78</sup>。

- ⑤ 調査報告書によれば、避難等区域内的の農協等、森林組合等、漁連・漁協、農業共済、土地改良区等において、施設や営業資産等の維持管理不全や放射性物質の付着等により、施設や営業資産の価値の喪失、減少が発生している。更に、商標権等の産業財産権の価値の喪失、減少が発生している。
- ⑥ また、避難指示等の解除後には、帰還せず、移転先で営農を継続する場合に、元の場所にある営農施設等の売却損が発生する可能性があることが確認された。

#### イ. 建設・不動産分野（建設業関係）

調査報告書によれば、本事故当時に警戒区域内に存置した機械について、その管理者である建設業者が、地方公共団体の許可を得た上で当該機械を搬出及び除染するための費用を負担したことが確認された。警戒区域内に存置した機械のうち搬出の困難なものについては、定期的なメンテナンスができないうえに潮風による塩害等の被害を受けていることも推測されている。更に、警戒区域内に存置した機械のうち、当該機械がリース機械である場合にリース会社から買取請求がなされて

---

<sup>78</sup> もっとも、調査報告書によれば、これらの損害は、避難等の指示の解除後に現地調査を行うまで確認することができない。

いるものが存在することが確認された<sup>79</sup>。

#### ウ. 建設・不動産分野（不動産業関係）

- ① 調査報告書によれば、入居者が避難した対象区域内の賃貸住宅については、相当程度の放射線量値が計測される場合、除染を行ったとしても、入居者が帰宅し、住宅として再び使用することが困難であることが推測されている。
- ② 調査報告書によれば、本事故を理由に建築途中で契約解除された物件（一般住宅、賃貸住宅）については、建築途中の住宅がそのままの状態に放置されており、劣化が進んでいることが確認された。
- ③ 調査報告書によれば、対象区域内の土地については、避難指示等が解除された後でも、事態は収束せず今後数十年にわたって利用が全くできなくなり、その価値が下落するとの懸念を持つ事業者が多いことが確認された。
- ④ 調査報告書によれば、今後明らかになる損害として、放射線量の増加による不動産価値の下落や不動産から放射線を除去するための費用等が存在することが推測されている。

<sup>79</sup> 調査報告書によれば、リース標準契約書（リース事業協会）においては、「物件の引渡しから返還まで、賃貸人・賃借人何れの責任にもよらない事由による物件の滅失・設損その他の危険は、賃借人が負担します。物件が修復不能のときは、賃借人は賃貸人に損害賠償金を支払い、契約は終了します」（第17条）としており、危険負担はユーザー（賃借人）が負うことになっているとされているが、一般的にユーザーがリース対象物の買取義務を負うことまでは認められない。そのため、一般的にかかる買取請求による代金の支払いが原子力損害に含まれるとまでは認められず、個別具体的な事実関係に照らして検討しなければ、かかる損害が原子力損害に含まれるか否かは判断できないと考えられる。

## エ. 製造業分野

調査報告書によれば、比較的高い放射線量が確認された対象区域内の工場において、側溝の清掃、エアフィルター等の除染費用及び処分ができずに保管している放射性物質で汚染された廃棄物等の保管費用が発生している事例があることが確認された。

## オ. 情報通信分野

調査報告書によれば、対象区域内の建物、出納機等の機器類、配備車両等の営業資産や備品類のうち放射性物質に曝露したものが存在することが確認された。

## カ. 運輸・物流分野（陸運（旅客輸送）関係）

調査報告書によれば、対象区域内にバス・タクシー車両が残置されたままであり、対象区域内の営業施設・設備・機器も使用不能となっていることが確認された。

## キ. 運輸・物流分野（海運・港湾（外航海運・港湾）関係）

調査報告書によれば、避難指示等により対象区域内に放置され回収不可能となっているコンテナ及び船舶が存在することが確認された。

## ク. 卸売・小売業分野（消費流通業関係）

- ① 調査報告書によれば、政府の指示による避難等を余儀なくされたことに伴い、小売業者又は雑貨卸売業者が、対象区域内に所有していた財物の価値の全部又は一部が被曝等により失われたと認められる場合が存在する可能性があるこ

とが確認された。

- ② 調査報告書によれば、福島第一原子力発電所から 30km 圏内にある医療機関に設置されている医療機器については、放射性物質の曝露のおそれにより商品価値が毀損されており、かかる損害は当該医療機器を預託していた医療機器卸売業者に生じていると窺われることが確認された。
- ③ 調査報告書によれば、配置販売業者<sup>80</sup>が、顧客宅に配置してある未開封の医薬品については、放射性物質の曝露のおそれにより商品価値が毀損されていることが確認された。

#### ケ. 金融分野

調査報告書によれば、避難区域に店舗を有する金融機関において、本事故により避難区域の保有不動産等が使用不可能又は放射能に汚染され、その価値が喪失又は減少していることが確認された。また、仮に避難指示が解除され、不動産等が物理的に使用可能な状態になった場合であっても、当該不動産等につき放射能の除染費用が必要となることが確認された。

#### コ. サービス業分野

調査報告書によれば、対象区域内のリース物件の価値の喪失又は減少が生じていることが確認された。

#### サ. 学校・スポーツ・文化分野（芸術文化・社会教育

---

<sup>80</sup> 調査報告書によれば、配置販売業者とは、医薬品をあらかじめ顧客宅に配置し、次回顧客宅を訪問した際にそれまで顧客が使用した医薬品の代金を精算、集金すると共に、医薬品を補充する業態のことをいうとされる。

関係)

- ① 調査報告書によれば、対象区域内に存在する文化施設、社会教育施設等の日常的な管理が不可能となっていることにより、施設及び施設内の財物等に毀損が生じている。これらの修理・復旧のための費用に係る損害が生じていることが確認された。
- ② 調査報告書によれば、本事故以降、対象区域内にある文化施設・社会教育施設及びこれらの施設内の財物等の一部が、放射性物質に曝露し、その価値が喪失又は減少していると認められる場合には、その価値を回復するための除染費用相当額の損害が生じていることが確認された。
- ③ 調査報告書によれば、対象区域内に所在する社会教育施設のうち、博物館の展示品や収蔵品、図書館にある古文書等の中には、代替不可能な芸術的・文化歴史的価値の高い物が含まれており、これらの物は温度及び湿度の管理が必要であるが、現在は管理不可能となっているため、カビの発生等の毀損が生じていることや、放射性物質に曝露したことにより、除染の必要があるものがあることも確認された。また、対象区域内にある文化財等について、管理が可能で、放射性物質に曝露しない場所へ移動させたり、防犯措置を講じたり、放射性物質に曝露しないよう養生したりする損害防止費用が発生することも確認された。



b. 政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害について

(a) 営業損害

ア. 運輸・物流分野（海事（内航海運・フェリー・旅客船）関係）

調査報告書によれば、航行危険区域等の設定に伴い、旅客船事業者及び内航海運事業者は航行危険区域等を迂回<sup>81</sup>して航行したため、航海時間の増加による燃料費及び用船料等の追加的費用が発生しており、また、航行時間の増加に伴い荷役時間の短縮を余儀なくされたことにより積み残しが発生し、営業損害が発生している事例も存在することが確認された。

イ. 運輸・物流分野（海運・港湾（外航海運・港湾）関係）

調査報告書によれば、航行危険区域等の設定に伴い、外航船舶運航事業者は航行危険区域等を迂回して航行したため、航海距離の増加による燃料費及び用船料が追加的費用として発生していることが確認された。

---

<sup>81</sup> 航行危険区域等の定義は「東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径30kmの円内海域」とされているが、調査報告書によれば、船舶所有者は船員が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めなければならないという法令上の要請（船員電離放射線障害防止規則2条）や、船員及び乗客からの放射線を避けるようにとの事実上の要請に従って、結果としては、実際の旅客船事業者及び内航海運事業者の平均的な離岸距離は福島第一原子力発電所から66.7kmであったことが確認された。なお、本事故発生以前の平均的な離岸距離は25.6kmであったとのことである。

## ウ. 運輸・物流分野（航空関係）

調査報告書によれば、飛行禁止区域の設定により航空路の迂回を余儀なくされたことに伴い、例えば新千歳空港発成田空港行きの航空便では平均で100ポンド程度燃料消費量が増加する等、増加した燃料に係る追加的費用が発生していることが確認された。

## エ. 勤労者分野

調査報告書によれば、具体的な就労場所や原因は特定されていないものの、本事故に伴い、福島県内に勤務先がある勤労者の解雇・給与引下げによる減収、配置転換に伴う通勤費用の増加・転居費用・家賃負担・家財道具の購入費・帰省費用、再就職費用（求職活動に係る経費（交通費等））、内定取消し等の事実が確認された。中間指針によれば、かかる勤労者を雇用する事業者が、政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定により同区域での操業等が不可能となったことにより、かかる勤労者の就労不能等が生じた場合には、前記の勤労者の損害は賠償されるべき損害として認められる。

### c. 政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害について

#### (a) 営業損害

## ア. 農林漁業分野

- ① 本年3月以降、原乳（福島県全域）、非結球性葉菜類（ほうれん草コマツナ等）（福島県、茨城県、栃木県、群馬県全域、千葉県一部）、結球性葉菜類（キャベツ等）（福島県全域）、アブラナ科花蕾類（ブロッコリー類）（福島県

全域)、カブ(福島県全域)、原木しいたけ(福島県一部区域)、パセリ(茨城県全域、千葉県一部)、セルリー(千葉県一部)について出荷制限等が行われていたが、調査報告書によれば、5月以降、新たに、たけのこ(福島県一部区域)、くさそてつ(ごごみ)(福島県一部区域)、茶(茨城県、栃木県一部区域、群馬県一部区域、千葉県一部区域、神奈川県一部区域、静岡県一部工場)、ウメ(福島県一部区域)、ヤマメ(福島県一部区域)、ウグイ(福島県一部区域)、アユ(福島県一部区域)等について出荷制限指示等が行われた。これにより、出荷制限等が行われた品目の生産者等に減収等の損害が生じていることが確認された。

- ② 調査報告書によれば、6月2日、茶の放射性物質の暫定規制値については、生葉段階のみならず、荒茶・製茶段階でも管理することとされ、同月30日までに政府等から6県(茨城県(県内全域)、栃木県(一部区域)、群馬県(一部区域)、千葉県(一部区域)、神奈川県(一部区域)、静岡県(一部工場))に対し、当該地域で産出される茶について、出荷制限指示等が行われた。茶に係る出荷制限指示等は「農林漁業者」だけではなく「加工業者」である荒茶・製茶業者も対象としており、こうした加工業者に損害が生じていることが確認された。
- ③ 調査報告書によれば、政府等による出荷制限指示等が行われたことにより、生産者の事業に支障が生じたため負担した追加的費用として、商品の廃棄費用の他、出荷制限品目の回収及び保管に係る費用等が生じていることが確認された。
- ④ 調査報告書によれば、茶については、出荷制

限の対象となったことを受けて、汚染された可能性がある部分を確実に除去するため剪枝をより深く行い当面の収穫を見合わせたことが確認された。

- ⑤ 調査報告書によれば、酪農経営においては、出荷制限は解除されたものの、全ての家畜を売却し経営継続を断念した（廃業した）事例が確認された。
- ⑥ 調査報告書によれば、農林業者が生産した農林産物を加工（冷凍加工等）する場合（農林業者が構成員となる団体が、当該農林業者が生産した農林産物を加工する場合を含む。）には、その加工品に不可欠な原料農林産物に対して出荷制限等が出されると、加工品まで生産することが不可能となることから、原料となる農林産物の損害の発生と当該農林産物を原料とした加工品の損害の発生は一連のものであることが確認された。これは、出荷制限等に直結して生じる損害であり、実際に、農林産物と同様に加工品の売上の減少が認められた他、当該加工品の廃棄費用といった追加的費用が生じることが確認された。
- ⑦ 調査報告書によれば、出荷制限の解除が行われた後においても、営農再開に向けた農地や機械等の再整備費用の他、汚染された財物（茶樹等）の価値回復に向けた営農（茶樹等の深刈り等）に要する費用、更新期間中の減収等が生じていることが確認された。
- ⑧ 調査報告書によれば、4月14日、南相馬市やJA そうま等を構成員とする南相馬市地域水田農業推進協議会は、同市では、屋内退避区域に指定されていない30km圏外も含めて市外避難（全市避難）を進めていたことから、30km

圏外でも稲の作付けが困難と判断し、市内全域で 23 年産の稲の作付けを行わない方針を決定した。

市が全市避難を進めた背景として、30km 圏の内外は地形的に隔てるものがない平坦な地形で、原発事故発生直後から 30km 圏外でも連鎖的に住民の自主避難が進んだことに加え、生活物資の供給や医療等の確保に支障が生じたといった事情があったことが確認された。

このように全市避難が進められた結果、一時は住民の 9 割が避難し、地域の農家の多くが避難する状況が続いたため、23 年産の作付準備が間に合わなくなり、地域水田農業推進協議会としては、30km 圏外でも稲の作付けができる状況にないと判断したことが確認された<sup>82</sup>。

- ⑨ 調査報告書によれば、4 月上旬、福島県たばこ耕作組合は、3 月 25 日付の福島県農業技術指針による耕耘見合わせの指導を受け農作業の見合わせを決定した。

これについては、福島県の合理的な判断に基づく自粛要請により生産者が定植適期を喪失し作付けが困難となったことから 23 年産の作付けを断念したことが確認された。

- ⑩ 調査報告書によれば、政府等による作付制限指示等があったことにより、事業に支障が生じたため負担した追加的費用として、代替飼料の購入費用の他、放牧や繁殖牛等の肉用出荷の制限に伴う飼養管理費の増加、圃場等の除草後の草の廃棄処理等営農維持に係る費用等が発生していることが確認された。

---

<sup>82</sup> なお、本指針第 5 によれば、地方公共団体の指示等には合理的理由が要求されているところ、南相馬市が作付けを行わない方針を決定した理由は、住民が避難し、作付準備ができなかったことであるので、合理的な理由があると考えられる。

- ⑪ 調査報告書によれば、報告書作成段階では、稲の作付制限指示等はまだ解除されていないものの、農業者が営農を再開し、例年と同様の収量を確保するためには、除草、土づくり等の農地の保全管理・再整備、農業水利施設及び農業機械等の補修・再整備等の営農再開に向けた条件整備等を追加的に行う必要があり、それに係る追加的費用が発生することが確認された。
- ⑫ 調査報告書によれば、牧草等の汚染が確認され、給与制限がなされた地域において、その後の給与制限解除を期待できず牧草を廃棄した農業者や、夏作飼料の汚染を恐れて播種を断念し、作付適期を逃した農業者がいたことが確認されており、こうした場合には、牧草等の給与制限の解除後にも、代替飼料の購入費等が発生する可能性があることが確認された。
- ⑬ 調査報告書によれば、国の農業政策において、米、麦等の販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に販売価格と生産費の差額の補填を行う戸別所得補償制度等を始めとした各種支援制度が講じられているところ、こうした支援制度は、生産者等に対し、次期作の準備を行い持続的な農業生産活動等を可能とするよう、農産物を販売することによる販売収入及びこれに伴う交付金収入により、一定水準の収入を補償するものであることが確認された。

#### イ. 食品産業分野（食品産業関係）

- ① 調査報告書によれば、茨城県に製造工場を有する食品製造業において、出荷制限指示等のあった3月21日に、食品の原材料として対象区域産のほうれん草を既に仕入れていたことにより、減収の他に廃棄費用が発生する等、追加的費用の発生が確認された。

- ② 調査報告書によれば、政府による出荷制限の指示を受け、各県においては、生産者団体のみならず、卸売市場や農産物直売所等も対象として出荷制限の要請を行っている。
- ③ 調査報告書によれば、食品製造業者等に対しては、県から個別具体的な要請を緊急に行うことが困難であることから、県からの要請がない場合もあり、県からの要請がない場合においても、農林漁業者等への要請を踏まえ、食品製造業者等の判断で、対象品目を使用して製造した食品の出荷自粛・廃棄等が行われていることも確認された。この点、このような場合は、県による要請又は県と業界団体の協議を要件とする中間指針の基準に合致しない可能性がある。
- ④ 調査報告書によれば、出荷制限指示等の対象品目、当該品目を原材料とする食品（以下「対象品目使用食品」とする。）を既に仕入れていた食品産業の事業者において、仕入れた当該品目を原材料とした対象品目使用食品の製造・販売、仕入れた対象品目使用食品の販売等の断念を余儀なくされたことによる減収及び廃棄費用等の追加的費用の発生が確認された。
- ⑤ 調査報告書によれば、政府による原乳の出荷制限指示に伴い、福島県では、乳業メーカーの県域団体に対し参加企業への出荷制限の周知を要請すると共に、一部の乳製品加工業者に対しても出荷制限を要請し、茨城県では、出荷制限の要請を行った旨を県内に製造工場を有する乳業メーカー、乳製品製造業者、乳製品加工業者等に対して周知する等の対応がなされている。また、対象品目を原材料として冷凍野菜、総菜、干魚、牛乳・乳製品等の食品を製造する事業者において、放射性物質の摂取による衛生上

の危害の発生を防止するという出荷制限指示等の趣旨に鑑み、対象品目と同様に、当該食品の販売等を断念した。

#### ウ. 卸売・小売業分野（消費流通業関係）

- ① 調査報告書によれば、農作物・畜産物・水産物については、政府等により出荷制限指示等が出されており、当該指示に該当する項目については廃棄を余儀なくされていることが確認された。
- ② 調査報告書によれば、小売業においても、事業運営に支障が生じたために負担した費用（商品の返品費用、廃棄費用等）や事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加費用（商品の調達先変更に伴う人件費等の費用等）が必要となる可能性があることが確認された。

#### (b) 就労不能等に伴う損害

##### ア. 勤労者分野

中間指針によれば、かかる勤労者を雇用する事業者が農林水産物の出荷制限を受けたことにより、かかる勤労者の就労不能等が生じた場合には、前記の勤労者の損害は賠償されるべき損害として認められるとされているところ、調査報告書によれば、具体的な就労場所や原因は特定されていないものの、本事故に伴い、福島県内に勤務先がある勤労者の解雇・給与引下げによる減収、配置転換に伴う通勤費用の増加・転居費用・家賃負担・家財道具の購入費・帰省費用、再就職費用（求職活動に係る経費（交通費等））、内定取消し等の事実が確認された。



(c) 検査費用（物）

ア. 農林漁業分野

- ① 調査報告書によれば、政府の依頼により放射性物質検査を自治体と協力して実施する必要がある漁業者は、銚子市場において、週3回サンプルを独立行政法人水産総合研究センターに送付して検査を実施しており、検査費用が発生した。
- ② 調査報告書によれば、漁業者等は「水産物の放射性物質検査に関する基本方針」（2011年（平成23年）5月6日水産庁）に則し、基本的に週1回（銚子市場においては3回）、水揚げ港において、漁業団体等が魚種毎にサンプリングし、これを検査機関に送付して、放射能を分析した。このため、漁業者等は検査費用、サンプル費用、検査機関までの運送費等を負担した（なお、公的検査機関が分析した場合は検査費用は一般的に無料である。）。6月17日時点で北海道から神奈川県まで合計665検体の検査を実施し、水産庁及び自治体により公表した。

d. その他の政府指示等による損害について

(a) 営業損害

ア. 食品産業分野（食品産業関係）

- ① 調査報告書によれば、水道水について福島県、茨城県、栃木県、千葉県、埼玉県及び東京都の広範囲の浄水場から相次いで乳児に対する摂取制限の指標値を超える放射性物質が検出されたことに伴い、食品製造過程で原料として当該摂取制限の対象となった水を使用する食品製

造業において、当該水の放射性物質による汚染の危険性への懸念から、当該摂取制限の期間中食品の製造休止を余儀なくされたことによる減収の発生が確認された。

- ② 調査報告書によれば、製造休止を回避するために、当該摂取制限の対象となっていない水を一時的に調達した食品製造業においては、調達に伴う追加的費用の発生も確認された。

#### イ. 製造業分野

調査報告書によれば、「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」（2011年（平成23年）3月16日原子力災害対策本部）に基づき、下水汚泥等を原料の一部に利用していたセメント業等は、放射性物質が混入した製品の出荷停止等の指示を受けたことが確認された。また、本来はリサイクル原料として下水汚泥等を有償で受け入れしていた事業者において、当該受け入れに係る処理収入の減収及び代替製品への切り替えによるコスト増が発生したことが確認された。

#### ウ. 上水道分野

- ① 調査報告書によれば、モニタリング地域<sup>83</sup>において、活性炭処理の導入又は活性炭の増量、水道施設への覆蓋又はシートの設置、降雨後の表流水の取水停止等の水道水中の放射性物質除去対策がなされており、追加的費用が発生して

---

<sup>83</sup> 厚生労働省による「水道水中の放射性物質に関する指標等の取扱い等について（2011年（平成23年）4月4日 健水発 0404 第3号 地方公共団体及び水道事業者宛）」と題する通知において、重点的にモニタリングを実施する地域とされた、福島県、宮城県、山形県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県及び千葉県を指す。

いることが確認された。

- ② 調査報告書によれば、モニタリング地域において、水道事業者の職員又は委託先社員の放射線防護、線量計による放射線の計測等の防護対策及び健康診断等の健康管理のための追加的費用が発生していることが確認された。
- ③ 調査報告書によれば、水道水の摂取制限の実施に伴い、水道事業者には、ボトル水や給水車による代替水の提供に要する追加的費用や情報公開に要する追加的費用が発生したことが確認された。
- ④ 調査報告書によれば、放射性物質が検出された浄水発生土について、浄水発生土の浄水場内での保管費用（保管用倉庫・遮蔽壁等の建設、容器購入等の費用）、浄水発生土の処理費用（通常時は、例えば園芸用土やセメントの原料として有償等で販売していたのに比べて、廃棄物として輸送費も含めて処理のために支出することになる費用との差額）、作業員の防護に係る費用（線量測定、防護対策費等）等が発生していることが確認された。

## エ. 下水道分野

調査報告書によれば、放射性物質を含む下水汚泥等が発生した場合には、政府指示等<sup>84</sup>に従い、下水汚泥等の処理方法又は処分・有効利用の方法の

---

<sup>84</sup> 具体的には、原子力災害対策本部が2011年（平成23年）5月12日付で発表した「福島県内の下水処理副次産物の当面の取扱いに関する考え方」、2011年5月17日付で厚生労働省労働基準局安全衛生部長より福島、茨城、栃木の各県知事に対して行った下水汚泥等への電離放射線障害防止規則の適用等に関する通知、原子力災害対策本部が2011年6月16日付で発表した「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」等が挙げられる。

変更にあつる追加的費用、下水汚泥等の仮置き・保管にあつる追加的費用、電離放射線障害防止規則に基づく労働者の被曝管理にあつる追加的費用等が発生することが確認された。

オ. 学校・スポーツ・文化分野（学校関係）

- ① 調査報告書によれば、文部科学省では、本事故を受け、今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくことが適切であるとし（「福島県内の学校の校舎、校庭等の利用判断における暫定的考え方について（通知）（2011年（平成23年）4月19日付23文科ス第134号）」）、校庭・園庭における空間線量低減策として「まとめて地下に集中的に置く方法」と「上下置換法」の2つの方法を示しているところ（「実地調査を踏まえた学校等の校庭・園庭における空間線量低減策について」（2011年5月11日付事務連絡））、校庭等における空間線量率の低減のため、福島県の公立学校421校において、校庭の土壌対策を実施しており（実施予定を含む。）、その経費（対策工事費）が発生していることが確認されている。
- ② 調査報告書によれば、福島県内の学校では、空調設備や扇風機の設置等に係る費用、線量計の購入や放射線量のモニタリング等に要する経費、屋外活動制限に伴う代替施設（体育館・砂場等）の確保等に要した経費、プールの利用（除染や排水作業を含む。）に関して要した経費、児童生徒等や保護者、教職員（特に外国人研究者）に対し学校がカウンセリングや説明会を行う経費、スクールバスの確保等、児童生徒・学生の安全確保等に関する費用、及び、緊急時のメールシステムの導入費用が発生していることが確認された。中間指針によれば、これらのうち、学校・校庭等の利用判断に関する指

導等、政府が本事故に関して行う指導等に伴って発生したものは、賠償すべき損害と認められる。

- ③ 調査報告書によれば、本事故を含む今般の震災により経済的に困難となった児童生徒等の授業料等や経済的支援の弾力的取扱を求める文部科学副大臣通知等（「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）（2011 年（平成 23 年）3 月 14 日付 22 文科初第 1714 号）」、「東日本大震災により被災した幼児児童生徒の私立学校における就学機会の確保等について（通知）（2011 年 4 月 11 日付 23 文科高第 51 号）」）を踏まえ、福島県内の大学・高専・専修学校等・高等学校・幼稚園において、家計急変が認められる者に対し、授業料等減免や奨学金の給付、学用品の給付等を行っている学校があること、警戒区域等から避難した者の入園料、保育料等を免除して受け入れを行っている幼稚園があること、留学生の入学辞退や退学等の防止のために、日本人学生等と同様の措置以外にも、帰国又は再来日した留学生に係る経費（渡航費の支給、帰国時の送迎費、帰国中の留学生との連絡に係る経費等）や留学生に対する寄宿料の免除、学用品の給付、放射線の影響に関する啓発活動等のような様々な措置が講じられていることが確認されている。中間指針によれば、これらのうち、少なくとも学校・校庭等の利用判断に関する指導等、政府が本事故に関して行う指導等に伴って発生したものは、賠償すべき損害と認められる。

(b) 就労不能等に伴う損害

記載無し。

(c) 検査費用（物）

ア. 上水道分野

- ① 調査報告書によれば、モニタリング地域において、国の指示により水道水中の放射性物質の測定が行われ、委託費、運搬費（委託先への検体送付費用）、人件費、機器購入費（測定機器）等の追加的費用が発生したことが確認された。
- ② 調査報告書によれば、放射性物質が検出された浄水発生土について、濃度測定費用（委託費、検体運搬費、人件費、測定機器購入費等）が発生していることが確認された<sup>85</sup>。

イ. 下水道分野

調査報告書によれば、放射性物質を含む下水汚泥等が発生した場合には、政府指示等に従い、汚泥等の放射能濃度の分析のために追加的費用が発生することが確認された。

e. いわゆる風評被害について

(a) 一般的基準

ア. 中小企業分野

- ① 調査報告書によれば、震災発生直後しばらくの間は、風評被害の原因として、本事故の他に、地震等の要因による余震、交通の遮断、自粛ムード等が存在したものの、2011年（平成

---

<sup>85</sup> 厚生労働省通達「放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取扱に関する考え方について」（2011年（平成23年）6月16日健発0616第8号 関係都県の地方公共団体及び水道事業者宛）参照。

23年) 5月以降は、余震が減少し、同年4月末には東北新幹線が全線復旧する等、交通も回復する等の状況となったことが確認された。

- ② 調査報告書によれば、対象区域にある中小企業であっても、土建業、一部の観光(ホテル)業等では、一時的に景気が良いことが確認された。

#### イ. 学校・スポーツ・文化分野(学校関係)

- ① 調査報告書によれば、本事故の発生以降、対象区域外の学校においても、日本人学生等や留学生の入学辞退や退学・転学が起きており、これにより各学校において学納金等の収入減が生じていることが確認されている。中間指針によれば、学生が、本事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、入学や通学を敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、これらの事情により生じた損害は賠償すべき損害に含まれることになる。
- ② 調査報告書によれば、福島県内の大学・専修学校・各種学校において、本事故の発生以降、入学予定の留学生の入学辞退や在学中の留学生の退学・一時帰国等の状況が見られることが確認された。このうち、相当数の留学生については、本事故や放射線への不安を入学辞退・退学・一時帰国等の理由としていることが確認されている。また、調査報告書によれば、福島県外においても、東北地方の他県その他、東京、北海道、九州等の広範囲の大学・専修学校・各種学校において、同様に本事故や放射線への不安を理由とした入学辞退・退学・一時帰国等の状況が見られることが確認された。中間指針によれば、留学生が、本事故による放射性物質によ

る汚染の危険性を懸念し、入学や通学を敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、これらの事情により生じた損害は賠償すべき損害に含まれることになる。

ウ. 学校・スポーツ・文化分野（芸術文化・社会教育関係）

- ① 調査報告書によれば、本事故以降、外国人アーティスト、オーケストラ、オペラ団員等が、放射性物質による影響を懸念して、日本国内で公演している途中で本国に帰国し、又は、公演等のスケジュールが決まっていたにもかかわらず来日を中止する例が多数あり、そのために公演等の中止、延期、内容変更等を余儀なくされ、公演等の主催者を中心として、当該公演等の関係者に、公演等の開催のために要した支出済みの費用に加え、公演等の中止、延期、内容変更等がなければ得られたであろう利益分の損害が発生していることが確認された。
- ② 調査報告書によれば、外国人アーティスト等の来日中止のために、共演する予定であった日本人アーティストが出演等の機会を失うことで損害が発生したことが確認された。
- ③ 調査報告書によれば、公演等の中止等に伴い、チケットの払戻し業務や公演中止の告知等により、新たな費用が発生していることが確認された。
- ④ 調査報告書によれば、外国美術館から日本における出品作品の借用が困難になり、美術展等の開催が中止又は延期を余儀なくされていることが確認された。

中間指針によれば、前記①乃至③のうち、本



事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、当該公演を敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となると考えられるところ、外国人観光客の訪日キャンセルについては、平均的・一般的な人を基準として合理性があるとされており、本件のように外国からアーティストを招聘するような場合であっても同様のことが当てはまるものと思われる。

(b) 農林漁業・食品産業の風評被害

ア. 農林漁業分野

- ① 調査報告書によれば、水稻の作付が制限されている緊急時避難準備区域の生産者については、水稻以外の農産物を作付しても、消費者の不安感が払拭できず、買い控え等が発生するおそれがあること、地域によっては局地的に放射線量が高いところがあり、自分の農地の土壌の放射性物質による汚染度が不明であること等により水稻以外の作物の作付を断念する等の事例が確認された。
- ② 調査報告書によれば、避難等区域内的の農協等、森林組合等、漁連・漁協、農業共済、土地改良区等において、風評被害により必要となった検査等の業務の実施に係る追加的費用が生じていることが確認された。但し、中間指針によれば、検査に伴う損害については、政府が本事故に関し検査の指示等を行った県において、当該指示等の対象となった産品等と同種のものであることが必要とされる可能性がある。
- ③ 調査報告書によれば、野菜・果物・特殊林産物等の農林産物につき、総量での価格推移を見

ると、県全域で出荷制限が指示された福島県、茨城県、栃木県、群馬県の4県及び千葉県、埼玉県では3月下旬に価格の急落（3月中旬比約2～約5割減（通常の価格変動は±1割程度））が見られ、その水準が継続していることが確認された。また、代表的な品目について行った価格や数量の騰落率等に関する分析からも前記6県の価格下落や数量低下が同様の傾向を示すことが確認された。更に、定性的情報からも取引数量の低下や売上の減少といった状況が確認された。

- ④ 調査報告書によれば、福島県、茨城県及び栃木県で産出される花きについては、原発事故以降、取引価格の下落が見られた他、量販店や花束加工業者等からの取引停止、取引数量の減少の事例が確認された。とりわけ福島県産の花きについては、この時期の代表的な取引品目であるスプレーギクの価格下落率は、他の代表的な産地の価格下落率の1.5倍以上の落ち込みであったこと、取引価格が前年の8割減となる等、極めて深刻な下落が見られた他、同県産に対し、放射性物質の付着がことさら懸念され、敬遠・拒絶する傾向が明確に確認された。また、茨城県産及び栃木県産の花きについては、この時期における代表的な取引品目であるトルコギキョウやスプレーギクの価格下落率は、他の代表的な産地の価格下落率の1.5～2倍程度の落ち込みであったこと、取引価格が前年の約4割減となった他、取引中止等が相次いだことが確認された。
- ⑤ 調査報告書によれば、2011年（平成23年）6月30日までに、神奈川県、千葉県、静岡県等の一部区域において産出される茶について、政府等の出荷制限指示等が行われた。県内の一部区域で行われた出荷制限に伴い、当該県内の

他の区域においても、生葉だけでなく荒茶・製茶についても、取引数量の減少又は取引価格の低下の事例（神奈川県荒茶については、同年5月以降、出荷制限区域以外の区域産を含め、取引数量がほぼゼロまで激減、静岡県荒茶については、同年5月以降、出荷制限区域以外の区域産を含め、取引価格が過去平均と比べて、20%程度下落）が発生し、農林漁業者のみならず荒茶・製茶業者についても損害が確認された。茶は、神奈川県の「足柄茶」のように県内で生産された茶を県の統一的なブランドとして販売しているケースや、「静岡茶」のように、県内にいくつかの産地があるものの、統一呼称を用いて販売されるケースが多く、茶のブランドは県単位で形成されていることが一般的である。このような状況の中で、一部の区域で出荷制限等が行われた県における当該地区以外の区域の茶においても、取引数量の減少又は取引価格の低下による損害が確認された。

また、埼玉県等で生産された茶は、出荷制限等が行われた地域ではないものの、出荷制限が行われた県に隣接していることから、取引の停止等による損害が確認された。

- ⑥ 調査報告書によれば、畜産物の風評被害としては、栃木県等から出荷された牛肉の価格が、2011年（平成23年）3月以降、福島県産や茨城県産と同様に過去3年平均と比較して10～20%下落しており、栃木県産牛肉の価格は茨城県産牛肉と同様の傾向で推移していることが確認された。
- ⑦ 調査報告書によれば、千葉県下の銚子市場におけるイワシ、勝浦市場におけるカツオ等の魚種で、取引価格の低下、取引数量の減少が報告され、あるいは、休漁を余儀なくされることにより漁業者の営業損害が発生した。また、政府

の依頼により放射性物質検査を自治体と協力して実施する必要がある漁業者は、銚子市場において、週3回サンプルを独立行政法人水産総合研究センターに送付して検査を実施しており、それ以外は休漁を行うこととしたため、営業損害が発生した。

また、千葉県の主要漁業であるまき網漁業（イワシ等）のまき網漁船等は、福島県、茨城県所属のまき網漁船等と同様の水域で操業し、同様に銚子市場に水揚げをしている実態がある。操業許可水域は福島沖を含む東部太平洋で一体であることから、千葉県のまき網漁についても、福島県、茨城県と同様に、操業機会損失等の損害が発生していることが確認された。

更に、福島県、茨城県の他に、栃木県、群馬県において、鯉、鱒等多くの内水面魚種・養殖魚種に関して取引の拒否、敬遠等により営業損害が発生していることが確認された。また内水面漁協が入漁券を収入源としているアユ釣り等の遊漁についても損害の発生が確認された。

⑧ 調査報告書によれば、漁業者、漁協、県漁連等による潮干狩り（千葉県の内房）、遊漁船業者（福島県、茨城県、千葉県）による経営等漁業関連事業に関し、本事故の影響により客足及び販売の減少による営業損害が発生した。潮干狩りでは、3月23日に首都圏の水道水から放射能（ヨウ素）が検出されたことを契機に損害が発生していることが確認された。

⑨ 調査報告書によれば、茨城県及び千葉県における養殖や漁業用餌向けの冷凍イワシ製品について、間接的に食用に供されることから、取引を拒否、敬遠されたため、営業損害、検査費用、過剰在庫保持のための費用が発生した例が確認された。

- ⑩ 調査報告書によれば、農林水産物で風評被害が出ている区域において、農林漁業者が生産した農林水産物を加工（漬物・冷凍・乾燥・ジュース等）したもの（農林漁業者が生産した農林水産物を、農林漁業者が構成員となる団体が加工したものを含む。）について、原料農林水産物に対して消費者が放射性物質の付着等を懸念するのと同様に、当該農林水産物を原料とした加工品に対しても同様の懸念を抱いたとみられる買い控え等が生じ、農林水産物の加工品の減収や加工品の保管経費といった追加的費用が発生した事例が確認された。なお、中間指針第7の2（指針）Ⅰ）によれば、加工又は製造した事業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在せず、且つ、主たる原材料が福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県産ではない場合には、損害賠償の対象とならない可能性がある。
- ⑪ 調査報告書によれば、農林水産物につき、風評被害により負担した追加的費用として、廃棄費用等の他、風評被害防止の取組みに掛かる費用等が発生していることが確認された。こうした追加費用の発生は、出荷制限区域のみならず、埼玉県及び千葉県（出荷制限区域を除く。）でも多数見られた。
- ⑫ 調査報告書によれば、農林産物につき、放射能の検査については、取引先からの要請の他、風評被害防止のための取組みとして自ら検査機器を購入する例も見られた。検査への対応は、出荷制限区域のみならず、埼玉県及び千葉県（出荷制限区域を除く。）でも多数見られた。但し、中間指針によれば、検査に伴う損害については、政府が本事故に関し検査の指示等を行った都道府県において、当該指示等の対象となった産品と同種のものであることが必要とされる

可能性がある。

- ⑬ 調査報告書によれば、林産物等（木材・木材製品、非食用特用林産物（木炭等）、緑化木等）については、福島県産であることや福島県内で加工・生産されたこと等を理由とする返品、キャンセル、取引忌避により、減収、追加的費用、検査費用が生じた事例が確認された。

住宅等に使用される木材や食品の生産に使用される原木等の資材については、消費者や取引先が身体への接触による影響や食品汚染への懸念を持ちやすいことから、それが土地や他の農林産品の汚染への懸念と直結し、更に、他の農林水産物と同様に産地が明確且つ重視されやすい資材である上、他産地の資材への振り替えも比較的容易にできることから、このような被害が生じていると考えられる。

- ⑭ 調査報告書によれば、風評被害の懸念等による営農活動の中止又は縮小が認められた（なお、中間指針第7の2（指針）Ⅱ）によれば、当該損害は、営農活動の中止又は縮小をするという判断がやむを得ないと認められる場合に、原則として損害賠償の対象となる。）。

- ⑮ 避難区域等の周辺地域においても、水稻や葉たばこの作付中止<sup>86</sup>による損害が確認された。

#### イ. 食品産業分野（食品産業関係）

- ① 調査報告書によれば、本事故以降、本事故の発生前に製造された在庫品を含めた食品について、取引先からの取引の停止、キャンセル等による減収、廃棄費用等の追加的費用、検査要求

<sup>86</sup> 但し、政府の指示等がある場合には、中間指針第5所定の範囲で損害賠償の対象となると思われる。

等による検査費用、前記の損害を懸念し、事前に自ら販売又は操業の全部又は一部を断念したことによって生じた減収、廃棄費用等の追加的費用という損害の発生が次の場合において確認された。

- ・ 食品製造業者の主たる事務所又は製造工場が福島県に所在する場合

調査報告書によれば、食品製造業において、製造する食品の種類・特性等にかかわらず、酒類、麺、惣菜、レトルト食品等の多様な品目について、その主たる事務所又は製造工場が福島県に所在することを理由に放射性物質による汚染の危険性を懸念した取引先からの取引の停止、キャンセル、検査要求等による損害の発生が、事業者の実態から、およそ一般に確認された。この点、検査費用の損害につき中間指針第7の2（指針）Ⅲ）によれば、政府が福島県に対し、検査の指示等を行っており、当該指示等の対象となった産品等と同種のものであることが必要とされる可能性がある。

- ・ 食品製造業者の主たる事務所又は製造工場が福島県以外の出荷制限指示等があった区域を含む県に所在する場合

調査報告書によれば、前記の他、主たる事務所又は製造工場が出荷制限指示等があった区域であって福島県以外の区域を含む県に所在する食品製造業において、当該立地を理由とする取引先からの取引の停止、キャンセル、検査要求等による損害の発生が確認された。但し、中間指針によれば、検査に伴う損害につき、政府が本事故に関し検査の指示等を行った県において、

当該指示等の対象となった産品等と同種のものであることが必要とされる可能性がある。

- ・ 主たる事務所又は製造工場が出荷制限指示等があった区域を含む県に所在する食品製造業が製造した食品を食品卸売業者又は食品小売業者が継続的に仕入れていた場合

調査報告書によれば、食品卸売業及び食品小売業において、主たる事務所又は製造工場が出荷制限指示等があった区域を含む県に所在する食品製造業が製造した食品を継続的に仕入れていた場合においても、当該立地を理由とする取引先からの取引の停止、キャンセル、検査要求等又は消費者の買い控え等により、仕入先を切り替えるまでの損害の発生が確認された。但し、中間指針第7の2（指針）Ⅲ）によれば、検査に伴う損害については、政府が本事故に関し検査の指示等を行った県において、当該指示等の対象となった産品等と同種のものであることが必要とされる可能性がある。

- ② 調査報告書によれば、本事故以降、本事故の発生前に産出された農林水産物を使用して製造された食品を含めた食品について、取引先からの取引の停止、キャンセル等による減収、廃棄費用等の追加的費用、検査要求等による検査費用、前記の損害を懸念し、事前に自ら販売又は操業の全部又は一部を断念したことによって生じた減収、廃棄費用等の追加的費用という損害の発生が次の場合において明瞭に確認された。



- ・ 福島県において産出された農林水産物を主な原材料として製造された食品である場合

調査報告書によれば、福島県において産出された農林水産物を主な原材料として製造された食品（味噌・醤油類、野菜を原材料として使用した食品、牛乳・乳製品等）について、取引先からの取引の停止、キャンセル、検査要求等により、食品製造業において、事業者の実態から、およそ一般に（売上の減少等の）損害の発生が確認された。但し、中間指針第7の2（指針）Ⅲによれば、検査に伴う損害については、政府が本事故に関し検査の指示等を行った県において、当該指示等の対象となった産品等と同種のものであることが必要とされる可能性がある。

- ・ 茨城県及び千葉県において産出された水産物を主な原材料として両県において製造された食品である場合

調査報告書によれば、茨城県及び千葉県において産出された水産物を主な原材料として両県において製造された釜揚げ、冷凍等の水産加工品について、取引先からの取引の停止、キャンセル等により、食品製造業において、事業者の実態から、およそ一般に（売上の減少等の）損害の発生が確認された。

- ・ 茨城県において産出された野菜を主な原材料として製造された食品である場合

調査報告書によれば、茨城県において産出された野菜を主な原材料として製造された食品（ミックス野菜、サラダ、漬物、冷

凍ペースト等)について、取引先からの取引の停止、キャンセル等により、食品製造業において、事業者の実態から、およそ一般に(売上の減少等の)損害の発生が確認された。

- ・ 出荷制限指示等が行われた区域又は工場をその区域に含む県において産出された茶を主な原材料として当該県において製造された食品である場合

調査報告書によれば、茶(生茶葉、荒茶及び製茶をいう。以下同じ。)について、出荷制限指示等が行われた区域又は工場をその区域に含む県において産出された茶を主な原材料として当該県において食品(製茶等)を製造する食品製造業において、取引先からの取引の停止による減収の発生が確認された。

- ・ その他の場合

調査報告書によれば、前記の他、出荷制限指示等があった区域を含む県及び埼玉県において産出された農産物を主な原材料として食品を製造する食品製造業において、当該原材料が当該県において産出されたことを理由とする取引先からの取引の停止、検査要求等による損害の発生が確認された。但し、中間指針第7の2(指針)Ⅲによれば、検査に伴う損害については、政府が本事故に関し検査の指示等を行った県において、当該指示等の対象となった産品等と同種のものであることが必要とされる可能性がある。

調査報告書によれば、福島県において産出された農林水産物、同県以外の出荷制限

指示等があった区域を含む県及び埼玉県において産出された農産物、茨城県及び千葉県において産出された水産物並びに出荷制限指示等が行われた区域又は工場をその区域を含む県において産出された茶を主な原材料として製造された食品を継続的に仕入れていた食品卸売業又は食品小売業においても、当該原材料の産地を理由とする取引先からの取引の停止、検査要求等又は消費者の買い控え等により、仕入先を切り替えるまでの損害の発生が確認された。但し、中間指針第7の2（指針）Ⅲ）によれば、検査に伴う損害については、政府が本事故に関し検査の指示等を行った県において、当該指示等の対象となった産品等と同種のものであることが必要とされる可能性がある。

- ③ 調査報告書によれば、本事故以降、本事故の発生前に産出された生鮮食品（生鮮食品品質表示基準（2000年（平成12年）農林水産省告示514号）2条に規定する生鮮食品をいう<sup>87</sup>。以下同じ。）を含めて、出荷制限指示等があった区域を含む県及び埼玉県において産出された生鮮食品に係る販売不振、価格低下等による減収若しくは廃棄費用等の追加的費用又は検査要求等による検査費用の発生が以下の業態において確認された。

・ 卸売市場の食品卸売業者

調査報告書によれば、卸売市場の食品卸

<sup>87</sup> 単に切断、冷凍したものを含み、農産物（きのこ類、山菜、たけのこを含む。米穀（玄米、精米）、麦類、雑穀、豆類、野菜、果物）、畜産物（肉類、乳、食用鳥卵）、水産物（魚、貝、水産動物、海産ほ乳動物類、海藻類等切り身、刺し身（盛り合わせを除く。）を含む。）をいう。

売業は、引き受けた生鮮食品の販売額のうち一定の割合の額を手数料として徴収し収入源としているが、販売の委託の申込みがあった場合には、卸売市場法により、正当な理由がなければその引受けを拒否することができないことから、少なくとも、食品である農林水産物に係る「風評被害」の発生が推認される品目を引き受けた際に、引き受けた生鮮食品の販売額の低下による手数料収入の減少が、事業者の実態から、およそ一般に確認された。なお、調査報告書によれば、これらを東京中央卸売市場4市場の出荷制限指示等があった区域を含む県及び埼玉県において産出された野菜について見ると、本年の3～5月と平年（過去3か年平均）の同月との比較において、本事故以降の販売額の減少が顕著であることが明らかになった。

・ 食品卸売・仲卸業者及び食品小売業者

調査報告書によれば、出荷制限指示等があった区域を含む県及び埼玉県において産出された生鮮食品を仕入れた食品卸売・仲卸業及び食品小売業において、生鮮食品の原産地を理由とする取引先からの取引の停止、キャンセル、検査要求等又は消費者の買い控え等により、代替品を調達するまでの損害の発生が確認された。なお、中間指針第7の2（指針）Ⅲ）によれば、検査に伴う損害については、政府が本事故に関し検査の指示等を行った県において、当該指示等の対象となった産品等と同種のものであることが必要とされる可能性がある。

- ④ 調査報告書によれば、本事故が終息しない状況の下、水道水について乳児に対する摂取制限

の指標値を超える放射性物質が検出された地域をその区域とする都県及び出荷制限指示等があった区域を含む県に立地する食品製造業において、その解除後も、食品の放射性物質による汚染の危険性への懸念により、取引先から食品製造過程で原料として使用する水（地下水及び水道水をいう。以下同じ。）の検査を求められたこと等による検査費用の発生が、事業者の実態から、およそ一般に確認された。但し、中間指針第7の2（指針）Ⅲ）によれば、検査に伴う損害については、政府が本事故に関し検査の指示等を行った都道府県において、当該指示等の対象となった産品等と同種のものであることが必要とされる可能性がある。

- ⑤ 観光に係る食品産業の事業者の損害について調査した結果、福島県の隣接市町村の区域内の観光地に営業拠点を有する地場農林水産物の加工・販売業等の食品産業の事業者、前記の区域以外の区域に営業拠点を有し、前記の区域内の観光地のホテル、旅館、土産物店等に料理用食材、土産物等を供給する食品製造業又は食品卸売・仲卸業について、本事故以降、消費者等が放射性物質による被曝を懸念し観光を敬遠したことによるものと思われる減収の発生が確認された。なお、中間指針第7の2（指針）Ⅰ）③によれば、主たる原材料が農林産物の場合には、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉の各県で産出されたものに限られ、原材料が水産物の場合には、福島、茨城、栃木、群馬、千葉の各県において産出されたものに限られ、また、摂取制限措置が現に講じられている水を原料として使用する食品に限られる可能性がある。

## ウ. 建設・不動産分野（建設業関係）

### ・ 営業損害

調査報告書によれば、対象区域に隣接する市域で育成している造園用樹木について、産地証明書に当該市域の名称の付いた樹木は販売先に受け取ってもらえず、販売が見込めないことが確認された<sup>88</sup>。

## (c) 観光業の風評被害

### ア. 運輸・物流分野（陸運（旅客輸送）関係）

#### ① 営業損害

- ・ 調査報告書によれば、東日本大震災が発生した3月以降、東日本を中心に、外国人観光客の減少、修学旅行客の減少及びツアー客の減少等に起因して、貸切バス事業者や空港アクセスバス事業者の運送収入が減少していることが確認された。高速バス、一般路線バス及びタクシー事業者については、外国人出入国者数等の減少に連動して運送収入が減少する構造にあるが、東日本大震災後の特需により運送収入が増加した事業者もあり、損害の分析をするには更にデータの分析が必要であるとしている<sup>89</sup>。

<sup>88</sup> 但し、中間指針では、本事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、福島、茨城及び栃木の各県において産出された花きに係るものが、原則として賠償すべき損害と認められている。

<sup>89</sup> なお、調査報告書によれば、これらの旅客輸送業者の乗務員その他の従業員については、その運転した距離に応じて給与が増減する給与体系であるのが一般的であることから、事業者の運送収入の減少が発生した場合、同時に乗務員その他の従業員の給与の減少も生じることが確認された。

- ・ 調査報告書によれば、乗合バスの運行系統のうち赤字のものには、国・都道府県・市区町村等からの補助金の交付を受けて運行が確保・維持されているものがあるが、一般的に、かかる補助金の交付要件として当該運行系統が一定の輸送量や収支率を有することが求められるため、住民が被曝を避けるために外出を控えたり、沿線外や域外の訪問が控えられた場合には、かかる補助金の交付を受けられなくなり又は補助金額が減少する損害が発生することが確認された。

## ② 就労不能等に伴う損害

記載なし。

## ③ 検査費用（物）

調査報告書によれば、乗客・従業員の不安を解消させ、風評被害を防止する目的で被曝の有無を確認するため、被曝検査機器を購入した事例が存在することが確認された。

## イ. 運輸・物流分野（海事（内航海運・フェリー・旅客船）関係）

### ① 営業損害

- ・ 調査報告書によれば、本事故以後、旅客船の利用者数が減少しており（特に外国人の利用者数の減少が顕著である。）、旅客船事業者の売上が減少していることが確認された。
- ・ 調査報告書によれば、航行危険区域等の

周辺海域を定期的に運行する旅客船事業者及び内航海運事業者において、船員の被曝状況を確認するため、自主的に放射能検査を行っており、そのための費用が発生していることが確認された。

② 就労不能等に伴う損害

記載なし。

③ 検査費用（物）

調査報告書によれば、航行危険区域等の周辺海域を定期的に運行する旅客船事業者及び内航海運事業者において、船舶の被曝状況を確認するため、自主的に放射能検査を行っており、そのための費用が発生していることが確認された。

ウ. 観光分野

① 観光業の状況

(A) ホテル・旅館の状況

調査報告書によれば、本事故の発生以降、全国的にホテル・旅館の売上利益が減少しており、特に訪日外国人旅行者を主要な顧客としてきたホテル・旅館はかつてない程に売上高が大幅に減少していることが確認された。

(B) 旅行業の状況

調査報告書によれば、東日本大震災の発生以降、全国的に旅行取扱額が大幅に減少しており、特に主要旅行業者



の訪日外国人旅行取扱額については、2011年（平成23年）4月分が過去3年同月比の2割程度まで激減していることが確認された。

(C) 観光関連施設の状況

調査報告書によれば、観光入込客数と延べ宿泊者数については、全国的に高い相関関係が見られ、ホテル・旅館同様、観光関連施設についても、全国的に売上高が減少していることが確認された。

(D) 国際会議の状況

調査報告書によれば、東日本大震災の発生以降、中止となった国際会議が全国で少なくとも29件あり、総参加予定者2万8836人のうち外国人参加予定者9421人の訪日が中止となったことが確認された。

中間指針によれば、福島県その他、茨城県、栃木県及び群馬県に営業の拠点がある観光業については、本事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として本事故と相当因果関係のある損害と認められると記載されている。そのため、前記（A）乃至（D）に係る損害についても、これらの4県に営業の拠点を有する観光業であれば、原則として本事故との間の相当因果関係が認められるものと考えられる。

(d) 製造業、サービス業等の風評被害

ア. 建設・不動産分野（建設業関係）

① 営業損害

- ・ 調査報告書によれば、建設業界特有の事情として、東日本大震災後の復旧・復興需要が挙げられるが、2011年（平成23年）6月の公共工事の請負金額は福島県で前年同月比37.0%減となっており、同72.8%増の岩手県や同63.8%増の宮城県等の被災地と比較して、大幅に受注額が減少していることが確認された。定量的な統計データは出揃っていないものの、自主避難も含む避難による福島県内の人口減少や福島県内への工場進出の見合わせ等により、福島県内の建築需要が減少することが推測されている。
- ・ 調査報告書によれば、警戒区域に存置せざるを得なかった建築資材については、今後除染したとしてもなおそれを忌避する発注者への配慮から廃棄せざるを得ないとする企業が存在することが確認された。

イ. 建設・不動産分野（不動産業関係）

① 営業損害

- ・ 調査報告書によれば、対象区域外において、放射線量を理由とした契約済み物件の解除や契約前のキャンセルがなされ、これらの契約に関連する不動産販売収入、売買仲介手数料収入、賃貸収入及び賃貸仲介手数料収入について損害が発生していることが認められた。

調査報告書によれば、対象区域外（主に郡山エリア）において、不動産取引について、放射線量や健康への影響を理由に、当初契約予定価格を1割～2割程度減額して売買契約が行われていることが確認された。

調査報告書によれば、仙台市等他の被災地域の取引件数が東日本大震災以降、回復傾向を見せているにもかかわらず、福島市をはじめとする原発周辺地域における不動産取引（土地取引、既存マンション売買）の状況は、大幅に減少したままとなっており、不動産販売に伴う売上、不動産売買に関する仲介報酬収入の減少が生じていることが確認された。

なお、調査報告書によれば、賃貸住宅市場については、地方公共団体の借り上げ応急仮設住宅の供給により、入居者が急増し、何れも地域でも物件が足りない状況にあるが、借り上げの場合、仲介報酬料が家賃の0.5か月分までとされたため（宅地建物取引法上は、賃貸媒介の報酬上限は家賃の1か月分）、報酬が半減したとの指摘もあったことが確認された。

この点、前記ア（キ）④の通り、中間指針第3の7（指針I）の趣旨は本事故がなければ得られたであろう利益を損害と認める点であるところ、借り上げ応急仮設住宅に対する応急救助として災害救助法施行令9条に基づき都道府県知事が定める仲介報酬料の額は、本事故にかかわらず一般的に家賃の0.525か月分（但し、消費税を含ま

む額である。)が上限とされており<sup>90</sup>、また、一種の震災特需とも言い得るのであるから、かかる仲介報酬料の減少に起因する原子力損害とは認められないものと考えられる。

## ② 就労不能等に伴う損害

記載なし。

## ③ 検査費用(物)

- ・ 調査報告書によれば、対象区域外において、賃借人、購入予定顧客の要請等により管理物件又は売却用物件の検査がなされており、検査費用、測定器購入費及び除染費用等の追加的費用が発生していることが確認された。

## ウ. 製造業分野

### ① 営業損害

- ・ 調査報告書によれば、対象区域内で操業している企業に関して、繊維、食品添加物、化学品等、砂利・碎石等の放射能汚染が懸念される製品について、取引先からの受取拒否や受注の減少が発生した事例や、運送業者による運送サービス停止等により、製品出荷停止又は原材料の調達不能に

<sup>90</sup> 例えば、以下の URL のホームページの記載によれば、宮城県及び岩手県の借り上げ契約条件において、県の負担する仲介報酬料が家賃の 0.525 か月分とされていることが認められた。

<http://www.pref.miyagi.jp/hohuku/23daisinsai/minchin.htm>。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=4294&of=1&ik=1&pnp=53&pnp=4201&pnp=4293&pnp=4294&cd=33058>。

よる生産停止をした事例において、取引停止や売上減少の損害が生じていることが確認された。また、その他にも輸送経路変更等による追加的費用や風評被害防止対策費用等の損害が生じていることが確認された。これらの損害は、対象区域内からの出荷製品にとどまらず、福島県内からの出荷製品においても多数の事例が確認され、その他福島県外地域においても少なからず事例が確認された。

特に東日本を中心とする各都県において、下水汚泥等から放射性物質が検出されたことから、下水汚泥等を原料の一部に利用していたセメント業において、安全確認がされるまでの間の製品出荷停止や、汚染の度合いにかかわらず下水汚泥等を用いた製品であることを理由とした顧客からの受取拒否等による取引減少に伴う損害が生じた事例があったことが確認された。

調査報告書によれば、顧客から、製品が放射能汚染されていないことの保証を求められたものの、科学的な証明を行うことができず、製品の廃棄に至った事例があったことが確認された。

## ② 就労不能等に伴う損害

記載なし。

## ③ 検査費用（物）

調査報告書によれば、製品に対する放射線検査費用として、計測機器購入費用、専門機関からの測定指導を受けるための費用、指定業者等への測定委託費用、証明書発行費用等が発生していることが確認され

た。また、製品以外にも、原材料、製造工場及び産業廃棄物等が放射線検査対象となり、かかる検査費用が発生している事例があることも確認された。

## エ. 運輸・物流分野（物流（トラック輸送）関係）

### ① 営業損害

- ・ 調査報告書によれば、貨物の発地が福島県であることのみを理由に貨物の受け取りを拒否されたため、高速道路代、燃料代、帰り荷確保のための宿泊費等の追加的費用が発生していることが確認された。
- ・ 調査報告書によれば、福島（近県）ナンバーによる車両利用拒否や他県ナンバー車両への積み替え指示がなされたため、福島（近県）ナンバーを営業に用いられないことにより売上が減少したこと及び積み替えのための傭車代等の追加的費用が発生したことが確認された。
- ・ 調査報告書によれば、対象区域外のトラック運送事業者においても、放射能の除染のための作業が発生し、除染機器の購入費、水道光熱費、人件費等の追加的費用が発生したことが確認された。

### ② 就労不能等に伴う損害

記載なし。

### ③ 検査費用（物）

調査報告書によれば、放射線量の計測を求められたため、計測器購入費、線量調査人員導入

費等の追加的費用が発生していることが確認された。

オ. 運輸・物流分野（陸運（倉庫）関係）

① 営業損害

調査報告書によれば、倉庫利用者が福島県内に製品を保管するリスクを避けるために貨物を他県に移動させる等、福島県内の保管貨物の量が減少し、倉庫事業者の保管料金収入が減少していることが確認された。

② 就労不能等に伴う損害

記載なし。

③ 検査費用（物）

調査報告書によれば、放射線量現地調査に訪れる荷主が多かったことから、寄託貨物、トラック、コンテナ等が放射能汚染されていないかどうかを検査するため、ガイガーカウンターの購入費用や検査機関の検査費用が発生していることが確認された。

カ. 運輸・物流分野（海運・港湾（外航海運・港湾）関係）

① 営業損害

調査報告書によれば、外国船主等からの指示により日本寄港回避等を行う事例に関して、外航船舶運航事業者において、港湾荷役料金の減収、並びに日本寄港回避を行い他港に寄港した結果発生した当該他港から本来の荷揚予定港までの追加的輸送費用及び日本寄港の条件として

要求されたタグボートの手配費用等の追加的費用が発生していることが確認された。

② 就労不能等に伴う損害

記載なし。

③ 検査費用（物）

記載なし。

キ. 運輸・物流分野（航空関係）

① 営業損害

調査報告書によれば、本事故が発生して以来、国際線及び国内線共に需要が落ち込み、航空運送事業の売上、空港施設利用料等の航空会社からの収入、及び航空旅客による飲食・物販収入等が減少していることが確認された。

② 就労不能等に伴う損害

記載なし。

③ 検査費用（物）

- 調査報告書によれば、本事故が発生して以来、福島第一原子力発電所近辺を飛行する航空機において、機内の放射線量が安全な範囲にあるかを危惧する乗客の声が多数寄せられたことから、機内における放射線量に関わる安全性を確認するために必要な客観的なデータ収集・分析を行うため、検査の委託費用が発生したことが確認された。



- ・ 調査報告書によれば、外国当局からの指示により、到着便貨物に対する放射線検査が義務付けられ、放射線検査業者への委託費用や通関が認められなかった貨物の返送費用又は廃棄費用が発生したことが確認された。

#### ク. 卸売・小売業分野（消費流通業関係）

- ① 調査報告書によれば、買い控えについては生産者のみならず流通業者も同様の品目について被害が生じていることが窺われることが確認された。
- ② 調査報告書によれば、本事故後、都道府県等の検査の態勢が整うまでの間、小売業者の中には、消費者に対する商品提供の上での安全性確保の責務を果たす観点等から、独自の検査を行うことにより風評被害を防止した業者も存在したことが確認された。
- ③ 調査報告書によれば、本事故以降、百貨店における外国人観光客への売上が免税手続ベースで4分の1以下に落ち込んだことが確認された。
- ④ 調査報告書によれば、通信販売業界の数社から、「福島県産の食品の出荷停止等」や「福島県産の商品のキャンセル」が具体的な風評被害として報告され、茨城県や静岡県等福島県以外の産物についてもキャンセルがあったことが確認された。
- ⑤ 調査報告書によれば、対象区域外の通信販売業界において、「商品等の放射線検査に係る費用」が発生した企業が約3割であることが確認された。

## ケ. 卸売・小売業分野（石油製品販売業関係）

- ① 調査報告書によれば、対象区域外に所在しているガソリンスタンドにおいて石油製品の売上が減少したことが確認された。このうち、福島県に所在するガソリンスタンドについては、中間指針によれば、原則として本事故との相当因果関係が認められるものとも解されるが、他の産業活動の落ち込みに伴って必然的に石油類の販売が低調なものとなっているともいえ、後述する間接損害であるとも考えられ、その限界は判然としないといわざるを得ない。
- ② 調査報告書によれば、福島県において、福島県石油商業組合の加盟事業者のうち、政府指示等の対象区域外においてガソリンスタンドを運営している事業者において、以下の事実が確認された。
  - (A) ガソリン、軽油、灯油、A重油の2011年（平成23年）3月～5月の3か月間の販売数量について、前年同期（2010年3月～5月）と比較した結果、4油種合計の販売数量は、対前年同期比で約2割減少した。
  - (B) ガソリン、軽油、灯油、A重油の2011年（平成23年）3月～5月の3か月間における販売先別の販売数量を調査すると共に、前年同期（2010年3月～5月）と比較した結果、地元顧客向け・観光客向けとも減少した。
- ③ 調査報告書によれば、政府指示等の対象区域外においてガソリンスタンドを運営している事業者8社に対して行ったヒアリング調査の結果

により、以下の事実が確認された。

- (A) 対象区域内（緊急時避難準備区域の  
広野町）に主要な取引先企業を持つガ  
ソリンスタンド（福島県いわき市）に  
おいては、当該企業が操業縮小に追い  
込まれていることから、2011年（平成  
23年）3月以降、主に販売していた軽  
油・灯油等の取引量が、前年同期比で  
1割以下に減少した。
- (B) 政府指示等の対象区域に隣接して立  
地しているガソリンスタンド（福島県  
田村市滝根町）においては、住民の避  
難、取引先企業の工場閉鎖等、観光施  
設等の営業中止等により観光客が減少  
していることから、ガソリン等の売上  
が減少した。
- (C) 観光客向け給油のあるガソリンスタ  
ンド（福島県会津若松市、猪苗代町）  
においては、観光客が大幅に減少して  
いる影響により、ガソリンの売上が減  
少している他、ゴルフ場に油を販売し  
ていたが、プレイヤーが激減してしま  
い、その結果、販売量が減少した。
- (D) 地元自治体等からの要請により営業  
を継続したガソリンスタンド（福島県  
田村市）においては、避難等区域から  
避難する地元住民等や、逆に避難等区  
域へ向かう緊急車両等に対する石油製  
品の供給を行う拠点として営業を継続  
したが、その結果、3月分のガソリン  
販売は増えたものの、4月以降はガソ  
リン等全油種とも前年同期比で減少し  
た。

## コ. サービス業分野

### ① コンサート事業関連

(A) 調査報告書によれば、原子力災害を理由としてアーティストが来日・出演拒否したことにより公演が中止に追い込まれる事例が多数存在していることが確認された。

(B) 調査報告書によれば、対象区域に存在する施設、避難所に指定された施設が使用不能になったことで、公演が中止に追い込まれ、営業損害が生じたことが確認された。

### ② その他レジャー関連サービス業（例えばゴルフ場）

(A) 調査報告書によれば、自粛ムードに加え、「原発事故が収束しない間は、福島県には行きたくない。」「福島県の近隣県でも、微量の放射性物質が検出されていることから、福島県に近い地域に行きたくない。」等の心理的要因により、消費者が福島県及びその近隣地域に近づかないことで、レジャー関連サービス業における売上が減少する事例があることが確認された。また、海洋関連レジャー分野においては、海洋汚染に対する不安感から売上が減少したとの声もあることが確認された。

(B) 調査報告書によれば、福島第一原子力発電所に近い地域ほど一般的にレ

ジャー関連サービス業における売上の減少が著しいことが確認された。

- ③ 調査報告書によれば、印刷業関連について、県外顧客についても、福島県での印刷を避ける傾向が確認されている。特に、食品関連のパッケージ印刷等については、福島県以外の工場での生産を指定する顧客も出てきており、また、福島県で製造する場合は、放射能検査等による安全証明の提出を求められる場合もあることが確認された。
- ④ 調査報告書によれば、政府指示等の対象区域外に所在するリース物件についても、売却・処分をする際に放射性物質の付着の有無の検査、除染費用が発生していることが確認された。

#### サ. 食品産業分野（農林水産物・食品の輸出関係）

- ① 調査報告書によれば、廃棄については、輸出先の放射能検査で不合格となる他、輸入停止が導入されたのを知り得ず出港し現地で廃棄される場合、輸入停止が導入される前に製造された加工食品が特別の容器・包装であり転売できないまま廃棄を余儀なくされる場合等がある。  
廃棄を免れて他の販売先へ転売できた場合でも、販売価格の減少、倉庫保管料、輸送料等で追加的な負担を求められることがある。なお、転売価格の減少等の損害については、中間指針第7の5（指針）Ⅱ）によれば、輸入拒否がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたもの（生産・現実に製造途中のものを含む。）に限り、当該輸入拒否により現実に転売のために生じた減収分及び必要且つ合理的な範囲の追加的費用を、原則として賠償の対象とすると規定しているため、これに該当しない減収については賠償の対象外

とされる可能性がある。

- ② 調査報告書によれば、輸入停止等により食品が通関できない場合だけでなく、通関ができた場合でも放射能検査の要求により損害が発生している。通関時の検査に長時間を要したため商品価値が減損させられた場合や、検査そのものに係る費用が業者負担とされる場合である。特に、検査費用は、積荷の検体毎に求められるため、多数の食品を小ロットで梱包する場合等は販売額に対する検査費用が多額になり、大きな損害となっている。なお、検査に長時間を要したため商品価値が減損させられた場合の減収分は、中間指針第7の5（指針）Ⅰ）に明記されていないため、中間指針による賠償の対象外とされる可能性がある。

産地証明については、産地証明の発行自体には費用負担がないが、加工食品の原材料が放射能検査が必要な地域で生産された場合、やはりその原材料に放射能検査が求められることで、その分の検査費用が発生する。

- ③ 調査報告書によれば、輸入停止により輸出先を喪失した事業者については、輸出先の喪失により、活動休止や活動内容の変更を余儀なくされ、輸出機会損失等の損害が発生している。なお、中間指針第7の5（指針）Ⅱ）によれば、輸入拒否がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたものに限り、当該輸入拒否によって現実に生産・製造の断念を余儀なくされたため生じた減収分及び必要且つ合理的な範囲の追加的費用を、原則として賠償の対象とすると規定しているため、これに該当しない減収については賠償の対象外とされる可能性がある。

- ④ 調査報告書によれば、日本産食品に対する忌

避感は、実際の取引のキャンセル、取引減少を発生させており、これが食品の廃棄・転売という損害につながっている。具体的には、(i) 西日本を含む日本全国の食品について、取引拒否、減少が、特にアジアの近隣国から出されている。また、(ii) 出荷制限地域の周辺地域からの生鮮品を中心に、取引拒否、キャンセルがアジア諸国から出されている。更に、(iii) 出荷制限地域内からの加工食品に対して、取引拒否、キャンセルが世界各国から出されている。なお、中間指針第7の5(指針)Ⅱ)によれば、輸入拒否がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたもの限り、当該輸入拒否によって現実に廃棄、転売又は生産・製造の断念を余儀なくされたため生じた減収分及び必要且つ合理的な範囲の追加的費用を、原則として賠償の対象とすると規定しているため、これに該当しない減収については賠償の対象外とされる可能性がある。

- ⑤ 調査報告書によれば、日本産食品に対する忌避感により、商品の安全性を証明するための放射能検査が、海外の取引先から要求されている。輸入規制としての放射能検査要求と同様に、商品価格に比べて高額な検査料が経費負担として損害となっている。

- ⑥ 調査報告書によれば、本年4月期の輸出実績は、農林水産物全体が376億円で、対前年同月比で14.7%の減少であるが、このうち食品は283億円で、22.9%の減少である。また、5月期の食品輸出は、238億円で、22.2%の減少である。

国別の輸出実績については、4月期は、中国で46.9%、EUで27.1%と大幅な減少となっている他、台湾で22.0%、韓国で13.8%減少している。5月期も、中国で48.4%、韓国で

40.4%と大幅に減少している他、EUで14.2%、台湾で3.3%減少しており、減少が続いている。これを食品に着目して見ると、4月期は中国で64.1%の減少となる他、EUで54.2%、台湾で39.7%、韓国で30.1%減少する等、より大きな減少幅となっている。5月期についても、中国で67.6%、韓国で46.6%減少する等、大きく減少している。

品目別の輸出実績については、4月期は、粉乳86.7%減、リンゴ87.5%減、サケ・マス96.2%減、スケトウダラ81.4%減となっており、これら全ての品目につき8割以上の減少となっている他、ながいも25.4%減、即席麺64.5%減、清涼飲料水19.1%減等多くの品目で減少している。5月期も、粉乳92.1%減、リンゴ85.8%減、ながいも56.7%減等減少が続いている。

なお、減収分の損害については、中間指針第7の5（指針）Ⅱ）によれば、輸入拒否がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたものに限り、当該輸入拒否によって現実に廃棄、転売又は生産・製造の断念を余儀なくされたため生じた減収分を、原則として賠償の対象とすると規定しているため、これに該当しない減収については賠償の対象外とされる可能性がある。

- ⑦ 調査報告書によれば、輸出に携わる業者で広く輸出機会損失等による損害が発生しているが、特に加工食品の製造を行う事業者等は、製造施設の活動休止という形で損害が大きくなる傾向にある。

また、活動休止ではなく、国内販売向けに新たなラインを作る場合や、国内取引に営業活動をシフトする場合等事業内容を変更することにより、追加的費用が発生して損害が発生している。



なお、中間指針第7の5（指針）Ⅱ）によれば、輸入拒否がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたもの限り、当該輸入拒否によって現実に廃棄、転売又は生産・製造の断念を余儀なくされたため生じた減収分及び必要且つ合理的な範囲の追加的費用を、原則として賠償の対象とすると規定しているため、これに該当しない減収については賠償の対象外とされる可能性がある。

## シ. 製造業分野

### ① 営業損害

調査報告書によれば、化学産業分野において、日本国製品は放射能汚染のおそれがあるという理由で受け取りを拒否される事例があったこと、また、他の産業分野においても、海外への輸出に関しては、場所にかかわらず日本全体で放射能非汚染証明の提出等を求められる事例が見られたことが確認された。

### ② 就労不能等に伴う損害

記載なし。

### ③ 検査費用（物）

調査報告書によれば、輸出先国や輸出先国の工業会等の規制・通達による放射能汚染検査結果の提示要求に基づき、放射線検査を行うための費用が発生したこと、また、海外政府の検査に備えて事業者自ら検査機器を購入し又は検査機関を活用する等して輸出前に自主的に製品の放射線検査を行った事例もあることが確認された。

## ス. 情報通信分野

### ① 営業損害

調査報告書によれば、EU、中国等の相手国から汚染地域として指定された 12 都県（福島、群馬、茨城、山形、山梨、宮城、新潟、長野、埼玉、千葉、栃木、東京）から差し出す国際郵便については、原産地証明・配達ルート証明がない場合返送される旨がこれら相手国から周知されていることから、これに起因して国際郵便物の量が減少したこと、また、国際郵便物が日本発であるという理由のみで返送されるため郵便事業者が返送費用を負担している事例が存在することが確認された。また、国際郵便物に限らず、放射能汚染による輸出市場の縮小に伴い、日本発の国際物流市場自体の縮小による物流会社の売上が減少したことが確認された。

### ② 就労不能等に伴う損害

記載なし。

### ③ 検査費用（物）

調査報告書によれば、本事故に伴い、海外の相手国から、日本発の国際郵便物の全数について放射能汚染検査を求められることとなったことが確認された。

## セ. 運輸・物流分野（物流（利用運送）関係）

### ① 営業損害

記載なし。

② 就労不能等に伴う損害

記載なし。

③ 検査費用（物）

調査報告書によれば、車両やコンテナ等の輸送用具又は輸送機器が放射能汚染された場合に必要となる、積み替え又は除染作業及びそのための運送等に掛かる費用が利用運送事業者の負担として発生していることが確認された<sup>91</sup>。

ソ. 運輸・物流分野（海運・港湾（外航海運・港湾）関係）

① 営業損害

記載なし。

② 就労不能等に伴う損害

記載なし。

③ 検査費用（物）

- 調査報告書によれば、海運事業者は、諸外国の政府及び港湾当局が、本事故の発生した福島県の港から出たコンテナのみならず、日本発のコンテナ全体に対して放射能検査を求めていることが多いとの事実を鑑み、検査による入港拒否又は遅延等の損害リスクを回避するため、日本国内における

<sup>91</sup> なお、調査報告書によれば、今後検査体制が整備された際にどのような放射能検査関連費用が発生するかが不明であるため、検査費用等の負担については各関係者間で調整中とのことであること、そのため、利用運送事業者に対しても検査関連費用が追加的に発生する可能性があることが報告されている。

輸出コンテナ及び外航船舶に対する放射線検査費用を負担していることが確認された。

調査報告書によれば、放射線検査の実施の結果、高い線量が検出されたため当局から入港拒否又は除染等の指示があった場合には、検査及び除染に要した作業費用の他、外国政府等からの指示による追加運航・待機に要する期間に相当する追加用船料及び追加燃料費、入港拒否により他港に入港する等した場合の当該他港から本来の荷揚予定港までの輸送費用等が発生していることが確認された。

#### タ. 卸売・小売業分野（消費流通業関係）

調査報告書によれば、訪問販売業者においては、韓国の消費者からの要望に応え、安全を証明する第三者機関の分析結果を輸出製品に添付する等の対応を取っている例があることが確認された。また、一部の訪問販売業者では、ベラルーシ、カザフスタン、上海、ロシアにおける通関の遅れ、新規出店交渉の難航が起きていることが確認された。

#### f. いわゆる間接被害について

##### (a) 営業損害

#### ア. 農林漁業分野

- ① 調査報告書によれば、福島県及び茨城県で出荷制限指示等が行われたコウナゴや福島県で操業自粛要請により水揚げがないシラスについて、その加工業（釜揚げ・冷凍等）は、出荷制限指示等に伴い、直接的といってもよいほどに影

響を受け、営業損害（減収及び追加的費用）が発生している。これらの加工業は、原材料の鮮度落ちが速く海外や国内の遠隔地からの調達ができず、原材料の代替性がない。また、原材料の供給をほぼ全面的に前浜に依存し、地元漁業と相互依存関係にあるため、損害の連動性が高いことが認められた。

② 調査報告書によれば、冷蔵冷凍水産物加工業者及び卸売業者といった漁業関連産業において営業損害（減収及び追加的費用）が発生していることが確認された。これら関連産業は地元の水揚げに必要な機能を専用で提供するために発展したことから、漁業向け以外に代替的な取引が成り立たず、損害の連動性が高いことが認められており、出荷制限指示等により操業が行われなかった地域において、損害が発生していることが確認された。

③ また、営農活動の基礎となる生産資材の返品・キャンセル、農機具等の買い控え、当該地域から生産された資材（苗）の返却、注文のキャンセル等により、減収が生じている等の声が寄せられた。

また、しいたけ生産者、畜産業者等が生産等を休止あるいは自粛した結果、その生産に使用されるしいたけ原木、チップ、おが粉の取引が停止される等の間接的な営業損害が生じていることが確認された。なお、中間指針第8（指針）Ⅱ）によれば、事業又は原材料やサービスの性質上、販売先又は調達先が地域的に限られている事業者の被害である場合に相当因果関係が認められることが規定されており、また、中間指針第8（備考）1）によれば、中間指針第8（指針）Ⅱ）に規定された被害以外にも第一次被害者との取引に代替性がない場合には、本事故との相当因果関係を認められると規定され

ているため、これらの損害に限り賠償の対象とされる可能性がある。

- ④ 調査報告書によれば、茨城県及び千葉県の漁港では、原発事故の発生により休漁等が生じたことから、製氷業、冷蔵冷凍水産物加工業者及び卸売業者の漁業関連産業の営業損害が発生したことが確認された。

また、避難区域圏外・航行禁止区域圏外の漁業関係者の中には、福島県及び茨城県において被災した漁船の補修に関し、原発事故により補修専門業者（30km 圏内在住）の避難により、他に代替手段もなく、漁船の修補が著しく遅れたことにより、本来得るべき営業利益の損失が発生した。

なお、中間指針第8（指針）Ⅱ）によれば、事業又は原材料やサービスの性質上、販売先又は調達先が地域的に限られている事業者の被害である場合に相当因果関係が認められることが規定されており、また、中間指針第8（備考）1）によれば、中間指針第8（指針）Ⅱ）に規定された被害以外にも第一次被害者との取引に代替性がない場合には、本事故との相当因果関係を認められると規定されているため、これらの損害に限り賠償の対象とされる可能性がある。

- ⑤ 調査報告書によれば、出荷制限指示等が行われた地域や風評被害が生じている農協等では、取扱高の減少により、手数料収入が減少した他、つなぎ資金の融通による追加的負担（金利を負担）等の損害が確認された。

- ⑥ 調査報告書によれば、千葉県の漁協・漁連では、風評被害により、漁業者の休業が余儀なくされたため、漁連、漁協の負担金収入、燃油等販売事業及び市場手数料等の減収が発生した。

- ⑦ 調査報告書によれば、出荷制限指示等が行われた地域や風評被害が生じている農業共済団体では、組合員農家が営農活動を停止することに伴う賦課金等収入の逸失による損害が発生した。
- ⑧ 調査報告書によれば、南相馬市内の土地改良区では、市の作付制限指示により、農家に対する給水サービスを行うことができなくなり、賦課金収入が減少する等の損害が発生した。
- ⑨ 調査報告書によれば、農林畜水産業関係企業等（肥料・農薬・農業機械・種苗販売業、獣医師、装蹄師、家畜人工授精師、農作業受託業等）について、商圏（事業活動の主たる対象であった取引先や診療先等）が避難区域等内であったため、事故発生により農林畜水産業を営む者が避難したことによる商品の返品、家畜の診療依頼の減少等による損害が発生しているとの声が寄せられた。

#### イ. 食品産業分野（食品産業関係）

- ① 調査報告書によれば、食品等の仕入先が避難等の対象区域に存在する食品産業の事業者において、政府による避難等の指示により仕入先が避難したことに伴い、他の地域に仕入先を切り替えるまでの減収及び切替えに要する費用等の追加的費用の発生が確認された。
- ② 調査報告書によれば、出荷制限指示等の対象品目又は当該品目を原材料として製造された食品を仕入れていた食品産業の事業者において、政府等による出荷制限指示等により、他の地域に仕入先を切り替えるまでの減収及び切替えに要する費用等の追加的費用の発生が確認され

た。

- ③ 調査報告書によれば、日本から専用の原材料（調味料、食品添加物等）を調達し、海外で食品を製造する事業者において、当該国が日本からの輸入を規制したことに伴い、海外工場の稼働停止による減収及び原材料の廃棄や代替品の調達を余儀なくされたことによる追加的費用の発生が確認された。なお、当該損害が中間指針第8により賠償の対象とされるためには、第一次被害者との取引に代替性がないことが必要である。
- ④ 調査報告書によれば、販売先や顧客が避難等の対象区域に存在する本事故発生県の食品産業の事業者において、政府による避難等の指示により販売先や顧客が避難したことに伴う減収等の発生が、事業者の実態から、およそ一般に確認された。なお、当該損害が中間指針第8により賠償の対象とされるためには、第一次被害者との取引に代替性がないことが必要である。
- ⑤ 調査報告書によれば、福島県の食品産業は、例えば、食品製造業では従業員30人未満の事業所が8割以上を占める等事業規模が小さく、また、一般に食品小売店が扱う最寄品の商圈は10～15分程度の距離である等、商圈が狭い範囲に限定されることから、一旦販売先や顧客を喪失した場合には短期間のうちに新たな販売先や顧客を開拓することは困難である。  
特に、給食サービス業務の受託事業者等、対象区域の住民等を顧客として食事等を提供しており、営業拠点の移動が困難な近隣の食品小売業及び外食産業においては、事業の縮小又は休止が不可避であることによる損害の発生が確認された。



## ウ. 建設・不動産分野（不動産業関係）

- ① 調査報告書によれば、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域内並びにその周辺区域では、新築住宅の需要が喪失又は減少していることが確認された。
- ② 調査報告書によれば、本事故発生当時に契約済みなし着工済みであった工事・建築設計等の案件が、施主の意向により事実上解約状態となっており、建設業者には、今後の代金支払いが期待できない者又は既に受け取っている出来高の代金について施主から返還を求められている者が存在することが確認された。

## エ. 製造業分野

- ① 調査報告書によれば、対象区域外の製造業者において、政府による避難指示等により近隣顧客が減少し、商圈の消滅等による損害が発生していることが確認された。
- ② 調査報告書によれば、避難指示等に伴い対象区域に居住する従業員の安定出勤が難しくなり、工場の操業に影響が出たため、営業損害が発生した事例があったことが確認された。
- ③ 調査報告書によれば、対象区域内に立地している製品供給元企業の操業停止に伴い、代替品の必要量が直ちに確保できない事例又は代替品があっても性能検査や安全検査の実施若しくは製造承認を受ける等の手続上の要因に基づく代替不能等の事情により生産を停止せざるを得ない事例があり、生産停止による売上の減少や、他の企業から製品供給を受けた場合又は自社にて代替生産を行った場合に発生した追加的費用等の損害が確認された。

- ④ 調査報告書によれば、対象区域内に立地している製品供給先企業の操業停止に伴い、農薬原体のような当該製品の性質上他に転用できない製品の販売ができなくなる損害が発生していることが確認された。
- ⑤ 調査報告書によれば、農水産物の出荷停止・風評被害に伴い、農水産物用包装材料の出荷が止まっている事例があることが確認された。
- ⑥ 調査報告書によれば、外国政府の避難勧告指示により、海外から調達していた外国人労働者や受け入れていた外国人研修生が一時帰国し、プロジェクトの遅延や工場の稼働停止等による損害が発生した事例があることが確認された。

#### オ. 上水道分野

調査報告書によれば、計画的避難区域、緊急時避難準備区域にある水道事業及び給水区域の一部が警戒区域となっている水道事業では、住民の避難に伴う給水人口の減少により給水量が減少し料金収入が減少することが想定されている。

#### カ. 下水道分野

調査報告書によれば、警戒区域を除く対象区域の住民の避難等によって下水道サービスの縮小を余儀なくされたため、警戒区域における下水道使用料収入が減少していることが確認された。

#### キ. 情報通信分野

- ① 調査報告書によれば、民間放送事業者において、対象区域のみならず対象区域以外の地域に立地する企業、自治体等からの CM 出稿が、風

評被害、自主的な出稿抑制等によって取り止めや削減になっており、放送事業収入が減少していることが確認された。

- ② 調査報告書によれば、対象区域において固定網による電気通信サービス等のユーザーが避難したため、電気通信事業者の収入が減少していることが確認された。

#### ク. 運輸・物流分野（陸運（旅客輸送）関係）

- ① 調査報告書によれば、対象区域から対象区域外へ住民が避難したため対象区域内の人口が減少し、輸送需要が大幅に減少している等の原因により、特に乗合バス・タクシー事業を中心に運送収入の減少が生じていることが確認された。
- ② 調査報告書によれば、対象区域外においても、自主避難による人口の減少や、遠足やスポーツ大会等の屋外でのイベントが被曝を避けるため中止されたこと等により、輸送需要が低迷して旅客事業者の運送収入の減少が生じていることが確認された。しかしながら、この点、中間指針第8（指針）I）は、中間指針にいう「間接損害」とは、中間指針第3乃至第7で賠償の対象と認められる損害が生じたことにより、かかる損害を受けた者を一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害を意味するとしている。そのため、屋外でのイベントの中止が風評被害として認められれば、それに伴う運送収入の減少が中間指針にいう間接損害と認められる余地はあるが、対象区域外からの自主避難に伴う損害は中間指針の対象外であるため、自主避難に伴う運送収入の減少は中間指針にいう間接損害と認められないのではないかと考えられる。

## ケ. 運輸・物流分野（陸運（整備）関係）

- ① 調査報告書によれば、対象区域外の自動車整備業者において、取引先が対象区域内にあることにより売上が減少したこと、また交換部品の入手が困難になったこと等に伴う追加的費用が発生したこと、対象区域内に居住する従業員が避難したことに伴い生産性が低下したことが確認された<sup>92</sup>。
- ② 調査報告書によれば、農林水産物の出荷制限指示等や風評被害に起因するトラック輸送量の減少により、運送業者に余剰車両が発生したことから、福島県内の運送業者のトラックのエンジンの洗浄を専門に行っている整備事業者は、当該運送業者の車両の減車や維持費の見直しによるエンジン洗浄業務のキャンセルに伴い、売上が減少したことが確認された。

## コ. 運輸・物流分野（物流（トラック輸送）関係）

調査報告書によれば、取引先荷主及び出入荷先が対象区域にある場合、トラック運送事業者が輸送していた貨物が政府等による農林水産物等の出荷制限指示等の対象となった場合、トラック運送事業者が輸送していた貨物が風評被害の対象となった場合に、何れも輸送量が減少し、収入減と

<sup>92</sup> 調査報告書によれば、自動車整備業の特徴として、整備工場の営業範囲内にユーザーが居住し、ユーザーの車輛の移動が行われることが前提となっていると報告されており、一般的に、自動車整備業による点検・整備業務の供給先は地域的に限られており代替性が乏しいことが推測される。

なった事例が存在することが確認された<sup>93</sup>。

#### サ. 運輸・物流分野（陸運（倉庫）関係）

- ① 調査報告書によれば、緊急時避難準備区域内の倉庫事業者は、緊急時避難準備区域内にある特定の企業の製品を中心に倉庫保管業務を行っていたところ、本事故発生後、当該企業が緊急時避難準備区域に指定されたことにより製品の製造を中止したため、当該倉庫事業者が倉庫部門からの収入を完全に喪失している事例が存在することが確認された。
- ② 調査報告書によれば、対象区域外の倉庫事業者において、主な取引先が生産停止・営業停止となった対象区域内の生産者等であった場合に、受寄物の入出庫高が減少し、収益が減少していることが確認された<sup>94</sup>。

#### シ. 卸売・小売業分野（消費流通業関係）

- ① 調査報告書によれば、訪問販売業界においても、仕入れ先の変更によって、原材料の調達に遅延が生じている場合があることや、訪問販売業者が、従業員の避難に際し、補償を行っている場合があることが確認された。

<sup>93</sup> なお、調査報告書によれば、トラック運送事業者は、過当競争により基本的に弱い立場に置かれており、トラック運送事業者の側から荷主を選ぶことはほとんどなく、取引条件の変更や運賃を主導的に決定できないといった状況にあること、特定の貨物の品目に特化した車型・車種、装備といった汎用性が低い仕様の車両を有しているトラック運送事業者も存在すること等の理由から、トラック運送事業者にとって荷主の代替性は乏しいことが推測される。

<sup>94</sup> 調査報告書によれば、倉庫事業者の中には、例えば特定メーカーのための専用倉庫や製品特性に合わせた特別な設備を持つ倉庫を有しているため、特定荷主の操業等が止まった場合に他メーカーによる代替貨物により収益を確保することは困難である者等、代替性の乏しい事業を行っている者も存在することが報告されている。

- ② 調査報告書によれば、福島県に拠点又は商圏を持つ医薬品・医療機器の小売業・卸売業においては、医療機関の閉鎖等による出荷停止商品・返品商品等の廃棄費用、従業員の転居等に要する費用が生じており、これらのコストについては転嫁ができずに自社で負担している事例が多いことが確認された。

ス. 卸売・小売業分野（石油製品販売業関係）

- ① 調査報告書によれば、対象区域外に所在しているガソリンスタンドにおいて、（i）対象区域内の取引先企業が休業・操業縮小等していることにより、石油製品の売上が減少したことや、（ii）政府指示等によって住民（顧客）が避難したこと等により、石油製品の売上が減少したことや（iii）農産物や水産物の出荷制限等により、作付けや出漁出来ないこと等から、トラクターや漁船用に使用されているA重油等の石油製品の売上が減少したことが確認された。これらの損害は、第一次被害を受けた者と一定の関係にあった第三者に生じた被害である間接損害として評価することが可能であると解される。
- ② 調査報告書によれば、漁船用燃油等を販売しているガソリンスタンド（茨城県つくば市）においては、福島県や茨城県の主要漁港において、漁船向け燃油（軽油・A重油）を販売しているが、本事故により、福島県及び茨城県では出漁が規制されていること等から、当該漁船向け燃油の販売数量が前年同期比で75%減少したことが確認された。この損害は、第一次被害を受けた者と一定の関係にあった第三者に生じた被害である間接損害として評価することが可能であると解される。

## セ. 金融分野

調査報告書によれば、政府指示等の対象区域外の金融機関においても、政府による避難等の対象区域内の顧客が減少したこととの関係で営業損害が発生していることが確認された。中間指針によれば、第一次被害者である対象区域内の顧客との取引に代替性がないと認められる場合であれば、かかる営業損害についても、間接損害として認められるものと解される。

## ソ. サービス業分野

- ① 調査報告書によれば、対象区域のユーザーが、本事故により廃業・倒産した場合には、リース料債権から回収可能額を控除した額が貸倒金額として損害となり得ることが確認された。また、リース料の増額なしにリース会社がユーザーからの支払猶予に応じた場合に、リース会社に利息相当額の損害が発生していることが確認された。
- ② 調査報告書によれば、避難対象区域の企業を顧客とする印刷会社においては、それら地元企業からの発注が見込めないため、損害が発生していることが確認された。
- ③ 調査報告書によれば、対象区域の学習塾等、商圈が対象区域に及ぶサービス業において、売上が減少していることが確認された。

## タ. 医療・福祉等分野（生活衛生関係）

調査報告書によれば、と畜を営む福島県食肉流通センターにおいては、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域からの牛・豚・馬の出荷

数の減少が確認された。この点、中間指針によれば、「間接被害」のうち、「事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの」については賠償が認められる。したがって、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域からの牛・豚・馬の出荷数の減少分のうち、当該区域の家畜について財産価値の喪失が認められ、その結果、と畜場への出荷がなされなかったものについては、賠償すべき損害に含まれるものと考えられる。

(b) 就労不能等に伴う損害

ア. 農林漁業分野

- ① 調査報告書によれば、福島県及び茨城県で出荷制限指示等が行われたコウナゴや福島県で操業自粛要請により水揚げがないシラスについて、その加工業（釜揚げ・冷凍等）は、出荷制限指示等に伴い、直接的といってもよいほどに影響を受け、就労不能による損害が発生している。これらの加工業は、原材料の鮮度落ちが速く海外や国内の遠隔地からの調達ができず、原材料の代替性がない。また、原材料の供給をほぼ全面的に前浜に依存し、地元漁業と相互依存関係にあるため、損害の連動性が高いことが認められた。
- ② 調査報告書によれば、冷蔵冷凍水産物加工業者及び卸売業者といった漁業関連産業において就労不能による損害が発生していることが確認された。これら関連産業は地元の水揚げに必要な機能を専用で提供するために発展したことから、漁業向け以外に代替的な取引が成り立たず、損害の連動性が高いことが認められており、出荷制限指示等により操業が行われなかつ



た地域において、損害が発生していることが確認された。

#### イ. 勤労者分野

- ① 調査報告書によれば、具体的な就労場所や原因は特定されていないものの、本事故に伴い、解雇・給与引下げによる減収、配置転換に伴う通勤費用の増加・転居費用・家賃負担・家財道具の購入費・帰省費用、再就職費用（求職活動に係る経費（交通費等））、内定取消し等の事実が確認されている。中間指針によれば、かかる勤労者を雇用する事業者の代替性のない取引先が本事故による被害（第一次被害）を受けたことにより、かかる勤労者を雇用する事業者との間の取引が減少・消滅する等してかかる勤労者の就労不能等が生じた場合には、前記の勤労者の損害は賠償されるべき損害として認められる。

#### g. 放射線被曝による損害について

記載なし。

#### h. 地方公共団体の財産的損害

- (a) 調査報告書によれば、2011年（平成23年）6月16日原子力災害対策本部により、脱水汚泥等の処理・輸送・保管・処分及び副次産物の利用についての取扱い等が示されたところ、これに伴い、本取扱いが通知した13都県内の集落排水事業者等（市町村等）では、営業損害（減収=副次産物（肥料等）の販売収入の喪失、追加的費用=汚泥等の保管・処分経費等）、検査費用が発生していることが確認された。
- (b) 調査報告書によれば、地方公共団体等は対象区域内に森林を所有しているが、同地域内の森林について

は、(i) 管理不能となることによる立木の枯死、立木品質の低下、土壌流出、森林作業道の損壊、(ii) 放射性物質への曝露による立木への放射性物質の蓄積、生産される丸太の忌避、林地の評価額の低下等が想定される場所であるが、これらの損害は、避難等の指示の解除後に現地調査を行うまで確認することができない。

(c) 調査報告書によれば、森林業を営む者に関し、避難後に放置された事務所、原木の除染費用、林業機械類の移動に係る費用、業務再開に必要な機械の修理費用、事務用品、備品等の購入費等の損害が生じることが想定され、当該損害は、国有林野事業を行う国においても想定される。

(d) 調査報告書によれば、国内港湾において大気中及び海水中の放射線検査を定期的に行っている港湾管理者（地方自治体）が、海外での放射線に関する規制強化への対応として放射線に関する正確な情報提供を図るため、自ら放射線検査を行うための費用又は外部の業者に放射線検査を委託するための費用を負担している事例が存在することが確認された。

(e) 調査報告書によれば、港湾管理者（地方自治体）は、本来入港するはずであった船舶の寄港拒否により、入港料金の減収、港湾施設利用料金の減収が発生していることが確認された。

(f) 調査報告書によれば、対象区域における地方公共団体において、以下の損害が生じたことが確認された。

- ① 対象区域の住民の避難・移動等に要する経費
- ② 対象区域への立入制限・一時立入に要する経費
- ③ 対象区域にある地方公共団体の庁舎に代わる仮庁舎の設置や賃借等に要する経費

中間指針によれば、地方公共団体等が被った損害のうち、地方公共団体等が所有する財物の価値の喪失又は減少等に関する損害及び地方公共団体等が民間事業者と同様の立場で行う事業（水道事業、下水道事業、病院事業等の地方公共団体等の経営する企業及び収益事業等）に関する損害については、個人又は私企業が被った損害と別異に解する理由が認められないことから、中間指針で示された事業者等に関する基準に照らして、賠償すべき損害の範囲が判断されることとなる。加えて、地方公共団体等が被害者支援等のために、加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合も、賠償の対象となる、とされているところ、前記の損害は、本事故と相当因果関係のある地方公共団体の損害と考えられる。

(g) 調査報告書によれば、福島県、茨城県、栃木県及び静岡県内の地方公共団体において、本事故により、以下の損害が生じていることが確認された。

- ① 対象区域の住民の避難・移動の支援に要する経費
- ② 対象区域における除染に要する経費
- ③ 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に基づいて行われた農林水産物の放射性物質検査、産地証明書発行等に関する経費
- ④ 対象区域における土壌改良・汚染汚泥処理に要する経費
- ⑤ 対象区域において生命・身体的損害を被った避難者の健康管理に要する経費
- ⑥ 対象区域における地方公共団体の所有財産の使用制限等により発生する経費や、価値の減少

中間指針によれば、前記の損害は、本事故と相当因果関係のある地方公共団体の損害に含まれ、賠償の対象に含まれると思料される。

(h) 調査報告書によれば、福島県、茨城県、栃木県及び静岡県内の地方公共団体において、本事故及び地震・津波等それ以外の要因が一体となって、以下の経費が発生したことが確認された。

- ① 対象区域の公民館や公営住宅等の使用料、手数料、その他の収入の減少
- ② 対象区域における公営企業等の減収等
- ③ 対象区域における避難住民の生活再建支援のための経費

中間指針によれば、原賠法により原子力事業者が負うべき責任の範囲は、あくまで原子炉の運転等により与えた「原子力損害」であるから（同法3条）、地震・津波による損害については賠償の対象とはならない。したがって、前記の費用のうち、少なくとも地震・津波による損害部分は、賠償の対象とはならず、本事故によるものと認められる損害の限度で賠償の対象となるものと考えられる（もっとも、中間指針は、厳密な証明を被害者に強いるのは酷であることから、例えば、同じく東日本大震災の被害を受けながら、本事故による影響が比較的少ない地域における損害の状況等と比較する等して、合理的な範囲で、特定の損害が「原子力損害」に該当するか否か及びその損害額を推認することが考えられると共に、当社には合理的且つ柔軟な対応が求められる、とも述べている。）。

i. その他

(a) 食品産業分野（食品産業関係）

調査報告書によれば、食品又はその原材料等を海外から輸送する外国船舶が、寄港時に積み込むバラスト水による他の寄港地における海水の汚染の危険等、必ずしも科学的に明確でない放射性物質による汚染の危険を回避するため、日本への寄港又は東日本の港湾への寄港を取り止める抜港を行ったため、食品が格落ち品となること等に伴う減収及び輸送品の転送費用等の追加的費用の発生が確認された。

(b) 卸売・小売業分野（消費流通業関係）

調査報告書によれば、政府からの避難等指示が出ていない地域であっても、高いレベルの放射能が検出されている地域に隣接している等、不動産としての基礎的な安全性の喪失や周辺の利便性の欠如等により市場における財物の価値が合理的に下落している場合があることが確認された。

(c) 学校・スポーツ・文化分野（芸術文化・社会教育関係）

① 調査報告書によれば、対象区域外の施設建物の所有者は、施設建物を避難所として提供した場合には、以下のような損害を被っていることが確認された。

(A) 施設が避難所として使用されることにより、水道光熱費、通信費等が通常時に比較して増加しており、新たな費用が発生している。

(B) 原状回復のための清掃費用等、新たな費用が発生している。

(C) 施設及び設備の貸出ができないため、施設の使用料が得られなくなっている。

② 調査報告書によれば、対象区域外における、避難所となっている文化施設、社会教育施設においては、以下の損害が発生していることが確認された。

(A) 公演等の主催者には、公演等中止の周知に係る広告費、チケットの払戻し及び払戻しに係る人件費や通信運搬費、交通費や会場使用料のキャンセル代、舞台のセットに必要な大道具・小道具の制作費、出演者等との交渉のための出張費用等、新たな費用が発生している。また、内定していた各種補助金を取り消しとなると共に、出演者を斡旋したマネジメント業者にとっては、出演料の減収が生じている。

(B) 出演者や会場を変更した場合、公演等の主催者には代替出演者や会場の斡旋、出演者及び会場変更の周知に係る広告費等、新たな費用が発生することがある。また、公演等の内容変更・延期に伴い、内定していた各種補助金を取り消される場合がある。

(C) 施設の所有者の許可を得て、第三者が売店等の運営を行っている場合、売上が皆無となり、著しい減収となっている。

③ 調査報告書によれば、避難所となっている施設等の休館に伴い、公演等が開催できないことにより、舞台関連の委託契約が解除され、関係者が解雇されていることが確認された。

(d) 医療・福祉等分野（社会福祉施設等関係）

- ① 調査報告書によれば、対象区域外における社会福祉施設においては、避難者の受け入れのために、新たにベッド等の購入・レンタル費用や保育教材等の購入費用が発生していることが確認された。また、避難者の受け入れに対応するため、職員確保に伴う人件費が発生していることが確認された。

(2) 損害総額の推計

前記（1）で紹介した専門委員による調査の結果判明した損害の実態を見てもわかる通り、その損害は判明しているものだけでも膨大な種類に及び、また、その大部分は、損害が存在することは判明したものの、未だその全容が明らかになっていない状況にある。

更に、専門委員による調査によっても、本事故と相当因果関係を有する損害をあまねく拾い上げることができているわけでないことはいうまでもないところであり、現に紛争審査会における議論においてもその不備が指摘されているものもある。他方で、専門委員による調査には、相当因果関係が法的に認められ難い損害までもが調査結果に含まれていることは想像にたやすい。

以上の事情に鑑みれば、そもそも、専門委員による調査等を通じて現在判明している個別の損害について一つ一つその損害額を見積もり、それを積み重ねる形で損害額を推計したとしても、必ずしも本事故と相当因果関係を有する損害の全体像を明らかにすることとはならないというべきであるし、現在判明している個別の損害について損害額を見積もることについても、極めて困難であり、また現実的でもないといわざるを得ない。

そこで、本監査においては、個別の損害を積み上げる方法によって本事故と相当因果関係を有する損害の全体像を明らかにするのではなく、損害項目毎に一定の類型化作業を施す等した上で、各種統計資料等を活用する等して、理論的推計としての損害額の推計を試みることにした。

もっとも、各種統計資料を活用して損害額の理論的推計を試みるに留まるとはいえ、その具体的内容に目を転じると、損害項目毎に推計の前提条件は異なり、損害項目によっては、実際に予想される損害賠償額の見積りとして用いることに耐え得るだけの一定程度の確度を備えているものも存在するが、他方で、実際の損害賠償額の見積りとしては確度の高いものとはいい難く、あくまで全体の規模感を示す程度と捉えるべきものも存在する点には留意が必要である（かかる観点から分類した場合、後記 a. (a) 乃至 a. (c) 及び a. (e) 乃至 a. (h) が不確実性が相対的に小さい項目といえる。）。

なお、推計に当たっては、計量経済学等の幅広い分野で顕著な実績を示されている独立行政法人経済産業研究所の研究者であり東京大学公共政策大学院非常勤講師をも務める戒能一成氏の全面的な協力を得た。

また、かかる理論的推計のための試算に際しては、紛争審査会による中間指針が示した損害項目に従って算出を試みることにした。

前記の通り、中間指針は、本事故による全ての損害を網羅したものではなく、厳密には、中間指針で掲げられた損害項目を考慮するだけでは損害の全体像を明らかにすることはできない。

もっとも、中間指針で取り上げられなかった各損害は、金額の観点からは、必ずしも多額であるとはいい難いと思われるところであり、損害総額の理論的推計を算出するという観点からは、推計に含めなかったとしてもあながち不合理であるとはいい難いところである。

戒能氏による全面的な協力の下で行った推計の結果は以下の表の通りであるが、更に損害項目に従って補足説明する。

No.	損害項目	初年度	2年度以降	資産分・一過性分	不確実性
a. 政府による避難等の指示等に係る損害について					
(a)	検査費用 (人)	314億5000万円	292億9800万円	—	小
(b)	避難費用及び 帰宅費用	1139億1600万円	447億4000万円	—	小
(c)	一時立入費用	78億6600万円	104億8800万円	—	小



No.	損害項目	初年度	2年度以降	資産分・一過性分	不確実性
			円		
(d)	生命・身体的損害	(被害実態が明らかでなく現時点では推計不能)			—
(e)	精神的損害	1275億5000万円	687億9900万円	—	小
(f)	営業損害	1915億600万円	1915億600万円	—	小
(g)	就労不能等に 伴う損害	2649億4800万円	2649億4800万円	—	小
(h)	検査費用 (物)	—	—	67億3200万円	小
(i)	財物価値の喪失 又は減少等	—	—	5707億2900万円	大小あり
	小計	7372億3600万円	6097億7900万円	5774億6100万円	—
<b>b. 政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害について</b>					
(a)	営業損害	(被害実態が明らかでなく現時点では推計不能)			—
(b)	就労不能等に 伴う損害	(被害実態が明らかでなく現時点では推計不能)			—
	小計	—			—
<b>c. 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について</b>					
(a)	営業損害	(農林漁業・食品産業の風評被害の内数として推計)			—
(b)	就労不能等に 伴う損害	(農林漁業・食品産業の風評被害の内数として推計)			—
(c)	検査費用 (物)	(少額のため考慮せず)			—
	小計	—			—
<b>d. その他の政府指示等に係る損害について</b>					
(a)	営業損害	(被害実態が明らかでなく現時点では推計不能)			—
(b)	就労不能等に 伴う損害	(被害実態が明らかでなく現時点では推計不能)			—
(c)	検査費用 (物)	(少額のため考慮せず)			—
	小計	—			—

No.	損害項目	初年度	2年度以降	資産分・一過性分	不確実性
<b>e. いわゆる風評被害について</b>					
(a)	農林漁業・食品産業の風評被害	—	—	8338億1600万円	大
(b)	観光業の風評被害	—	—	3367億1000万円	大
(c)	製造業、サービス業等の風評被害	—	—	683億5800万円	大
(d)	輸出に係る風評被害	—	—	650億6300万円	大
小計		—	—	1兆3039億4700万円	—
<b>f. いわゆる間接被害について</b>					
(a)	前方連関（投入側）	1108億円	1108億円	3035億3100万円	大
(a)	後方連関（産出側）	1766億100万円	1766億100万円	4334億9100万円	大
小計		2874億100万円	2874億100万円	7370億2200万円	—
<b>g. 放射線被曝による損害について</b>					
	生命・身体的損害	(2011年（平成23年）8月現在、該当者不存在)			—
小計		—			—
<b>h. その他</b>					
(a)	地方公共団体等の財産的損害等	(地方公共団体は年度末を基準として損害額（実費負担額）を把握・公表するため、現時点では推計不能)			—
小計		—			—
合計		1兆246億3700万円	8971億8000万円	2兆6184億3000万円	—

※ 不確実性の記載のうち、「大」とは±50%以上の推計額の変動があり得ることを意味し、「小」とは±50%未満の推計額の変動があり得ることを意味する。

a. 政府による避難等の指示等に係る損害

(a) 検査費用（人）

ア. 推計の概要

検査費用（人）の損害額については、健康診断及び被曝検査に要した費用を損害とすることとした。

具体的には、健康診断及び被曝検査に際して支出する検査費、交通費及び宿泊費の合計額を健康診断及び被曝検査に要した費用とし、この標準単価を定めた上で「対象人数×標準単価×目安回数」という計算式で損害額を推計した。

健康診断の検査費用については、対象区域内の避難者数に、当社の2011年（平成23年）8月30日付プレスリリース「福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への本補償に向けた取り組みについて」（以下「本補償プレスリリース」とする。）において公表された標準単価である検査費用8000円、交通費5000円及び宿泊費8000円と、当社の社内基準により設定された補償の目安回数である6か月毎に1回（及び避難等対象区域外に避難した後にも1回）<sup>95</sup>を乗じることにより推計した。

被曝検査の検査費用も、同じく対象区域内の避難者数に、本補償プレスリリースにおいて公表された標準単価である検査費用1万5000円、交通費5000円及び宿泊費8000円と、当社の社内基準により設定された補償の目安回数である3か月毎に1回（及び避難等対象区域外に避難した後にも1

<sup>95</sup> 書面回答によれば、健康診断の検査費用は、避難等対象区域内に居住している場合には6か月毎に1回、避難等対象区域外に避難した後に受診した場合には1回を上限回数として補償するとのことであった。

回)<sup>96</sup>を乗じることにより推計した。

対象人数としては、2011年（平成23年）9月分までは対象区域内の合計人数である16万1408人（対象区域に居住する者15万970人に、南相馬市が一時避難の要請を行った対象者1万438人を加えた人数）を用いたが、南相馬市の一部及びいわき市（屋内退避区域）では同年4月22日付で避難指示等が解除されており、同区域内から避難等を行った対象者については損害の終期を同年9月30日と考えるのが合理的という理解の下、同年10月分以降については、前記人数から南相馬市及びいわき市（屋内退避区域）の対象人数である1万7085人を除いた14万4323人を用いて推計を行った。

なお、16万1408人という対象人数は、避難費用仮払補償金の請求に係る対象人数についての当社の集計値を用いているところ、当社が避難費用仮払補償金の受け付けを開始してから相当程度の期間が経過しており、前記集計値は、既に本補償の請求を現実に行うであろう対象者の実数とほぼ同等まで達していると考えることが可能であるから、前記集計値を対象人数として用いることは合理的と考えた。

また、推計の前提とすべき1回当たりの費用の額及び想定回数としては、当社が本補償プレスリリースにおいて公表している標準単価及び当社の社内基準における目安回数を用いることとした。この点、中間指針では各種費用については実費額を賠償するとされているところ、中間指針においても賠償の範囲は「必要かつ合理的な範囲の検査費用」に限られており、当社が示した平均的な検査費用を超える金額の検査費用が必要的且つ合理的であると認められる場合はさほど多くはないと

<sup>96</sup> 書面回答によれば、被曝検査の検査費用は、避難等対象区域内に居住している場合には3か月毎に1回、避難等対象区域外に避難した後に受診した場合には1回を上限回数として補償するとのことであった。

見込まれるし、検査回数についても、当社の基準を超える回数の検査が必要的且つ合理的であると認められる場合は少ないと思われる。したがって、前記の各種費用の賠償額は、最終的には当社による標準単価及び目安回数によって算定した額に収斂していくものと考えられ、このような当社の設定した補償基準を推計の基礎に用いることも合理的と考えた。

#### イ. 推計結果

以上の前提に基づき推計した結果、検査費用としては、初年度分として314億5000万円、2年目以降単年度分として1年当たり292億9800万円であるとの推計結果が得られた。

#### ウ. 留意事項

前記ア.の計算式は、検査費用（人）の支払いを受けることのできる対象者が、全て目安回数まで検査を行ったという仮定の下で計算されているため、過大な推計となっている可能性も否定しきれない。

#### (b) 避難費用及び帰宅費用

##### ア. 推計の概要

避難費用については、帰宅費用とまとめて推計することとした。

この点、避難費用と帰宅費用は、対象区域内から同区域外に避難するための費用と、避難先から対象区域内に最終的に戻るための費用という点で、本来表裏の関係にある。また、中間指針においても、避難費用の賠償範囲と帰宅費用の賠償範囲は基本的に一致している。更に、書面回答によれば、当社が設定した本補償に関する社内基準に

においても、避難費用と帰宅費用とを1つにまとめて、補償の目安回数及び目安額等を設定しているとのことであった。

以上のような避難費用と帰宅費用の関係、中間指針における取扱い及び当社における取扱いに鑑みれば、避難費用の損害額を帰宅費用とまとめて推計するのが合理的といえる。

具体的には、避難費用及び帰宅費用の損害額は、「対象人数×平均移動費用×目安回数」という計算式で表される交通費及び家財道具移動費並びに「10月以前の対象人数×宿泊費目安額+11月以降の対象人数×標準単価×目安宿泊回数」という計算式で表される宿泊費の合計として推計することとした。

交通費及び家財道具移動費は、対象人数に、平均移動費用又は標準単価と移動の目安回数を乗じて推計されており、ここでいう平均移動費用は、都道府県別の避難先の人口割合を元にして、福島から当該避難先まで移動した際に照らして補償される標準金額を、各県に避難している人数の割合で加重平均することによって、9000円と算出した。

また、宿泊費については、対象区域内の避難者数に、当社の社内基準として定められた宿泊費目安額40万円(10月以前)<sup>97</sup>又は標準単価8000円及び宿泊の目安回数5泊(11月以降)<sup>98</sup>を乗じて推計した。

対象人数として当社の集計値である「16万1408人」を用いる点は、前記(a)ア.の通り、合理的

<sup>97</sup> 書面回答によれば、宿泊回数が一人当たり50泊を超過する場合には個別に事情を確認する取扱いを検討しているとのことであったため、推計に当たっては、宿泊費の標準単価である8000円に50泊を乗じた40万円をもって、10月以前までの宿泊費上減額と考えることとした。

<sup>98</sup> 書面回答によれば、今後の福島県における避難所等の開設状況を踏まえ、平成23年11月1日以降の宿泊については、一人当たり5泊までを上限宿泊数として補償するとのことであった。

といえる。

また、平均移動費用は交通費に関する当社社内基準が算定の基礎に用いられており、また、宿泊費目安額、宿泊費の標準単価及び宿泊の目安回数についてもそれぞれ当社が設定した本補償に関する社内基準が用いられているところ、損害賠償額の推計に当たり、このような当社の社内基準を用いることも、前記（a）ア.の通り合理的である。

#### イ. 推計結果

初年度分として 1139 億 1600 万円、2 年目以後単年度分として 1 年当たり 447 億 4000 万円との推計結果が得られた。

#### ウ. 留意事項

前記ア.の計算式は、対象区域内の避難者全員が目安回数、目安額まで避難に係る移動及び宿泊を行ったという仮定の下に計算されているため、過大な推計となっている可能性がある。

### (c) 一時立入費用

#### ア. 推計の概要

一時立入費用の損害額は、「対象人数×平均移動費用×往復分×目安回数」という計算式で表される交通費、「対象人数×標準単価×往復分×目安回数」という計算式で表される宿泊費、「対象人数×平均移動費用×往復分×目安回数」という計算式で表される家財道具移動費及び「対象人数×標準単価×目安回数」という計算式で表される除染費用の合計として推計を行った。

これらの費用は、一時立入りが開始された 2011 年（平成 23 年）5 月から同年 12 月までの一時立入費用の支払いを受けることのできる対象人数

に、平均移動費用又は標準単価と移動の目安回数を乗じて推計しており、ここでいう平均移動費用は、県別の避難先の人口割合を元にして、福島から当該避難先まで移動した際に照らして補償される標準金額を、各県に避難している人数の割合で加重平均することによって、9000円と算出した。

対象人数としては、一時立入の目的が必要な生活物資の回収や自宅の現状の確認等であることに鑑みると、世帯を構成する全ての者が一時立入を行うと考えるのは自然ではなく、むしろ、各世帯から1名ないし2名程度の者が一時立入を行うのが自然であると考えられた。

そこで、単身世帯からは1名が、家族世帯からは2名が一時立入に参加する者と仮定し、統計上、総世帯に占める単身世帯の割合が概ね3割であることから、これを前提に、一時立入に参加する人数を計算することとした。

福島第一原子力発電所の20キロメートル圏内の世帯数は約2万7000世帯であり、これを前記の考え方に当てはめ計算すると、一時立入に参加する人数は約4万6000人となり、これを前提に推計を行うこととした。

また、平均移動費用は交通費に関する当社の社内基準を推計の基礎として用いており、また、宿泊費目安額、宿泊費の標準単価及び目安宿泊回数についてもそれぞれ当社が設定した本補償に関する社内基準を用いているところ、損害賠償額の推計に当たり、このような当社の社内基準を用いることは、前記(a)アの通り、合理的であると考えられる。

更に、往復分の交通費は、一時立入りに参加するために負担する必要且つ合理的な費用ということが出来るから、これを補償の範囲に含めることは中間指針に沿ったものといえる。

目安回数については、実際の一時立入状況に鑑みるとその頻度には限界があることが窺われることから、2011年(平成23年)5月から8月、同年



9月から11月、同年12月から2012年3月までの間にそれぞれ1回ずつ一時立入を行うものとして計算を行った。

そして、2年目以降については、1年間に4回の一時立入が行われると仮定して推計を行った。

#### イ. 推計結果

初年度分として78億6600万円、2年目以降単年度分として1年当たり104億8800万円との推計結果が得られた。

#### ウ. 留意事項

当然のことながら、前記ア.の計算結果は、一時立入りの頻度によって変動の可能性がある。推計に際しては、各避難等世帯から最低1名の者が一時立入に参加すると仮定した上で、更に単身世帯については1名、家族世帯については2名が一時立入に参加すると仮定している。いうまでもなく、これはあくまで仮定であり、一定の合理性を有した仮定であるといえるものの、実際に一時立入をする者の数を正確に反映しているわけではない。

更に、一時立入の回数についても、一定の仮定を置いており、必ずしもこの通りの回数となるわけではないことはいうまでもない。

### (d) 生命・身体的損害

#### ア. 推計の概要

本推計においては、生命・身体的損害の損害額について、推計しなかった。その理由は以下の通りである。

本事故に起因して、生命・身体的損害が生じる可能性を否定できないが、現時点では、本事故に

明白に起因する生命・身体的傷害は報告されていない。また、本事故のような放射性物質の拡散等に伴う生命・身体的傷害の実態については未解明の部分も多く、現時点で生命・身体的損害に係る合理的な賠償額を推計することは不可能である<sup>99</sup>。

## イ. 留意事項

今後、本事故に起因する生命・身体的損害の実態が明らかになるに従って、当社が、本推計の結果に有意な影響を及ぼし得る程度の金額の損害賠償責任を負う可能性がある。

### (e) 精神的損害

#### ア. 推計の概要

精神的損害に係る損害額は、中間指針が提示する基準に沿って、本事故発生から6か月は「10万円（但し、避難所等で避難生活をした期間は12万円）×避難等対象者数×6か月」という計算式、それ以降は「5万円×対象者数×終期までの期間」という計算式によって表される避難生活を余儀なくされた者の精神的損害額及び「10万円×屋内退避者数」という計算式によって表される屋内退避をした者の精神的損害額の合計として推計を行った。

推計の根拠となる避難等対象者数としては、避難費用仮払補償金の請求に係る対象者数についての当社の集計値を用いているところ、このような集計値を用いることは、前記(a)ア.と同様、合理的であるといえる。

<sup>99</sup> 例えば大災害が生じた際のPTSDの発症割合を参考にすることも考えられるが、本事故のような原子力事故に伴うPTSDの発症に関する適切な資料は必ずしも見当たらないようである。

また、前記計算式で用いられている具体的な期間及び賠償額は、中間指針第3-6（備考）Ⅲ）、Ⅴ）において提示された算定期間及びそれに対応する損害額の目安を用いたものであって、それぞれ中間指針に整合するものであるといえる。

#### イ. 推計結果

初年度分として1275億5000万円、2年目以降単年度分として1年当たり687億9900万円との推計結果が得られた。

#### ウ. 留意事項

中間指針において、算定期間及び損害額の目安が明確に定められていることもあり、本損害項目についての推計結果は、実際の損害賠償額と近い数字となる蓋然性が高いと思料される。

### (f) 営業損害

#### ア. 推計の概要

営業損害の損害額については、対象区域内の各市町村毎に求められた「当該市町村の法人企業及び個人企業の企業所得合計額×当該市町村の人口に対する当該市町村内避難者数の比率（以下「市町村別被害率」とする。）」の合計額として推計することとした。

このうち、各市町村の法人企業及び個人企業の企業所得額は、福島県企画調整部統計分析課編「福島県市町村民経済計算年報（平成20（2008）

年度版)<sup>100</sup>」(以下「福島県市民経済計算」とする。)から抜粋した。

そして、市町村別被害率は、当社の認識している各市町村の仮払対象者の人数を、総務省自治行政局住民制度課編「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成22年3月31日現在)」<sup>101</sup>から抜粋された各市町村の人口で除すことにより算定した。

中間指針第3の7I)は、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者又は現に営んでいる者に生じた避難指示等に伴う減収分、即ち、本事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益の差額から本事故により負担を免れた費用を控除した額が営業損害として認められるとしている。

この点、福島県市民経済計算における企業所得の定義は、「営業余剰・混合所得に受け取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したもの」であり「経常利益に近い概念」であるとされていることから<sup>102</sup>、対象区域内の全ての事業者の営業が不能となり、各事業者が実際に得られた収益の額が全て0(ゼロ)円になったと仮定した場合、各事業者が本事故によっても負担を免れなかった費用を度外視すれば、対象区域内の事業者

<sup>100</sup> 福島県市民経済計算は以下のURLにて公表されている。

[http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp\\_portal/PortalServlet?DISPLAY\\_ID=DIRECT&NEXT\\_DISPLAY\\_ID=U000004&CONTENTS\\_ID=17022#no.1](http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=17022#no.1)。

<sup>101</sup> 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成22年3月31日現在)」は以下のURLにて公表されている。なお、最新の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成23年3月31日現在)」も2011年(平成23年)8月9日に総務省自治行政局住民制度課から公表されているが、こちらの統計では対象区域内の一部の市町村のデータが東日本大震災の影響により報告されていないため、ここでは、人口の基礎統計としては2010年3月31日現在のデータが用いられている。

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01gyosei02\\_01000001.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei02_01000001.html)。

<sup>102</sup> 福島県市民経済計算86頁参照。

に生じた営業損害の総額と、対象区域内の市町村の法人企業及び個人企業の企業所得の総額は近似すると考えられる。

もっとも、現実には対象区域内の事業者の減収割合が必ずしも100%であるとは限らないことから、営業損害の損害額を推計するためには、前記対象区域内の市町村の法人企業及び個人企業の企業所得の総額に、避難指示等に伴い生じた減収割合を乗じる必要があるが、本事故後の対象区域内の事業者の収入状況に関する統計データが存在しない以上、かかる減収割合を直接求めることは不可能である。

そこで、対象区域内の事業所の大部分が1事業者当たり従業員数5名未満の零細事業所であり、従業員の雇用も当該事業所の所在する市町村に依存していると推測されることに鑑みると、当該市町村内での避難者数に比例して当該市町村内の事業者の事業活動も停止を余儀なくされているものと推定できることから、市町村別被害率をかかる減収割合と近似する値とみなして営業損害の損害額の推計に用いることは合理的であると考えられる。

なお、市町村別被害率の算定において当社の認識している仮払対象者数を用いることが合理的である点については、前記(a)ア.の通りである。

#### イ. 推計結果

初年度単年度分として1915億600万円、2年度目以降単年度分として1年当たり1915億600万円であるとの推計結果が得られた。

#### ウ. 留意事項

そもそも、営業損害に関する推計については、実際に観察される損害等を個別に顧慮するのではなく、統計資料に基づいて推計を行っており、あ

くまで理論値としての推計であることに留意が必要である。

もちろん、前記の通り、個別に観察される事象を積み上げる形では、断片的な被害実態しか把握することができないことは明らかであり、かかる統計的な推計計算によることには合理性が認められるものの、今後実際に損害賠償責任が認められる金額とは相当程度の乖離が発生する可能性もある。

更に、推計自体に目を転じても、例えば、前記ア.の計算式は、避難指示等に伴い減少した対象区域内の事業者の経常利益の額に近似する額を推計したに過ぎない。経常利益の額は各事業者の経常的な収益から経常的な費用を控除した額として求められるところ、営業損害として認められる「減収分」の定義が、本事故による収益の減少額から本事故により負担を免れた費用のみを控除した額と規定されていることに照らせば、前記ア.の計算式において推計された額には、中間指針によれば営業損害として認められる、対象区域内の事業者が本事故によっても負担を免れなかった費用の額が含まれておらず、かかる費用の額の分だけ過小推計となっている可能性も否定できない<sup>103</sup>。

また、前記ア.の計算式は、中間指針第3の7 I)に規定される減収分の額を推計したに過ぎない。そのため、中間指針第3の7 II)及びIII)に規定される追加的費用や、中間指針第3の7(備考)8)に規定される倒産・廃業に伴う損害までは推計額に含まれておらず、この点でも過小推計となっている可能性も否定はできない。

更に、本事故の収束の見通しが立たないことから、初年度以降も毎年初年度と同額である1915億600万円の営業損害が生じると推計されているが、中間指針第3の7(備考)7)において、「一般

<sup>103</sup> なお、事業者の営業の用に供する固定資産、仕掛品及び在庫品に関する損害は後記(i)において推計している点に留意されたい。

的には事業拠点の移転や転業等の可能性があることから、賠償対象となるべき期間には一定の限度があることや、早期に転業する等特別の努力を行った者が存在することに、留意する必要がある。」と記載されている通り、必ずしも永続的に同額の損害が発生し続けるとは限られず、むしろ将来的には営業損害の損害額は逡減していくと考えられることから、将来年度分の営業損害は過大推計となっている可能性がある。

加えて、福島県市民経済計算から抜粋された企業所得の額には、当社の企業所得の額も含まれているが、当社の減収分について当社が損害賠償責任を負うことはあり得ないため、その分だけ過大推計となっている可能性がある。

#### (g) 就労不能等に伴う損害

##### ア. 推計の概要

就労不能等に伴う損害の損害額については、対象区域内の市町村毎に求められた「当該市町村の雇用者報酬合計額×市町村別被害率」の合計額として推計した。

各市町村の雇用者報酬額及び賃金・俸給額は福島県市民経済計算から抜粋し、市町村別被害率は、前記(f)と同様に、当社の認識している各市町村の仮払対象者の人数を、総務省自治行政局住民制度課編「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成22年3月31日現在)」から抜粋した各市町村の人口で除すことにより算定している。

なお、中間指針第3の8 I)は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者について生じた、給与等の減収分及び必要且つ合理的な範囲の追加的費用が損害として認められるとしている。

この点、福島県市民経済計算における雇用者報酬の定義は、「生産活動から発生した付加価値の

うち労働を提供した雇用者<sup>104</sup>への分配額」であるとされている<sup>105</sup>。そして、対象区域内で事業を営んでいた者の損害は営業損害と認められていることに鑑みると、前記「雇用者」の概念と中間指針第3の8に規定される「勤労者」の概念はほぼ重なり合うものであると考えられる。

また、勤労者は対象区域内の事業者に雇用されているところ、前記(f)において対象区域内の避難者数に比例して対象区域内の事業者の事業活動も停止を余儀なくされていると推定することが合理的であったのと同様に、市町村別被害率をかかるとする事業者に雇用されている雇用者の減収割合と近似する値とみなして就労不能等に伴う損害の損害額の推計に用いることは合理的であると考えられる。

## イ. 推計結果

初年度単年度分として 2649 億 4800 万円、2 年度目以後単年度分として 1 年当たり 2649 億 4800 万円であるとの推計結果が得られた。

なお、この額から社会保険料等の雇主負担相当額を除いた額も参考値として推計したところ、対象区域内の市町村毎に求められた「当該市町村の

<sup>104</sup> なお、福島県市民経済計算 88 頁によれば、「雇用者」とは、「あらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人業主と無給の家族従事者を除く全ての者」を指し「雇用主ではなく、被雇用人に近い概念」であるとされている。

<sup>105</sup> 福島県市民経済計算 88 頁参照。なお、雇用者報酬は以下の要素から構成される。

- ① 賃金・俸給
  - (a) 現金給与（所得税、社会保険料雇用者負担等控除前）
  - (b) 現物給与
- ② 雇主の現実社会負担（健康保険・厚生年金等の社会保証基金への負担金及び、厚生年金基金等の年金基金への負担金を含む。）
- ③ 雇主の帰属社会負担（前記②によらず雇主自らが雇用者の福祉のために負担する分であり、退職一時金、社会保障基金によらない業務災害補償等への雇主負担からなる。）



賃金・俸給合計額×市町村別被害率」の合計額として推計することができ、初年度単年度分として2321億7200万円、2年度目以後単年度分として1年当たり2321億7200万円である。

#### ウ. 留意事項

就労不能に伴う損害についても、実際に観察される損害等を個別に顧慮するのではなく、統計資料に基づいて推計を行っており、あくまで理論値としての推計であることに留意が必要である。

もちろん、前記の通り、個別に観察される事象を積み上げる形では、断片的な被害実態しか把握することができないことは明らかであり、かかる統計的な推計計算によることには合理性が認められるものの、今後実際に損害賠償責任が認められる金額とは相当程度の乖離が発生する可能性もある。

更に、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者のうち、相当数の者が再就職先を確保している可能性もあり、本推計の前提が実態と乖離している可能性も決して否定できないことには留意が必要である。

また、脚注105の通り、雇用者報酬は賃金・俸給及び雇主の社会保障費負担分から構成されている。しかし、雇主は被保険者を使用することに起因して直接年金基金等に対してその社会保障費の支払義務を負担するものであること<sup>106</sup>、交通事故等の休業損害に関する裁判実務においても、被害者が休業以前に自己の労働の対価として得ていた収入額に休業期間を乗じて休業損害を算定することが通常であることから、雇主の社会保障費負担分は厳密には勤労者の「減収分」の定義には該当せず、就労不能等に伴う損害の額は前記イ.で推計された賃金・俸給の額であるとの考え方も不合理

<sup>106</sup> 厚生年金保険法82条1項、健康保険法161条1項参照。

ではないと考えられ、かかる考え方が採用された場合は雇主の社会保障費負担分の額だけ過大推計となっている可能性がある。

また、雇主の社会保障費負担分の額については、①2011年（平成23年）3月11日に特定被災区域<sup>107</sup>に所在していた事業主で、②当該事業所の事業が東日本大震災<sup>108</sup>による被害を受けたことにより、当該事業所に使用される健康保険又は厚生年金保険の被保険者に対する報酬の支払いに著しい支障が生じていることの2要件を満たせば、事業主の申請によりその健康保険又は厚生年金保険の保険料が免除されるとされているため<sup>109</sup>、対象区域内の事業者がかかる免除の申請を行った場合、雇主の社会保険料負担分は本事故に伴う損害とは認められず、かかる免除が行われた額だけ過大推計となっている可能性がある。

#### (h) 検査費用（物）

##### ア. 推計の概要

検査費用（物）の損害額は、「対象人数÷福島県の平均世帯人数×標準単価×目安回数」という計算式で表される検査費用及び検査機器費用の合計額として推計した。

検査費用は、対象区域内の避難者数を福島県の

<sup>107</sup> 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律2条3項、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令2条参照。なお、対象区域内の市町村は全て特定被災区域に該当するとされている。

<sup>108</sup> 東日本大震災の定義は、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害」とされている（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律2条1項）。

<sup>109</sup> 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律57条1項、95条1項参照。

平均世帯人数で除して推定された対象区域内の平均世帯数に、本補償プレスリリースにおいて公表された検査費用の標準単価 1 万 7000 円を乗じ、更に当社の社内基準により設定された補償の目安回数である 1 回<sup>110</sup>を乗じることにより推計している。

検査機器費用も同じく、対象区域内の避難者数を福島県の平均世帯人数で除して推定された対象区域内の平均世帯数に、一般的に相当な検査機器費用であると見込まれる 10 万円を乗じ、更に当社の社内基準により設定された補償の目安回数である 1 回を乗じることにより推計されている。

そして、福島県の平均世帯人数は、福島県企画調整部統計分析課編「第 125 回福島県統計年鑑 2011」<sup>111</sup>（以下「福島県統計年鑑」とする。）から抜粋された 2009 年（平成 21 年）10 月 1 日現在の福島県の世帯数を、総務省自治行政局住民制度課編「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成 22 年 3 月 31 日現在）」から抜粋された福島県の人口で除すことにより算定した。

検査費用（物）が支出される対象である物には、土地・家屋等の世帯で共有されている物も多く含まれており、各避難等対象者に損害が発生する検査費用（人）とその損害発生単位は異なると考えられる。そのため、検査費用（物）は世帯数単位で損害が発生するとの仮定を置いて推計を行うこととしたものである。

検査費用については、推計の基礎となる 1 回当たりの費用の額及び想定回数として、当社が公表

<sup>110</sup> 書面回答によれば、物に関する放射線検査は、一続きの土地、一軒の建物及び自動車一台についてそれぞれ 1 回、屋外財物及び屋内財物に関してはこれらをひとまとめにして 1 回を上限回数としてその検査費用を補償するのが原則であるとのことであった。

<sup>111</sup> 「第 125 回福島県統計年鑑 2011」は以下の URL にて公表されている。  
[http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp\\_portal/PortalServlet?DISPLAY\\_ID=DIRECT&NEXT\\_DISPLAY\\_ID=U000004&CONTENTS\\_ID=23511](http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=23511)。

している標準単価及び当社の社内基準における目安回数を用いることの合理性については、前記（a）ア.の通りである。

一方、検査機器費用については、推計の前提とすべき検査機器費用の額について当社が標準単価を設定しているわけではなく、また適当な統計も存在しないところであるが、各種広告媒体を通じて検査機器の平均的な金額を調べたところ概ね10万円程度であると思料されたことから、10万円を検査機器費用の額であると仮定することとした。

#### イ. 推計結果

資産分・一過性分として67億3200万円との推計結果が得られた。

#### ウ. 留意事項

前記ア.の計算式は、検査費用（物）の支払いを受けることのできる全ての対象者が、全て目安回数まで検査を行ったという仮定の下で計算されているため、過大推計となっている可能性がある。

### (i) 財物価値の喪失又は減少等

#### ア. 推計の概要

本事故によりその価値が喪失又は減少等した対象区域内の財物については、（ア）土地・家屋、（イ）償却資産、（ウ）動産（自動車）及び（エ）動産（在庫品・仕掛品）の4つの類型に分類した上で、それぞれについて財物価値の喪失又は減少等の損害額を算出し、これらの合計額から（オ）当社の所有する土地・家屋及び償却資産の評価額を控除することにより推計を行った。

それぞれの財物の類型毎の推計の概要は以下の通りである。

## (7) 土地・家屋

土地・家屋に関する損害額<sup>112</sup>は、対象区域内の各市町村毎に求められた「当該市町村内の土地・家屋の固定資産税評価額の合計額×当該市町村の市町村別被害率」の合計額として推計することとした。

このうち、各市町村内の土地・家屋の固定資産税評価額は、福島県統計年鑑から抜粋した。

そして、市町村別被害率は、前記（f）と同様に、当社の認識している各市町村の仮払対象者の人数を、総務省自治行政局住民制度課編「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成22年3月31日現在）」から抜粋した各市町村の人口で除すことにより算定しており、以下後記（イ）乃至（オ）においても同様である。

この点、対象区域内の全ての土地・家屋に必ずしも住民が定住していたとは限らず、当該土地・家屋から避難した者が存在しない土地・家屋についても財物価値の喪失又は減少等が生じる例が十分あり得ることから、対象区域内の全ての土地・家屋の評価額の合計額に対して財物価値の喪失又は減少等の損害額が占める割合が、避難人数の比率である市町村別被害率と一致しない場合もある。

しかしながら、対象区域内の土地・家屋の固定資産評価額の大半を占める地目は宅地であり、これらの宅地の多くは本事故により避難者となった個人又は事業者の生活の基盤となっていた土地・家屋であると推測できること、かかる事業所も大部分が1事業者当たり従業員数5名未満の零細事業所であり特定の地域に過度に

<sup>112</sup> 但し、後記（オ）の通り、本（7）における推計額には、損害賠償額に含まれるべきではない当社が所有する土地・家屋の額も含まれている。

高額な固定資産が集中しているとは考えにくいこと等に鑑みると、当該市町村内での避難者数の増加に伴って、当該市町村内の土地・家屋のうち管理が不能等となるものの数が増加し、その価値の喪失又は減少等の額が増大していくと考えることができる。

したがって、市町村別被害率が対象区域内の全ての土地・家屋の評価額合計に占める財物価値の喪失又は減少等の損害額の割合に近似する値であるとみなす推計の手法が合理的であると考えられる。

なお、本(7)の推計は中間指針第3の10Ⅲ)に規定される除染費用等を別途考慮に入れてはいない。しかし、中間指針第3の10(備考)4)が、文化財、農地等代替性のない財物を除き原則として合理的な修理、除染等の費用は当該財物の客観的価値の範囲内とする旨規定していること、代替性のない財物について求められる合理的な修理、除染等の費用を見積もることが困難であることに鑑みれば、当該財物の客観的価値を損害額の上限とする推計の手法も合理的であると考えられる。

以上の推計の結果、4529億3400万円との推計結果が得られた。

#### (イ) 償却資産

償却資産に関する損害額<sup>113</sup>は、「福島県内の償却資産の固定資産税推定評価額の合計額×対象区域内の各市町村の総生産額に当該市町村の市町村別被害率をそれぞれ乗じた額の合計額÷福島県の総生産額」として推計することとした。

このうち、福島県内の償却資産の固定資産税

<sup>113</sup> 但し、後記(オ)の通り、本(イ)における推計額には、損害賠償額に含まれるべきではない当社が所有する償却資産の額も含まれている。

推定評価額は、総務省編「平成 21 年度市町村税徴収実績調」から抜粋した、福島県の償却資産を対象とした 2009 年（平成 21 年）課税分の固定資産税の調定済額を、固定資産税率の 1.4% で除すことにより算定した。

そして、対象区域内の各市町村及び福島県の総生産額は、福島県市民経済計算から抜粋した。

本（イ）の償却資産の性質も、前記（ア）と同様に、避難者数の増大と損害額の増大が相関関係にある固定資産であると考えられることから、対象区域内の償却資産の額にそれぞれ市町村別被害率を乗じることで損害額を推計する手法の合理性は本（イ）にも妥当するものと考えられる。

もっとも、各市町村の固定資産評価額が統計上判明している土地・家屋と異なり、償却資産は、福島県内の固定資産税の調定済額から福島県全体の償却資産の固定資産税評価額が推定できるに過ぎないため、前記（ア）と同種の推計を行うためには、対象区域内の償却資産の固定資産税評価額を推定する必要がある。

そのため、福島県の総生産額に占める各市町村の総生産額の構成比により、償却資産が福島県内の各市町村に分布しているとの仮定を置き、対象区域内の償却資産の額を推定した上で、その損害額を推計している。

かかる仮定は、償却資産は主に機械や構築物等がその評価額の大半を占めており、事業者がその事業を行うために所有し償却していくものであること、前記（ア）の通り、避難した事業者の人数の割合は避難人数の割合である市町村別被害率に近似すると推定できることに鑑みれば、合理的な仮定であると考えられる。

以上の推計の結果、推計された金額は、3319 億 2500 万円である。

(ウ) 動産（自動車）

動産（自動車）に関する損害額は、「福島県内の登録自動車及び軽自動車の推定額の合計額×対象区域内の推定世帯数÷福島県内の世帯数」として推計した。

このうち、福島県内の登録自動車及び軽自動車の推定額は、東北運輸局福島運輸支局編「福島県内市町村別自動車数調」<sup>114</sup>から抜粋した2010年（平成22年）3月31日現在の福島県の登録自動車数及び軽自動車数に、それぞれ登録自動車の実勢単価150万円及び軽自動車の実勢単価100万円を乗じて合計することにより推計した。

また、対象区域内の推定世帯数は、福島県統計年鑑から抜粋された2009年（平成21年）現在の対象区域内の各市町村の世帯数に、当該市町村の市町村別被害率をそれぞれ乗じた額の合計として算定し、福島県内の世帯数も福島県統計年鑑から抜粋した。

この推計は、福島県内の自動車が世帯数に比例して各市町村に分布していると仮定し、福島県内の自動車の推定合計額に、福島県全体の世帯数に占める避難世帯の割合を乗じることにより動産（自動車）の損害額を推計している。

この点、前記（ア）及び（イ）においては、福島県全体に占める各損害額の割合は避難人数の割合に比例するとの仮定を置いていたが、自動車は複数人を同時に輸送することが可能であるというその性質上、世帯人数が1名でも自動車が1台必要な例は容易に想定できるが、世帯人数が1名増加する毎に当該世帯に必要な自動車の数が1台ずつ増加するとは想定し難いこと、むしろ複数人の世帯で1台の自動車を用いてい

<sup>114</sup> 福島県内市町村別自動車数調は以下の URL にて公表されている。  
<http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/fs/fs-sub34.htm>



る例の方が一般的であること等から、その損害額の割合は避難世帯の割合に比例すると考える方が合理的である。

したがって、本（ウ）の推計は、従前の市町村別被害率を用いてきた推計手法と異なり、福島県の世帯数に占める避難世帯の割合を用いて財物価値の喪失又は減少等の損害額を推計しているが、これは自動車という動産の性質に即した合理的な推計の手法であると考えられる。

推計された金額は 1216 億 7700 万円である。

#### (I) 動産（在庫品・仕掛品）

動産（在庫品・仕掛品）に関する損害額は、対象区域内の各市町村毎に求められた「当該市町村内の各産業業種<sup>115</sup>毎の 1 か月分の中間投入<sup>116</sup>の合計額×市町村別被害率」の合計額として推計することとした

このうち、当該市町村内の各産業業種毎の 1 か月分の中間投入の額は、「当該産業業種における福島県内の 1 か月分の中間投入の額×当該産業業種における当該市町村内の総生産額÷当該産業業種における福島県内の総生産額」として計算した。

そして、各産業業種における福島県内の 1 か月分の中間投入の額は、内閣府経済社会総合研究所編「平成 20 年度県民経済計算」から抜粋

<sup>115</sup> 福島県市民経済計算において分類された、農林水産業、鉱業、製造業、建設業、電気・ガス・水道業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、サービス業、政府サービス生産者、及び、対家計民間非営利サービス生産者の計 12 業種を指す。

<sup>116</sup> 内閣府経済社会総合研究所編「平成 23 年版国民経済計算年報」によれば、中間投入とは、「生産の過程で原材料・光熱燃料・間接費等として投入された非耐久財及びサービスをいう。耐用年数を大幅に延ばすことのないような固定資産の維持補修、研究開発調査等もこれに含まれる。産出額から中間投入（額）を控除したものが付加価値（額）である。」との解説がなされている。

した各産業業種における福島県の間投投入の額（年額）を12で除すことにより算定した。

また、各産業業種における各市町村内の総生産額及び福島県内の総生産額は、前記（イ）と同様に福島県市民経済計算から抜粋した。

一般的に、事業者は商品の生産に着手してからそれが顧客に販売されるまで一定の期間を要するため、本事故が発生して対象区域内の事業者が避難指示等により避難を余儀なくされた際に、各事業者はその事業に要する動産（在庫品・仕掛品）を有しているのが通常である。

そこで、推計に際しては、各市町村の事業者には合計して各市町村内の生産額1か月分相当の在庫品・仕掛品があったものと仮定し、当該市町村における1か月分相当の間投投入の額に市町村別被害率を乗じることで、財物価値の喪失又は減少等の損害額を推計した。

この点、当該市町村における1か月分相当の間投投入の額は、福島県の1年間の中間投入の額を12で除して求めた福島県の1か月分相当の中間投入の額に、福島県の総生産に占める当該市町村の総生産の割合を乗じることで計算されているが、中間投入は事業者がその事業活動において付加価値を生み出すために必然的に生じる性質のものであることから、福島県の総生産に占める当該市町村の総生産の割合は、福島県の間投投入に占める当該市町村の間投投入の割合と近似すると考えられ、推計の方法として合理的であると考えられる。

また、事業者が在庫品・仕掛品をどの程度有しているかは事業者の業種や業態等の個別具体的な事情に応じて大きく異なるため、かかる在庫品・仕掛品の量を一般化することは困難であるが、損害額の推計のために想定される平均的な量として1か月分相当の在庫品・仕掛品があると仮定することは一応の合理性があると考えられる。

対象区域内の在庫品・仕掛品の額に市町村別被害率を乗じること、前記(7)及び(イ)の通り、避難人数の割合と当該区域における財物に損害が生じる割合は近似するという推定に基づくものであり、合理的であると考えられる。

推計された金額は、726億1300万円である。

#### (オ) 当社の所有する固定資産

前記(7)及び(イ)では、対象区域内の固定資産の額と市町村別被害率を用いて固定資産に関する財物価値の喪失又は減少等の額が推計されているが、対象区域内の固定資産には当社の所有する固定資産も含まれている。しかし、当社が自ら所有する財物の価値の喪失又は減少等の額について自らに対して損害賠償責任を負わない。

したがって、損害額算定に当たっては、対象区域内の財物価値の喪失又は減少等の額から当社の所有する財物価値の喪失又は減少等の額を控除するのが相当である。

当社が対象区域内に所有している固定資産の額は、対象区域内の各市町村毎に求められた「当該市町村内の当社所有の固定資産の合計額×当該市町村の市町村別被害率」の合計額として算出され、その金額は当社の調査により確認された固定資産の額に基づいて推計すれば4084億4200万円である。

#### イ. 推計結果

以上の類型毎の推計額を合計し、5838億3700万円との推計結果が得られた。

#### ウ. 留意事項

財物価値の喪失又は減少等についても、実際に観察される損害等を個別に顧慮するのではなく、統計資料に基づいて推計を行っており、あくまで理論値としての推計を行った部分があることに留意が必要である。

もちろん、前記の通り、個別に観察される事象を積み上げる形では、断片的な被害実態しか把握することができないことは明らかであり、かかる統計的な推計計算によることには合理性が認められるものの、今後実際に損害賠償責任が認められる金額とは相当程度の乖離が発生する可能性もある。

更に、推計に当たっては、対象区域内の財物が全損したとの保守的な仮定を置いている。これは財物価値の喪失又は減少等の損害推計額が現実に生じる損害賠償額を下回ることを防ぐために合理的な仮定であるものの、より廉価な除染手段による回復が可能となった場合には、除染による回復後の財物の価額から除染費用を控除した額のみで過大推計となる可能性があることを意味する。

なお、特に前記1.(4)a.(d)の通り、環境汚染対処特別措置法の施行に伴い、国又は地方公共団体による大規模な除染活動も予想されるところであり、除染に要する費用が結果として低く抑えられる可能性は否定できない(もっとも、地方公共団体であれば国に、また、究極的には当社に転嫁できることから費用を適切な限度に抑えることに適切なインセンティブが機能せずに、経済的合理性を欠く又は相当因果関係を欠く範囲についてまで除染活動に従事する結果として、経済的合理性に鑑みれば除染しても過度な費用が掛かるのみで見合う効果が得られない可能性も否定できない。国又は地方公共団体が除染を行えばその費用の全額が、当社が賠償すべき、相当因果関係の認められる原子力損害に該当するとは限らないはずであるものの、当社又は当社に資金援助を行う機構において争う現実的な機会又は可能性があるか

には疑問も残る。)

また、特に、自動車の財物価値の喪失又は減少等の損害額については、実数は不明であるものの避難者の中には自動車で避難した者が相当程度含まれることを考慮すると、過大推計となっていると解すべきであろう。

一方、固定資産については固定資産評価額を基礎統計として損害額の推計がなされているところ、一般に固定資産税評価額は実勢価格より30%程度低い方向に乖離しているとされている。そのため、中間指針第3の10(備考)5)が損害の基準となる財物の価値は原則として本事故発生時点における財物の時価に相当する額とすべきと規定していることを踏まえて、路線価や実勢取引価格が固定資産の賠償基準として採用された場合、かかる乖離相当分だけ過小推計となっている可能性も否定できない<sup>117</sup>。

また、中間指針第3の10(備考)4)が、文化財、農地等代替性のない財物につき、例外的に、合理的な範囲で当該財物の客観的価値を超える金額の賠償も認められ得るとしていることから(脚注53)、実際に当該財物の客観的価値を超える金額の賠償が認められる場合、かかる超過金額の分だけ過小推計となっている可能性がある。

---

<sup>117</sup> もっとも、かかる乖離は対象区域内の個別具体的な事情によって大きく変動し得るものであり、特に過疎地では路線価や実勢取引価格が固定資産税評価額を下回る場合もあることから、かかる乖離をあえて推計の計算式には組み込まず、その旨注記するに留めた。

b. 政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害

(a) 営業損害

ア. 推計の概要

本推計においては、営業損害額について、推計しないこととした。その理由は、以下の通りである。

調査報告書によれば、政府による航行危険区域等又は飛行禁止区域の設定に起因して、漁業者、内航海運業又は旅客船事業を営んでいる者又は航空運送事業者に何らかの減収や追加的費用が発生していることが確認されている。しかし、調査報告書の記載によれば、推計にあたって前提とすることができる程度に具体的に発生した損害に係る損害額までは確認することができず、その他、損害額を推計するための適切な資料は見当たらない。したがって、現時点で営業損害額について合理的な損害額を推計することは不可能である。

イ. 留意事項

今後、政府による航行危険区域等又は飛行禁止区域の設定に係る営業損害の実態が明らかになるに従って、当社が、相当の金額の損害賠償責任を負う可能性がある。

(b) 就労不能等に伴う損害

ア. 推計の概要

本推計においては、就労不能等に伴う損害額について、推計しないこととした。その理由は、以下の通りである。

政府による航行危険区域等又は飛行禁止区域の

設定に起因して、就労不能等に伴う損害が発生している可能性を否定できないが、現時点では、就労不能等の具体的な損害の発生及びその額について実態が明らかとなっていない。したがって、就労不能等に伴う損害額につき、現時点で合理的な損害額を推計することは不可能である。

#### イ. 留意事項

今後、政府による航行危険区域等又は飛行禁止区域等の設定による就労不能等に伴う損害の実態が明らかになるに従って、当社が、相当の金額の損害賠償責任を負う可能性がある。

#### c. 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害

##### (a) 営業損害

##### ア. 推計の概要

営業損害額については、これを単独で推計することはせず、後記 e. (a) の農林漁業・食品産業の風評被害に含めて算出することとした。その理由は、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る営業損害額を正確に算定するためには、生産者側である農林水産・食品産業の月別出荷額統計の変化を正確に把握することが必要であるが、そのような統計は現在得られない。このため、当該営業損害を購入者である「消費者の買控え影響額」と捉え推計するという方法により集計することとしたが、この方法による場合、政府指示等による出荷制限の影響と風評被害の影響を識別できない。

即ち、「消費者の買控え影響額」とは、昨年の家計消費支出額と本年の家計消費支出額の差額を意味するが、当該差額の原因、即ち消費者が消費をしなかった原因としては、①農林水産物がそも

そも市場に出なかったこと及び②農林水産物が市場には出たものの消費者により買い控えられたことの2つがある。そして、①の理由として、出荷制限指示等や航行禁止区域の設定により漁業ができなかったこと等が挙げられ、②の理由として風評による買い控えが挙げられる。そうすると、減少した消費額には、風評により買い控えられたことによる損害、出荷制限による損害及び航行危険区域等の設定により漁業ができなかったことによる損害等が含まれると考えられる。

したがって、生産者側の出荷額統計の変化を正確に把握する適切な資料が得られない場合に、消費者側の消費額の変化をもとに、風評により買い控えられたことによる損害に出荷制限指示等や航行危険区域等の設定による損害を含めて損害額を算定する方法は、合理的であると考えられる。

(b) 就労不能等に伴う損害

就労不能等に伴う損害額については、これを単独で推計することはせず、後記 e. (a) の農林漁業・食品産業の風評被害額に含めて算出することとした。この理由は前記 (a) ア. と同様に、就労不能等に伴う損害額を正確に算定するためには、雇用される者の就労状況に関する統計が必要であるが、そのような統計は得られないからである。このため、就労不能等に伴う損害を、購入者である「消費者の買控え影響額」に含めて推計するという方法を採用することとした。

前記 (a) ア. 記載の通り、減少した消費額には、風評により買い控えられたことによる損害、出荷制限による損害及び航行危険区域等の設定により漁業ができなかったことによる損害等が含まれると考えられるところ、当該減少額には、農林水産漁業者の人件費等の経費分も含まれている。即ち、減少した消費額は購入しなかった商品の合計額であるが、当該商品額は、商品の原価に人件費等の経費も含めて決定されている。そうすると、減少した消費額の合計額には、就労不能



等に伴う給料等の損害額も含まれると考えることが可能である。

したがって、雇用される者の就労状況に関する適切な統計等が得られない場合に、消費者側の消費額の変化をもとに、風評被害額に出荷制限や航行危険区域等の設定による損害を含めて損害額を算定する方法は、合理的であると考えられる。

(c) 検査費用（物）

ア. 推計の概要

検査費用（物）の損害額については、推計において計上しないこととした。

これは、検査の実態が明らかでないことに加え、検査機器の価格の実費が1台10万円程度で、且つ、最大でも数万件の検査機器購入が想定される程度であることから、理論的推計の全体像に与える影響も小さく計上しなかった。

イ. 留意事項

検査機器の実費がより高額である場合、又は、検査の回数がより多い場合には、前記推計が過小推計である可能性がある。

d. その他の政府指示等に係る損害

(a) 営業損害

ア. 推計の概要

本推計においては、営業損害額について、推計しないこととした。その理由は、以下の通りである。

調査報告書によれば、その他政府指示等に起因して、上下水道業者に何らかの減収や追加的費用

が発生していること、私立学校に校地等の除染に関する何らかの費用が発生していることが確認されている。しかし、具体的な損害額までは確認することができず、その他、損害額を推計するための適切な資料は見当たらない。したがって、現時点で営業損害額について合理的な損害額を推計することは不可能である。

#### イ. 留意事項

今後、その他政府指示等による営業損害の実態が明らかになるに従って、当社が、相当の金額の損害賠償責任を負う可能性がある。

#### (b) 就労不能等に伴う損害

##### ア. 推計の概要

本推計においては、就労不能等に伴う損害額について、推計しないこととした。その理由は、以下の通りである。

その他政府指示等に起因して、就労不能等に伴う損害が発生している可能性を否定できないが、現時点では、就労不能等の損害の発生及びその額について実態が明らかとなっていない。したがって、就労不能等に伴う損害額につき、現時点で合理的な損害額を推計することは不可能である。

#### イ. 留意事項

今後、その他政府指示等による就労不能等に伴う損害の実態が明らかになるに従って、当社が、相当の金額の損害賠償責任を負う可能性がある。

#### (c) 検査費用（物）

検査費用（物）の損害額については、推計において

計上しないこととした。

これは、検査機器の価格の実費が1台10万円程度で、且つ、最大で数万件程度であるため、推計の全体像に与える影響が小さいと考えたためである。

e. いわゆる風評被害について

- (a) 農林漁業・食品産業の風評被害（農林漁業・食品産業に係る輸出に係る風評被害を含む。）

ア. 推計の概要

(7) 国内における風評被害額の推計

農林漁業・食品産業の風評被害の損害額の推計については、国内消費者に係るもの（国内における風評被害）と海外消費者に係るもの（輸出に係る風評被害）に分けて行うこととした。

このうち、国内における風評被害については、中間指針により消費者又は取引先が放射性物質による汚染を懸念して買い控え等を行うことが合理的であると個別に指定された地域（本（a）において、以下「指定対象地域」とする。）における産品等（本（a）において、以下「指定対象品目」とする。）に係る買い控えに関し、①輸入品に代替された部分と、②購入そのものが減少した部分とに分けて検討した。

i. 輸入品に代替された部分

農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害額のうち、輸入品に代替された部分に係る損害額は、農林水産物及び食品の2011年（平成23年）3月以降の「DID<sup>118</sup>輸入増加額」を用いた「年換算増加額」として推計

<sup>118</sup> Difference in Difference のこと。

することができ、損害額の合計は 1177 億 5600 万円である。

なお、ここにいう 2011 年（平成 23 年）3 月以降の「DID 輸入増加額」とは、2011 年 3 月から 2011 年 7 月までにつき、各品目毎に（但し、輸入額が前年同月に比べて増加したものに限り）、後記の算式により計算された額をいう。

$$\begin{aligned} & (\text{各月の輸入額} - \text{前年同月の輸入額}) - \\ & (\text{2011 年 1 月の輸入額と 2010 年 1 月の輸入額との差額 (増加額)} + \text{2011 年 2 月の輸入額と 2010 年 2 月の輸入額との差額 (増加額)}) \times 0.5 \end{aligned}$$

そして、ここにいう「年換算増加額」とは、(i) 2011 年（平成 23 年）3 月から 7 月までについては、前記算式に基づく「DID 輸入増加額」を単純合計し、(ii) 2011 年 8 月から 2012 年 2 月までについては、2011 年 6 月及び 7 月の前年各同月からの増加率（前記算式による DID 輸入増加額に基づく。）の平均を、2010 年 8 月から 2011 年 2 月までの輸入額の合計額に乗じて推計し、(i) 及び (ii) を合計することによって、2011 年 3 月から 2012 年 2 月までの年換算での増加額を算出したものである。

なお、前記「年換算増加額」の算定基礎とされている輸入額は、日本貿易統計輸入月報（2010 年（平成 22 年）1 月から 2011 年 7 月までの各月報）の HS 品目コード#01 から #23（農林水産・食品）輸入額に基づく。

## ii. 購入そのものが減少した部分

農林漁業・食品産業の風評被害に係る損

害額のうち、購入そのものが減少した部分に係る損害額は後記（i）の最小仮定値と後記（ii）の最大仮定値の中間値として推計され、一過性の損害として 7160 億 6100 万円である。

（i） 最小仮定値

消費者が、指定対象品目について、指定対象地域とその他の地域とを無差別に買い控えを行ったと仮定する。この場合、指定対象品目毎に、2011 年（平成 23 年）3 月以降の「DID 消費支出減少額」を用いた「年換算減少額」に当該品目が指定対象地域で産出される比率を乗じた値を算出し、その合計額を被害額と推定する。

（ii） 最大仮定値

消費者が、指定対象地域に係る指定対象品目を完全に買い控えたと仮定する。この場合、指定対象品目毎に、2011 年（平成 23 年）3 月以降の「DID 消費支出減少額」を用いた「年換算減少額」と指定対象地域における産出額とのうち、何れか小さい方の額を抽出し、その合計額を被害額と推定する。

なお、ここにいう 2011 年（平成 23 年）3 月以降の「DID 消費支出減少額」とは、2011 年 3 月から 2011 年 7 月までにつき、各品目毎に（但し、消費支出額が前年同月に比べて減少したものに限り）、後記の算式により計算された額をいう。

（各月の前年同月の消費支出額－各月

の消費支出額) - (2011年1月の消費支出額と2010年1月の消費支出額との差額(減少額) + 2011年2月の輸入額と2010年2月の輸入額との差額(減少額)) × 0.5

そして、ここにいう「年換算減少額」とは、(i) 2011年(平成23年)3月から7月までについては、前記算式に基づく「DID消費支出減少額」を単純合計し、(ii) 2011年8月から2012年2月までについては、2011年6月及び7月の前年各同月からの減少率(前記算式によるDID消費支出減少額に基づく。)の平均を、2010年8月から2011年2月までの消費支出額の合計額に乗じて推計し、これらを合計することによって、2011年3月から2012年2月までの年換算での消費支出の減少額を算出したものである。

なお、前記「年換算増加額」の算定基礎とされている消費支出額は、総務省家計調査報告(2010年(平成22年)1月から2011年7月までの各月報)中、農林水産・食品・花卉の地域別消費支出額(111米～313他果物、380緑茶、840切り花)に基づく。また、最小仮定値の算出において用いられている指定対象品目が指定対象地域で産出される比率、及び最大仮定値の算出において用いられている指定対象品目の指定対象地域における産出額は、内閣府の県民経済計算2008に基づき算出したものである。

(イ) 輸出に係る風評被害額の推計

農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害額のうち、輸出に係る損害額は農林水産物及び食品の2011年（平成23年）3月以降の「DID輸出減少額」を用いた「年換算減少額」として推計し、損害額の合計は650億6300万円である。

ここにいう2011年3月以降の「DID輸出減少額」及び「年換算減少額」の算出方法は、前記(ア)と同様である。

なお、前記「年換算減少額」の算定の基礎とされている輸出額は、日本貿易統計輸出月報（2010年（平成22年）1月から2011年7月までの各月報）のHS品目コード#01から#23（農林水産・食品）輸出額に基づく。

(ウ) 推計の合理性について

中間指針第7の1Ⅲ)によれば、風評被害については、①各業種別に示す一定の範囲の類型については、本事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、原則として本事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象と認められるとし、②①以外の類型については、本事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、平均的・一般的な人を基準として、本事故との相当因果関係を判断するとされる。

このことからすると、農林漁業・食品産業における風評被害額を正確に算定するためには、生産者側の統計である農林水産・食品産業の月別出荷額統計の変化を正確に観察することが必要と考えられるが、そのような統計を現在取得することは困難である。かかる事情を前提とすれば、農林漁業・食品産業における風評被害額を推計するに当たり、消費者側の買い控えに係るデータを基礎資料として用いることもやむを

得ないと考えられる。

次に、前記ア.(7)の国内における風評被害額について、前記ア.(7)①の輸入品に代替された部分と前記ア.(7)②の購入そのものが減少した部分からなるものとの考え方に基づいているが、かかる考え方は合理的なものと考えられる。

更に、前記ア.(7)の i. 及び ii. 並びに前記ア.(イ)の何れにおいても、被害額の算出において、いわゆる DID 分析を行っている。これは、単純な例年値（前年同月値）との差（増減額）では東日本大震災（本事故を含む。）以外の要因（気象条件、景気動向、個々の事業主体の個別の経営状況等。）の影響が排除できないため、かかる要因の影響が東日本大震災前の2011年（平成23年）1月及び2月と例年値（2010年1月及び2月の値）との差（増減額）に表われているものと仮定し、かかる差（増減額）を同年3月以降の例年値との差（増減額）から控除することにより、東日本大震災（本事故を含む。）以外の要因の影響を排除しようとするものである。

このように、DID 分析によれば、東日本大震災による影響のうち本事故による影響と本事故以外の要因による影響を分離できないが、かかる分離は技術的に困難である。

また、賠償額の上限を推計するという目的も併せ鑑みれば、DID 分析を用いることは合理的であると考えられる<sup>119</sup>。

更に、前記ア.(7)の ii. において、最小仮定値と最大仮定値の中間値を損害額としているが、これは、消費者側の買い控えに係るデータ

<sup>119</sup> もっとも、本推計では、指定対象品目に含まれ得る製品のうち、長期保存可能な加工食品、大部分が輸入食品である等明らかに本事故と因果性のないと考えられるものは、損害額の計算に当たり控除しており、その限度で、可及的に本事故以外の東日本大震災による影響を排除することを試みている。



を基礎資料として用いているために、指定対象地域の指定対象品目の購入の減少分を特定できないためであり、やむを得ないと考えられる。

最後に、前記ア.(7)の i. 及び ii. 並びに前記ア.(4)の何れにおいても、2011年(平成23年)8月から2012年2月までの被害額の算出において、2011年6月及び7月の前年各同月からの増減率(DID分析に基づく。)の平均を、2010年8月から2011年2月までの輸入額、消費支出額又は輸出額の合計額に乗じて推計しているが、これは、消費支出及び輸出入共に2011年7月には例年値に回帰する傾向がみられることから、かかる方法を用いたものであり、合理的である。

#### イ. 留意事項

そもそも、風評被害に関する推計については、実際に観察される損害に基づいて推計を行っているのではなく、統計資料に基づいて推計を行っており、あくまで理論値としての推計であることに留意が必要である。

また、出荷制限等による損害をも含んだ形で推計を行っている点にも留意が必要である。

特に風評被害については、その全体像を把握することは極めて困難であり、統計的な推計計算によることには合理性が認められるものの、今後実際に損害賠償責任が認められる金額とは相当程度の乖離が発生する可能性もある。

この他、輸出に係る風評被害に関する推計について留意すべき点は以下の通りである。

#### (7) 推計の対象

本推計は、日本貿易統計輸入月報や総務省家計調査報告に表われている品目を対象に行われているため、中間指針に基づいて賠償が認めら

れ得る農林漁業・食品産業に係る産品を全て網羅するものではない。

また、前記ア.(7)の国内における風評被害額の推計においては、購入そのものは減少させずに他の地域で産出される国内品に代替された部分は、推計の対象とされていない。

(4) 過大な推計となっている可能性

前記ア.(7)でも述べた通り、本推計は、消費者側の買い控えに関するデータに基づく推計であるため、本事故以外の東日本大震災による影響(政府等による農林水産物の出荷制限指示等の影響を含むが、これに限られない。)を厳密に分離するものではなく、その点で、過大な推計結果となっている可能性がある。

また、前記ア.(7)①の通り、農林水産物及び食品の2011年(平成23年)3月以降の「DID 輸入増加額」を用いた「年換算増加額」をして、指定対象地域の指定対象品目が輸入品に代替されたものとみなしているが、かかる「年換算増加額」には、中間指針によれば必ずしも賠償の対象とはならない、指定対象地域外で産出された指定対象品目が輸入品に代替された分が含まれている可能性があり、その点で過大な推計結果となっている可能性がある。

更に、本推計では、被害額を年換算するため、2011年(平成23年)3月から7月までの実績値は単純に集計し、2011年8月から2012年2月については、2011年6月及び7月の増減率を2010年8月から2011年2月の値に適用して推計しているが、家計消費支出及び輸出共に2011年7月には例年値に回帰する傾向がみられることから、風評被害が早期に収束する可能性があり、その点で、過大な推計結果となっている可能性がある。

(ウ) 過小な推計結果となっている可能性

本推計では、国内の家計消費支出や貿易統計での総合計した数値の変化を観察しているため、選択的に風評被害が集中した者と風評被害の反射的利益を得た者の間で被害と利益が相殺している可能性がある。

また、指定対象品目によっては、指定対象地域で産出されたものに対する選択的な忌避率が前記ア.(イ)における(i)と(ii)の中間値よりも高くなっている可能性がある。

更に、本推計では、指定対象品目に含まれる産品等のうち、明らかに指定対象地域で生産されていない品目や代替性がない品目は個別判断により除外しているが、不確実性が存在する(その例として、ココア、スパゲッティ、輸入タバコ等。)

(b) 観光業の風評被害

ア. 推計の概要

(7) 国内観光客に係る風評被害額の推計

観光業の風評被害の推計については、国内観光客に係るものと外国人観光客に係るものに分けて行うこととした。

このうち、中間指針において、消費者等が本事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準に合理性を有していると認められる蓋然性が高いとされている観光業の営業の拠点である福島県、茨城県、栃木県及び群馬県(本(b)において、以下「指定対象地域」とする。)向けの国内観光客に係る風評被害額は、後記 i. の最小仮定値と後記 ii. の最大仮定値の中間値として推計しており、その額は、一過性

の損害として 945 億 9400 万円である。

i. 最小仮定値

消費者が、指定対象地域向けの観光旅行とその他の地域向けの観光旅行とを無差別に控えたと仮定する。この場合、2011 年（平成 23 年）3 月以降の世帯毎の観光関係の「DID 消費支出減少額」を用いた「年換算減少額」に、指定対象地域向け宿泊旅行支出比率と世帯数とを乗じた値を被害額と推定する。

ii. 最大仮定値

消費者が指定対象地域向けの観光旅行を完全に控えたと仮定する。この場合、2011 年（平成 23 年）3 月以降の世帯毎の観光関係の「DID 消費支出減少額」を用いた「年換算減少額」に世帯数を乗じた額と、指定対象地域宿泊旅行関係生産額のうち何れか小さい方の額を被害額と推定する。

ここでいう 2011 年 3 月以降の世帯毎の観光関係の「DID 消費支出減少額」を用いた「年換算減少額」の算出方法は、前記ア. (7) の i. 及び ii. 並びに前記ア. (1) における DID 分析を用いた年換算増減額の算出方法と同様である。

なお、「年換算減少額」の算定基礎とされている観光関係の家計消費支出額は、総務省家計調査報告（2010 年（平成 22 年）1 月から 2011 年 7 月までの各月報）中、観光関係消費支出額（861 国内パック旅行、941 宿泊料、890 温泉入浴料、390-398 外食代）に基づくものである。

また、最小仮定値における指定対象地域向け宿泊旅行支出比率は、「国土交通省観

光庁 旅行・観光消費動向調査 2009 年度」に基づく。

更に、最大仮定値における東北・北関東宿泊旅行関係生産額は、2010 年（平成 22 年）1 月から 12 月までの地域別家計月額観光関係支出額の合計額（総務省家計調査報告 月報に基づく。）に、前記の国内東北向け宿泊旅行支出比率と国内北関東向け宿泊旅行支出比率の合計値、及び、世帯数をそれぞれ乗じることにより推計した。

世帯数については、何れも「総務省住民基本台帳調査 2010」に基づく。

#### (イ) 外国人観光客に係る風評被害額の推計

外国人観光客に係る風評被害については、法務省出入国管理統計における短期滞在者数の 2011 年（平成 23 年）3 月以降の「月別 DID 減少数」を用いた「年間減少数」×「外国人観光客 1 人当国内消費支出額」×（「平均サービス業利益率」＋「固定資本減耗率」＋「雇用者報酬率」）として推計しており、その額は、一過性の損害として 2421 億 1500 万円である。

ここでいう 2011 年（平成 23 年）3 月以降の「月別 DID 減少数」を用いた「年間減少数」の算出方法は、前記（a）ア.（7）の i 及び ii 並びに前記（a）ア.（イ）における DID 分析を用いた年換算増減額の算出方法と同様である。

なお、外国人観光客 1 人当国内消費支出額は、国土交通省観光庁訪日外国人消費動向調査 2010 年年計値に基づく。

また、平均サービス業利益率、固定資本減耗率、雇用者報酬率は、何れも「内閣府県民経済計算 2009」に基づく。

(ウ) 推計の合理性について

なお、中間指針第7の1Ⅲ)によれば、風評被害については、①各業種別に示す一定の範囲の類型については、本事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、原則として本事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象と認められるとし、②①以外の類型については、本事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、平均的・一般的な人を基準として、本事故との相当因果関係を判断するとされる。

このことからすると、観光業における風評被害額を正確に算定するためには、供給者側の統計である観光業の月別売上高統計の変化を正確に観察することが必要と考えられるが、そのような統計は、国土交通省観光庁で関連する四半期統計が存在するものの、2011年(平成23年)9月現在、震災後の統計値を取得することは困難である。かかる事情を前提とすれば、観光業における風評被害額を推計するに当たり、消費者側の観光手控えに係るデータを基礎資料として用いることもやむを得ないと考えられる。

また、DID分析及び年換算額の算定方法の妥当性は、前記(a)イ.と同様である。

更に、前記ア.(7)において、最小仮定値と最大仮定値の中間値を損害額としているが、これは、消費者側の買い控えに係るデータを基礎資料として用いているために、指定対象地域向けの観光の減少分を特定できないためであり、やむを得ないと考えられる。

イ. 留意事項

本推計については、実際に観察される損害に基づいて推計を行っているのではなく、統計資料に

基づいて推計を行っており、あくまで理論値としての推計であることに留意が必要である。

その他、外国人観光客に係る推計について留意すべき点は以下の通りである。

(7) 過大な推計結果となっている可能性

前記イ.(7)でも述べた通り、本推計に当たり用いている基礎資料は消費者側の観光手控えに関するデータであるため、推計結果は、本事故以外の東日本大震災による影響を厳密に分離するものではなく、その点で、過大な推計結果となっている可能性がある。

更に、本推計では、被害額を年換算するため、家計総支出においては、2011年(平成23年)3月から7月までの実績値は単純に集計し、2011年8月から2012年2月については、2011年6月及び7月の増減率を2010年8月から2011年2月の値に適用して推計し、出入国管理統計における短期滞在者数においては2011年3月から6月までの実績値は単純に集計し、2011年7月から2012年2月については、2011年6月の増減率を2010年7月から2011年2月の値に適用して推計しているが、家計消費支出は2011年7月には例年値に回帰する傾向がみられ、出入国管理統計における短期滞在者数についても明確な回復傾向がみられることから、風評被害が早期に収束する可能性があり、その点で、過大な推計結果となっている可能性がある。

(1) 過小な推計結果となっている可能性

本推計では国内の家計消費支出や外国人観光客入国数での総合計した数値の変化を観察しているため、選択的に風評被害が集中した者と風評被害の反射的利益を得た者の間で被害と利益

が相殺している可能性がある。

また、指定対象地域によっては、選択的な忌避率が前記ア.(7)における(i)と(ii)の中間値よりも高くなっている可能性がある。

## (c) 製造業、サービス業等の風評被害

### ア. 推計の概要

#### (7) 推計の対象

製造業・サービス業等の風評被害については、中間指針第7の4I)及びII)において、原則として本事故との相当因果関係が認められるとされている損害が掲げられている。本推計では、このうち、同I)の①(福島県(本(c)において、以下「指定対象地域」とする。)に所在する拠点で製造、販売を行う物品又は提供するサービス等に関し、当該拠点において発生したもの)に属すると考えられるものとして、ミネラルウォーター製造業及びゴルフ場等娯楽スポーツ施設(本(c)において、以下「対象娯楽施設」とする。)についての風評被害を検討した。

これらの風評被害については、後記 i. の最小仮定値と後記 ii. の最大仮定値の中間値として推計しており、その額は、一過性の損害として、ミネラルウォーター製造業についての風評被害を80億9100万円、対象娯楽施設についての風評被害を602億6600万円と推計した。

#### i. 最小仮定値

消費者が、①福島県内で製造されたミネラルウォーターとその他の地域で製造されたミネラルウォーターとを無差別に買い控え、また、②福島県内の対象娯楽施設とそ



の他の地域の対象娯楽施設の利用を、無差別に控えたと仮定する。この場合、ミネラルウォーター及び対象娯楽施設に係る 2011 年（平成 23 年）3 月以降の「DID 消費支出減少額」を用いた「年換算減少額」に、福島県内でミネラルウォーターが産出される比率又は福島県内で対象娯楽施設が提供される比率、及び世帯数をそれぞれ乗じた値を被害額と推定する。

## ii. 最大仮定値

消費者が①福島県内で製造されたミネラルウォーターを完全に買い控え、また、②福島県内の対象娯楽施設の利用を完全に控えたと仮定する。この場合、①2011 年（平成 23 年）3 月以降の世帯毎のミネラルウォーター及び対象娯楽施設に係る「DID 消費支出減少額」を用いた「年換算減少額」に世帯数を乗じた額と、②福島県内でミネラルウォーターが産出される額又は対象娯楽施設が提供される額をそれぞれ算出し、何れか小さい方の額を被害額と推定する。

ここでいう 2011 年 3 月以降の世帯毎のミネラルウォーター及び対象娯楽施設に係る「DID 消費支出減少額」を用いた「年換算減少額」の算出方法は、前記ア. (7) の i. 及び ii. 並びに前記ア. (4) の DID 分析を用いた年換算増減額の算出方法と同様である。

なお、前記「年換算減少額」の算定基礎とされている消費支出額は、総務省家計調査報告（2010 年（平成 22 年）1 月から 2011 年 7 月までの各月報）に基づく。また、最小仮定値の算出において用いられているミネラルウォーター又は対象娯楽施設

が福島県内で産出又は提供される比率、及び最大仮定値の算出において用いられているミネラルウォーター又は対象娯楽施設が福島県内で産出又は提供される額は、内閣府の県民経済計算 2008 に基づき算出したものである。

#### (4) 推計の合理性について

製造業、サービス業等の風評被害額を正確に算定するためには、供給者側の統計である製造業、サービス業等の月別売上高統計の変化を正確に観察することが必要と考えられるが、そのような統計を取得することは困難である。かかる事情を前提とすると、製造業、サービス業等の風評被害額を推計するに当たり、消費者側の買い控え等に係るデータを基礎資料として用いることもやむを得ないと考えられる。

その上で、本推計においてはミネラルウォーター製造業及び対象娯楽施設のみを推計の対象としているが、本事故による放射能の影響により風評被害を受けやすい製造業及びサービス業は、放射能の影響を受けるおそれのある自然の水を飲料水として製造・販売するミネラルウォーター製造業や、利用する人が放射能の影響を受けやすい野外のスポーツ施設であるゴルフ場等の対象娯楽施設であると考えられる。そのため、これらの製造業、娯楽施設に限定して推計を行うこともまた合理的であるといえる。

次に、DID 分析及び年換算額の算定方法の妥当性は、前記 (a) ア、(ウ) と同様である。

#### イ. 留意事項

本推計については、実際に観察される損害に基づいて推計を行っているのではなく、統計資料に基づいて推計を行っており、あくまで理論

値としての推計であることに留意が必要である。

特に風評被害については、その全体像を把握することは極めて困難であり、統計的な推計計算によることには合理性が認められるものの、今後実際に損害賠償責任が認められる金額とは相当程度の乖離が発生する可能性もある。

また、本推計は、中間指針で原則として本事故との相当因果関係が認められるものとして掲げられている製造業・サービス業等の風評被害の全部について推計するものではなく、その一部と考えられるミネラルウォーター製造業及びゴルフ場等娯楽スポーツ施設についてのみ推計したものである。

その他、推計について留意すべき点は以下の通りである。

#### (7) 過大な推計結果となっている可能性

本推計に当たり用いている基礎資料は消費者側の買い控え等に関するデータであるため、推計結果は、本事故以外の東日本大震災による影響を厳密に分離するものではなく、その点で、過大な推計結果となっている可能性がある。

更に、本推計では、被害額を年換算するため、2011年（平成23年）3月から7月までの実績値は単純に集計し、2011年8月から2012年2月については、2011年6月及び7月の増減率を2010年8月から2011年2月の値に適用して推計しているが、家計消費支出は2011年7月には例年値に回帰する傾向がみられることから、風評被害が早期に収束する可能性があり、その点で、過大な推計結果となっている可能性がある。

(イ) 過小な推計結果となっている可能性

本推計では国内の家計消費支出での総合計した数値の変化を観察しているため、選択的に風評被害が集中した者と風評被害の反射的利益を得た者の間で被害と利益が相殺している可能性がある。

また、ミネラルウォーター及び指定対象娯楽施設によっては、福島県で産出又は提供されるものに対する選択的な忌避率が前記ア.(7)における i と ii の中間値よりも高くなっている可能性がある。

更に、推計の対象がミネラルウォーター製造業及びゴルフ場等娯楽スポーツ施設に限定されている点においても、過小な推計結果となっている可能性がある。

f. いわゆる間接被害について

(a) 推計の概要

ア. 推計の前提

中間指針によれば、間接被害とは、本件事故により中間指針の第1乃至第7に従い賠償の対象と認められる損害（本 f.において、以下「第一次被害」とする。）が生じたことにより、第一次被害を受けた者（本 f.において、以下「第一次被害者」とする。）と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害を意味する。

こうした被害を個々に特定して推計することは不可能であるため、本推計では、前記 a.乃至 e.における第一次被害者を業種別に分類して各業種別の第一次被害の額を特定しておき（かかる第一次被害の額を、本 f.において、以下「第一次被害額」とする。）、これを基に、総務省の2005年

(平成17年)産業連関表<sup>120</sup>(本f.において、以下「産業連関表」とする。)を用いて、①第一次被害者を原材料やサービスの販売先としていた者(本f.において、以下「前方連関被害者」とする。)に生じた被害(間接被害 前方連関(投入側))と、②第一次被害者を原材料やサービスに係る調達先としていた者(本f.において、以下「後方連関被害者」とする。)に生じた被害(間接被害 後方連関(産出側))を、それぞれ後記イ.及びウ.の通り推計している。

#### イ. 間接被害 前方連関(投入側)の推計

間接被害 前方連関(投入側)については、まず、業種別の第一次被害額に、産業連関表上の業種別の国内生産比率と各業種に係る投入係数(第一次被害企業の生産額に占める当該業種から供給される原材料額の割合をいう。)を乗ずることにより、国内の業種別の前方連関被害者の産出減少分を推計した。更に、かかる減少額に業種別の付加価値率を乗ずることにより、業種別の前方連関被害者の被害額を推計し、これを総計することで損害額を推計した。具体的には、風評被害以外の被害を第一次被害とする間接損害 前方連関(投入

<sup>120</sup> 産業連関表は、一定期間(通常1年間)において、財・サービスが各産業部門間ではどのように生産され、販売されたかについて、行列(マトリックス)の形で一覧表にとりまとめたものである。ある1つの産業部門は、他の産業部門から原材料や燃料等を購入し、これを加工して別の財・サービスを生産し、更にそれを別の産業部門に対して販売する。購入した産業部門は、それらを原材料等として、また、別の財・サービスを生産する。このような財・サービスの「購入→生産→販売」という連鎖的なつながりを表したのが産業連関表である。我が国では、作成対象年次における我が国の経済構造を総体的に明らかにすると共に、経済波及効果分析や各種経済指標の基準改定を行うための基礎資料を提供することを目的として、5年毎に、総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の共同事業として作成されており、最新の産業連関表は、2005年(平成17年)産業連関表である。

側) についての、初年度単年度分として 1108 億円、2 年度目以降単年度分として 1 年当たり 1108 億円、風評被害を第一次被害とする間接損害 前方連関 (投入側) についての一過性の損害が 3035 億 3100 万円であるとの推計結果が得られた。

#### ウ. 間接被害 後方連関 (産出側) の推計

間接被害 後方連関 (産出側) については、まず、業種別の第一次被害額に、産業連関表上の業種別の国内需要比率と内生部門比率 (一次被害企業の生産が中間投入に充てられる割合をいう。) を乗ずることにより、国内の業種別の後方連関被害者に対する中間投入額の減少分を推計した。更に、かかる減少額を当該業種に係る中間投入比率で除して後方連関被害者が中間投入を得られなくなったことによる産出減少分を推計し、当該減少額に業種別の付加価値率を乗じて被害額を推計し、これを総計することで損害額を推計した。具体的には、風評被害以外の被害を第一次被害とする間接損害 後方連関 (産出側) についての、初年度単年度分として 1766 億 100 万円、2 年度目以降単年度分として 1 年当たり 1766 億 100 万円、風評被害を第一次被害とする間接損害 後方連関 (産出側) についての一過性の損害が 4334 億 9100 万円であるとの推計結果が得られた。

#### エ. 備 考

前記ア. の通り、本推計は、第一次被害者の被害額が、前方連関被害者及び後方連関被害者にどのように波及するかを、産業連関表上の各係数を用いて推計したものである。

この点、中間指針においても、第一次被害者の調達先 (前方連関被害者) 及び販売先 (後方連関被害者) に生じた間接被害が賠償の対象となり得ることを認めていると考えられる (中間指針第 8

のⅡ)の①乃至③を参照。)。もつとも、中間指針において賠償の対象と認められるためには、間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がないことが必要とされているが、産業連関表上の各係数は、第一次被害者と前方連関被害者又は後方連関被害者との間の取引の代替性の有無を反映したものではない。

そこで、推計に際しては、中間指針との整合性に配慮し、第一次被害者を起点とする波及1段分のみを間接被害の対象として推計を行った<sup>121</sup>。

#### (b) 留意事項

本推計については、実際に観察される損害に基づいて推計を行っているのではなく、統計資料に基づいて推計を行っており、あくまで理論値としての推計であることに留意が必要である。

その他、間接被害に係る推計について留意すべき点は以下の通りである。

#### ア. 推計の前提

第一次被害額は各業種別の減収分を想定しており、これを基に産業連関表から機械的に推計を行っているため、減収以外の損害（例えば、中間指針で指摘されている合理的な範囲の追加的費用や、就労不能等による損害）は推計の対象に含まれていない。

また、前記(a)エ.の通り、本推計は、中間指針との整合性に配慮し、第一次被害者を起点とする波及1段分のみを間接被害の対象として推計を

<sup>121</sup> 中間指針第8のⅡ)によれば、間接損害が認められるためには第一次被害者との取引の間に代替性が認められないことが必要とされるが、第一次被害者を起点とする波及段数が増えるにつれて、第一次被害者との間の原材料・サービス等の取引についての代替性は増加すると考える余地もある。したがって、この点においても、波及段数を一段に限定することは、中間指針と矛盾しないものと考えられる。

行っているが、産業連関表上の各係数は、第一次被害者と前方連関被害者又は後方連関被害者との間の取引の代替性の有無を反映したものではないため、代替性がない場合にのみ賠償を認める中間指針に基づく賠償額と本 f. に基づく推計額は必ずしも合致しない。

#### イ. 過大な推計結果となっている可能性

前記 a. 乃至 e. の業種別推計結果と産業連関表から機械的に推計を行っているため、前記 a. 乃至 e. の推計結果が過大となっている可能性（その要因）がある以上、本 f. における推計結果が過大となっている可能性（その要因）がある。

また、第一次被害者の所在地が警戒区域・計画的避難区域等である場合、前方連関被害者又は後方連関被害者の所在地もまた同区域等内である可能性があり、このような場合、間接被害 前方連関（投入側）及び間接被害 後方連関（産出側）は、前記 a. での営業損害等の推計と重複している可能性がある。

#### ウ. 過小な推計結果となっている可能性

前記 a. 乃至 e. の業種別推計結果と産業連関表から機械的に推計を行っているため、前記 a. 乃至 e. の推計結果が過小となっている可能性（その要因）がある以上、本 f. における試算結果が過小となっている可能性（その要因）がある。

また、本推計では、第一次被害者を起点とする波及段数を1段に留めて間接被害額を推計しているが、二次的・三次的間接被害（第一次被害者を起点とする波及段数が2段以上の者が被った間接被害）も別途存在する可能性がある。



g. 放射線被曝による損害

官公庁のプレスリリースや報道等によれば、2011年（平成23年）8月時点において放射線被曝の該当者が存在しないことから、損害額0（ゼロ）として推計した。

h. その他（地方公共団体等の財産的損害等）

(a) 推計の概要

地方公共団体等の財産的損害等の額は実費であるところ、地方公共団体は、年度末を基準時として実費負担額等を把握、公表等するため現時点では計算できず、推計に際しては考慮しないこととした。

もっとも、地方公共団体等の財産的損害を構成するのは、①地方公共団体が所有する財物への損害、②地方公共団体が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害及び③加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合の当該負担分であるところ、③については、これまで検討した各損害項目の推計において評価しつくされていると考えられるところである。なお、②については、前記 d. (a) その他政府指示等に係る損害と同様に、今後損害の実態が明らかになると思われる。

5. 当社による試算について

(1) 当社による損害賠償額の試算状況

a. 試算に関する当社の基本的なスタンス

2011年（平成23年）8月9日、当社は、本事故による損害額について試算し、その結果損害賠償債務の引当として計上した額を公表した。当社において行われている損害賠償額の試算は、あくまで当社の財務状況を明らかにするために債務性が合理性を持って認定できる金額を算定する

ことを目的として行われており、その目的を越えて、本事故による損害の全容を明らかにしたり、統計的手法等をもって理論的に推計したりすることは目的とされていない。

したがって、将来賠償請求がなされる可能性がある原子力損害についても、その可能性があるというだけでは試算の対象とはならず、貸借対照表及び損益計算書において損害賠償債務として計上するに足りるだけの合理的な見積りが可能でなければ、試算の対象とはしていないようである。

更に、損害賠償額を試算するに当たっては、中間指針に基づき、適宜客観的な統計データを用いる等して合理的に見積り可能な損害額を試算している。

## b. 試算の概要

### (a) 試算の対象となった損害項目

中間指針において提示された損害項目に従って、当社が試算を行った損害項目を整理するならば、以下の通りとなる。

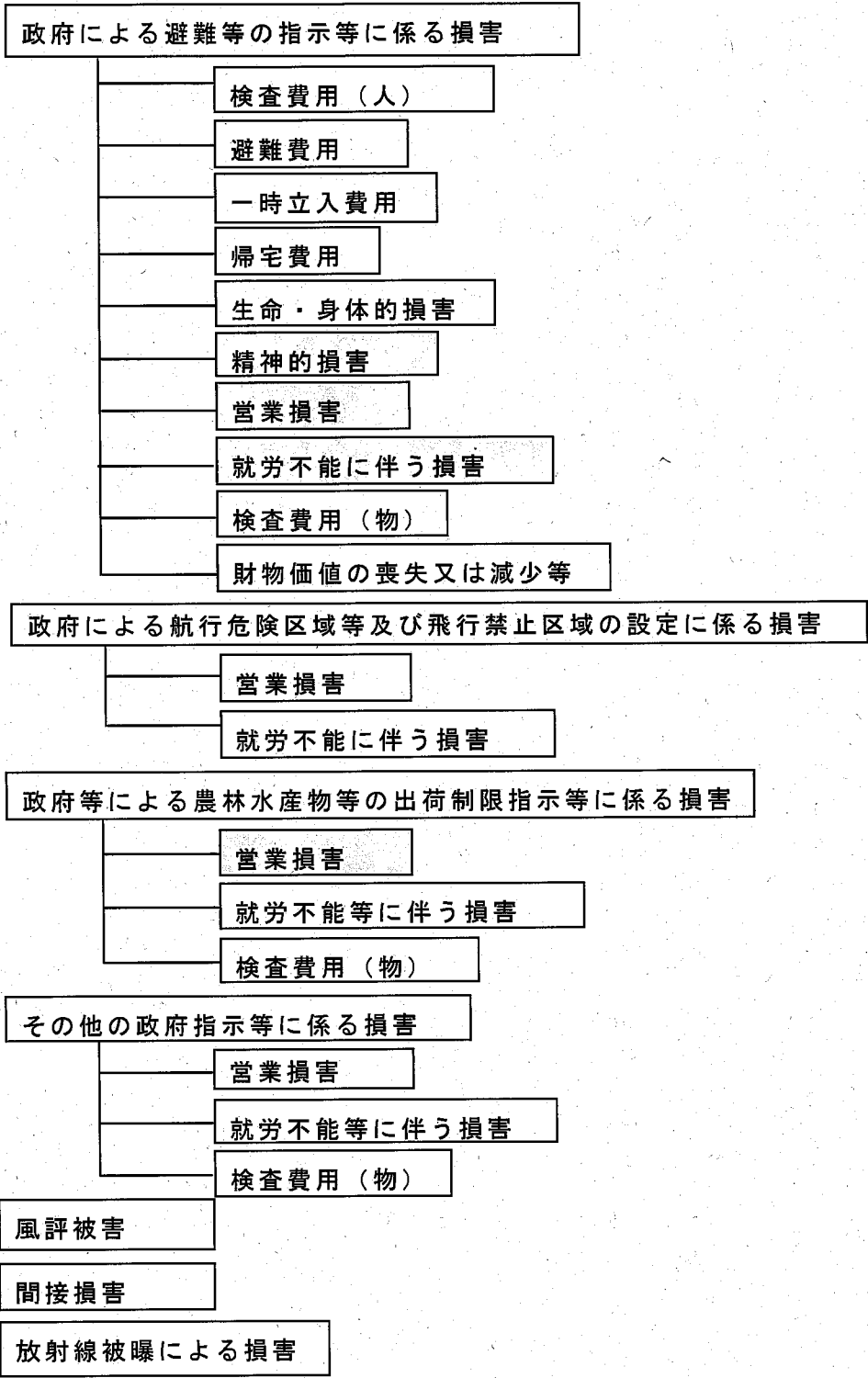
当社は、全ての損害項目について試算をしておらず、以下のチャートにおいて黄色の網掛けがなされている損害項目が、当社において、既に損害賠償額の試算が行われた損害項目である。その具体的な試算額は、「政府による避難等の指示等に係る精神的損害」につき約 882 億円、「政府による避難等の指示等に係る営業損害」につき約 1012 億円、「政府による避難等の指示等に係る就労不能に伴う損害」につき約 1413 億円、及び「政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る営業損害」につき約 668 億円であり、これらを合計すると、当社による試算総額は約 3977 億円となる<sup>122</sup>。

一方、その余の損害項目については、合理的な見積

<sup>122</sup> 個々の推計額として 1000 万円未満の単位を切り捨てた概数を記載していることから、個々の賠償額と賠償総額との間に齟齬が生じている。

りが困難であるとして、試算の対象からは外されている。

以下では、前記のような賠償額を算定するに至った当社の試算の内容及び状況を概説する。（なお、当社による各損害項目の試算の有無及び試算額については別紙第2-Ⅲ-5-(1)を参照されたい。）



(b) 政府による避難等の指示等に係る精神的損害の試算状況

中間指針によれば、避難指示等により避難等を余儀なくされた避難等対象者が受けた精神的苦痛のうち、自宅以外での生活や屋内退避を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛については、賠償すべき損害と認められるとし、更に、避難等に伴う生活費の増加費用と合算した一定の金額をもって損害額を算定するとしている。

そして、中間指針によれば、自宅以外での生活を余儀なくされた者については、算定期間を事故発生から6か月間の第1期、第1期終了から6か月間の第2期、第2期終了から終期（避難指示等の解除から相当期間が経過した時期）までの第3期に分け、それぞれ第1期については、一人月額10万円（但し、避難所等における避難生活等を余儀なくされたものについては、その生活環境の過酷さに鑑みて一人月額12万円）を目安とし、第2期については、一人月額5万円を目安とし、第3期については、本事故の収束状況等を踏まえて改めて算定方法を検討するとしている。

また、屋内退避を余儀なくされた者については、中間指針によれば、一人10万円を目安とすることとされている。

前記の中間指針の記載からも明らかなように、精神的損害の賠償額の試算を行うためには、まず、避難等対象者の数を特定することが必要である。

この点、当社においては、既に支払手続を進めている仮払補償金の支払手続の過程で確認された支払対象者数を基に避難等対象者の数を特定している。

即ち、当社においては、2011年（平成23年）4月15日、避難等対象者に対して、一世帯当たり100万円又は75万円の仮払補償金を支払うこととし、既にその支払手続を進めているところ、仮払補償金の申請過程でそれぞれの世帯の構成人員も明らかとなっており、このようにして明らかとなった避難等対象者の数を

2011年6月30日現在でとりまとめ分類し、試算の前提としている。

当社の計算によれば、2011年（平成23年）6月30日現在の避難等対象者の数は、以下の通りである。

- ① 避難所等において避難生活をしている者 1万2702名
- ② 避難所等以外の避難先において避難生活をしている者 10万1963名
- ③ 屋内退避をしている者 3万6305名

精神的損害の額を試算する上で次に特定しなければならないのが、避難等対象者が避難等を余儀なくされた期間であるが、当社においては、2011年（平成23年）4月17日に公表された「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」（以下「ロードマップ」とする。）を基に期間を計算することとしている。

ロードマップによれば、避難等対象者の早期帰宅等を実現するため、2つのステップからなる目標を設定している。ステップ1は、放射線量が着実に減少傾向となることを目標とし、ステップ2は、放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられることを目標としている。

そして、ステップ1の目標達成時期については、2011年（平成23年）4月17日を基準に3か月程度（即ち事故発生から4か月程度）とされており、ステップ2についてはステップ1終了後3から6か月程度を想定している。

当社は、以上の想定を基に、事故発生から7か月後にステップ2の目標が達成されたと仮定した場合と事故発生から10か月後に事故が収束したと仮定した場合のそれぞれについて想定される損害賠償額を計算し、その平均値をもって損害賠償額の試算とすることとし

ている<sup>123</sup>。

当社は、以上の前提を基に、精神的損害に係る賠償額を試算しているが、その結果は後記の通りである。

(事故発生から6か月までの賠償額)

- ① 避難所において避難している者に対する賠償額  
 $12 \text{ 万 (円)} \times 1 \text{ 万 } 2702 \text{ (人)} \times 6 \text{ (か月)} = 91 \text{ 億 } 4544 \text{ 万円}$
- ② 避難所以外の避難先に避難している者に対する賠償額  
 $10 \text{ 万 (円)} \times 10 \text{ 万 } 1963 \text{ (人)} \times 6 \text{ (か月)} = 611 \text{ 億 } 7780 \text{ 万円}$
- ③ 屋内退避をしている者に対する賠償額  
 $10 \text{ 万 (円)} \times 3 \text{ 万 } 6305 \text{ (人)} = 36 \text{ 億 } 3050 \text{ 万円}$
- ④ 合計 739 億 5374 万円

(事故発生から7か月以降の賠償額)

- ① 7か月で算定した場合  
 $5 \text{ 万 (円)} \times 11 \text{ 万 } 4665 \text{ (人)} = 57 \text{ 億 } 3325 \text{ 万円}$
- ② 10か月で算定した場合  
 $5 \text{ 万 (円)} \times 11 \text{ 万 } 4665 \text{ (人)} \times 4 \text{ (か月)} = 229 \text{ 億 } 3300 \text{ 万円}$
- ③ 7か月と10か月の平均値  
 $(57 \text{ 億 } 3325 \text{ 万} + 229 \text{ 億 } 3300 \text{ 万}) \div 2 = 143 \text{ 億 } 3312 \text{ 万 } 5000 \text{ 円}$

<sup>123</sup> 2011年(平成23年)7月19日に原子力災害対策本部政府・東京電力統合対策室が公表した「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 進捗状況のポイント」によれば、同日時点において、ステップ1の目標の「放射線量が着実に減少傾向となっている」の達成を確認し、ステップ2の達成時期に変更はないとされている。

(計上額)

739 億 5374 万円 + 143 億 3312 万 5000 円 = 882 億  
8686 万 5000 円

当社は、以上の計算により、政府による避難等の指示等に係る精神的損害について、約 882 億円と試算している。

(c) 政府による避難等の指示等に係る営業損害の試算状況

中間指針によれば、対象区域で事業の全部又は一部を営んでいた者が、避難指示等に伴い、営業が不能になるか又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害として認められるとされている。

また、事業者において、事業に支障が生じたために負担した追加的費用又は事業への支障を避けるため若しくは事業を変更したために生じた追加的費用も必要且つ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしている。

また、避難指示等の解除後も、事業者において避難指示等に伴い事業に支障が生じたために減収があった場合には、当該減収も必要且つ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとし、避難指示等の解除後に事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用も必要且つ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとされている。

当社は、中間指針に則り、以下の方針に従い損害額を試算している。

まず、中間指針においては、避難指示に伴い営業が全部不能となった場合のみならず減収が生じたに過ぎない場合も想定しているが、試算に当たっては、避難等区域内の企業等の営業は全て不能になったと仮定して試算を行うこととしている。

そして、中間指針においては、現実の減収分が損害であるとされているが、現実の減収分を正確に見積もることは困難であることから、試算に当たっては、政



府統計等の公式の統計資料に基づいて損害額を計算している。

基本的な計算の考え方は、対象区域内の農林漁業や企業全ての利益が失われたと仮定し、逸失利益を算定するというものであり、農家、林家、漁業経営体及び中小企業の平均利益に、対象区域内の農家数、林家数、漁業経営体数及び企業数を乗じ、更にこれに避難期間を乗じることで逸失利益を算定することとしている。

以下、具体的な試算結果について記載するが、まず農家については、以下の計算により損害賠償額を試算した。

まず、一農家当たりの平均利益については、平均所得金額に平均的な固定費を足すことで賠償の対象となる平均利益を算出することとしている。即ち、本来であれば収入から経費を差し引いた所得金額が賠償の対象となる利益となるはずであるが、経費のうち固定費については本事故の発生時において既に農家において支出済みであると思料され、固定費が賠償の対象から控除されるというのでは農家にとって酷であると思われる。そのため、平均所得金額に平均的な固定費を足すことで賠償の対象となる平均利益を算出することとしている。

具体的には、一農家当たりの平均利益を算出するために、政府統計・農業経営統計調査のうち「平成21年経営形態別経営統計（個別経営）」の数値を用いている。

同統計によれば、2009年（平成21年）の東北地方の平均的な農業所得は年90万円である。これに平均的な固定費、即ち同統計に計上されている「農用自動車13万円」「農機具49万2000円」「農用建物17万9000円」「賃借料14万4000円」「土地改良・水利費11万円」「支払い小作料7万7000円」「物件税及び公課諸負担10万4000円」「負債利子1万9000円」「企画管理費2万1000円」「農業雑支出10万7000円」を足すことにした。

こうして算出された平均利益は、228万3000円とな

る。

続いて、対象区域内の農家数については、対象区域を抱える市町村の農家数に当該市町村毎の対象区域内の人口比率を掛けることにより算出されること、福島県の統計年鑑及び福島県の「平成22年市町村別人口動態」等の統計資料から推計された対象区域内の農家数は1万841件である。

避難等の期間については、ロードマップに従い、事故発生から7か月乃至10か月であると仮定し、試算に当たっては、その中間値である8.5か月を設定している。

以上のように、統計データを基に特定した数値を基に対象区域内の農家の営業損害を計算すると228万3000(円)×1万841(戸)×8.5(か月)÷12=175億3125万2125(円)となり、おおよそ175億3100万円の営業損害が発生するとの試算結果が導き出されている。

なお、林野については、平均利益は統計上マイナスとなっており、損害額試算に際しては考慮には入れていない。

続いて、漁業経営体の営業損害についても、同様の計算手法に基づき、以下の通り計算される。即ち、一漁業経営体当たりの平均利益は471万円であると計算され、対象区域内の漁業経営体の数は、136個であると計算される。そして、避難等の期間が8.5か月であるとして損害額を試算すると、4億5373万円となり、おおよそ4億5300万円の営業損害が発生するとの試算結果が導き出されている。

続いて、中小企業の営業損害であるが、まず、中小企業の平均利益を計算するに当たり平均売上総利益から平均人件費を控除することとしている。この理由につき、当社は、人件費については、避難指示等に係る就労不能によって補償するため、控除することとしたとしている。

以上により、中小企業の平均利益を算出すると2060万4406円となる。

続いて、対象区域内の企業数については、統計から

判明する事業所数を一企業が有する事業所の平均的な数で除し、5706ヶ所と特定した。

そして、避難期間を8.5か月として被害総額を試算すると、832億7785万7950円となり、おおよそ832億7700万円の営業損害が発生するとの試算結果が導き出されている。

以上を合計し、当社は政府による避難等の指示等に係る営業損害の総額を約1012億円であると試算している。

(d) 政府による避難等の指示等に係る就労不能に伴う損害の試算状況

中間指針によれば、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により就労が不能となったり、前記(c)の営業損害を被った事業者に雇用されていた勤労者が当該事業者の営業損害により、その就労が不能となった場合には、当該勤労者の給与等の減収分及び必要且つ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害であると認められるとしている。

この点、当社は、試算に当たり、対象区域内の勤労者の就労は全て不能となったと仮定し、具体的な計算に際しては、対象区域内の労働者数に福島県の平均月収及び避難期間を乗じることで避難期間中の対象区域内の給与総額を算定することとしている。

対象区域内の労働者数の確定に当たっては、対象区域の人口に福島県の労働人口割合を乗じた上で、労働人口には既に前記(c)の通り営業損害としてその被った損害が評価されている自営業者及び失業者が含まれることから、これらの割合を控除することとした。

こうして、算出された対象区域内の労働者数は6万992人であり、これに平均給与を含めた平均月収27万2673円及び避難期間の平均値である8.5か月を乗じると、1413億6240万8736円となり、おおよそ1413億円の損害が発生するとの試算結果が導き出されている。

(e) 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る営業損害の試算状況

中間指針によれば、政府が原災法に基づいて農林水産物及び食品についてなす出荷制限指示、摂取制限指示及び作付け制限指示、放牧及び牧草等の給与制限指導、食品衛生法の規定に基づく販売禁止、食品の放射性物質検査の指示等に伴い、農林漁業者等の対象業者が対象となる行為の断念を余儀なくされる等によって減収が生じた場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められている。また、政府による出荷制限指示等に限られず、地方公共団体が本事故に関して合理的理由に基づいて行う出荷ないし操業の自粛要請や生産者団体が合理的理由に基づいて行う自粛等による損害も賠償の対象となる。

また、前記指示等の対象となる品目を既に仕入れ、加工した業者において、当該商品の販売を断念せざるを得なくなる等して減収が生じた場合には、当該減収分や必要且つ合理的な追加費用も賠償すべき損害と認められている。

更に、前記指示の解除後に生じた損害や事業再開のための追加費用についても、合理的な範囲で賠償すべき損害と認められている。

当社においては、中間指針を踏まえ、出荷制限指示等が出された品目の年間売上高を基に、制限が課されていた期間や当該品目の出荷時期等を考慮して売上の減少分を損害として算定した。

なお、農林水産物の収穫、漁獲に係る原価については、既に農漁業者等が負担しているとの仮定に基づき計算をしている。

損害額の計算式は、年間売上（産出）高×制限が課されていた期間÷出荷時期であり、例えば、1年間のうち9か月間が出荷時期となる福島県産のほうれん草については、そのうち3か月間出荷制限が課されていたことから、その損害額は、年間売上×3÷9の計算式で算出されることとなる。

また、品目によっては、出荷制限等が課されていた

時期が年1回のみのお荷時期に該当するケースもあり、そのような場合には、年間売上全体を損害額とすることとしている。

更に、未だ出荷制限が解除されていないものについても、年間売上全体を損害額とすることとしている。

なお、福島県においては対象区域の農林水産物の減収分については、避難指示等に係る営業損害として捕らえるため、面積割合等を用いて対象区域外の減収分を算定している。

以上の考え方に従って、当社において、政府等による農林水産物等のお荷制限指示等に係る損害額を試算した結果は以下の表の通りであり、その合計は約668億円となる。

単位：億円

		対象品目	年間 売上高 (A)	期間等 按分 (B)	損害額 (A × B)
農林 産物 ・ 畜産 物	福島	葉たばこ (※)	48	1 / 1	48
		原乳 (生乳)	93	3 / 12	23
		ほうれんそう	17	3 / 9	5
		ブロッコリー	16	3 / 9	5
		はくさい	13	2 / 12	2
		原木シイタケ	6	1 / 1	6
		レタス	5	2 / 12	0
		しゅんぎく	5	0 / 2	0
		キャベツ	5	2 / 12	0
		ウメ	4	1 / 1	4
		小計	212		93
		区域外割合	87.4%		87.4%
		福島計	185		81
	茨城	原乳 (生乳)	151	1 / 12	12
		ほうれんそう	63	3 / 12	15
		パセリ	10	1 / 12	0
		茨城計	224		27
	栃木	ほうれんそう	25	1 / 12	2
		栃木計	25		2
	群馬	ほうれんそう	68	1 / 12	5
		群馬計	68		5
	千葉	ほうれんそう	122	1 / 12	10
		しゅんぎく	23	1 / 6	3
		パセリ	11	1 / 12	0
		千葉計	156		13
	神奈川	茶 (生茶)	2	1 / 1	2
		神奈川計	2		2
静岡	茶 (生茶)	382	1 / 1	382	
	茶 (荒茶)	146	1 / 1	146	
	静岡計	528		528	

(α)

(β)

(α × β)

		年間 売上高 (A)	期間等 按分 (B)	損害額 (A × B)
農林産物・畜産物計		1188		658
水産物	福島	9	1 / 1	9
	茨城	1	1 / 1	1
	水産物計	10		10
合計		1198		668

計上額

※葉タバコのみ作付制限対象品目である。

## 6. 当社が行った仮払いの状況

### (1) 仮払補償金<sup>124</sup>の支払状況等

#### a. 避難費用仮払補償金

当社のウェブサイト<sup>125</sup>によれば、当社は、「避難にかかわる損害への仮払補償金」（以下「避難費用仮払補償金」とする。）として、「避難」又は「屋内退避」が指示された地域等に住所を有する者に対して、1世帯当たり100万円（単身世帯の場合には75万円）の仮払補償金を支払うとされていた。

書面回答及び当該ウェブサイトによれば、2011年（平成23年）9月7日現在における避難費用仮払補償金の内容及び支払状況等は以下の通りであった。

<sup>124</sup> 書面回答によれば、当社は、各種仮払補償金の精算に当たって、その対象を特定の損害項目に限定することなく、損害額全体との間で精算を行うことを意図しているとのことであった。

<sup>125</sup> <http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/karibaraihosyou/index-j.html>（但し、2011年（平成23年）9月12日現在、既に避難費用仮払補償金に関する記載は削除されている。）。

<http://www.tepco.co.jp/cc/press/11041502-j.html>。

支払対象者	<p>2011年3月11日時点で以下の対象区域に生活の本拠があり、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故により、「避難」、「屋内退避」を余儀なくされた者</p> <p>&lt;対象区域&gt; [避難区域] 福島第一原子力発電所から20km圏内 福島第二原子力発電所から10km圏内 (2011年4月21日以降は8km圏内) [屋内退避区域](2011年4月22日解除) 福島第一原子力発電所から20km以上30km圏内 [計画的避難区域、緊急時避難準備区域] (2011年4月22日設定)</p>
支払内容	一世帯当たり100万円 <sup>126</sup> (単身世帯の場合には75万円)
申請開始日	2011年4月15日
申請件数	6万4368件
支払件数	5万6194件
支払総額	520億7850万円

(2011年9月7日現在)

書面回答によれば、1世帯当たり100万円(単身世帯の場合には75万円)という避難費用仮払補償金の支払額の根拠については、被災者生活再建支援制度の支給金額が1世帯当たり100万円(単身世帯の場合には75万円)とされていること(被災者生活再建支援法3条2項、5項)を参考にしたとのことであった。

<sup>126</sup> インタビューによれば、当初の避難費用仮払補償金については世帯毎に支払いを実施することとしていたところ、支払対象者から多数の苦情等が当社に寄せられたとのことであった。そこで、避難費用追加仮払補償金の支払いに当たっては、二次指針追補が避難等に関する精神的損害に係る賠償額を個人毎に算定することを明示したことも踏まえて、後記b.の通り、個人毎に補償金の支払いを行うこととしたとのことである。



b. 避難費用追加仮払補償金

当社のウェブサイト<sup>127</sup>によれば、当社は、二次指針追補において避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害等について損害額の算定方法に関する考え方が示されたことを踏まえ、「避難にかかわる損害への追加仮払補償金」（以下「避難費用追加仮払補償金」とする。）として、「避難」又は「屋内退避」が指示された地域等に生活の本拠を有する者に対して、1人当たり10万円から30万円の仮払補償金を支払うとされていた。

書面回答及び当該ウェブサイトによれば、2011年（平成23年）9月7日現在における避難費用追加仮払補償金の内容及び支払状況等は以下の通りである。

---

<sup>127</sup> <http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/karibaraihosyou/index-j.html>（但し、2011年（平成23年）9月12日現在、既に避難費用追加仮払補償金に関する記載は削除されている。）。

<http://www.tepco.co.jp/cc/press/11070501-j.html>。

<p>支払対象者</p>	<p>2011年3月11日時点で以下の対象区域に生活の本拠があり、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故により、「避難」、「屋内退避」を余儀なくされた者</p> <p>&lt;対象区域&gt;          [避難区域]          福島第一原子力発電所から20km圏内          福島第二原子力発電所から10km圏内          (2011年4月21日以降は8km圏内)          [屋内退避区域] (2011年4月22日解除)          福島原子力発電所から20~30km圏内          [計画的避難区域、緊急時避難準備区域] (2011年4月22日設定)          [一時避難要請区域]          南相馬市のうち、前記各対象区域を除いた区域<sup>128</sup></p> <p>※ 但し、前記対象区域に住民登録があっても、2011年3月11日時点での生活の本拠が別にある等、避難等の事実がない場合には、当該仮払補償金の支払対象とはならない<sup>129</sup>。</p>
--------------	--

<sup>128</sup> 当社の2011年(平成23年)8月25日付プレスリリースによれば、当社は同日、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域を避難費用追加仮払補償金の支払対象区域に追加したとのことであった。

支払内容	2011年6月10日時点で避難している者 <sup>130</sup>	1人当たり 30万円
	避難後、2011年5月11日から同年6月10日までの間に帰宅した者	
	避難後、2011年4月11日から同年5月10日までの間に帰宅した者	1人当たり 20万円
	避難後、2011年4月10日までに帰宅した者	1人当たり 10万円
屋内退避 <sup>131</sup> のみの者		
申請開始日	2011年7月5日以降 <sup>132</sup>	

<sup>129</sup> 当社のウェブサイト

([http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu11\\_j/images/110705a.pdf](http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu11_j/images/110705a.pdf))によれば、支払対象者の要件として、生活の本拠があるか否かを実質的に判断する建て付けとなっているものの、書面回答によれば、実際の判断では、後記(2)の通り、原則として「住民票等」の有無等の形式的な証憑によって生活の本拠の有無が判断されており、住民票等がない場合に例外的に生活の本拠の証明をさせるという運用がなされているようである。この点に関し、書面回答によれば、請求書上の避難履歴欄における震災当日の居住場所が「茨城県内の会社单身寮」と記載されていた事案において、避難の実態がないとの理由から、住民票等が存在するにもかかわらず、避難費用追加仮払補償金の支払いがなされなかった事例が1件存在するとのことであった。

<sup>130</sup> 当社のウェブサイト

([http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu11\\_j/images/110705a.pdf](http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu11_j/images/110705a.pdf))によれば、計画的避難区域から2011年(平成23年)6月11日以降に避難した者、又は緊急時避難準備区域から同年6月11日から同月19日までの間に避難した者は、同年6月10日時点で避難したものとみなすとのことであった。

<sup>131</sup> 当社のウェブサイト

([http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu11\\_j/images/110705a.pdf](http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu11_j/images/110705a.pdf))によれば、屋内退避には、対象区域にとどまり避難していない者も含むとのことであった。

<sup>132</sup> 当社のウェブサイト (<http://www.tepco.co.jp/cc/press/11070501-j.html>)によれば、避難費用追加仮払補償金に関しては、原則として、前回の避難費用仮払補償金を申請した世帯主宛に請求書類が郵送されるという手続がとられたとのことであり、書面回答によれば、個別に申請日は決められてはならず、請求書類の返送があった時点から、順次当該仮払補償金の支払手続がとられてきたとのことであった。

申請件数	15万3304件
支払件数	6万5624件（12万9163人 <sup>133</sup> ）
支払総額	358億4950万円

（2011年9月7日現在）

インタビューによれば、1人当たりの避難費用追加仮払補償金の支払額の根拠については、二次指針追補における「避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害」の損害額の算定方法が、事故発生日から6か月間について月額10万円とされていることを踏まえ、対象者のおおよその避難期間に応じて月額10万円を支払うこととしたとのことであった。

### c. 中小企業者仮払補償金

当社のウェブサイト<sup>134</sup>によれば、当社は、「中小企業者の方々への仮払補償金」（以下「中小企業者仮払補償金」とする。）として、避難区域等に事業所を有する中小企業（公益法人の一部を含む。）に対して、それらの2011年（平成23年）3月12日から同年5月31日までの粗利相当額の2分の1の額（上限250万円。支払対象となる中小企業者のうち、後記（2）a.に記載された必要書類を提出できない者については20万円）の仮払補償金を支払うとされている。

書面回答によれば、2011年（平成23年）9月7日現在における中小企業者仮払補償金の内容及び支払状況等は以下の通りである。

<sup>133</sup> 書面回答及びインタビューによれば、支払件数と支払対象人数が異なるのは、1つの世帯に複数の支払対象者がいる場合には、極力1回の振込みによって複数の支払対象者に支払いを行うこととしているため、支払件数の方が少なくなっているからとのことであった。

<sup>134</sup> <http://www.tepco.co.jp/cc/press/11053104-j.html>。  
<http://www.tepco.co.jp/cc/press/11072904-j.html>。

<p>支払対象者</p>	<p>2011年3月12日の時点で以下の対象区域内の事業所において事業を営んでいた以下の法人</p> <p>&lt;対象区域&gt;          [避難区域]          福島第一原子力発電所から20km圏内          福島第二原子力発電所から10km圏内          (2011年4月21日以降は8km圏内)          [屋内退避区域] (2011年4月22日解除)          福島第一原子力発電所から20km以上30km圏内          [計画的避難区域、緊急時避難準備区域] (2011年4月22日設定)</p> <p>&lt;対象法人<sup>135</sup>&gt;          中小企業、医療法に定める医療法人、社会福祉法に定める社会福祉法人、私立学校法に定める学校法人、特定非営利活動促進法に定める特定非営利活動法人、宗教法人法に定める宗教法人、更生保護事業法に定める更生保護法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める一般社団法人及び一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定める公益社団法人及び公益財団法人並びに特例民法法人</p>
<p>補償金の額</p>	<p>2011年3月12日から同年5月末日までの粗利相当額の2分の1(上限額は250万円)          但し、粗利相当額の証明ができない場合には20万円</p>

<sup>135</sup> 当社の前記ウェブサイト及びインタビューによれば、2011年(平成23年)5月31日付で、中小企業者への仮払補償金を支払うことを公表したところ、その後、医療法人や学校法人等が対象とされていないことにつき当社に苦情等があったため、2011年7月29日付で、中小企業以外の対象法人が、中小企業者仮払補償金の対象に追加されるに至っているとのことであった。

申請開始日	2011年6月1日
申請件数	7362件
支払件数	6832件
支払総額	79億1355万7770円

(2011年9月7日現在)

書面回答によれば、前記補償金の額は、一次指針及び2011年（平成23年）5月12日付政府決定<sup>136</sup>を踏まえ、迅速な仮払いを実施するという観点から、仮払いのための一定比率及び上限額が設けられたものとのことであった。

また、書面回答によれば、仮払いのための一定比率である2分の1はJCO事故の例を参考にした数値であり、また、上限額250万円<sup>137</sup>は、既に開始していた他の仮払補償金の支払状況及び1200億円の政府補償額を踏まえて決定された金額とのことであった。

また、前記ウェブサイトによれば、確定申告書等の後記（2）a.に記載された必要書類を提出できず、粗利相当額の証明ができない場合でも、避難等指示の対象区域において2011年（平成23年）3月12日時点で事業を営んでいることが確認される限り、一定額（20万円）の仮払補償金が支払われることとされている。書面回答によれば、かかる20万円については、過払いを回避する等の観点から、81日間（2011年3月12日から同年5月31日まで）の粗利相当額の2分の1の金額として妥当な規模の金額であると当社が判断したとのことであった。

#### d. 農林業者仮払補償金

当社のウェブサイト<sup>138</sup>によれば、当社は、農林業者に対

<sup>136</sup> 経済産業省が公表した2011年（平成23年）5月12日付「原子力災害被災事業者（農林漁業者）に対する緊急支援措置について（仮払金）」。

<sup>137</sup> 書面回答によれば、仮払いを実施するに当たり、原則としては上限額を設けないこととしているものの、中小企業者の損害は他と比較して多種多様であるという特徴があるため、迅速な仮払い実施の観点から、中小企業者仮払補償金に関しては上限額を設けているとのことであった。

<sup>138</sup> <http://www.tepco.co.jp/cc/press/11053104-j.html>。

して、政府等による出荷制限指示等によって農林業者が被った損害（一次指針第5に掲げられている損害）に充当されることを前提に、2011年（平成23年）3月12日から同年5月31日までの当該農林業者の粗利相当額の2分の1の額（但し、支払対象となる農林業者のうち、後記（2）a.に記載された必要書類を提出できない者については20万円）の仮払補償金（以下「農林業者仮払補償金」とする。）を支払うとされている。

書面回答によれば、2011年（平成23年）9月7日現在における農林業者仮払補償金の内容及び支払状況等の概要は以下の通りである（なお、同月12日現在における出荷制限指示等の詳細については別紙第2-Ⅲ-6-(1)-①、同月7日現在における各団体の申請金額等の詳細については別紙第2-Ⅲ-6-(1)-②を参照されたい。）。

支払対象者	政府による出荷制限指示又は地方公共団体が行う出荷又は操業に係る自粛要請があった区域における対象品目に関し、営業損害を被った農林業者 <sup>139</sup>
補償金の額	2011年3月12日から同年5月末日までの粗利相当額の2分の1 <sup>140</sup> 但し、粗利相当額の証明ができない場合には20万円
申請開始日	2011年5月31日
申請件数	団体34件（14団体） 個人農家382件

<sup>139</sup> 当社の2011年（平成23年）8月15日付プレスリリースによれば、農林業者が被った政府による避難等の指示に係る営業損害についても、関係団体との間の協議・調整が完了したため、順次仮払補償金の支払いが開始されるとのことである。

<sup>140</sup> 当社の2011年（平成23年）8月15日付プレスリリースによれば、農林業者が被った政府による出荷制限指示等に係る損害への仮払いについて、対象期間が6月末日まで拡大されたとのことである。

申請主体 (団体)	JA グループ東京電力原発事故農畜産物 損害賠償対策福島県協議会 東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策 茨城県協議会 東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策 栃木県協議会 東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策 群馬県協議会 JA グループ東京電力原発事故農畜産物 損害賠償対策千葉県協議会 JA グループ東京電力原発事故農畜産物 損害賠償対策神奈川県協議会 JA グループ東京電力原発事故農畜産物 損害賠償対策宮城県協議会 JA グループ東京電力原発事故農畜産物 損害賠償対策山形県協議会 JA グループ東京電力原発事故農畜産物 損害賠償対策埼玉県協議会 JA グループ東京電力原発事故農畜産物 損害賠償対策新潟県協議会 JA グループ東京電力原発事故農畜産物 損害賠償対策静岡県協議会 全国たばこ耕作組合中央会 福島県森林組合連合会
支払件数	団体 7 件 個人農家 178 件 <sup>141</sup>
支払総額	181 億 344 万 1858 円

(2011 年 9 月 7 日現在)

書面回答によれば、前記補償金の額の根拠については前記 c. と基本的に同様とのことであつたが、中小企業者仮払補償金と異なり、250 万円という補償の上限額は設定されていないとのことであつた。

<sup>141</sup> 当社のウェブサイトによれば、個人農家の請求については、2011 年（平成 23 年）6 月 30 日より支払いが開始されているところ、書面回答によれば、同年 9 月 7 日現在の支払累計額は 3 億 5192 万 681 円とのことであつた。



e. 漁業者仮払補償金

当社のウェブサイト<sup>142</sup>によれば、当社は、漁業者に対して、政府等による出荷制限指示等によって漁業者が被った損害（一次指針第5に掲げられている損害）に充当されることを前提に、2011年（平成23年）3月12日から同年5月31日までの当該漁業者の粗利相当額の2分の1の額（但し、支払対象となる漁業者のうち、後記（2）a.の必要書類を提出できない者については20万円）の仮払補償金（以下「漁業者仮払補償金」とする。）を支払うとされている。

書面回答によれば、2011年（平成23年）9月7日現在における漁業者仮払補償金の内容及び支払状況等は以下の通りである（なお、同月12日現在における出荷制限指示等の詳細については別紙第2-Ⅲ-6-(1)-①、同月7日現在における各団体の申請額等の詳細については別紙第2-Ⅲ-6-(1)-③を参照されたい。）。

支払対象者	政府による出荷制限指示又は地方公共団体が行う出荷又は操業に係る自粛要請があった区域における対象品目に関し、営業損害を被った漁業者 航行危険区域の設定によって営業損害を被った漁業者
補償金の額	2011年3月12日から同年5月末日までの粗利相当額の2分の1（上限額は250万円） 但し、粗利相当額の証明ができない場合には20万円
申請開始日	2011年5月31日
申請件数	24件（5団体）
申請主体	福島県漁業共同組合連合会 茨城沿海地区漁業共同組合連合会 千葉県漁業協同組合連合会 福島県内水面漁業協同組合連合会 北部太平洋まき網漁業共同組合連合会

<sup>142</sup> <http://www.tepco.co.jp/cc/press/11053104-j.html>。

支払件数	14件（3団体）
支払総額	32億8万9432円

（2011年9月7日現在）

書面回答によれば、前記補償金の額の根拠については前記 d. の農林業者仮払補償金と同様とのことであった。

f. 一時立入者仮払補償金

インタビューによれば、当社のウェブサイトには公表されていないものの、行政機関からの指示を受け、一時立入者<sup>143</sup>に対して、一時立入りの際に発生した宿泊費<sup>144</sup>（1万円を上限とした実費相当額）の仮払補償金（以下「一時立入者仮払補償金」とする。）支払いを行っているとのことであった。

書面回答によれば、2011年（平成23年）9月7日現在における一時立入者仮払補償金の内容及び支払状況等は以下の通りである。

支払対象者	一時立入者
補償金の額	一時立入りの際の宿泊費相当額（上限額は1万円）
申請開始日	2011年7月初旬

<sup>143</sup> 中間指針（備考）によれば、「一時立入り」とは、避難等対象者のうち、原則として立入りが禁止されている警戒区域内に住居を有している者（東京電力福島第一原子力発電所から半径3km圏内に住居を要している者等を除く。）が、2011年（平成23年）5月10日以降、当面の生活に必要な物品の持ち出し等を行うことを目的として一時的に住居に戻ることをいうとされている。なお、一時立入りには原子力災害対策本部長による許可が必要であり、かかる許可基準については、2011年3月23日付原子力災害対策本部長作成の「警戒区域への一時立入許可基準」において定められている。

<sup>144</sup> 中間指針（備考）によれば、「一時立入り」の実施方法は、参加者が「一時立入り」の出発点となる集合場所（中継基地）に集合し、地区毎に専用バスで住居地区まで移動することとされている。インタビューによれば、一時立入者仮払補償金は、一時立入者がかかる集合場所に集まるに際して、宿泊が必要となる場合に、当該宿泊費の実費の仮払いを行うものであるとのことであった。

申請件数	4808 件
支払件数	4691 件
支払総額	3308 万 4020 円

(2011 年 9 月 7 日現在)

## (2) 申請に当たっての提出書類及び確認事項

### a. 提出書類

当社のウェブサイト及び書面回答によれば、当社では、仮払補償金の申請に当たって、前記 6.(1)の各類型毎に、以下の書類の提出を求めているとのことであった。

避難費用 仮払補償金 (追加分を含む。)	①住民票等 <sup>145</sup> ②①の他、地方公共団体が実施した義援金の受領時に証憑とした書類（賃貸借契約書・公共料金領収書・勤め先が発行する居住証明書等）の写し <sup>146</sup>
----------------------------	--

<sup>145</sup> 当社のウェブサイトによれば、住民票等とは、住民票の写し（世帯の構成がわかるもの）、住民票記載事項証明書（世帯の構成がわかるもの）、外国人登録原票記載事項証明書（外国人の方。世帯の構成がわかるもの）、対象地域に転入する前に住所を有していた市町村が発行する転出証明書（世帯の構成がわかるもの）又は移転先住所での住民票の写し（世帯構成及び前住所（対象地域の住所）が記載されているもの）を指すとのことであった。

<sup>146</sup> インタビューによれば、当初は対象者の確認を住民票等のみによって行っていたものの、地方公共団体による義援金については住民票等によらないで対象者確認がなされている事例があり、それとの相違について申請者から苦情が多数寄せられたことに対応して、義援金の受領時に証憑とした書類でもって避難費用仮払補償金の対象者を確認するための提出書類と認めるよう運用を変更したとのことであった。なお、インタビューによれば、義援金の支払いは、原則として公共料金領収書等の書類により対象者確認がされているとのことであったが、小規模な自治体においては自治体側が住民の居住実態を把握している場合もあり、証憑となる書類等の確認まですることなく義援金が支払われた事例も存在するとのことであった。

<p>中小企業者 仮払補償金</p>	<p>[個人事業主]</p> <p>①住民票 ②直近3年の何れかの確定申告書及び付属書類等（青色申告決算書又は収支内訳書）等 ③避難等指示区域において2011年3月12日時点で事業を営んでいたことを証明する資料（直近の事業所得金額を証明する納税証明書、直近の事業税の納税証明書等）</p> <p>[法人]</p> <p>①商業・法人登記簿謄本（登記事項証明書（全部事項証明）） ②直近3年の何れかの監査報告等を受けた決算書、又は確定申告書及び付属書類（損益計算書） ③避難等指示区域において2011年3月12日時点で事業を営んでいたことを証明する資料（直近の法人税の納税証明書、直近の事業税の納税証明書等）</p>
<p>農林業者 仮払補償金</p>	<p>①請求書<sup>147</sup> ②補償対象者の住所、氏名、個人別損害額に関する内訳資料 ③各補償対象者から各県協議会（JA）への委任状 ④損害額の算定に用いた基準単価等に関する資料（裏付け資料）</p>

<sup>147</sup> なお、書面回答によれば、避難費用仮払補償金、避難費用追加仮払補償金及び中小企業者仮払補償金については、当社が所定の請求書を作成しているとのことであった。

<p>漁業者 仮払補償金</p>	<p>①請求書 ②補償対象者毎の過去5年同月の漁獲高に関する資料（補償対象者が属する漁協支所毎の一覧表） ③補償対象者毎に、②に基づき算定された損害額データの他、漁法、保有漁船名、保有漁船の状況（津波被害の有無）、実際の出漁日等のデータが記載された書類 ④漁船登録名簿・組合員名簿（補償対象者が所属する漁協支所名）</p>
<p>一時立入者 仮払補償金</p>	<p>①一時立入りに伴う追加的旅費請求書（前日泊用、順延用） ②領収書（宿泊費）</p>

b. 確認事項

書面回答によれば、当社では、前記提出書類の内容について、以下の点を確認しているとのことであった（表中の番号は、各々の仮払補償金における前記提出書類の番号と対応している。）。

<p>避難費用 仮払補償金 （追加分を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の住所が仮払対象区域であるか。世帯全員を証明しているか。</li> <li>・請求書と住民票等の内容確認。世帯構成員数が整合しているか。口座名義が世帯構成員のものであるか。</li> <li>・義援金の受領時に証憑とした書類により確認する場合には、申請者が提出した義援金受領時に証憑とした書類の写しを確認の上、義援金を支払った地方自治体に支払実績があるかを確認（一部に支払実績の確認を拒否する地方自治体があるところ、その場合には、自治体の支払実績確認に代えて、申請者の振込口座通帳の写しにより義援金受領の事実を確認。）。</li> <li>・重複申請の有無を確認。</li> </ul>
-------------------------------------	--

<p>中小企業者 仮払補償金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の所在地が対象区域内かどうか。営業実態の確認。</li> <li>・ 請求者が個人事業主か法人か。法人の場合、中小企業に該当するか。提出書類との整合性の確認。</li> <li>・ 請求金額・粗利を証明する書類の確認。</li> <li>・ 振込口座の口座名義人は適切か。</li> <li>・ 重複申請の確認。</li> </ul>
<p>農林業者 仮払補償金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各補償対象者が請求・交渉に関して委任行為を行っているかを前記の提出書類の表の農林業者仮払補償金の欄に記載の②と③の書類により確認。</li> <li>・ 請求合計金額と提出資料における請求の合算額との整合性を確認。</li> <li>・ 算定に用いる基準単価等が妥当なものであるかを裏付け資料により確認。</li> </ul>
<p>漁業者 仮払補償金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前記の提出書類の表の漁業者仮払補償金の欄に記載の②と③のデータの整合性（当該②のデータに基づき当該③の損害が算出されているか）を確認。</li> <li>・ 前記の提出書類の表の漁業者仮払補償金の欄に記載の③と④のデータの整合性（当該③の補償対象者が漁協に所属しているか、当該③の補償対象者が有する漁船が所属漁協に登録されているか）を確認。</li> </ul>
<p>一時立入者 仮払補償金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求書内容の確認（記載内容の確認、自宅住所が避難区域となっているか、振込口座の情報に不備がないか、宿泊費の記載内容・領収書等に不備がないか、交通費の記載内容に不備はないか（一時立入りが順延となっているか））。</li> <li>・ 請求者が実際に一時立入りをしているかの確認（オフサイトセンターで作成している立入者リストに請求者が掲載されているか）。</li> </ul>

### (3) 支払いまでの事務手続

書面回答によれば、各種仮払補償金の社内手続（業務フロー・社内決裁手続）は、概要、以下の通りである。

#### a. 申請受付・システム登録（社内確認）

①	・ 申請者からの請求書・証憑等を受領 ・ 請求書・証憑等にナンバリング（日付・No.）
②	・ 損害賠償システムに請求書データを登録
③	・ 請求書・証憑等データのPDF化 ・ 損害賠償システムへのアップロード

#### b. 請求書審査（社内決裁）

①	審査： 1件毎に2名で審査を行うダブルチェック方式
②	審査結果判定： ダブルチェックの後、審査責任者が審査結果を判断 ・ 承認 <sup>148</sup> ・ 保留 <sup>149</sup> ・ 否認 <sup>150</sup>

<sup>148</sup> 書面回答によれば、審査の結果、書類不備等がなく、請求内容の妥当性が確認された場合には、承認権限者によるチェックを実施し、問題がなければ申請を承認するとのことであった。

<sup>149</sup> 書面回答によれば、審査の結果、書類不備や不明点が残る場合には、申請を保留とした上、審査者から申請者に直接電話連絡を行い、追加書類の提出の可否や不明点について確認を行うことで保留事由の解消に努めているとのことであった。

<sup>150</sup> 書面回答によれば、審査の結果、申請内容が補償の対象外であると確認された場合には、申請を否認し、損害賠償システムにその内容を登録した上で、申請者に否認通知を送付しているとのことであった。

c. 審査結果システム登録（社内確認）

①	審査の結果、承認された場合には損害賠償システムに補償金振込金額等を登録
②	登録した内容をシステム管理者が最終確認
③	審査書類等のPDF化 損害賠償システムにアップロード

d. 補償金支払い（社内決裁・支払い）

①	損害賠償システムの登録内容を経理担当者がチェックし、支払承認権限者が承認
②	支払手続

e. 振込・不調通知の作成・郵送

①	（審査の結果、承認された場合）振込通知を作成 （審査の結果、否認された場合）不調通知を作成
②	申請者へ振込通知又は不調通知を郵送

書面回答によれば、前記 a.乃至 e.の基本的な業務フローが社内手続として確立・運用されており、このような手続の中で各種仮払補償金の受給要件及び書類の具備等が確認されているとのことであった。

（4）本補償の概要

a. 本補償請求の受付開始

本補償プレスリリースによれば、当社は、同年9月12日を目途に、中間指針の内容を踏まえて、確定した損害に対する賠償金の最終的な支払い（以下「本補償」とする。）の請求の受付を開始するとのことである。

また、本補償プレスリリースにおいて、本補償請求の受



付け開始に伴って、同月 11 日より、仮払補償金の受付けは終了することが明らかにされた<sup>151</sup>。

b. 当社の補償基準の概要について

当社は、本補償プレスリリースの「別紙 2」として、「主な損害項目における補償基準の概要」を公表した（これを別紙第 2-Ⅲ-6-(4)として添付する。）。

かかる「主な損害項目における補償基準の概要」に記載された個々の損害項目に係る補償基準（以下「本補償基準」とする。）は、法的には、当社が提示する和解金額の算定基準にすぎず、もとより当社が確定的に負担することとなる損害賠償額と直結するものではない。さらに、確定的な要賠償額を検討するためには、個別の具体的な事実関係を踏まえた精査が不可避であるところ、かかる検討を行うことは、非現実的であることはいうまでもない。そこで、以下では、本補償基準について、当該基準において示されている損害算定方法の合理性や、当該算定基準と中間指針との整合性という観点から、検討を行うものとする。

なお、当社は、2011 年（平成 23 年）9 月 27 日に、本補償基準を更に具体化したものとして、『補償金ご請求のご案内』と題する各損害項目毎のリーフレット（避難等対象区域外の農業者への補償に関するリーフレットを除く。）を公表した。以下では、当社より開示を受けたこれ

---

<sup>151</sup> もっとも、書面回答によれば、法人及び個人事業主に対する本補償は未だ開始されていないことから、これらの者を対象とする当社の仮払補償金の受付け及び支払いは、個人の補償請求の受付けが開始される 2011 年（平成 23 年）9 月 12 日以降も継続して行っているとのことであった。また、「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」に基づく仮払いも想定されていることから、本補償請求の受付開始後であっても、国から当社に対して仮払金に係る請求が行われる可能性がある。

らのリーフレット<sup>152</sup>及び避難等対象区域外の農業者への補償に関するリーフレットの校了版のドラフト<sup>153</sup>（総称して、以下「リーフレット」とする。）についても、本補償基準と異なる補償基準を示していると考えられるものにつき、前記の本補償基準の検討に加えて、補足的に言及を行うこととした。

(a) 政府による避難等の指示等に係る損害の補償基準

ア. 検査費用（人）

本補償基準は、本事故が生じたことにより負担した健康診断費用及び放射線検査費用について、具体的な補償金額を提示している。

この点、本補償基準によれば、健康診断費用は、原則として1回当たり8000円が支払われるとされているところ、書面回答によれば、この8000円という金額の根拠は、

標準的な健康診断（血液検査を含めた定期健康診断）を受診した場合の費用が7665円であることを参考にして決定されたものとのことであった。

また、本補償基準によれば、放射線検査費用は、原則として1回当たり1万5000円が支払われるとされているところ、書面回答によれば、この1万5000円という金額の根拠は、

<sup>152</sup> 当社より、『加工・流通業者さま用（出荷制限指示等）』、『加工・流通業者さま用（風評被害）』、『観光業者さま用A』、『観光業者さま用B』、『製造業者さま用』、『風評被害（サービス等事業者さま用）』、『輸出用』、『間接被害』、『法人さま・個人事業主さま用（共通）』、『法人さま・個人事業主さま用（避難等対象区域内）』、『その他ご請求様式』に係る11個のリーフレットの開示を受けた。

<sup>153</sup> 当社より、『農業者さま用（避難等対象区域外）』に係るリーフレットの校了版のドラフトの開示を受けた。2011年（平成23年）9月29日現在、かかるリーフレットは当社によって公表されていない。

て標準的な放射線被曝検査を受診した場合の費用が1万5000円であることを参考にして決定されたものとのことであった。

以上のように、これらの補償金額は、健康診断費用及び放射線検査費用の一般的な金額であると考えられる。確かに、中間指針においては、検査費用（人）はその実費を損害額とするとされているが、大量の申請を迅速に処理するとの観点から、一律に一定額を支払うこととするには一定の合理性が認められるし、被害者において別途立証すれば、基準を超えた賠償もあり得るところであり、本補償基準は、必要且つ合理的な範囲で人の検査費用を賠償すべきとする中間指針の内容に整合するとの評価も可能であって、その合理性を否定すべき根拠が特に存在するわけではない

154。

## イ. 避難費用

本補償基準は、中間指針に沿って、避難に係る費用として、交通費、宿泊費及び家財道具の移動費用について上限額を含め具体的な補償金額を提示している。

この点、本補償基準によれば、交通費は、原則として1回当たり一人5000円が支払われるとされているところ、書面回答によれば、この5000円という金額の根拠は、避難元から最寄りの鉄道駅までバスで移動（平均740円）した上で、主要都市（福島市、郡山市、いわき市及び会津若松市）間を電車で移動（平均1747円）することを想定し

<sup>154</sup> なお、本補償基準によれば、検査に関連して負担した交通費・宿泊費については、生命・身体的損害の基準に準じて補償するとされているところ、これは、「検査のための交通費等の付随費用」を補償の範囲に含める中間指針に整合するとの評価も可能であって、その合理性を否定すべき根拠が特に存在するわけではない。

て、その往復に要する交通費が 4974 円であることを参考に決定されたものとのことであつた。

また、本補償基準によれば、宿泊費は、原則として 1 泊当たり一人 8000 円を上限として支払われるとされているところ、書面回答によれば、この 8000 円という金額の根拠は、福島県内の主要都市（福島市、郡山市、いわき市及び会津若松市）に所在するホテルの宿泊費の平均値が 1 人部屋 7545 円、2 人部屋 7104 円（1 人当たり）であることを参考に決定されたものとのことであつた。

更に、本補償基準によれば、家財道具の移動費用は、原則として片道 1 回当たり 5000 円が支払われるとされているところ、書面回答によれば、この 5000 円という金額の根拠は、避難に要する交通費とは別に、避難先から新しい避難先に家財道具を移動させるため、人の交通費と同額の交通費がかかることを前提に決定されたものとのことであつた。

以上のように、これらの補償金額又は上限額は、福島県内における交通費、宿泊費及び家財道具の移動費用の一般的な金額であると考えられる。確かに、中間指針において、避難費用のうち交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等についてはその実費を損害額とするとされているが、大量の申請を迅速に処理するとの観点から、一律に一定額を支払うこととするには一定の合理性が認められるし、被害者において別途立証すれば、基準を超えた賠償もあり得るところであるから、本補償基準は、中間指針の内容と整合するとの評価も可能であつて、その合理性を否定すべき根拠が特に存在するわけではない。

#### ウ. 一時立入費用

本補償基準は、中間指針に沿って、一時立入費用として、交通費、宿泊費、家財道具の移動費用及び除染費用について上限額を含め具体的な補償

金額を提示している。

この点、本補償基準は、交通費、宿泊費及び家財道具の移動費用は避難費用と同様の補償金額を提示しているところ、前記イ.と同様に、これらは中間指針の内容と整合するものであって、合理的といえる。

また、本補償基準によれば、一時立入等に伴う除染費用は、原則として1回当たり5000円が支払われるとされているところ、書面回答によれば、この5000円という金額の根拠は、一般的な使い捨ての防護服の代金（2000円程度）及び財物の水洗いに要する費用（1回当たり1000円程度）を参考に決定されたものとのことであった。このような補償金額は、除染に要する一般的な額を参考にしたものであるから、これを基準となる補償金額とした上で、それよりも多額の実費を負担した場合には具体的な事情を確認するという本補償基準は、必要且つ合理的な範囲で一時立入費用を賠償すべきとする中間指針の内容と整合するとの評価も可能であって、その合理性を否定すべき根拠が特に存在するわけではない。

## エ. 帰宅費用

本補償基準は、帰宅費用として、交通費、宿泊費及び家財道具の移動費用について避難費用と同様の補償金額を提示しているところ、これらは、前記イ.と同様に、中間指針の内容と整合するとの評価も可能であって、その合理性を否定すべき根拠が特に存在するわけではない。

## オ. 生命・身体的損害

本補償基準は、生命・身体的損害の補償とし

て、医療費、交通費及び宿泊費<sup>155</sup>の補償金額を提示している。

本補償基準によれば、医療費は、原則として実費を支払うとした上で、既往症等の悪化防止費用のうち一人当たり10万円を超える部分については50%を支払うこととしている。この点、書面回答によれば、既往症等の悪化防止費用について10万円を超過した部分について50%を補償の対象とするのは、従前から負担していた医療費を除き、避難生活等に起因して増加した医療費の分がいくらかを算定するに当たって、損害保険実務等を参考に50%という基準を設定したものとのことであった。このような補償基準は、既往症等の悪化防止費用について「健康悪化防止のために必要な限りにおいて」増加費用を補償するとする中間指針（備考）2）と整合すると評価も可能であって、その合理性を否定すべき根拠が特に存在するわけではない。

また、本補償基準は、交通費及び宿泊費について、避難費用と同額の補償金額を提示しているところ、これらは、前記イ.と同様に、中間指針の内容と整合すると評価も可能であって、その合理性を否定すべき根拠が特に存在するわけではない。

#### カ. 精神的損害

本補償金額は、避難生活等による精神的損害として、中間指針に提示された金額と同額の補償金額を提示しており、合理的といえる。

#### キ. 営業損害

##### (7) 営業損害（法人・個人事業主（林業者を含む

<sup>155</sup> なお、リーフレットによれば、本補償基準における記載に加えて、入通院慰謝料及び生命・身体的損害による就労不能損害も対象となる損害に含まれている。

む。))

本補償基準は、中間指針第3の7に沿って、法人・個人事業主（林業者を含む。）の減収分として、過去の資料に基づく粗利から支払いを免れた固定費及び変動費を控除した額に、本年度の減収率を乗じた額<sup>156</sup>を補償し、加えて追加的費用も支払うとしている。

また、書面回答によれば、かかる減収分の算定要素となる「本年度の減収率」については、法人・個人事業主毎に「減収率（％）＝（過年度の同期間における売上高－対象期間における売上高）÷過年度同期間における売上高×100」との式によって算定するとのことであった。

更に、本補償基準には、本年度の減収率を算定するに当たっては避難指示等に伴う減収に限る旨の記載がなされている<sup>157</sup>。

以上のように、営業損害の算定においては本年度の減収率を乗じること等で避難指示等に伴わない損害を除外する形としているが、これは避難指示等と事業者の損害との間に相当因果関係を要求する中間指針を通じた考え方に沿うものとの評価も可能であり、このような補償基準によることの合理性を否定すべき根拠が特に存在するわけではない。

<sup>156</sup> もっとも、リーフレットには、当社はかかる額から当該事業者の転業後の利益額を控除して算定された金額を逸失利益として補償する旨の記載がされている。また、補償の対象者のうち、かかる額を算定するための必要書類である当該事業者の損益計算書や確定申告書の写し等を提出できない者に対しては、1か月当たりの最低補償額として月額5万円を当該事業者に支払う旨の記載がなされている。

<sup>157</sup> リーフレットにおいても、「今回の補償金についての留意点」として、「補償金をお支払い後、「本件事故」によるほか、地震による損害であることが確認された場合には、地震による損害について、精算させていただくことがございます。」との記載がなされている。

(イ) 営業損害（農業）

本補償基準は、中間指針第3の7に沿って、農業を営んでいた事業者の避難指示等に伴う減収分及び追加的費用を支払うとしている。

この点、農業を営んでいた事業者の減収額は、耕作ができなかった面積に面積当たりの期待所得を乗じ、又は飼育頭数に一頭当たりの期待所得を乗じることにより算定され、前記(ア)のように本年度の減収率を乗じることはないとされている。書面回答によれば、農業において法人・個人事業主（林業者を含む。）と異なる独自の補償基準が算定されたのは、農業の特性を考慮し、生産者団体と調整をした結果を踏まえたためであるとのことであった。

また、他の補償基準と異なり、本補償基準には助成金相当額が含まれることが明示的に記載されているが、書面回答によれば、これは他の損害項目において助成金相当額を補償しないとの趣旨ではなく、かかる助成金相当額も減収分に含まれるとする中間指針第3の7（備考）2）の考え方を確認的に記載したものであるとのことであった。

以上のように、本補償基準も、前記(ア)と減収分の算定式こそ異なるものの、前記(ア)と同様に中間指針第3の7に沿って事業者の減収分及び追加的費用を営業損害とするものであり、このような補償基準によることの合理性を否定すべき根拠が特に存在するわけではない。

(ウ) 営業損害（漁業）

本補償基準は、中間指針第3の7に沿って、漁業を営んでいた事業者の避難指示等に伴う減収分及び追加的費用を補償するとしている。

この点、漁業を営んでいた事業者の減収分は、前記(ア)と異なり、過去の平均漁獲高か



ら過去の平均経費を控除し、現実に支出した費用を加算して算定するとされている。書面回答によれば、漁業において法人・個人事業主（林業者を含む。）と異なる独自の本補償基準が算定されたのは、漁業の特性を考慮し、生産者団体と調整をした結果を踏まえたためであるとのことであった。

以上のように、本補償基準も、前記（ア）及び（イ）と損害額の算定式は異なるものの、前記（ア）及び（イ）と同様に中間指針第3の7に沿って事業者の減収分及び追加的費用を営業損害とするものであり、このような補償基準によることの合理性を否定すべき根拠が特に存在するわけではない。

#### ク. 就労不能等に伴う損害

本補償基準は、中間指針第3の8に沿って、就労不能等に伴う損害として、給与等の減収分として従前の平均収入から現在の実収入を控除した額を補償し、また、追加的費用として転居費用等を補償するとしている。

この点、本補償基準によれば、従前の収入に関する書類が提出されない者については、就労形態、就労時間等に基づき策定した基準賃金（月3万円から15万円）に基づき減収額を算定するとしている。書面回答によれば、この基準賃金の上限及び下限は、雇用形態による福島県内の平均的な賃金に関する統計に基づき雇用形態に応じて基準賃金を設定したとのことであり、具体的には、①フルタイム（月平均140時間以上）で就労し、期間の定めのない雇用契約を締結している場合には、高卒新入社員の初任給相当額である1か月当たり15万円を、②フルタイムで就労している場合には、福島県における最低賃金（657円／時間）を基準として1か月当たり9万円（657円×7時間／日×20日間／月）を、③フルタイムで就労してい

ない場合には、同様に福島県における最低賃金を基準として1か月当たり3万円（657円×5時間／日×9日間）を支払う予定であるとのことであった<sup>158</sup>。

以上のように、源泉徴収票や給与明細により実際の減収額が判明する場合は当該減収額を、減収額の算定が困難な場合は福島県内の平均的な賃金によって算定された基準賃金に基づき算定された額を減収額とする方法は、必要資料の事後的な提出による精算を認めていることから、被害者の立証の負担に配慮しつつ、迅速、公平且つ適正な賠償に資するものであり、このような補償基準によることの合理性を否定すべき根拠が特に存在するわけではない。

#### ケ. 検査費用（物）

本補償基準は、中間指針第3の9に沿って、検査費用（物）として、対象区域内の財物につき当該財物の所有者が負担した放射線検査費用を補償するとしている。

この点、本補償基準によれば、放射線検査費用は、原則として1回当たり1万7000円が支払われるとされているところ、書面回答によれば、この1万7000円という金額は、様々な検査機関で実施されている放射線被曝検査に対して当社が聞き取り調査を行った結果算定された平均的な検査費用である1万2000円に、検査に伴う出張費として前記イ.の近距離交通費に準じた5000円を加算することを根拠に決定されたものであるとのことであった。

以上のように、前記補償金額は、複数の検査機関に対する聞き取り調査によって算定された一般

<sup>158</sup> なお、書面回答によれば、前記①乃至③の何れかの額を本補償として支払った後に、事後的に従前の収入に関する書類が提出された場合には、改めて就労不能等に伴う損害の額を算定し、精算することとしているとのことであった。

的な金額であると考えられる。この点、確かに中間指針においては、検査費用（物）についてその実費を損害額とするとされているが、前記イと同様に、大量の申請を迅速に処理するとの観点から、一律に一定額を支払うこととするには相当の合理性が認められるし、被害者において別途立証すれば、基準を超えた賠償もあり得るところであるから、本補償基準は、中間指針の内容と整合するものであってこのような補償基準によることの合理性を否定すべき根拠が特に存在するわけではない。

#### コ. 財物価値の喪失又は減少等

本補償基準は、中間指針第3の10に沿って、財物価値の喪失又は減少等の補償につき、対象区域内の財物の所有者で、本事故に関して当該財物の価値が喪失又は減少した者を対象とするとしている。もっとも、補償基準については、「警戒区域の解除がされていないこと、被害を受けられた方々の財産状況の確認や想定が難しいことなどから、継続的に検討を行った上で、改めてご案内させていただきます。」としており、具体的な補償基準が提示されているわけではない。

#### (b) 政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害の補償基準

##### ア. 営業損害

本補償基準は、中間指針第4の1に沿って、漁業、内航海運業、旅客船事業、航空運送事業を営んでおり、航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴い損害を被った法人・個人事業主を補償対象者として、前記(a)キ.(7)と同様に、過去の資料に基づく粗利から支払いを免れた固定費及び変動費を控除した額に、本年度の減収率を乗じた

額を減収分として補償し、加えて追加的費用も補償するとしている。なお、減収率の算定は、航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴う減収に限定して行うとしている。

この点、中間指針第4の1は、前記の事業者が政府による航行危険区域等又は飛行禁止区域を迂回したことによる減収分及び追加的費用を賠償の対象としているところ、本補償基準には当該損害の記載がないが、書面回答によれば、当該損害についても補償の対象となるとのことである。また、本補償基準には、政府による航行危険区域等又は飛行禁止区域等の設定前に自主的に制限を行っていたものについての記載がないが、書面回答によれば、中間指針第4の1に沿って賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、本補償の対象となるとのことである。

過去の資料に基づく粗利を算定するため、当該事業者の損益計算書や確定申告書が必要書類とされているところ、書面回答によれば、過去1年分の資料（直近のもの、若しくは2009年（平成21年）から2011年のもの）から算定するとのことであった。また、かかる必要書類が提出されない場合や、かかる減収分の算定要素となる「本年度の減収率」の算定方法については、前記（a）キ、（ア）と同様である。なお、航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴う減収に該当するか否かについては、書面回答によれば、当社内部で現在検討中であり、準備が整い次第改めて案内するとのことであった。

以上の通り、本補償基準は、中間指針第4の1の内容に沿うものとの評価も可能でありであり、このような補償基準によることの合理性を否定すべき根拠が特に存在するわけではない。

#### イ. 就労不能等に伴う損害

支払いの対象者について、本補償基準によれ

ば、航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴い減収等が生じた事業者の被用者で、当該区域内での航行等が不能等となったことにより当該事業者の経営状態が悪化したため就労不能等となった者を補償対象者としている。これは、中間指針第4の2の内容に沿うものであり合理的である。

支払いの内容について、本補償基準によれば、現時点では具体的な支払基準が決定されておらず、航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴う営業損害についての実態を踏まえた上で、決定、公表するとのことである。

(c) 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害の補償基準

ア. 営業損害

(7) 営業損害（農林業）

本補償基準は、中間指針第5の1に沿って、出荷制限指示等の対象区域において、対象品目の出荷等の断念を余儀なくされたことにより、損害を被った農業者・林業者である法人及び個人事業主を補償対象者として、実際に収穫した対象品目に係る損害額<sup>159</sup>、圃場廃棄による損害額及び作付断念による損害額の合計額を減収分として補償し、加えて追加的費用を補償している。

この点、かかる補償基準において、収穫した対象品目に係る損害額は、実取引価格に収穫数

<sup>159</sup> リーフレットには、実際に収穫した対象品目に係る損害額の算定方法を、収穫後市場等に出荷したが返品された場合の損害額と収穫後市場等に出荷できなかった場合の損害額に分けて記載がなされている。

量を乗じた額としているところ<sup>160</sup>、実取引価格を基準とする点については、収穫後の対象品目は出荷を目前にしていたものと考えられ、実取引価格を算定することは可能であるので、合理的である。また、実取引価格に収穫数量を乗じる点については、出荷制限指示等により、収穫した対象品目の全量が出荷できなくなったため、合理的である。

圃場廃棄による損害額は、予定取引価格に廃棄数量を乗じた額から出荷費用を差し引いた額としているところ、予定取引価格を基準とする点については、圃場廃棄の場合には取引価格が決定する前に廃棄するため、合理的であり、また、廃棄数量を乗じる点についても、廃棄した対象品目は全量につき今後収入が見込まれていたものであるため、合理的である。更に、圃場廃棄をする場合には、補償対象者は出荷費用の支出を免れているので、出荷費用を差し引く点も合理的である。

作付断念による損害額は予定取引価格に予定生産数量を乗じ、更にその金額に期待所得率を乗じたものであるところ、予定取引価格及び予定生産数量を基準とする点については、作付けを断念する時点では未だ実取引価格及び生産数量は決定されていないので、予定された数値を用いるのも合理的である。また、期待所得率の算定については、書面回答によれば、基本的には、品目毎に単位面積当たりの想定収入額から、作付けをした場合に発生する想定費用額を差し引いた金額を想定しているとのことである

---

<sup>160</sup> リーフレットによれば、収穫後市場等に出荷したが返品された場合の損害額は、実績出荷単価に対象品目の実績出荷量を乗じて算出すると記載されている。また、リーフレットによれば、収穫後市場等に出荷できなかった場合の損害額は、予定取引単価に対象品目の出荷予定量を乗じて算出すると記載されている。

なお、牛肉からセシウムが検出されたことに起因する出荷制限指示による損害については、現在、取扱いを検討しているとのことである。以上より、本補償基準は合理的である。

#### (イ) 営業損害（漁業）

本補償基準は、中間指針第5の1に沿って、操業自粛要請等に基づき操業を自粛したことにより、損害を被った漁業者である法人及び個人事業主を補償対象者とし、操業自粛要請等に伴う減収分及び追加的費用を補償するとしている。

書面回答によれば、中間指針は出荷制限により生じた減収分を賠償の対象としているにもかかわらず、本補償基準には当該損害に関する記載がない理由について、一部の品目に出荷制限指示が出されたことに伴い、福島県及び茨城県の海域において操業自粛が行われ、ほとんどの操業が停止しているため、操業自粛要請による損害を補償することで、出荷制限指示に伴う損害を全てカバーしていることになると考えているためである。

具体的な減収分の算定方式は、過去の平均漁獲高から過去の平均経費を差し引いた金額に現実に支出した費用を加えた額としているところ、当該算定方式は前記（a）キ、（ウ）の通り合理的である。

また、現実に支出した費用を損害として補償の対象としている点については、過去の経費としては支出していないものであっても、本事故が原因で現実に支出するに至った費用について

<sup>161</sup> リーフレットによれば、期待所得率は、品目別に単位面積当たり予想売上高から単位面積当たり予想費用を控除したものを単位面積当たり予想売上高で除して算出するとのことである。

は本事故との相当因果関係が認められると考えられるため合理的である。

以上より、本補償基準は合理的である。

(ウ) 営業損害（加工・流通業）

本補償基準は、中間指針第5の1に沿って、出荷制限指示等の対象品目を既に仕入れ又は加工したことにより、当該指示等に伴い、当該品目又はその加工品の販売の断念を余儀なくされたことにより、損害を被った加工・流通業の法人及び個人事業主を補償対象者とし、出荷制限指示等に伴う減収分に追加的費用を加えた金額を補償するとしている。

販売を断念した数量に予定取引価格を乗じる点について、減収分の算定方法は、出荷制限指示等に伴い販売を断念した数量に予定取引価格を乗じ出荷費用を差し引くものであるところ、加工・流通業者の損害は、出荷制限指示等により予定されていた取引を行うことができず当該取引による収入を得られなかったことにより生じるものであるため、合理的である。また、出荷費用を差し引く点についても、出荷をしなかったことにより出荷費用の支出を免れているため、合理的である。

以上より、本補償基準は合理的である。

イ. 就労不能等に伴う損害

本補償基準は、出荷制限指示等の対象となった事業者等の被用者で当該出荷制限指示等により当該事業者の経営状態が悪化したため、就労不能等となった者を補償対象者としているところ、この内容は中間指針第5の2の内容に沿うものであり合理的である。

なお、この点、現時点では具体的な内容が決定されておらず、出荷制限指示等に伴う営業損害に



ついでの実態を踏まえた上で、改めて案内することである。

#### ウ. 検査費用（物）

本補償基準は、中間指針第5の3に沿って、出荷制限指示等に基づき検査を行った法人及び個人事業主を補償対象者とし、出荷制限指示等に基づく検査費用を補償するとしている。

本補償基準は、検査費用については実費を基準とするとしているところ、出荷制限指示等に基づき行われる検査は通常その必要性が認められるため、検査に要した実費を相当因果関係が認められるものとして補償する本補償基準は合理的である。

#### (d) その他の政府指示等に係る損害の補償基準

##### ア. 営業損害

本補償基準は、中間指針第6の1に沿って、政府が本事故に関し行う指示等に伴い、当該指示等に係る行為の制限を余儀なくされる等により損害を被った法人及び個人事業主を補償対象者とし、当該指示等に伴う減収分及び追加的費用を補償するとしている。

減収分の算定方法は、前記(a)キ.(7)と同様であり、当該算定方法によることの合理性を否定すべき根拠が特に存在するわけではない。

##### イ. 就労不能等に伴う損害

本補償基準は、政府が本事故に関し行う指示等の対象となった事業者の被用者で、当該指示等により当該事業者の経営状態が悪化したため、就労不能等となった者を補償対象者としているところ、この内容は中間指針第6の2の内容に沿うも

のであり合理的である。

なお、この点、現時点では具体的な内容が決定されておらず、政府が本事故に関し行う指示等に伴う営業損害についての実態を踏まえた上で、改めて案内するとのことである。

#### ウ. 検査費用（物）

本補償基準は、中間指針第6の3に沿って、政府が本事故に関し行う指示等に基づき検査を行った法人及び個人事業主を補償対象者とし、当該指示等に検査費用を補償するとしている。

本補償基準は、検査費用については実費を基準とするとしているところ、政府が本事故に関し行う指示等に基づき行われる検査は通常その必要性が認められるため、検査に要した実費を相当因果関係が認められるものとして補償する本補償基準は、中間指針に沿うものとの評価も可能であり、合理性を否定すべき根拠が特に存在するわけではない。

なお、本補償基準には、政府指示等がなされる前に自主的に検査を行っていたものについての記載がないが、書面回答によれば、当該損害についても、中間指針第6の1に沿って、賠償対象から除外すべき合理的な理由がない限り、本補償の対象となるとのことである。

#### (e) いわゆる風評被害の補償基準

##### ア. 農林漁業・食品産業

#### (7) 農林漁業の風評被害

本補償基準は、中間指針第7の2に沿って、同指針記載の対象区域の対象品目に係る農林漁業者で、本事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主に対し、本

事故による買い控え等に伴う減収分及び追加的費用を以下の算式に基づき補償するとしている。

過去の資料に基づく売上高×買い控え等によって生じた対象品目の市場価格の下落率＋追加的費用

書面回答によれば、本補償基準では、牛肉からセシウムが検出されたことに起因し出荷制限指示が出されたことによる風評被害については、取扱いを検討中とのことである。

また、前記算式によれば、補償額の算定に当たり、中間指針で挙げられている「取引価格の低下」分は考慮されるものの、「取引数量の減少」分は考慮されないことになる。もっとも、書面回答によれば、当社は、損害の大部分が取引価格の下落による損害に織り込まれていると考えられることから、取引価格の下落を対象として補償する考えであるが、取引数量の減少による損害の申し出がある場合については、本事故との相当因果関係を確認し、個別に協議するとの考えであるとのことである。

更に、書面回答によれば、当社が前記算式において「市場価格の下落率」を用いた理由は、農協等の団体との協議に基づき、農林漁業の産業においては市場価格のデータの取得や、これに基づく被害額の算定が容易であることが判明したことから、支払いの迅速化と請求内容の確認作業の簡素化のためには、「市場価格の下落率」を用いることが望ましいと考えられたためであるとのことである。

加えて、書面回答によれば、「追加的費用」とは、主として、買い控え等の影響で回収や廃棄せざるを得なくなった商品の回収費用や廃棄費用等を想定しており、それらを証明する書類（廃棄伝票等）により損害内容を確認する予定

とのことである。

以上より、検討中の項目はあるものの、本補償基準は中間指針第7の2に沿ったものとの評価も可能であり、このような補償基準によることの合理性を否定すべき根拠が特に存在するわけではない。

(4) 農林水産物の加工業・食品製造業・流通業の風評被害

本補償基準は、中間指針第7の2に沿って、①主たる事業所又は工場が福島県に所在する農林水産物の加工業者又は食品製造業者で、本事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主、②主たる原料が同指針記載の対象区域における対象品目となっている農林水産物等、及び摂取制限措置が現に講じられている水を原料として使用する食品を取扱う加工業又は食品製造業を営んでおり、本事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主、並びに③同指針記載の対象品目を継続的に取り扱っていた流通業者で、本事故に伴い、既に仕入れた対象品目に関する買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主に対し、本事故による買い控え等に伴う減収分及び追加的費用を以下の算式に基づき補償するとしている。

(過去の資料に基づく粗利一支払いを免れた固定費変動費) × (売上高の減少率一本事故以外

の影響による売上高の減少率) + 追加的費用<sup>162</sup>

書面回答によれば、セシウムに汚染された牛肉の取扱いについては、前記(ア)と同様に、補償方針について検討を行っているところであり、セシウムに汚染された肉牛を主たる原料とする品目を取り扱う加工業者や食品製造業者等に対する補償については、方針について検討中であるとのことである<sup>163</sup>。

また、本補償基準によれば、「当社事故以外の影響による売上高の減少率」については、当社にて現在検討中とのことである。

その他、本補償基準における農林水産物の加工業・食品製造業・流通業の減収分を測定する算式については、中間指針に照らして、特に不合理な点は見当たらない。

更に、書面回答によれば、追加的費用とは、主として、買い控え等の影響で回収や廃棄せざるを得なくなった商品の回収費用や廃棄費用等を想定しており、それらを証明する書類(廃棄伝票等)により損害内容を確認する予定とのことである。

以上より、検討中の項目はあるものの、本補償基準は何れも中間指針に沿ったものとの評価

<sup>162</sup> リーフレットによれば、農林水産物の加工業・食品製造業及び流通業者に対して、当社は、その風評被害に係る補償金額の算定基準として以下の算式を提示する予定であるとのことである。

補償金額 = 逸失利益 + 検査費用 + 追加的費用

逸失利益 = (基準年度の同期間の売上高 - 補償対象期間の売上高) × 貢献利益率

貢献利益率 = (基準年度の粗利 + 売上原価中の固定費 - 販売費及び一般管理費に含まれる変動費) / 基準年度の売上高

<sup>163</sup> なお、リーフレットにおいては、本補償基準における記載とは異なり、農林水産物の加工業・食品製造業及び流通業者に対して当社が提示する予定の風評被害に係る補償金額の算定基準において、セシウムに汚染された肉牛を主たる原料とする品目を取り扱う加工業者や食品製造業者等に対する補償金額の計算式に関して、特段の留保は付されていない。

も可能であり、このような補償基準によることの合理性を否定すべき根拠が特に存在するわけではない。

#### イ. 観光業の風評被害

本補償基準は、中間指針第7の3に沿って、①福島県、栃木県、茨城県、群馬県に営業の拠点があり、且つ主として観光客を対象として営業を行っており、本事故に伴う解約・予約控え等による損害を被った法人・個人事業主に対し、本事故による解約・予約控え等に伴う減収分及び追加的費用を以下の算式に基づき補償するとしている。

(過去の資料に基づく粗利－支払いを免れた固定費変動費) × (売上高の減少率－本事故以外の影響による売上高の減少率) + 追加的費用<sup>164</sup>

また、本補償基準は、中間指針第7の3に沿って、②外国人観光客の本事故に伴う解約による損害を被った観光業を営む法人・個人事業主に対し、本事故により、本事故後、2011年(平成23年)5月末までの外国人観光客の通常の解約率を上回る解約に伴い発生した減収分及び追加的費用

<sup>164</sup> リーフレットによれば、福島県(避難等対象区域外)、茨城県、栃木県及び群馬県に事業所が存在する法人又は個人事業主であって、主として観光客を対象として営業(観光業)を行っているものに対して、当社は、その風評被害に係る補償金額の算定基準として以下の算式を提示する予定であるとのことである。

補償金額 = 逸失利益 + 検査費用 + 追加的費用

逸失利益 = 対象となる事業所に係る基準となる売上高 × 利益率 × (売上減少率－本事故以外の要因による売上減少率)

売上減少率 = (対象となる事業所に係る基準となる売上高－対象となる事業所に係る対象期間の売上高) / 対象となる事業所に係る基準となる売上高

を補償するとしている<sup>165</sup>。

このうち、前記①においては、「主として観光客を対象として営業を行って」いる者に補償が行われる者を限定している。書面回答によれば、これは中間指針において、観光業について、「ホテル、旅館、旅行業等の宿泊関連産業から、レジャー施設、旅客船等の観光産業やバス、タクシー等の交通産業、文化・社会教育施設、観光地での飲食業や小売業等までも含み得る」と記載されており、対象範囲が広いため、観光客を対象としていない事業者を一定の基準で除外するために、地方交付税施行令第1条9号の規定を参考に、「主として観光客を対象として営業を行って」いる者との限定を付したとのことである。もっとも、かかる本補償基準によれば、観光客が売上に大きく寄与している業種が、「主として観光客を対象として営業を行って」いないとの理由で、補償を受けることができなくなる可能性を否定できない。

一方で、本補償基準によれば、「当社事故以外の影響による売上高の減少率」については、当社

<sup>165</sup> リーフレットによれば、福島県、茨城県、栃木県及び群馬県以外の都道府県に観光業を営む事業所を有する法人又は個人事業主であって、2011年（平成23年）3月11日現在で外国人観光客の予約があり、かつ、本事故により外国人観光客に関する解約（2011年5月までの解約に限る。）があったものに対して、当社は、その風評被害に係る補償金額の算定基準として以下の算式を提示する予定であるとのことである。

補償金額＝逸失利益＋検査費用＋追加的費用

逸失利益＝2011年3月11日現在の外国人観光客の予約人数×本事故  
によるキャンセル率×予約1人当たりの逸失利益額

本事故によるキャンセル率＝（2011年3月11日現在の外国人観光客

の予約人数のうち、同年5月末までにキャンセルされた人数／同年3月11日現在の外国人観光客の予約人数）－（基準年度キャンセル総人数／基準年度予約総人数）

にて現在検討中とのことである<sup>166</sup>。その他、前記①の減収分を測定する算式については、特に不合理な点は見当たらない。

なお、書面回答によれば、追加的費用とは、主として、買い控え等の影響で回収や廃棄せざるを得なくなった商品の回収費用や廃棄費用等を想定しており、それらを証明する書類（廃棄伝票等）により損害内容を確認する予定とのことである。

以上より、前記①の補償の対象を「主として観光客を対象として営業を行って」いる者に限定している点を除けば、本補償基準は中間指針第7の3（指針）Ⅰ）の内容に沿っているとの評価も可能であり、このような補償基準によることの合理性を否定すべき根拠が特に存在するわけではない。

また、前記②についても、通常の解約率を上回る解約に伴い発生した減収分及び追加的費用のみを補償の対象としている。これは中間指針第7の3（指針）Ⅱ）の内容に沿ったものとの評価も可能であり、このような補償基準によることの合理性を否定すべき根拠が特に存在するわけではない<sup>167</sup>。

---

<sup>166</sup> リーフレットによれば、福島県（避難等対象区域外）、茨城県、栃木県及び群馬県に事業所が存在する法人又は個人事業主であって、主として観光客を対象として営業（観光業）を行っているものに対して当社が提示する予定の風評被害に係る補償金額の算定基準においては、平成23年（2011年）3月から8月までの期間のみを考慮し、「本事故以外の要因による売上減少率」を20%とするとのことである。かかる売上減少率は、阪神大震災において本件と同程度の影響を受けたと推定される地域の震災後の観光客数・観光消費額等の減少率を統計的に分析した結果等を基に合理的な水準で設定しており、平成23年9月以降における影響を検討した上で今後変更される可能性があるとのことである。

<sup>167</sup> 本補償基準によれば、「本事故後、5月末までの外国人観光客の通常の解約率」については、現在検討中であるとのことである。



#### ウ. 製造業・サービス業等の風評被害

本補償基準は、中間指針第7の4に沿って、福島県に所在する拠点で製造業、サービス業を行っており、当該拠点において本事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主に対し、本事故による買い控え等に伴う減収分及び追加的費用を以下の算式に基づき補償している。

$(過去の資料に基づく粗利 - 支払いを免れた固定費変動費) \times (売上高の減少率 - 本事故以外の影響による売上高の減少率) + 追加的費用$

書面回答によれば、これは、製造業・サービス業等の風評被害のうち、中間指針で示された第7の4の(指針)Ⅰ)の①に係る補償の基準を示したものであるとのことである。また、書面回答によれば、中間指針で示された他の製造業・サービス業等の風評被害(中間指針第7の4の(指針)Ⅰ)の②乃至④及び中間指針第7の4の(指針)Ⅱ))について、当社は、補償の対象と考えてはいるものの、本補償基準は、中間指針に記載されている項目を網羅するものではなく、概要を示すものであるため、本補償基準への記載は割愛してい

るとのことである<sup>168・169</sup>。

<sup>168</sup> リーフレットによれば、①福島県（避難等対象区域外）に所在する事業所で物品の製造を行っている事業者で、当該事業所で製造を行う物品について本事故以降に現実に買い控え、取引停止等が生じたことにより損害を被った者、②放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する政府による指導等を受け、当該副次産物の引き取りを忌避されたことにより損害を被った者及び③放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する政府による指導等がなされた当該副次産物を原料として製品を製造していたことにより、買い控え、取引停止等の損害を被った者に対して、当社は、その風評被害に係る補償金額の算定基準として以下の算式を提示する予定であるとのことである。

補償金額＝逸失利益＋検査費用＋追加的費用

逸失利益＝対象となる事業所に係る基準となる売上高×利益率×売上減少率

売上減少率＝（対象となる事業所に係る基準となる売上高－対象となる事業所に係る対象期間の売上高）／対象となる事業所に係る基準となる売上高

また、リーフレットによれば、④水の放射性物質検査の指導を行っている都県において、本事故以降に取引先の要求等によって検査を余儀なくされた事業者に対しては、検査費用を補償金額として提示する予定であるとのことである。

なお、書面回答によれば、追加的費用とは、主として、買い控え等の影響で回収や廃棄せざるを得なくなった商品の回収費用や廃棄費用等を想定しており、それらを証明する書類（廃棄伝票等）により損害内容を確認する予定とのことである。

以上より、中間指針第7の4の（指針）Ⅰ）の②乃至④及び中間指針第7の4の（指針）Ⅱ）で示された製造業・サービス業等の風評被害について、本補償基準には補償の基準が示されていないものの、これらについて中間指針に従った補償が

169 リーフレットによれば、①福島県（避難等対象区域外）に所在する事業所にて販売を行う物品又は提供するサービス等に関し、当該事業所において損害を被った者、②福島県（避難等対象区域外）に所在する事業所においてサービス等を提供する事業者であって、具体的なサービスの実施を依頼した事業者が来訪を拒否したことによって損害を被った者及び③海外に在住する外国人が来訪して提供する又は提供を受けるサービス等に関し、日本に所在する事業所において発生した被害（外国船舶が日本の港湾への寄港又は福島県沖の航行を拒否したことによって、日本の事業者が生じたものを含む。）のうち、本事故の前にすでに契約がなされていた場合であって、2011年（平成23年）5月末までに解約が行われたこと（寄港又は航行が拒否されたことを含む。）により減収等が生じた者に対して、当社は、その風評被害に係る補償金額の算定基準として以下の算式を提示する予定であるとのことである。

補償金額＝逸失利益＋検査費用＋追加的費用

販売を行う物品又は提供するサービス等に関して風評被害が生じた場合の逸失利益＝対象となる事業所に係る基準となる売上高×貢献利益率×（売上減少率－本事故以外の要因による売上減少率）

売上減少率＝（対象となる事業所に係る基準となる売上高－対象となる事業所に係る対象期間の売上高）／対象となる事業所に係る基準となる売上高  
サービス等を提供する事業者から来訪を拒否されたことにより損害が発生した場合の逸失利益＝売上の減少額－費用の減少額－（違約金等の受取額－違約金等の支払額）

なお、リーフレットによれば、本事故以外の要因による売上減少率は、2011年3月から8月までの期間のみを考慮し、3%とするとのことである。かかる売上減少率は、阪神淡路大震災において福島県と同程度の影響を受けたと想定される地域の震災後のサービス消費の減少率を統計的に分析した結果等を基に合理的な水準で設定しており、2011年9月以降における影響を検討した上で今後変更される可能性があるとのことである。

行われるとの評価も可能であり、このような補償基準によることの合理性を否定すべき根拠が特に存在するわけではない。

## エ. 輸出に係る風評被害

本補償基準は、中間指針第7の5に沿って、①輸出先国の要求等により必要且つ合理的な範囲の検査費用等を負担した輸出業を営む法人・個人事業主に対し、輸出先国の要求等による検査費用及び各種証明書の発行費用等を補償するとしている。

また、本補償基準では、中間指針第7の5に沿って、②輸出先国の輸入拒否がされた時点で、既に当該輸出先国向けに輸出され、又は生産・製造されたものに関して廃棄、転売若しくは生産・製造の断念を余儀なくされたため損害を被った輸出業を営む法人・個人事業主に対し、製品等の廃棄、転売又は製造の断念により生じた減収分及び追加的費用を補償するとしている。

書面回答によれば、前記①にいう検査費用とは、中間指針第7の5（指針Ⅰ）に記載されている「輸出先国の要求（同国政府の輸入規制及び同国の取引先からの要求を含む。）によって現実に生じた必要且つ合理的な範囲の検査費用（検査に伴い生じた除染、廃棄等の付随費用を含む。）」と同義であるとのことである。

また、前記②についても、中間指針第7の5（指針Ⅱ）に記載された賠償の範囲と異なることはない。

以上より、本補償基準は、中間指針に沿ったものとの評価も可能であり、このような補償基準によることの合理性を否定すべき根拠が特に存在するわけではない。

(f) いわゆる間接被害の補償基準

ア. 営業損害

本補償基準は、第一次被害者と一定の経済的関係にあり、事業等の性格上、第一次被害者との代替性のない取引を行っていた法人・個人事業主に対し、間接被害に伴う減収分及び追加的費用を以下の算式に基づき補償するとしている。

(過去の資料に基づく粗利－支払いを免れた固定費変動費) × 売上高の減少率 + 追加的費用<sup>170</sup>

以上の本補償基準は、間接被害の範囲を第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたものに限定する中間指針第8の内容に合致するものとの評価も可能であり、このような補償基準によることの合理性を否定すべき根拠が特に存在するわけではない。

イ. 就労不能等に伴う損害

本補償基準は、第一次被害者と一定の経済的関係にあり、代替性のない取引を行っていた前記アの補償の対象となる法人・個人事業主に雇われていた従業員に対する補償について、間接被害に伴う営業損害についての実態を踏まえた上で改めて補償基準を案内するものとしており、具体的な補償基準を示していない。

<sup>170</sup> リーフレットによれば、当社が本事故による間接被害を受けた者に対して提示する予定の補償基準においては、補償金額は逸失利益と追加的費用の合計額とされており、ここでいう逸失利益とは、売上減少額から費用減少額を控除することを基本としつつ、算定方法の例として、(収益減少額－費用減少額)を算定する例や、(既発生費用＋予定利益)を算定する例が挙げられている。

(g) 放射線被曝による損害の補償基準

本補償基準は、中間指針で示された対象者のうち、本事故に係る放射線被曝による急性又は晩発性の放射線障害により障害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡した者を補償対象者とするとしているところ、この内容は中間指針第9の内容に沿うものであり合理的である。

本補償基準は、現時点では具体的な内容が決定されておらず、放射線被曝による障害の状況を踏まえた上で改めて案内することである。

(h) その他（地方公共団体等の財産的損害等）

本補償基準は、対象区域の解除日程が確定していないこと、除染方法が明らかになっていないこと等から、現時点では具体的な内容が決定されておらず、本事故の収束状況等を踏まえつつ、継続的に検討を行った上で、改めて案内することである。

(5) 資金繰りへの影響

当社の現在までにおける各種仮払補償金の支払総額は、2011年（平成23年）8月10日現在において739億1657万4027円に及んでいる上、同月5日に策定された中間指針において、従前基準が示されていなかった複数の損害項目につき賠償の一般的な基準が提示されたことから、今後、当社はそれらについての賠償を順次実施していくことになるかと予想される。

この点、当社の2011年（平成23年）8月15日付プレスリリース「農林業者の方々に対する仮払補償金のお支払い対象の追加について」によれば、当社は中間指針の内容を踏まえ、本補償を早期に開始すべく準備を進めており、その詳細については同月下旬に別途公表する予定とされているが、後記IV.3.(1)b.の通り、本事故に係る賠償総額の見通しが立っていない現状において、今後の本補償が当社の資金繰りにどの程度の影響を及ぼすかについては現時点では不明と言

わざるを得ず、早期の特別事業計画の認定に基づく支援が望まれるところである。

## 7. 今後の課題

### (1) 中間指針において示された損害賠償指針について

中間指針では、一定の類型化が可能な損害項目について損害賠償についての考え方が明らかにされたが、これらの損害項目の全てについて、損害賠償の外延が画されたわけではない。即ち、本事故の規模の大きさに比例して、その被害は長期化することが見込まれており、今後、損害の終期をどの時点で設定するかが問題となることは必至である。

紛争審査会においても、損害項目によっては、損害の終期を設定する必要があるものが存在するとの点で概ね意見の一致を見たものの、現在も損害が発生していること等に鑑みて具体的な終期を明示することは見送られており、今後紛争審査会において損害の終期が具体的に示されるか否かは必ずしも断言できるとは言い難い。

その一方で、実際に損害賠償の責務を負う当社としては、何れかの段階で損害賠償の終期についての考え方を明らかにする必要に迫られることが予想される。

### (2) 中間指針で取り上げられなかった損害について

中間指針は、一定の類型化が可能な原子力損害について、その賠償の考え方を示したものであり、中間指針で取り上げられなかった損害も存在する。

これらの損害の賠償につき、今後、紛争審査会において議論がなされ、新たな指針が策定される可能性も存在するが、全ての損害についての賠償の考え方が指針化されると考えるのは決して現実的ではない。

したがって、今後、当社は、紛争審査会が定める指針の範疇外に位置する原子力損害についても、具体的な賠償を行う必要に迫られることが予想される。

これらの損害については、不法行為による損害賠償の基本原則に従って、個別具体的な事実関係に基づいた賠償が行わ

れるのが基本であると思われるが、指針の範疇外にありながらも、相当数の被害者が見込まれる損害項目が存在する可能性もあり、そのような場合には、迅速且つ公平な損害賠償実現の観点から、当社において、損害賠償に対する一定の方針を策定する必要性が生じる可能性もある。

## 8. 本事故に係る損害賠償の支払いを求める訴訟が日本国外において提起された場合に想定されるリスク

### (1) 海外における訴訟の状況

当社の開示資料によれば、現在、日本国外において当社に対して訴えが提起された例はないとのことである。しかし、報道によれば、本事故により原子炉を冷却するため海水を注入した際に発生したとみられる放射性硫黄がごく微量ながら米国カリフォルニア州で観測される等、本事故による被害の限界は明らかではなく、本事故が収束していないことにも鑑みると、当社に対して本事故による損害賠償を求める訴訟が今後日本国外において提起される可能性は否定できない。

### (2) 原子力損害賠償に関する条約

原子力損害賠償については、原子力の分野における第三者責任に関するパリ条約<sup>171</sup>、原子力損害の民事責任に関するウィーン条約<sup>172</sup>及び原子力損害の補完的補償に関する条約<sup>173</sup>（以下「CSC」とする。）の3つの枠組みが存在するが、現時

<sup>171</sup> フランス、ドイツ、イギリス、イタリア等の欧州の OECD 加盟国を中心とした 15 か国が加盟している。1960 年（昭和 35 年）に採択され、1968 年に発効した。

<sup>172</sup> 中東欧、中南米等の IAEA（国際原子力機関）加盟国を中心とした 34 か国が加盟している。1963 年（昭和 38 年）に採択され、1977 年に発効した。

<sup>173</sup> 正式名称は Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage であり、アルゼンチン、モロッコ、ルーマニア、米国の 4 か国が加盟している。1997 年（平成 9 年）に採択されたが、CSC は 5 か国以上の国（原子炉熱出力の合計が 4 億キロワット以上の国に限る。）が加盟し、その加盟書が IAEA の長官に寄託された日より 90 日後に発効するとされているため（XX 条 1 項）、現時点において未発効である。



点において日本はその何れにも加盟していない。

もっとも、これらの条約のうち、CSC について、日本国政府が加盟を検討している旨の報道がされている。そして、CSC は、CSC の加盟国の領域において原子力事故が発生した場合、当該原子力事故に関する訴訟については事故発生地国の専属的国際裁判管轄を規定している（X Ⅲ条 1 項）。そのため、仮に日本が CSC に加盟し、CSC が発効した場合、その後日本で発生した原子力事故に関して、日本以外の CSC の加盟国において損害賠償を求める訴訟が提起されたとしても、当該 CSC の加盟国には国際裁判管轄がないため、かかる訴えが提起された裁判所は当該訴えを却下するのが条約の建前となる。もっとも、問題となるのは、日本が現在未加盟であり、今後加盟するとしても加盟は本事故後であることに加え、CSC 自体が未だ発効していないこともあって、今後日本が CSC に加盟したとして、本事故についても CSC の効力が及ぶかが必ずしも判然としていない点である。この点、CSC 発効時に既に訴訟が係属していれば、CSC の効力は及ばない可能性が高いが、本事故に関する訴訟が CSC 発効後に提起された場合に CSC の効力が及ぶか否かは議論の分かれ得るところであると思われ、CSC の解釈次第では、CSC の適用があるとの議論も成り立ち得ると思われる。

### (3) 日本国外において当社に対する訴訟が提起された場合

#### a. 国際裁判管轄について

日本国外におけるかかる訴訟のリスクを検討する場合、まずはかかる訴訟が提起された日本国外の裁判所に国際裁判管轄が認められるか否かが問題となるが、国際裁判管轄は、かかる提訴地国の法制度によって決定されるのが原則である。したがって、例えば、事案の性質等によっては、米国連邦裁判所に事件が係属する可能性がある。

#### b. 準拠法について

提訴地国の法制度に従って当該提訴地国の裁判所に国際裁判管轄が認められた場合、続いて如何なる法が準拠法と

して適用されるかが問題となるが、準拠法は当該裁判所の属する国際私法のルールに従って決定されるのが原則である。

日本では、不法行為によって生ずる債権の成立及び効力に関する準拠法は、原則として加害行為の結果が発生した地の法とされ、例外的にその地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは加害行為が行われた地の法とされるが、明らかにより密接な関係がある地がある場合にはその地の法が準拠法とされる（法の適用に関する通則法 17 条、20 条）。そのため、日本国外で本事故による被害を受けた者が日本の裁判所に損害賠償を求める訴えを提起した場合、本事故の発生地として当該外国より密接な関係のある日本の法が準拠法とされることが多いと考えられるが、加害行為の結果が発生した地等の外国法が準拠法とされる可能性も否定できない。

一方、日本国外の裁判所における準拠法については、各訴訟の個別具体的な事実関係に照らして当該国の弁護士に照会する必要があるが、例えば米国連邦裁判所に事件が係属した場合には、各州の不法行為法が準拠法とされる可能性がある。もっとも、当該裁判所が適用する国際私法のルールによっては、日本国外の裁判所においても準拠法が日本法とされ、原賠法等が適用される可能性も全くないわけではない。

何れにせよ、我が国の原賠法が定める原子力事業者への責任の集中との立法趣旨に照らした処理がなされるか否かは、当該裁判所が適用する国際私法のルール及び当該ルールの結果選択される準拠法が定めるところに左右されるところとなり、無限に組み合わせの可能性が存在し、現時点で見通しを立てることは不適切と考えざるを得ないことに留意されたい。

#### c. 外国裁判所の確定判決の執行について

日本国外において当社に対する損害賠償請求を認容する判決がなされた場合、当該判決に基づき当社の財産に対して強制執行がなされるリスクがある。

この場合、強制執行の対象となるのは当該判決のなされた国に所在する当社の財産に限られない。民事訴訟法118条の要件を満たす限りにおいて日本国内に所在する当社の財産も、当該判決に基づいた強制執行の対象となる。もっとも、米国における懲罰的損害賠償請求は日本国内では執行できない（最判平成9年7月11日民集51巻6号2573頁）。

また、判決がなされた国及び日本以外の第三国に所在する当社の財産も、強制執行の対象となる可能性がある。

更に、判決が出される前であっても、当社の財産に対して仮差押えや仮処分等の保全処分がなされる可能性がある。

<以下本頁余白>

(案の2)ピックパレットふくしま視察あり

## 【日程表】

12月14日(水)or19日(月)

時 間	行 事	備 考
9:00	東京駅発	列車名:Maxやまびこ129号
	⇩ 移動(所要時間:1時間21分)	
10:21	郡山駅着	
	⇩ 移動(徒歩約10分)	
10:30 ～ 11:00	原子力損害賠償紛争解決センター 福島事務所	所在地:福島県郡山市方八町1-2-10 郡中東口ビル2F 所要時間:約30分 〔○業務説明(約15分) ○事業所内見学、スタッフとの意見交換(約15分)〕
	⇩ 移動(徒歩約10分)	
11:10 ～ 11:40	原子力損害賠償支援機構 福島事務所	所在地:福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル1F 所要時間:約30分 〔○業務説明(約15分) ○事業所内見学、スタッフとの意見交換(約15分)〕
	⇩ 移動(徒歩約10分)	
11:50 ～ 12:40	昼食	
	⇩ 移動(車約15分)	
13:00 ～ 13:20	ピックパレットふくしま 〔東電本補償相談窓口〕	所在地:福島県郡山市南二丁目52番地 所要時間:約20分 〔○業務説明(約10分) ○スタッフとの意見交換(約10分)〕
13:30 ～ 15:00	ピックパレットふくしま 〔富岡町、川内村合同災害対策本部 仮設住宅視察〕※	所在地:福島県郡山市南2-52 所要時間:約1時間30分 〔○合同災害対策本部(約〇分) ○仮設住宅(約〇分)〕
	⇩ 移動(車約15分)	
15:33	郡山駅発	列車名:Maxやまびこ144号
	⇩ 移動(所要時間:1時間23分)	
16:56	東京駅着	

※富岡町、川内村との調整が必要

別紙第2-Ⅲ-2-(1)

原子力損害賠償紛争審査会 配布資料一覧

原子力損害賠償紛争審査会(第1回) 平成23年4月15日(金) 18時20分~20時20分

資料1	原子力損害賠償紛争審査会 委員
資料2	原子力損害賠償紛争審査会の運営及び和解の申立ての処理等に関する要領(案)
資料3	原子力損害賠償紛争審査会の公開の手続きについて(案)
資料4	福島第一・第二原子力発電所の状況と見通し
資料5	被害状況と政府等による対応の現状について
資料6	原子力災害被害者に対する緊急支援措置について
参考1	我が国の原子力損害賠償制度の概要
参考2	原子力損害賠償関連法令
参考3	JCO 臨界事故時の賠償の概要

原子力損害賠償紛争審査会(第2回) 平成23年4月22日(金) 13時50分~15時50分

資料1	避難住民の現状
資料2-1	環境モニタリングの結果
資料2-2	環境モニタリングの結果
資料3-1	原子力損害の類型
資料3-2	原子力発電所事故による影響
資料3-3-1	農林水産業・食品産業における原子力損害の主な類型と論点
資料3-3-2	農林水産業・食品産業における原子力損害の主な類型と論点
資料3-4	原発事故による不動産の経済的被害について
資料4	一次指針作成に向けた主な論点
参考1	第1回原子力損害賠償紛争審査会議事録(案)
参考2	原子力損害賠償紛争審査会の運営及び和解の申立ての処理に関する要領
参考3	原子力損害賠償紛争審査会の運営及び和解の申立ての処理に関する要領
参考4	避難による損害への「仮払い補償金」のお支払いについて(東電記者発表資料)(※東京電力ホームページへリンク)
参考5	福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋(東電記者発表資料)(※東京電力ホームページへリンク)

原子力損害賠償紛争審査会(第3回) 平成23年4月28日(木) 12時30分~14時30分

資料1	福島県からの状況説明
資料2-1	原子力発電所事故による学校等に対する影響について
資料2-2	介護・福祉・医療等の分野における影響について
資料3	一次指針(案)
参考	第2回原子力損害賠償紛争審査会議事録(案)

原子力損害賠償紛争審査会(第4回) 平成23年5月16日(月) 15時00分~18時00分

資料1-1	警戒区域への一時立入りの概要について
資料1-2	原子力発電所事故による中小企業の被害の状況について
資料1-3	中小・小規模事業者の被害の現状について
資料1-4	中小企業の被害の現状について
資料1-5	福島原発事故によるガソリンスタンドの被害状況について
資料1-6	原発事故による農畜産物の損害について
資料1-7	福島第一原子力発電所事故に伴う水産業への被害状況について
資料1-8	福島第一原子力発電所事故に伴うきのこ等への被害状況について
資料2	専門委員による被害状況の調査・分析について(案)
資料3-1	第二次指針作成に向けた主な論点
資料3-2	避難状況等について
資料3-3	精神的損害の類型化(イメージ)
参考	第3回原子力損害賠償紛争審査会議事録(案)
参考	原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限・摂取制限

原子力損害賠償紛争審査会(第5回) 平成23年5月23日(月) 15時00分~18時00分

資料1-1-1	原子力発電所事故による農林水産物・食品輸出に対する被害の状況について
資料1-1-2	福島第一原子力発電所事故に伴う食品産業への被害状況について
資料1-1-3	原子力損害に係る農林水産業等をめぐる主な情勢
資料1-2-1	福島原発事故による旅館・ホテルの被害について
資料1-2-2	福島原発事故による旅行業者の被害の状況について
資料1-2-3	バス事業者の原発事故による被害状況の現状について
資料1-2-4	原子力発電所事故による旅客船事業の被害の概要について

資料 1-2-5	原子力発電所事故による建設業の被害状況について
資料 1-2-6	福島県内宅建業者の被害の現状について
資料 1-2-7	航空業界への影響について
資料 1-2-8	原子力発電所事故の空港ビル事業への影響について
資料 1-3-1	福島原発事故による雇用・労働に関する損害について
資料 1-3-2	生活衛生関係営業の被害状況について
資料 1-3-3	日本医師会からの報告
資料 1-3-4	原子力損害に対する補償について
資料 1-3-5	社会福祉法人関係における原子力被害等について
資料 2	第二次指針作成に向けた主な論点(改訂版)
参考	第 4 回原子力損害賠償紛争審査会議事録(案)

原子力損害賠償紛争審査会(第 6 回) 平成 23 年 5 月 31 日(火) 12 時 30 分～14 時 30 分

資料 1-1	原子力事故による損害について(飯館村)
資料 1-2	福島第一原発事故による被害の状況等について(茨城県)
資料 1-3	栃木県の被害の現状について
資料 2	「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」(案)
参考	第 5 回原子力損害賠償紛争審査会議事録(案)

原子力損害賠償紛争審査会(第 7 回) 平成 23 年 6 月 9 日(木) 13 時 00 分～15 時 30 分

資料 1-1	福島原発事故による地域金融機関への影響について【全国信用金庫協会】
資料 1-2	福島原発事故に伴う信用組合の被害状況等について【全国信用組合中央協会】
資料 1-3	私立学校における原子力事故による損害と賠償について【全私学連合】
資料 1-4	私立幼稚園における原子力事故による損害と賠償について【全日本私立幼稚園連合会】
資料 2	専門委員による調査について
資料 3	避難生活等を余儀なくされたことによる精神的損害の損害額算定方法に関する論点
資料 4	中間指針策定に向けた今後の検討項目(案)
参考	第 6 回原子力損害賠償紛争審査会議事録(案)

原子力損害賠償紛争審査会(第 8 回) 平成 23 年 6 月 20 日(月) 15 時 00 分～17 時 00 分

資料 1-1	東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針追補(案)
資料 1-2	慰謝料に関する参考
資料 2-1	事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される特定の地点への対応について(「特定避難勧奨地点」)
資料 2-2	特定避難勧奨地点の居住者等に想定される主な損害例
資料 3	原子力損害に対する補償の取り組み状況等について
資料 4	中間指針策定に向けた今後の検討項目(案)
参考 1	第 7 回原子力損害賠償紛争審査会議事録(案)

原子力損害賠償紛争審査会(第 9 回) 平成 23 年 7 月 1 日(金) 13 時 00 分～15 時 00 分

資料 1	中間指針の論点(案)
資料 2	公共用地の取得に伴う損失補償における転業等に必要となる期間について
資料 3-1	諸外国・地域の規制措置
資料 3-2	各国・地域における日本渡航に関する勧告
資料 3-3	諸外国・地域における放射線検査 実施状況等(鉱工業分野)
資料 4	いわゆる「間接損害」に関する判決の例
参考 1	第 8 回原子力損害賠償紛争審査会議事録(案)

原子力損害賠償紛争審査会(第 10 回) 平成 23 年 7 月 14 日(木) 12 時 30 分～15 時 00 分

資料 1	専門委員調査報告書【概要】
資料 1-1-1	専門委員調査報告書【第 1 分冊】農林漁業分野
資料 1-1-2	専門委員調査報告書【第 1 分冊】農林漁業分野
資料 1-1-3	専門委員調査報告書【第 1 分冊】食品産業関係
資料 1-1-4	専門委員調査報告書【第 1 分冊】農林水産物・食品の輸出入関係
資料 1-2-1	専門委員調査報告書【第 2 分冊】建設・不動産分野
資料 1-2-2	専門委員調査報告書【第 2 分冊】製造業分野
資料 1-2-3	専門委員調査報告書【第 2 分冊】上水道分野、下水道分野、情報通信分野
資料 1-2-4	専門委員調査報告書【第 2 分冊】陸運関係
資料 1-2-5	専門委員調査報告書【第 2 分冊】物流関係、海事関係
資料 1-2-6	専門委員調査報告書【第 2 分冊】海運・港湾関係、航空関係
資料 1-3-1	専門委員調査報告書【第 3 分冊】中小企業分野、卸売・小売業分野



資料 1-3-2	専門委員調査報告書【第 3 分冊】金融分野、サービス業分野
資料 1-3-3	専門委員調査報告書【第 3 分冊】観光分野
資料 1-3-4	専門委員調査報告書【第 3 分冊】観光分野
資料 1-3-5	専門委員調査報告書【第 3 分冊】学校・スポーツ・文化分野
資料 1-3-6	専門委員調査報告書【第 3 分冊】文化財関係
資料 1-3-7	専門委員調査報告書【第 3 分冊】文化財関係
資料 1-3-8	専門委員調査報告書【第 3 分冊】医療・福祉等分野
資料 1-3-9	専門委員調査報告書【第 3 分冊】勤労者分野、地方公共団体分野
資料 2	中間指針の論点(案)
資料 3-1	警戒区域等における営業損害の終期について
資料 3-2	減収と損害額に関する裁判例
資料 4-1	外国人が介在する被害について
資料 4-2	外国人が介在する被害の事例
資料 5-1	いわゆる間接被害について
資料 5-2	いわゆる間接被害の事例

原子力損害賠償紛争審査会(第 11 回) 平成 23 年 7 月 19 日(火) 15 時 00 分～18 時 00 分

資料 1	中間指針の論点の整理(案)
資料 2	いわゆる風評被害の事例
参考 1	第 10 回原子力損害賠償紛争審査会議事録(案)
参考 2	警戒区域等における営業損害の終期について【第 10 回資料】
参考 3	外国人が介在する被害について【第 10 回資料】
参考 4	いわゆる間接損害について【第 10 回資料】

原子力損害賠償紛争審査会(第 12 回) 平成 23 年 7 月 29 日(金) 13 時 00 分～16 時 00 分

資料 1-1	牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する状況について
資料 1-2	牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する状況について
資料 1-3	牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する状況について
資料 1-4	牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する状況について
資料 1-5	牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する状況について

資料 1-6	牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する状況について
資料 1-7	牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する状況について
資料 1-8	牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する状況について
資料 2	中間指針(案)のイメージ
資料 3	原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令の一部改正について
参考 1	第 11 回原子力損害賠償紛争審査会議事録(案)

原子力損害賠償紛争審査会(第 13 回) 平成 23 年 8 月 5 日(金) 14 時 00 分~16 時 30 分

資料 1-1	原子力損害賠償紛争解決センター(イメージ)
資料 1-2	原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介の申立の処理等に関する要領(案)
資料 1-3	原子力損害賠償紛争審査会の運営に関する要領(案)
資料 1-4	原子力損害賠償紛争審査会の公開の手続きについて(案)
資料 2	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針(案)
資料 3	自主避難に関する論点
参考 1	第 12 回原子力損害賠償紛争審査会議事録(案)

## 当社による損害賠償額の試算状況

## 【1】政府による避難等の指示等に係る損害について

No.	損害項目	中間指針	当社による試算
1.	検査費用（人）	具体的記載なし	—
2.	避難費用	実費	—
3.	一時立入費用	実費	—
4.	帰宅費用	実費	—
5.	生命・身体的損害	具体的記載なし	—
6.	精神的損害	避難期間に応じた目安あり	882 億円
7.	営業損害	減収分	1012 億円
8.	就労不能等に伴う損害	減収分	1413 億円
9.	検査費用（物）	具体的記載なし	—
10.	財物価値の喪失又は減少等	具体的記載なし	—
小計			3307 億円

※ 黄色の網掛けがなされている損害項目は、当社において、既に損害賠償額の試算が行われた損害項目である。

## 【2】政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害について

No.	損害項目	中間指針	当社による試算
1.	営業損害	減収分	—
2.	就労不能等に伴う損害	減収分	—
小計			—

## 【3】政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について

No.	損害項目	中間指針	当社による試算
1.	営業損害	減収分	668 億円
2.	就労不能等に伴う損害	減収分	営業損害に含める
3.	検査費用（物）	具体的記載なし	—
小計			668 億円

※ 黄色の網掛けがなされている損害項目は、当社において、既に損害賠償額の試算が行われた損害項目である。

## 【4】その他の政府指示等に係る損害について

No.	損害項目	中間指針	当社による試算
1.	営業損害	減収分	—
2.	就労不能等に伴う損害	減収分	—
3.	検査費用（物）	具体的記載なし	—
小計			—

**【5】 いわゆる風評被害について**

No.	損害項目	中間指針	当社による試算
1.	農林漁業・食品産業の風評被害	営業損害・就労不能の減収分	—
2.	観光業の風評被害	営業損害・就労不能の減収分	—
3.	製造業・サービス業等の風評被害	営業損害・就労不能の減収分	—
4.	輸出に係る風評被害	営業損害・就労不能の減収分	—
小計			—

**【6】 いわゆる間接被害について**

No.	損害項目	中間指針	当社による試算
1.	営業損害	減収分	—
2.	就労不能等に伴う損害	減収分	—
小計			—

**【7】 放射線被曝による損害について**

No.	損害項目	中間指針	当社による試算
1.	生命・身体的損害	具体的記載なし	—
小計			—

**【8】 その他**

No.	損害項目	中間指針	当社による試算
1.	被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整について	具体的記載なし	—
2.	地方公共団体等の財産的損害等	具体的記載なし	—
小計			—

<b>合計</b>		<b>3977 億円</b>
-----------	--	----------------

※ 「当社試算」欄には、1000 万円未満の単位を切り捨てた数字を記載していることから、個別の損害項目毎の金額と合計金額に齟齬が生じている。

## 農林業者仮払補償金の仮払い状況一覧

(平成23年9月7日現在)

No.	都道府県	団体名	請求回数	請求日時	請求金額	支払日時	仮払金額
1.	福島県	JA グループ東京電力原発事故畜産物 損害賠償対策福島県協議会	第1回	■■■■■■■■■■			
2.	福島県	JA グループ東京電力原発事故畜産物 損害賠償対策福島県協議会					
3.	福島県	JA グループ東京電力原発事故畜産物 損害賠償対策福島県協議会	第2回	■■■■■■■■■■			
4.	福島県	JA グループ東京電力原発事故畜産物 損害賠償対策福島県協議会					
5.	福島県	JA グループ東京電力原発事故畜産物 損害賠償対策福島県協議会	第3回	■■■■■■■■■■			
6.	福島県	JA グループ東京電力原発事故畜産物 損害賠償対策福島県協議会	第4回	■■■■■■■■■■			
7.	30km 圏内	JA グループ東京電力原発事故畜産物 損害賠償対策福島県協議会	第1回	■■■■■■■■■■			
8.	30km 圏内	JA グループ東京電力原発事故畜産物 損害賠償対策福島県協議会	第2回	■■■■■■■■■■			
9.	茨城県	東京電力原発事故農畜産物損害賠償対 策茨城県協議会	第1回	■■■■■■■■■■			
10.	茨城県	東京電力原発事故農畜産物損害賠償対 策茨城県協議会					
11.	茨城県	東京電力原発事故農畜産物損害賠償対 策茨城県協議会	第2回	■■■■■■■■■■			
12.	茨城県	東京電力原発事故農畜産物損害賠償対 策茨城県協議会					
13.	茨城県	東京電力原発事故農畜産物損害賠償対 策茨城県協議会					

No.	都道府県	団体名	請求回数	請求日時	請求金額	支払日時	仮払金額
14.	茨城県	東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策茨城県協議会	第3回	■■■■■■■■■■			
15.	茨城県	東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策茨城県協議会					
16.	茨城県	東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策茨城県協議会	第4回	■■■■■■■■■■			
17.	茨城県	東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策茨城県協議会	第5回	■■■■■■■■■■			
18.	栃木県	東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策栃木県協議会	第1回	■■■■■■■■■■			
19.	栃木県	東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策栃木県協議会					
20.	栃木県	東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策栃木県協議会	第2回	■■■■■■■■■■			
21.	栃木県	東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策栃木県協議会					
22.	栃木県	東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策栃木県協議会	第3回	■■■■■■■■■■			
23.	栃木県	東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策栃木県協議会					
24.	栃木県	東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策栃木県協議会					
25.	栃木県	東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策栃木県協議会	第4回	■■■■■■■■■■			
26.	栃木県	東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策栃木県協議会					
27.	栃木県	東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策栃木県協議会	第5回	■■■■■■■■■■			
28.	群馬県	東京電力福島原発事故農畜産物損害賠償対策群馬県協議会	第1回	■■■■■■■■■■			

No.	都道府県	団体名	請求回数	請求日時	請求金額	支払日時	仮払金額
29.	群馬県	東京電力福島原発事故農畜産物損害賠償対策群馬県協議会	第2回	[REDACTED]			
30.	群馬県	東京電力福島原発事故農畜産物損害賠償対策群馬県協議会					
31.	群馬県	東京電力福島原発事故農畜産物損害賠償対策群馬県協議会	第3回	[REDACTED]			
32.	群馬県	東京電力福島原発事故農畜産物損害賠償対策群馬県協議会					
33.	群馬県	東京電力福島原発事故農畜産物損害賠償対策群馬県協議会	第4回	[REDACTED]			
34.	千葉県	JA グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策千葉県協議会	第1回	[REDACTED]			
35.	千葉県	JA グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策千葉県協議会					
36.	千葉県	JA グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策千葉県協議会	第2回	[REDACTED]			
37.	千葉県	JA グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策千葉県協議会					
38.	千葉県	JA グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策千葉県協議会	第3回	[REDACTED]			
39.	千葉県	JA グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策千葉県協議会	第4回	[REDACTED]			
40.	神奈川県	JA グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策神奈川県協議会	第1回	[REDACTED]			
41.	神奈川県	JA グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策神奈川県協議会	第2回	[REDACTED]			
42.	神奈川県	JA グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策神奈川県協議会	第3回	[REDACTED]			
43.	宮城県	JA グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会	第1回	[REDACTED]			

No.	都道府県	団体名	請求回数	請求日時	請求金額	支払日時	仮払金額
44.	山形県	JA グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策山形県協議会	第1回	██████████			
45.	埼玉県	JA グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策埼玉県協議会	第1回	██████████			
46.	新潟県	JA グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策新潟県協議会	第1回	██████████			
47.	静岡県	JA グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策静岡県協議会	第1回	██████████			
48.	全国たばこ耕作	福島県たばこ耕作組合 全国たばこ耕作組合中央会	第1回	██████████			
49.	福島県森林	福島県森林組合連合会	第1回	██████████			



## 漁業者仮払補償金の仮払い状況一覧

(平成23年9月7日現在)

No.	都道府県	団体名	請求回数	請求日時	請求金額	支払日時	仮払金額
1.	福島県	福島県漁業協同組合連合会	第1回	██████████			
2.	福島県	福島県漁業協同組合連合会	第2回	██████████			
3.	福島県	福島県漁業協同組合連合会	第3回	██████████			
4.	福島県	福島県漁業協同組合連合会	第4回	██████████			
5.	福島県	福島県漁業協同組合連合会	第5回	██████████			
6.	福島県	福島県漁業協同組合連合会	第6回	██████████			
7.	福島県	福島県漁業協同組合連合会	第7回	██████████			
8.	福島県	福島県漁業協同組合連合会	第8回	██████████			
9.	福島県	福島県漁業協同組合連合会	第9回	██████████			
10.	福島県	福島県漁業協同組合連合会	第10回	██████████			
11.	福島県	福島県漁業協同組合連合会	第11回	██████████			
12.	福島県	福島県漁業協同組合連合会	第12回	██████████			
13.	福島県	福島県漁業協同組合連合会	第13回	██████████			

No.	都道府県	団体名	請求回数	請求日時	請求金額	支払日時	仮払金額
14.	福島県	福島県漁業協同組合連合会	第14回	■■■■■■■■■■			
15.	福島県	福島県漁業協同組合連合会	第15回	■■■■■■■■■■			
16.	福島県	福島県漁業協同組合連合会	第16回	■■■■■■■■■■			
17.	茨城県	茨城沿海地区漁業協同組合連合会	第1回	■■■■■■■■■■			
18.	茨城県	茨城沿海地区漁業協同組合連合会					
19.	茨城県	茨城沿海地区漁業協同組合連合会	第2回	■■■■■■■■■■			
20.	茨城県	茨城沿海地区漁業協同組合連合会					
21.	茨城県	茨城沿海地区漁業協同組合連合会					
22.	茨城県	茨城沿海地区漁業協同組合連合会					
23.	茨城県	茨城沿海地区漁業協同組合連合会					
24.	茨城県	茨城沿海地区漁業協同組合連合会	第3回	■■■■■■■■■■			
25.	茨城県	茨城沿海地区漁業協同組合連合会	第4回	■■■■■■■■■■			
26.	茨城県	茨城沿海地区漁業協同組合連合会					
27.	茨城県	茨城沿海地区漁業協同組合連合会	第5回	■■■■■■■■■■			
28.	千葉県	千葉沿海地区漁業協同組合連合会	第1回	■■■■■■■■■■			

No.	都道府県	団体名	請求回数	請求日時	請求金額	支払日時	仮払金額
29.	福島県内水面 漁業	福島県内水面漁業協同組合連合会	第1回	██████████			
30.	北部太平洋ま き網漁業	北部太平洋まき網漁業協同組合連合会	第1回	██████████			

主な損害項目における補償基準の概要

損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類例
政府による避難等の指示等に係る損害について			
<p>避難費用 帰宅費用 一時立入費用</p>	<p>□ 避難等対象者の方（当社事故が発生した後に、避難等対象区域内から同区域外へ避難のための立退き及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた方、当社事故発生時に避難等対象区域外にあり、同区域内に生活の本拠としての住居があるものの引き続き避難等対象区域外滞在を余儀なくされた方）のうち、避難等のための交通費、宿泊費等を負担された方</p>	<p>○ 交通費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一都道府県内の移動：原則として1回当たり一人5000円をお支払い。但し、御負担された交通費が5000円を超える場合には、具体的な御事情を確認させていただきます。</li> <li>・ 都道府県を越える自家用車による移動：移動元、移動先毎に策定した標準金額（自家用車）をお支払い。</li> <li>・ 都道府県を越えるその他の手段による移動：原則として移動元、移動先毎に策定した標準金額（その他交通機関）をお支払い。但し、御負担された交通費が標準金額を超える場合には、具体的な御事情を確認させていただきます。</li> </ul> <p>○ 宿泊費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実費を基準と致しますが、原則として1泊当たり一人8000円を上限とさせていただきます。但し、御負担された宿泊費が8000円を超える場合には、具体的な御事情を確認させていただきます。</li> </ul> <p>○ 家財道具の移動費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一都道府県内の自家用車による移動：原則として片道1回当たり5000円をお支払い。但し、御負担が5000円を超える場合には、具体的な御事情を確認させていただきます。</li> <li>・ 都道府県を越える自家用車による移動：移動元と移動先毎に策定した標準金額（自家用車）をお支払い。</li> <li>・ その他手段での移動：実費をお支払い。</li> </ul>	<p>(1) 実費を証する資料 領収書</p> <p>(2) 除染を行ったことを証する費用 除染結果証明書 等</p>

損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類例
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 除染費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として1回当たり5000円をお支払い。但し、御負担された除染費用が5000円を超える場合には、具体的な御事情を確認させていただきます。</li> </ul> </li> </ul>	
生命・身体的損害	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 避難等を余儀なくされたために、傷害を負い、健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡された避難等対象者の方</li> <li>□ 避難等を余儀なくされたために、健康状態の悪化等を防止するため、医療費等を支払った避難等対象者の方（高齢の方や既往症を抱えている方等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として実費をお支払い。</li> <li>※1 既往症等の悪化防止費用のうち、一人当たり10万円を超える部分については、50%をお支払い。</li> <li>※2 1回・累計10万円以上の請求については、医師の診断書を御提出頂きます。</li> <li>※3 後遺障害、心的外傷後ストレス障害等及び死亡に関する逸失利益の補償につきましては、具体的な御事情を確認させて頂いた上で、個別に対応させていただきます。</li> </ul> </li> <li>○ 交通費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ タクシーを御利用の場合：御負担された交通費について、具体的な御事情を確認させていただきます。</li> <li>・ その他交通機関を御利用の場合：原則として1回当たり一人5000円をお支払い。但し、御負担された交通費が5000円を超える場合には、具体的な御事情を確認させていただきます。</li> </ul> </li> <li>○ 宿泊費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難費用の基準に準じます。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 実費を証する資料 領収書</li> <li>(2) 避難と因果関係のある障害、疾病等であることを確認する資料 診断書 等</li> </ul>
就労不能等に伴う損害	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 避難等対象区域にお住まいの方又は勤務地等がある方のうち、避難等によって就労が困難となり、減収等を生じた方、及び平成23年3月11日時点で就職・復職を予定していた方で、避難等により就労</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労不能等による給与等の減収分＋追加的費用 <u>(従前の平均収入－現在の実収入)＋転居費用等をお支払い。</u></li> <li>※1 従前の収入に関する書類が提出頂けない方については、就労形態、就労時間等に基づき策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 就労の事実、就労形態を証する資料 就労状況証明書、保険証</li> <li>(2) 従前の収入金額を証する資料 源泉徴収票 給与明細 預金通帳</li> </ul>

損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類例
	が困難となり、減収等を生じた方	定した基準賃金（月3万～1万5000円）に基づき、減収額を算定した上でお支払い。	(3) 転居費用等の実費を証する資料 領収書 等
避難生活等による精神的損害	<input type="checkbox"/> 避難等対象者の方	○ 避難された方については、平成23年3月11日から平成23年8月31日までの避難分として10万円/月あるいは12万円/月、平成23年9月1日から平成24年2月29日までの避難分として5万円/月を、それぞれお支払い。  ※1 なお、その後については事故の収束状況を踏まえて検討させていただきます。 ※2 屋内退避を継続している方については、一人当たり10万円をお支払い。	(1) 避難等対象区域から避難されていることを証する資料 住民票 等
検査費用（人）	<input type="checkbox"/> 避難等対象者の方のうち、当社事故が生じたことにより健康診断費用、放射線検査費用等を負担された方	○ 検査費用 ・ 健康診断：1回当たり8000円をお支払い。但し、御負担された健康診断費用が8000円を超える場合には、具体的な御事情を確認させていただきます。 ・ 放射線検査：1回当たり1万5000円をお支払い。但し、御負担された検査費用が1万5000円を超える場合には、具体的な御事情を確認させていただきます。 ○ 交通費、宿泊費 ・ 生命・身体的損害の基準に準じます。	(1) 検査の事実を証する資料 検査結果証明書 (2) 実費を証する資料 領収書 等
検査費用（物）	<input type="checkbox"/> 避難等対象区域内の財物の所有者で、当該財物について放射線検査費用を負担された方	○ 放射線検査費用 ・ 1回当たり1万7000円をお支払い。但し、御負担された放射線検査費用が1万7000円を超える場合には、具体的な御事情を確認させていただきます。 ・ 原則として1回分を対象と致します。	(1) 検査の事実を証する資料 検査結果証明書 (2) 実費を証する資料 領収書 等
財物価値の喪失又は減少等	<input type="checkbox"/> 避難等対象区域の財物の所有者で、当社事故に関して当該財物の価値が喪失又は減少した方	→ 警戒区域の解除がされていないこと、被害を受けられた方々の財産状況の確認や想定が難しいこと等から、継続的に検討を行った上で、改めて御案内させていただきます。	

損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類例
営業損害（法人・個人事業主（林業者を含む。））	<input type="checkbox"/> 避難等対象区域内において、平成23年3月11日時点で事業を営んでおり、避難等により損害を被った法人・個人事業主（林業者を含む。）	<input type="radio"/> 避難指示等に伴う減収分＋追加的費用 <u>（過去の資料に基づく粗利－支払いを免れた固定費変動費（※1））×本年度の減収率（※2）＋追加的費用</u> ※1 過年度における実績で算定します。 ※2 避難指示等に伴う減収に限ります。	(1) 身分を証する資料 法人登記簿（あるいは住民票） (2) 事業を営んでいたことを証する資料 納税証明書 (3) 従前の収入金額を証する資料 損益計算書 確定申告書 等
営業損害（農業）	<input type="checkbox"/> 避難等対象区域内において、平成23年3月11日時点で農業を営んでおり、避難等により損害を被った法人・個人事業主	<input type="radio"/> 避難指示等に伴う減収分＋追加的費用 <u>耕作できなかった面積×面積当たりの期待所得＋助成金相当額＋追加的費用</u> <input type="radio"/> 避難指示等に伴う減収分＋追加的費用（畜産の場合） <u>飼育頭数×一頭当たりの期待所得＋追加的費用</u>	(1) 農業所得を証する資料 確定申告書 (2) 農業者であることを証する資料 農地基本台帳 (3) 家畜を飼育していることを証する資料 個体識別番号 等
営業損害（漁業）	<input type="checkbox"/> 避難等対象区域内において、平成23年3月11日時点で漁業を営んでおり、避難等により損害を被った法人・個人事業主	<input type="radio"/> 避難指示等に伴う減収分＋追加的費用 <u>過去の平均漁獲高－過去の平均経費＋現実に支出した費用＋追加的費用</u>	(1) 漁業者であることを証する資料 漁業従事者証明 (2) 従前の収入金額を証する資料 納税証明書 確定申告書 等
<b>政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害について</b>			
営業損害	<input type="checkbox"/> 漁業、内航海運業、旅客船事業、航空運送事業を営んでおり、航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴い損害を被った法人・個人事業主	<input type="radio"/> 当該区域内での操業又は航行を断念したことによる減収分＋追加的費用 <u>過去の資料に基づく粗利－支払いを免れた固定費、変動費（※1）×本年度の減収率（※2）＋追加的費用</u> ※1 過年度における実績で算定します。 ※2 航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴う減収に限ります。	(1) 身分を証する資料 法人登記簿（あるいは住民票） (2) 従前の収入金額を証する資料 損益計算書 確定申告書 等

損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類例
就労不能等に伴う損害	<input type="checkbox"/> 航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴い減収等が生じた事業者の被用者で、当該区域内での航行等が不能等となったことにより当該事業者の経営状態が悪化したため就労不能等となった方	→ 航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴う営業損害についての実態を踏まえた上で、改めて御案内させていただきます。	(1) 就労の事実、就労形態を証する資料 就労状況証明書、保険証 (2) 従前の収入金額を証する資料 源泉徴収票 給与明細 預金通帳 等
<b>政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について</b>			
営業損害（農林業）	<input type="checkbox"/> 出荷制限指示等の対象地域において、対象品目の出荷等の断念を余儀なくされたことにより、損害を被った農業者・林業者である法人・個人事業主	<input type="checkbox"/> 出荷制限指示等に伴う減収分  <u>実際に収穫した対象品目に係る損害額（※1）＋圃場廃棄による損害額（※2）＋作付断念による損害額（※3）＋追加的費用</u>  ※1 実際に収穫した対象品目に係る損害額＝実取引価格×収穫数量 ※2 圃場廃棄による損害額＝予定取引価格×廃棄数量－出荷費用 ※3 作付断念による損害額＝予定取引価格×予定生産数量×期待所得率 ※4 なお、牛肉からセシウムが検出されたことにより起因する出荷制限指示による損害については、現在、取扱いを検討しております。	(1) 農業者であることを証する資料 農地基本台帳 (2) 価格、取引数量を証する資料 仕切伝票、出荷伝票 (3) 所得額を確認する資料 確定申告書 (4) 実費を証する資料 廃棄伝票 等
営業損害（漁業）	<input type="checkbox"/> 操業自粛要請等に基づき操業を自粛したことにより、損害を被った漁業者である法人・個人事業主	<input type="checkbox"/> 操業自粛要請等に伴う減収分+追加的費用  <u>過去の平均漁獲高－過去の平均経費＋現実に支出した費用＋追加的費用</u>	(1) 漁業者であることを証する資料 漁業従事者証明 (2) 従前の収入金額を証する資料 納税証明書 確定申告書 (3) 実費を証する資料 廃棄伝票 等
営業損害（加工・流通業）	<input type="checkbox"/> 出荷制限指示等の対象品目を既に仕入れ又は加工したことにより、当該指示等に伴い、当該品目又はその加工品の販	<input type="checkbox"/> 出荷制限指示等に伴う減収分+追加的費用  <u>出荷制限指示等に伴い販売を断念した数量×予定取引価格－出荷費用＋追加的費用</u>	(1) 身分を証する資料 法人登記簿（あるいは住民票） (2) 価格、取引数量を証する資料 仕切伝票、出荷伝票



損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類例
	売の断念を余儀なくされたことにより、損害を被った加工・流通業の法人・個人事業主		(3) 在庫量等を証する資料 帳簿 (4) 従前の収入金額を証する資料 損益計算書 等
就労不能等に伴う損害	<input type="checkbox"/> 出荷制限指示等の対象となった事業者等の被用者で当該出荷制限指示等により当該事業者の経営状態が悪化したため、就労不能等となった方	→ 出荷制限指示等に伴う営業損害についての実態を踏まえた上で、改めて御案内させていただきます。	(1) 就労の事実、就労形態を証する資料 就労状況証明書、保険証 (2) 従前の収入金額を証する資料 源泉徴収票 給与明細 預金通帳 等
検査費用（物）	<input type="checkbox"/> 出荷制限指示等に基づき検査を行った法人・個人事業主	○ 出荷制限指示等に基づく検査費用 実費を基準とし、併せて検査の必要性等について確認させていただきます。	(1) 検査実費を証する資料 領収書 等
<b>その他の政府支持等に係る損害について</b>			
営業損害	<input type="checkbox"/> 政府が当社事故に関し行う指示等に伴い、当該指示等に係る行為の制限を余儀なくされる等により損害を被った法人・個人事業主	○ 当該指示等に伴う減収分+追加的費用  <u>(過去の資料に基づく粗利-支払いを免れた固定費変動費(※1)) × 本年度の減収率(※2) + 追加的費用</u>  ※1 過年度における実績で算定します。 ※2 政府が当社事故に関し行う指示等に伴う減収に限ります。	(1) 身分を証する資料 法人登記簿（あるいは住民票） (2) 従前の収入金額を証する資料 損益計算書 確定申告書 等
就労不能等に伴う損害	<input type="checkbox"/> 政府が当社事故に関し行う指示等の対象となった事業者の被用者で、当該指示等により当該事業者の経営状態が悪化したため、就労不能等となった方	→ 政府が当社事故に関し行う指示等に伴う営業損害についての実態を踏まえた上で、改めて御案内させていただきます。	(1) 就労の事実、就労形態を証する資料 就労状況証明書、保険証 (2) 従前の収入金額を証する資料 源泉徴収票 給与明細 預金通帳 等
検査費用（物）	<input type="checkbox"/> 政府が当社事故に関し行う指示等に基づき検査を行った法人・個人事業主	○ 当該指示等に基づく検査費用 実費を基準とし、併せて検査の必要性等について確認させていただきます。	(1) 検査実費を証する資料 領収書 等

損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類例
<b>いわゆる風評被害について</b>			
農林漁業の風評被害	<input type="checkbox"/> 中間指針記載の対象区域の対象品目に係る農林漁業者で、当社事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主	<input type="checkbox"/> 当社事故による買い控え等に伴う減収分+追加的費用  <u>過去の資料に基づく売上高×買い控え等によって生じた対象品目の市場価格の下落率(※1) +追加的費用</u>  ※1 買い控え等によって生じた対象品目の市場価格の下落率については、市場でのデータをもとに、「被害対象県の平均価格下落率-被害対象県を除く他の地域全体の平均価格下落率」にて算定しますが、具体的な値については、現在検討を行っております。 ※2 なお、牛肉からセシウムが検出されたことにより起因し出荷制限指示が出されたことによる風評被害については、現在、取扱いを検討しております。	(1) 農林漁業者であることを証する資料 各種事業者証明書 (2) 過去の収入金額を証する資料 損益計算書 確定申告書 等
農林水産物の加工業・食品製造業・流通業の風評被害	<input type="checkbox"/> 主たる事業所又は工場が福島県に所在する農林水産物の加工業者又は食品製造業者で、当社事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主  <input type="checkbox"/> 主たる原料が中間指針記載の対象地域における対象品目となっている農林水産物等、及び摂取制限措置が現に講じられている水为原料として使用する食品を取扱う加工業又は食品製造業を営んでおり、当社事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主	<input type="checkbox"/> 当社事故による買い控え等に伴う減収分+追加的費用  <u>(過去の資料に基づく粗利-支払いを免れた固定費変動費(※1)) × (売上高の減少率-当社事故以外の影響による売上高の減少率(※2)) +追加的費用</u>  ※1 過年度における実績で算定します。 ※2 当社事故以外の影響による売上高の減少率については現在検討を行っております。	(1) 身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2) 従前の収入金額を証する資料 確定申告書 決算書 納税証明書 (3) 買い控え等があったことを証する資料 帳簿 等

損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類例
	<input type="checkbox"/> 中間指針記載の対象品目を継続的に取り扱っていた流通業者で、当社事故に伴い、既に仕入れた対象品目に関する買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主		
観光業の風評被害	<input type="checkbox"/> 福島県、栃木県、茨城県、群馬県に営業の拠点があり、且つ主として観光客を対象として営業を行っており、当社事故に伴う解約・予約控え等による損害を被った法人・個人事業主 <input type="checkbox"/> 外国人観光客の当社事故に伴う解約による損害を被った観光業を営む法人・個人事業主	<input type="radio"/> 当社事故による解約・予約控え等に伴う減収分+追加的費用  <u>(過去の資料に基づく粗利-支払いを免れた固定費変動費(※1)) × (売上高の減少率-当社事故以外の影響による売上高の減少率(※2)) + 追加的費用</u>  ※1 過年度における実績で算定します。 ※2 当社事故以外の影響による売上高の減少率については、現在検討を行っております。  <input type="radio"/> 当社事故により、当社事故後、5月末までの外国人観光客の通常の解約率(※1)を上回る解約に伴い発生した減収分+追加的費用  ※1 解約率の具体的な算定方法については、解約の実態を踏まえ、現在検討を行っております。	(1) 身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2) 従前の収入金額を証する資料 確定申告書 決算書 納税証明書 (3) 解約率及び売上高の減少を証する資料 帳簿 等
製造業、サービス業等の風評被害	<input type="checkbox"/> 福島県に所在する拠点で製造業、サービス業を行っており、当該拠点において当社事故に伴う買い控えや取引停止等による損害を被った法人・個人事業主	<input type="radio"/> 当社事故による買い控え等に伴う減収分+追加的費用  <u>(過去の資料に基づく粗利-支払いを免れた固定費変動費(※1)) × (売上高の減少率-当社事故以外の影響による売上高の減少率(※2)) + 追加的費用</u>  ※1 過年度における実績で算定します。	(1) 身分を証する資料 法人登記簿(あるいは住民票) (2) 従前の収入金額を証する資料 確定申告書 決算書 納税証明書 (3) 買い控え等があったことを証する資料 帳簿 等

損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類例
		※2 当社事故以外の影響による売上高の減少率については現在検討を行っております。	
輸出に係る風評被害	<input type="checkbox"/> 輸出先国の要求等により必要且つ合理的な範囲の検査費用等を負担した輸出業を営む法人・個人事業主 <input type="checkbox"/> 輸出先国の輸入拒否がされた時点で、既に当該輸出先国向けに輸出され、又は生産・製造されたものに関して廃棄、転売若しくは生産・製造の断念を余儀なくされたため損害を被った輸出業を営む法人・個人事業主	<input type="checkbox"/> 輸出先国の要求等による検査費用+各種証明書の発行費用等 <u>検査費用+各種証明書の発行費用等</u> <input type="checkbox"/> 製品等の廃棄、転売又は製造の断念により生じた減収分+追加的費用 <u>契約内容等に基づき算定される損害額+追加的費用</u>	(1) 身分を証する資料 法人登記簿（あるいは住民票） (2) 実費を証する資料 領収書 (3) 輸入拒否等があったことを証する資料 契約書 解約通知 (4) その他資料 廃棄証明書 確定申告書 等
<b>いわゆる間接被害について</b>			
営業損害	<input type="checkbox"/> 第一次被害者と一定の経済的関係にあり、事業等の性格上、第一次被害者との代替性のない取引を行っていた法人・個人事業主	<input type="checkbox"/> 間接被害に伴う減収分+追加的費用 <u>(過去の資料に基づく粗利-支払いを免れた固定費変動費(※2)) × 売上高の減少率(※3) + 追加的費用</u> ※1 契約書等により、第一次被害者との取引に代替性がないこと、第一次被害者の避難や事業休止等により被った損害であることを確認させていただきます。 ※2 過年度における実績で算定します。 ※3 第一次被害者との代替性のない取引により生じた間接被害に限ります。	(1) 身分を証する資料 法人登記簿（あるいは住民票） (2) 一次被害者との関係を証する資料 契約書 会社案内（HP） (3) 従前の収入金額等を証する資料 確定申告書 帳簿 等
就労不能等に伴う損害	<input type="checkbox"/> 第一次被害者と一定の経済的関係にあり、代替性のない取引を行っていた上記法人・個人事業主に雇われていた従業員	<input type="checkbox"/> 間接被害に伴う営業損害についての実態を踏まえた上で、改めて御案内させていただきます。	(1) 就労の事実、就労形態を証する資料 就労状況証明書、保険証 (2) 従前の収入金額を証する資料 源泉徴収票 給与明細

損害項目	補償対象者	補償基準	必要書類例
			預金通帳 等
<b>放射線被曝による損害について</b>			
放射線被曝による損害	<input type="checkbox"/> 中間指針で示された対象者のうち、当社事故に係る放射線被曝による急性又は晩発性の放射線障害により障害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡した方	→ 放射線被曝による障害の状況を踏まえた上で、改めて御案内させていただきます。	
<b>その他</b>			
地方公共団体等の財産的損害等		→ 避難等対象区域の解除日程が確定していないこと、除染方法が明らかになっていないこと等から、当社事故の収束状況等を踏まえつつ、継続的に検討を行った上で、改めて御案内させていただきます。	

(当社ホームページ([http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu11\\_j/images/110830e.pdf](http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu11_j/images/110830e.pdf))より作成。)

政府による出荷制限指示等一覧

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県)：9月12日現在

			出荷制限 福島県	
			全域	地域別
原乳			3/21～ (右の地域を 除く。)	3/21～4/8 解除： (喜多方市、磐梯市、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町)
				3/21～4/16 解除： (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(旧都路村の区域を除く。)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鮫川村、塙町、矢祭町、いわき市)
				3/21～4/21 解除： (相馬市、新地町)
				3/21～5/1 解除： (南相馬市(鹿島区のうち、鳥崎、大内、川子及び塩崎を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域を除く。))
				3/21～6/8 解除： (田村市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域を除く。))
野菜類	非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	ハウレンソウ、カキナ	3/21～ (右の地域を 除く。)	3/21～5/4 解除： (白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
				3/21～5/11 解除： (会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村)
				3/21～5/25 解除： (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))
				3/21～6/1 解除： (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)
	その他すべて	3/23～ (右の地域を 除く。)	3/21～6/23 解除： (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村)	
			3/23～5/4 解除： (白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	
			3/23～5/11 解除： (会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村)	
			3/23～5/25 解除： (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町	

		出荷制限	
		福島県	
		全域	地域別
			区大原字和田城の区域を除く。))
			3/23～6/1 解除： (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)
			3/23～6/23 解除： (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村)
結球性葉菜類(キャベツ等)	3/23～ (右の地域を除く。))		3/23～4/27 解除： (会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村)
			3/23～5/4 解除： (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)
			3/23～5/11 解除： (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
			3/23～5/25 解除： (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))
アブラナ科の花畜類(ブロッコリー、カリフラワー等)	3/23～ (右の地域を除く。))		3/23～4/27 解除： (白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
			3/23～5/4 解除： (いわき市)
			3/23～5/11 解除： (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)
			3/23～5/18 解除： (会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町)
		3/23～6/15 解除： (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村)	
カブ	3/23～ (右の地域を除く。))		3/23～5/4 解除： (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の区域を除く。)、いわき市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村)
			3/23～5/18 解除： (白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津村、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷村、檜枝岐村、只見町)
			3/23～6/23 解除： (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))
原木しいたけ(露地)	—	4/13～	(伊達市、飯館村、相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、川俣

		出荷制限	
		福島県	
		全域	地域別
			町、葛尾町、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る。)、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る。))
		4/18~	(福島市)
		4/13~4/25 解除:	(いわき市)
		4/25~	(本宮市)
		4/13~5/16 解除:	(田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域を除く。)、新地町)
		4/13~5/23 解除:	(川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域を除く。))
原木しいたけ(施設栽培)	-	7/19~	(伊達市)
		7/22~	(新地町)
		7/19~9/7 解除:	(本宮市)
菌根菌に属するキノコ類 (野生のものに限る。)	-	9/6~	(棚倉町、古殿町)
たけのこ	-	5/9~	(伊達市、相馬市、三春町)
		5/13~	(南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村)
		5/9~5/30 解除:	(平田村)
		5/9~6/8 解除:	(いわき市)
		5/9~6/21 解除:	(天栄村)
		5/13~6/21 解除:	(国見村)
くさそてつ(こごみ)	-	5/9~	(福島市、桑折町)
ウメ	-	6/2~	(福島市、伊達市、桑折町)
ウズ	-	6/6~	(相馬市、南相馬市)
		8/29~	(福島市、南相馬市)
イカナゴの稚魚	4/20~		
ヤマメ(養殖を除く。)		6/6~	(秋元湖、檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。))及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。))
		6/17~	(真野川(支流を含む。))
ウグイ		6/17~	(真野川(支流を含む。))
		6/27~	(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))
アユ(養殖を除く。)		6/27~	(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))
肉	牛肉	7/19~	8/25 一部解除 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。)

(資料：厚生労働省「地域別出荷制限・制限解除対象品目一覧表」)

※  の箇所は、出荷制限の対象




原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域)：9月12日現在

			出荷制限													
			茨城県		栃木県		群馬県		千葉県		神奈川県		宮城県		岩手県	
			全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別
原乳			3/23~4/10 解除		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
野菜	非結球性 葉菜類 (ホウレン ソウ、コマツナ等)	ホウレン ソウ	3/21~4/17 解除 (右の地域を 除く。)	3/21~6/1 解除 北茨城 市、高萩 市	3/21~ 4/27 解除	3/21~ 4/21 解除 那須塩原 市、塩谷 町	3/21~4/8 解除	-	-	4/4~4/22 解除 旭市、香 取市、多 古町	-	-	-	-	-	
		カキナ	3/21~4/17 解除		3/21~ 4/14 解除		3/21~4/8 解除	-	-		-	-	-	-	-	-
		シュンギ ク、チン ゲン、サイ、サン チュ	-		-		-	-	-	4/4~4/22 解除 旭市	-	-	-	-	-	-
	パセリ	3/23~4/17 解除		-		-	-	-	4/4~4/22 解除 旭市	-	-	-	-	-	-	
	セルリー	-		-		-	-	-	4/4~4/22 解除 旭市	-	-	-	-	-	-	
肉	牛肉	-		8/2~ (8/25~県 の定める 出荷・検 査方針に 基づき管 理される 牛を除 く。)		-	-	-	-	-	7/28~ (8/19~県 の定める 出荷・検 査方針に 基づき管 理される 牛を除 く。)		8/1~ (8/25~県 の定める 出荷・検 査方針に 基づき管 理される 牛を除 く。)		-	
その他	茶	6/2~		-	6/2~ 鹿沼市、 大田原 市、 7/8~ 栃木市	-	6/30~ 渋川市、 桐生市	-	6/2~ 野田市、 成田市、 八街市、 富里市、 山武市、 7/4~ 勝浦市	-	6/2~ 小田原 市、粟川 町、清川 村、真鍋 町、湯河 原町、 6/23~ 相模原市 6/27~ 中井町	-	-	-	-	

						6/2~9/7 解除 大綱白里 街	6/2~8/29 解除 南足柄市 6/23~ 9/12 解除 松田町、 山北町		
--	--	--	--	--	--	----------------------------	---	--	--


(資料：厚生労働省「地域別出荷制限・制限解除対象品目一覧表」)

※  の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：9月12日現在

		摂取制限	
		福島県	
		全域	地域別
野菜	非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	3/23~ (右の地域を除く。)	3/23~5/4 解除： (白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
			3/23~5/11 解除： (会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村)
			3/23~5/25 解除： (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))
			3/23~6/1 解除： (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)
			3/23~6/23 解除： (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村)
	結球性葉菜類(キャベツ等)	3/23~ (右の地域を除く。)	3/23~4/27 解除： (会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村)
			3/23~5/4 解除： (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)
			3/23~5/11 解除： (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
			3/23~5/25 解除： (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))
			3/23~4/27 解除： (白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
	アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	3/23~ (右の地域を除く。)	3/23~5/4 解除： (いわき市)
			3/23~5/11 解除： (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)
			3/23~5/18 解除： (会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町)
			3/23~6/15 解除： (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村)
			4/13~ 飯館村
原木しいたけ(露地)	—	4/13~	飯館村
菌根菌に属するキノコ類(野生のものに限る。)	—	9/6~	棚倉町
水産物	イカナゴの稚魚	4/20~	

(資料：厚生労働省「地域別出荷制限・制限解除対象品目一覧表」)

※  の箇所は、出荷制限の対象